

平成30年第7回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成30年12月 7日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成30年12月 7日
2. 閉 会 平成30年12月13日
3. 会 期 7日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正 義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

2. 不応招議員

なし

平成30年第7回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成30年12月 7日（金）……5～9頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

平成30年12月10日（月）……11～71頁

- 日程第1 一般質問（三留満、秦貞継、薄幸一、三留正義、猪俣常三）

平成30年12月11日（火）……73～130頁

- 日程第1 一般質問（伊藤一男、渡部憲、小柴敬、長谷川義雄、多賀剛）

平成30年12月12日（水）……131～176頁

- 日程第1 一般質問（青木照夫、清野佐一）
- 日程第2 議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 平成30年度西会津町一般会計補正予算（第4次）

平成30年12月13日（木）……177～208頁

- 日程第1 議案第6号 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第2 議案第7号 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第3 議案第8号 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第4 議案第9号 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第5 議案第10号 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第6 議案第11号 平成30年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）

日程第 7	議案第12号	平成 3 0 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算 (第 2 次)
日程第 8	議案第13号	平成 3 0 年度西会津町水道事業会計補正予算 (第 2 次)
日程第 9	議案第14号	公社造林契約の一部変更について
日程第10	議案第15号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについ て
日程第11	議案第16号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
追加日程第 1	提案理由の説明	
追加日程第 2	議案第17号	福島県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第12	議会案第 1 号	西会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例
日程第13	議会案第 2 号	西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第14	議会案第 3 号	西会津町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第15	陳情第 7 号	黒沢集落 水道建設に関する要望書
日程第16	議会運営委員会の継続審査申出について	
日程第17	議会広報特別委員会の継続審査申出について	
日程第18	政策提言調査特別委員会の継続審査申出について	

平成30年第7回西会津町議会定例会会議録

平成30年12月 7日（金）

開 会 10時00分
散 会 11時38分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正 義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第 7 回議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 3 0 年 1 2 月 7 日 午前 1 0 時開議

開 会

開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議長諸報告

日程第 4 管外行政調査実施報告

日程第 5 例月出納検査報告

日程第 6 付議事件名報告

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 報告第 1 号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

（経常任委員会）

（常任委員会会場）

○ 経常任委員会 …… [第 2 委員会室]

○議長 おはようございます。

ただ今から平成 30 年第 7 回西会津町議会定例会を開会します。(10 時 00 分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 おはようございます。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 16 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 1 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、4 番、小柴敬君、12 番、荒海清隆君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの 7 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 13 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

9 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 （別紙報告書により報告）

○議長 経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 （別紙報告書により報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まずはじめに、総務常任委員会。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 続いて、経済常任委員会。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 （例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 日程第8、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分事項の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、物損事故に係るものであります。

それでは、報告第 1 号の報告書をご覧ください。

まず、事件の発生年月日につきましては、平成 30 年 7 月 27 日であります。その主な内容であります。埼玉県熊谷市石原 1193-1 のホテル駐車場において、駐車しようとしてマイクローバスを後退した際にフェンスポールに接触して損傷したものであります。損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、平成 30 年 10 月 13 日、9 万 5,000 円であります。なお、過失割合につきましては、当方 100 パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（11時38分）

平成30年第7回西会津町議会定例会会議録

平成30年12月10日（月）

開 会 10時00分
延 会 16時20分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正 義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第7回議会定例会議事日程（第4号）

平成30年12月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 三留 満 | 2. 秦 貞継 | 3. 薄 幸一 |
| 4. 三留 正義 | 5. 猪俣 常三 | 6. 伊藤 一男 |
| 7. 渡部 憲 | 8. 小柴 敬 | 9. 長谷川義雄 |
| 10. 多賀 剛 | 11. 青木 照夫 | 12. 清野 佐一 |

○議長 おはようございます。

平成 30 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。なお、質問項目で重複している質問がありますので、質問、答弁を確認し、同じ質問はしないように努めていただきたいと思います。

1 番、三留満君。

○三留満 皆さん、おはようございます。1 番、三留満です。私は今回、1 件の一般質問を通告しております。質問をさせていただきます。

若者向け住宅について伺います。9 月定例議会において、旧野沢保育所跡地に若者向け住宅整備方針が示され、保育所解体の予算案を承認いたしました。若者向け住宅建設については、質疑において何点か疑問点や問題点を指摘しておりますので、その後の経緯について伺います。

1、周辺住民への説明会において、十分な理解が得られましたか。

2、事業計画策定におけるプロセスに問題はありませんでしたか。

3、雪対策、除排雪、周辺部との段差については、どのように考えておられますか。

4、若者定住住宅や子育て世代住宅については、今後どのように進めようと考えておりますか。

以上、お伺いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1 番、三留議員の若者向け住宅についてのご質問のうち、若者定住住宅や子育て世代住宅など、今後の住宅政策についてのご質問にお答えをいたします。

現在取り組んでおります主に単身者等を対象とした若者向け住宅整備に続く、今後の住宅対策についてであります。住環境の整備は、移住・定住施策を推進する上で最も重要な基盤の一つであると認識しております。

町では、今までも西原住宅や下小屋住宅、西林東住宅といった公営住宅法に基づく住宅のほか、第一・第二定住促進住宅などの町営住宅を整備し、必要な住宅の供給を行ってきたところであります。さらに現在のさゆりが丘に住宅団地を整備し、優良な住宅用地の分譲を行ってきたところであります。

今後、現在策定している新たな総合計画の重点プロジェクトの一つに位置付けしております、野沢・尾野本エリアのまちづくりを検討する中心エリア整備構想の中で、若者から子育て世代、シニア世代まで、将来にわたって町内に住める環境づくりを検討してまいります。考えでありますので、ご理解をお願いします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 1 番、三留議員の若者向け住宅についてのご質問にお答えいたします。

若者向け住宅整備事業につきましては、若年層の移住・定住を図るため、町内に不足し

ている单身者向けの賃貸集合住宅、いわゆるアパートを旧野沢保育所跡地に来年度整備するものであり、9月議会定例会において保育所施設の解体撤去に係る補正予算をご議決いただいたところであります。

まず、周辺住民の皆さんの理解は得られたかとおたがひでございますが、10月1日と11月14日の2回にわたり、主に野沢4町内、5町内の皆さんを対象に事業の説明会を開催したほか、10月15日には敷地に隣接する住民の皆さんとの意見交換会を開催し、事業への協力をお願いしたところであります。住民の皆さんからは、事業を進めるにあたって心配される点や不安な点などのご意見もありましたが、そうした点への対応についても一つひとつ説明をさせていただき、ご理解いただけたものと考えております。

次に、計画策定におけるプロセスに問題はなかったかとおたがひでございますが、本事業を進めるにあたっては、まず本年2月に若者向け住宅についてのニーズ調査と民間アパート等の実態調査を行い、相当数のニーズに対して賃貸住宅等の物件が極めて不足している現状を把握したところであります。これを受け、町では6月の全員協議会においてニーズ調査の結果とともに若者向け住宅整備の必要性について議員の皆さまにご説明させていただいているところです。その後、住宅整備に向け、事業規模や整備場所等についての検討作業を進め、9月の全員協議会において、旧野沢保育所敷地に単身世帯向けの20戸程度の集合賃貸住宅を整備する方針について、説明させていただいております。その後、先ほど申し上げました周辺住民の皆さんへの説明会等を開催したところ、周辺住民の皆さんからは、議会中継で初めて知ったとのご指摘もいただきました。

町といたしましては、議会制民主主義の制度の中で、議会に先にご説明したことについては適切であったと考えておりますが、協働のまちづくりの精神に則り、今後事業を進めるにあたっては、周辺の皆さんへの説明の時期や方法については、改善を図ってまいりたいと考えております。

次に除排雪対策についてでございますが、現在、排雪場所として使用している旧保育所の園庭部分はそのまま残すこととしており、周辺の道路除雪はこれまでと変わらず実施できるよう配慮いたします。また、アパートの駐車場等の除排雪や、おたがひの敷地侵入路と道路との段差につきましては、今後、建物の設計と併せて検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは再質問をさせていただきます。9月定例議会後に、10月1日に周辺の皆さんに説明会が開催されたわけですが、私も9月議会でいろんな質問をさせていただいた経緯もありまして、住民の皆さんがどのような考え方をされているのかという思いもありまして、私も出席をさせていただきました。どういう説明があるのかなという思いで参加された方と、やはり意見を言わなきゃいけないという思いで参加された方、私は二通りあったのかなこう思っておりますが、やはりその中で、決定してから説明会を開いてね、同意をしてくださいというのでは、町民が主役の協働のまちづくりの精神に反するのではないかという、非常に厳しい意見がありましたね。ここら辺は非常に、確かに町行政サイドとすれば、そういう手法、今、議会に承認をしてからという手法も、これは決して間違っていないんだろうけど、しかし、町民のサイドからすれば、ここでも課長が

答弁にありましたように、議会中継で初めて分かったというようなことにいったというのは、やはりそのプロセスといいますか、非常に大きな問題があったのではないかなと考えておりますけれども、この協働のまちづくりを進める上で、今後のこともありますので、今回のような、特に住民生活に直接関わるような問題に関しては、やはりその進め方については、やはりもっと慎重に十分周辺の住民の皆さんとの意見交換が必要ではないのかなと感じましたけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたが、今回はこの事業計画について、議会の皆さんに説明させていただいた後に、住民の皆さんに説明会を開いて説明したということについては、議員、言われたとおりであります。今回の進め方については、先ほども申し上げましたとおり、議会の皆さまは住民の代表ということでありますので、進め方については適切であったというふうに考えておりますが、今後、いろいろな課題に対して、その進め方については、その都度、住民の皆さんにどういうふうな方法でこういった時期にご説明申し上げるかというのは、その都度、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 このような住宅建設等に関しては、説明会の中でも、区長さんでしたか、このようなやり方は民間の手法ではあり得ないことだと、やはり周辺住民に説明をして、やはり理解や同意を得ることがまず優先されるのではないかと、一般的なその行政の手法としては、やはり今後、考える必要があるのではないのかというような指摘がありましたけれども、やはりその点についての、一般の、普通の行政的な事務といいますかね、とはやはり、こういうまちづくり、住民の生活に直結するようなことについては、やはりもう少し慎重といいますか、地域の皆さんとの十分な話し合いが必要でないと、やはり今回のようなことになる可能性が常にあるわけですね。今後そのようなことのないように私は進めていきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 先ほども申し上げましたが、今後、その課題に応じて適切に対応してまいりたいというふうに思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それでは、これまでの説明会で、住民の皆さんから、この心配される点とか不安な点ということがあったようですけれども、どのような内容であったのか、ちょっと伺いいたします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 答弁で申し上げましたが、2 回の住民説明会、それから近隣の方々との意見交換会、開催させていただきました。その中で出された主な心配な点、不安な点ということですが、まず、これは主に今の敷地の下段といいますか、5 町内側になるんですが、周辺の皆さんからは日当たりの問題、これが出されました。それから、これも周辺の皆さんですが、プライバシー、アパート建つことによって、周辺の皆さん、近隣の皆さんのプライバシーは守られるのかと。それから、治安の問題。それから、周辺の除雪の問題。そ

れから、これを建設して、本当に入居者は確保できるのかといったような不安。それから、財政的な問題。そういったことが出されました。

○議長　　1 番、三留満君。

○三留満　　これらの点については、9 月議会の中でも、やはり全員協議会の中でも、あるいは一般質問、あるいは予算審議の中でも議論になったところですね。我々もこういうことについての、やっぱり心配といいますか、危惧は申し上げてきたわけですね。それで、これらについて、本当に住民の皆さんは了解したといいますかね、理解をして、本当にいただけたのかなというところについては、私、どうも必ずしもそうではないように聞こえてくるわけです。また、直接お聞きもしいるわけなんですけど、その辺はどのように解釈されていますか。

○議長　　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　　先ほど説明いたしました心配な点、不安な点につきましては、一つひとつ町の考え方を示しまして、例えば日当たりの点については、当初、2 階建てか 3 階建てかということでご説明申し上げましたが、これは 2 階建てにするということで説明させていただきました。それから、プライバシーの関係ですが、こちら、直接窓と窓が接しないようにということで、その建物の配置ですとか、こういったことを考慮させていただく。

それから、除雪の件につきましては、先ほども答弁の中で申し上げましたが、園庭部分は残して、今までどおり、今までより悪くなるようなことがないように除雪はしっかり行っていくといったことを一つひとつ説明させていただいて、この点については、お一人おひとりお話させていただいて、ご理解いただけたものと考えております。

○議長　　1 番、三留満君。

○三留満　　我々議会もそうなんですけれども、今回の中で、やっぱり問題になっているのは、この保育所跡地に建てるということは我々も理解するんだけど、その中身が分からないことによって、やはり特に地域の住民の皆さんにとっては、それが疑心暗鬼を生んでしまったのではないかと。やはりその前のプロセスの中で、やっぱり住民との十分な話し合いの場があればね、このようなことにはならなかったんじゃないのかなと、私は思っていますけど、これは過ぎたことですから、これ以上のことは申し上げませんがね。

それで、今回の若者向け住宅建設にあたっては、やはりスポット的な開発の視点だけが進んでしまって、やはりまちづくりの中でどのように位置付けるかという視点がね、やはり欠けていたんじゃないのかなと、私はちょっと、ずっといろんな現状を見てみますとね、そんなふうに思っているんですがね。例えばその中の一つを言いますと、1 点は、例えば、確かに今こう、今は道路になっていないところが、今後、道路になるということだろうと思うんですよね。でもその脇の、いわゆる旧保育所に面した部分の、あの狭い道路はそのままということで町は考えておられるんですかね。まずそこをお伺いします。

○議長　　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　　道路につきましては、その野沢保育所敷地から中央通りに抜ける、まだ道路の認定は行っておりませんが、これについて、今、片側通行になっておりますが、住宅が建設されたら、両側、両方向通行できるようにしたいと考えております。そのほかの道路については、今のところ具体的な整備計画はございません。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 ですからね、私がスポット的な開発といいますか、部分に終わってしまっているというのはね、やはりそれが地域の皆さんにとって、やはりいくらかでもメリットといいますか、周辺環境がよくなるというものがないと、やはりなかなか理解してもらえないんじゃないんでしょうかね。確かにあそこを全部ね、今、保育所のある通りを全部広げるなんてことは、もちろん住宅があるわけですからできる問題ではありませんけれども、でも、旧保育所の部分については、これは広げようと思えばできることですよ。やはりそういうことをやっていかないと、なかなか地域の皆さんは納得できない部分もあるんじゃないんですかね。ただ町ができました、でも、生活環境については相も変わらず 1 車線といいますか、片側の狭い道路のままでいるということは、もちろんそれが、あの通りを全部広げるなんていうことは、これは現状において不可能ですけども、やはり保育所側の部分だけでもね、そういう広げるというぐらいの、やっぱり対応は私は必要だろうと思いますけれども、どうお考えですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今、敷地と道路の段差という話もありましたが、段差の部分については、フェンスが張ってあったりしますので、あの辺は撤去して、道路のほうにどのように改良できるか分かりませんが、敷地の改良の中で、できる部分はやっていきたいというふうに考えております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それで、次に除排雪について伺いますが、園庭部分を残して、そこに除排雪場を確保するということですが、それで 20 戸のアパートと駐車場の用地は十分確保できるということなんでしょうか、伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この 20 戸ということですが、当初 3 階建ても検討しておりましたので、3 階建てであると十分 20 戸確保できるかなと思っていましたが、2 階建てということですので、今後、駐車場の配置と建物の配置と、詳細に検討させていただいて、最大 20 戸ということで、これが 18 になるのか、16 になるのか、今後その辺の範囲で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 私あの場所、何回もこう行って、あるいは通って見ているわけですけども、どうしてもあそこで、今、3 方から除排雪、雪を園庭部分に雪を送り出しているようですが、どうもそこを見ると、本当にこれ大丈夫なのかなというのは、常にこう疑問に感じているんですね。この雪の対策といいますか、これはまちづくりのやっぱり根幹に関わる問題だと思うんですね。先般の総合計画のアンケート調査でも、やはり雪の問題が大きく取り上げられていますよね。

そうした中で、私この雪対策というものが、今回改めて自分の中で、やはり相当問い詰めていきたいと思った理由は、実は認定こども園のことでちょっと申し上げますね。認定こども園ができるときに、設計図を我々説明を受けたときに、私はあそのとき、屋根の雪はどうするんですかと伺ったときに、屋根の雪下ろしはしません。雪下ろしをしなくて

も済む強度であり構造ですという説明を受けたんですね。これからの時代、雪下ろしがしなくて済むなら、それに越したことはないなという思いもありましたけれども。一方、本当に大雪になったときはどうするんだろうなという思いもちろっとかすめたんですね。

ところが今年の2月のあの降雪といいますかね、大雪で、私もあの付近はよく通りますから、雪下ろしをしておりましたね。そして、今回、9月議会で修繕費が補正予算に計上された。で、課長さんの説明によれば、やはり雪がずり出して、屋根だけが傷んでしまったと、その修繕費だと。今後、その対応には、こまめに雪下ろしをすることも考えなきゃいけないなというような答弁でした。本来、雪下ろしをしなくて済むはずだったものが、全く逆な結果になってしまっている。まめに雪下ろしをしなきゃいけないということになってしまうと。ですから、いかに我々がこの雪の問題については、やっぱり真剣に向かい合わないといけないのかなということを、今回、痛切に感じました。

そして、小学校のプールが、今、建設中ですよ。あの場所についても、当初の町の計画では、小学校の先生方の要望を踏まえて、ホールにつながる、校舎の裏手のほうにつくる予定でありました。しかし、やっぱり議会としては、あれは無理だという総意があって、最終的には今の建設中の場所に移った。私はあの判断は、やはり間違っていなかったと確信を持っています。

今回のこの若者向け住宅についても、私はここでしっかり議論をしておかないと、後になってどうするということになっては困ると。少なくともこれから半世紀は使われるものです。一旦つくってしまって失敗したということは許されることではないわけですね。ですから、そのことについては、私は十分な町としての、つくるのであれば責任を持った対応をお願いしたい。

それで、改めて伺いますが、私、本当にあそこにそれだけの除排雪して、なおかつそれだけのスペースの駐車場や建物を確保できるのかということが、実はいまだに私自身、これは青写真も示されていないということもありますから、なおさら分からないんですよ。おそらく地域の皆さんもそうだと思うんですよ。ただそこら辺がね、やっぱりその疑心暗鬼を生んでいる一つの要因だと思うんですよ。ですから、これについて、もっと町が責任を持った明確な方向性を示すべきだと、そうしないと、この問題、後々までなかなか尾を引くのではないのかと思うんですけれども、本当に除排雪に関しては問題ないだけのスペースの確保はできるんでしょうか。再度伺います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この雪の対策の問題につきましては、議員言われたとおり、建てる前に十分検討して対応すべきだと町としても認識しております。今回計画しております敷地の配置では、今ある園庭部分、ここに例年、道路除雪の雪を排雪しているわけですが、この部分は残すという考え方でございます。ですから、今までの道路除雪で押される雪というのは、今までどおり変わらず排雪されるというふうに考えております。

それから、新しいアパートのほうですが、雪を、やはり載せておく構造に、今のところは考えております。雪を落とさない、落とさず上げておく構造、そういったことで構造も、アパートの構造も考えていきたいというふうに考えております。いずれにしても、今より周辺の皆さんが支障になるというようなことは避けていきたいというふうに考えてお

ります。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それで、あそこには周辺部の道路と比較して、1 メーターか、1 メーター 3、40 あるんですかね、段差がありますよね。私、一番最初に全員協議会で申し上げたのは、私はてっきりあそこにその建物、若者住宅を建てるとしたときに、段差をなくす、なくした上で建てるものだとばかり、実は思っていたんですね。それはなぜかという、確かにあの段差が、そんなに急傾斜な段差ではありませんけれども、あそこから車が出入りする、私が言っているのは、これは真冬のことですよね。真冬のあの段差のところを車が出入りしたときに、勤めている方によっては、朝早く出勤する方もおられるでしょうし、夜、出勤される方も出てくるでしょう。そういう人たちが、あの段差の中で本当に問題なく車を出せるのかなという、実は疑問が一つありますね。

そして、そこに住む人は、雪国の生活に慣れた人だけではないですよ。いずれいろんな人たちが入ってくることも想定しなければいけませんよね。そして、車にしたって、みんながみんな 4 輪駆動車の車に乗っているわけでもないわけですよ。そうなったときに、あの段差のままやって、本当に大丈夫なのかなと私は思っているんですけれども、その点についてはどんなふうに考えておられますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 道路と今の敷地の段差ですが、やはりこの進入部分は、少しやはり急傾斜であると考えております。これはどのようにすりつけていくかは、今後設計の中で検討したいと思いますが、住まれる方が安全に、スムーズに通行できるように、駐車場の配置も含め検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 結局ね、具体的な返答、回答がなかなかいただけないものだから、なおさら私らのほうも、どう解釈していいのかと、正直分からない。それが実は私の返答ですね。

で、次に、この雪対策については、とにかく万全を期すという、今後 50 年の時代に耐え得るような、いわゆる構造にしていいただきたいと、やる限りにおいてはね。これは、私は申し上げておきたい。

それで、4 番目の若者定住住宅や子育て世代住宅についてのことなんですが、先般、議会に町の総合計画の公表案が、説明がありました。それで私も、実は現行の平成 22 年度からの、今年までの総合計画、改めて私も目を通して見ました。そうすると、現行計画から、もう明らかに当初の推計からみて、人口の減少が想定より、だんだんだんだん幅が大きくなってきているんですね。次期総合計画なんかは、それを踏まえて相当こう少なく見ているようですけれども。それでもね、平成 37 年度には高齢化率が 50 パーセントを超えると、高齢化人口はほとんど変わらない、けれども高齢化が進むということは、少子化や若者流出が、これが今まで、あるいはこれ以上にまた進むということですよね。

ですから、特に年少人口の減少なんていうのは、現計画より相当少なくみえていますね。現計画は平成 37 年に 463 人、予測していますけれども、次期計画は 415 人、もう 50 人近く少なく想定しているんですね。次期総合計画の目標人口は 37 年に 5,300 人を想定していますけれども、このままいけば想定より落ち込む可能性のほうが、私は今までの流れを見

ていると、大きいのではないのかと。出生数、34 年度出生数目標 31 人といいますが、もう今、産まれている子どもさんの数自体が、もうこれを割っていますよね。ですから、相当な住民の英知を結集した、抜本的な、あるいは総合的な若者定住対策が必要ではないのかなと、私はそんなふうに今回の、この町の総合計画を見た中で感じましたけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 若者定住住宅の今後の対策であります。まさに人口減少がどんどん進んでいるわけでごさいます、これをどうにか止めないといけないといいますが、その減少率を緩やかにしないといけないというようなことで、この次期の総合計画の中でも、やっぱりしっかり対応していかないといけないなど、そんなふうに思っています。

で、これをどういう対策が効果があるのか、非常にこれは西会津町ばかりではなくて、全国的な課題、大きな課題になっているわけで、その中で西会津町はどういう対策をすれば効果が上がるのかということを考えないといけないというふうに思っております。

で、これもなかなか特効薬という、そういうものはありませんので、私が考えているのは、やっぱり 3 つかなと。

1 つはやっぱり、ここに生まれた子どもさんたちが、やっぱり西会津町にしっかり定住していただくと。定住するためには何が必要かと、私はやっぱり子育て支援、それから教育、そして仕事をつくらないといけない。さらにやっぱり結婚できる、そういう環境をつくって、結婚していただいて、子どもさんを産んでいただいて、そして子育てできるような、そういう環境をやっぱりつくらないといけない。

2 つ目は、今生存されている皆さんが、元気でやっぱり長寿できる、健康で長生きできるやっぱりまちづくりをしないといけない。それには、これから来年度から新しい健康づくりをしないといけないということで考えておりますけれども、そうすることによって、皆さんが、いわゆる福祉施設も、これはこれから整備しないといけませんけれども、いわゆる介護を受けなくてもいいような、そういう元気な、いわゆる高齢者の皆さんが、生活できるような、そういう対策をしっかり立てないといけない。

それから 3 つは、町外から、町外から西会津町に定住していただけるような、そういう環境といえますか、対策をやらないといけないなというふうに思っています。そのためには、いろんな要因といえますか、対策をしないといけません。今、都会から地方に若い人たちが移住するケースが多くなってきていますけれども、移住する多いところをみると、やっぱりそれなりに若い人たちの、いわゆる子育て支援だとか、教育だとか、いろんな総合的にやっぱり対策を立てている。

ですから、やっぱり私はこういう対策をしっかりやるとことによって、西会津町は素晴らしいまちづくりをしているなど、子育てもしっかりやっていただけるな。あるいは元気で長生きできるなど。あるいは都会から地方に行っても、豊かな生活ができるなどという、やっぱりそういう環境をしっかりつくらないでは、1 つだけやればいいということでは私はないと思っているんです。そういう意味で、これは時間のかかることだかもしれませんが、今、子育て支援、それから教育、そして新しい産業をつくらないといけないなど、あるいは健康づくりもしないといけないなど、そんなふうに、この次の計画の中に、しっ

かりその内容を盛り込んでいきたいなと、そんなふうに思っておりますので、三留議員かも、ぜひ、こうすれば西会津町の人口、しっかり確保できるよというようなご提案があれば、ひとつ、ぜひお聞かせをいただきたいなと、そんなふうに思います。

○議長　　1 番、三留満君。

○三留満　　私も経済常任委員会の一員として、いろんなところを視察研修に行かせていただいております。やはりその中では、やはり人口減少対策に、やはり相当思い切ったことをやっている自治体もありました。やはりそういうところに行ってみると、やはり若者を惹き付ける何かがあります。そこに行って、じゃあ住んでみようかと思わせる何かがあるんですよね。じゃあ西会津が、今後それをどんなふうに生み出していくのかと、もちろんこれからの課題だと思いますが、特に町外からの人たちをどう受け入れるかといったときに、私は根本的に、まちづくりの中に、さっきも申し上げましたように、一つは雪に対しての対策は、これは絶対条件だと。やはり屋根の雪下ろしをしなければならないようなつくりの建物の中には、もう若い人たちは住まないでしょう。今あるところにいる人たちは、それはそれを理解しておりますけれども、外から来る人たちが、屋根の雪下ろしをしないといけないというところに。まあ、さゆりが丘はそういう観点から、あれ 100 坪もあるような、普通の宅地なら 2 戸分あるくらいのスペースを取って、ああいう雪対策をしたつくりだったと思うんですね。ですから、やはりそういう意味でね、それと、ぜひその雪対策については、もう万全を期していただきたい。

それと、やはり今の若い人たちが、住んでみようと思うようなつくりの、やっぱり、アパートならアパートでもいいですがね。私、磐梯町の若者住宅について、6 月でしたか、ちょっとそんなことを述べさせていただきましたけれども、あそこで磐梯の町長さんとお話したときに、うちはもう駐車場をつくったと、だから、雪のないところ、もう駐車場から雪に触らないで勤めに出られるような構造にしたんだと、やっぱりこれからはそういうことが必要だというような、そんな話をされておりますね。確かに磐梯町だからやれたのかもしれないし、でも、西会津がやれないことではないですよ。

先般、長野県ですか、やっぱり村の中で、やっぱり結構へんぴなところでも若い人たちが住んでいるというのは、やはり、もちろん子育て世代の対策がしっかりしている。大玉村もそうですね。私、行って、村としてはそんな、これぞという特徴がある村ではないんだけど、でも人を惹き付ける何かがあるわけですね。それは地理的な優位性もあるんでしょうけれども。

西会津が、今後、私、かつて尾野本小学校に若者定住住宅、あそこにつくるべきだと言ったときは、町の本当にこうシンボルといいますかね、若者定住対策は、西会津の若者定住対策はこうだという、思わせるような、そういう周りから見て分かるようなね、そんなものを実はつくってほしいなという願望があって、そして雪対策も十分にやれるような、そういうつくりをあそこに、町の一つの、近くには教育ゾーンもある、認定こども園も整備されているということで、私はずっとそんな期待を持っておりましたけれどもね。これはこれとして、別な方向で町が考えておられるということでありますから、ぜひそんなふうに、とにかく若者に魅力あるようなまちづくりを、私は誰だれがどうのこうのじゃなくて、やっぱり地域の住民の、さっき申し上げました英知を結集して、やはり取り組むとき

じゃないのかなと、町だけでできるものでもないし、かといって外部にそういうコンサルを入れてやって成功するものでもない。やはり地域住民の皆さんの創意といいますかね、意見を集めて、知恵を集めてやってこそ成果があがるのではないのかなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　若者を引き付ける魅力のあるまちづくりということで、その中では、やっぱり雪が第一条件といいますか、私もその考えに全く同感でございます、ここはほかの町と違って、4カ月間は雪の中に生活するわけですね。ですから、雪はやっぱり、この対策をしっかりとしないといけないと。都会の方たちのいろんな話を聞きますと、これは若い人ばかりじゃなくて、高齢者の方たちも含んでいる、いわゆる現役を引退された方たちのお話なんか聞くと、これからは、やっぱり田舎で豊かな生活をしたい。で、それには雪の降らないところはいいですけど、雪が降るところは、この雪対策をしっかりとやってもらいたいと。で、今の屋根の雪下ろし、それから車がいつでも出れる状態で、高速道路まで、高速道路から用事のあるところに行ける。そういうやっぱり車が冬期間でも使える。近くに病院があると。こういう条件が整えば、雪が降っても田舎に、地方で生活してもいいという人たちが結構いるそうなんです。

ですから、私はこれから雪対策というのは、本当に自分がこの雪国に住んでいますから、そこは本当にいつも考えております。で、今までの例えば認定こども園の話もさっきありましたが、私はやっぱりその辺の考え方が、ちょっと私は欠けていたのかなというふうに、これはやっぱり実際に設計があがってきたときに、そこをしっかりと検討するということが、ちょっと十分でなかったのかなというふうに私は思っていますけれども。これから建てる建物については、やっぱり第一番に雪、この対策をしっかりと考えた構造といいますか、建て方をしないといけないなど、そんなふうに思っております。

いずれにしても、魅力がなければ、都会からなお来ないわけでありますので、その魅力を、どういう魅力をつくるかと、これは子育て支援、あるいは教育、あるいは健康だとか、あるいは地方に住んでも農家で、豊かな生活ができるとかって、何かそういうものに特化した考えで対策をしないといけないのかなと。

で、議員もご承知のとおり、西会津町には、今いろんな方が移住されてきていまして、いろんなマスコミでも取り上げていただいております。ノンノという女性にも特集が組まれたようでありますけれども、そういう方たちも、これは古民家といいますかね、民家を借りて、そこを改修して生活しているという、そういう人たちもおりますし、全く新しい住宅というようなことも考えないといけない部分はあるかもしれませんが、やっぱり今ある西会津町の資源、これは空き家も含めて、この資源をやっぱり有効に活用したまちづくりをしないといけないのかなというふうに思っています。

それから、先ほど旧尾野本小学校に若者定住住宅という部分、お話がございました。それも私は一つの方法だと思いますけど、私はやっぱり西会津町全域を考えたときに、全てやっぱり、一局に全てのものを集めてしまうのは、果たしていいんだろうかと、もっともっとやっぱりバランスのあるまちづくりをしないといけないなど。今、企画のほうに言っているのは、もう少し上空から、いわゆる平地での物の考え方じゃなくて、上空から西会

津町を見たときに、どういうまちづくりをしたらいいのか、これをしてほしい。

で、スポット的というような話がありましたけれども、今はスポット的だかもしれません。これから中心エリアの計画を立てる上で、やっぱり上空から西会津町全体を眺めたときに、どういうまちづくりをしないといけないか、ここをしっかりとやらないと、本当にスポット的といいますかね、その場対策のまちづくりになってしまうなど、そんな考えを持っていますので、今いろいろお話がありましたけれども、十分このことについては、しっかり考えて対策を立てていきたいなど、そういうふうに思っています。

○議長　　1番、三留満君。

○三留満　　それで、今回の質問のまとめをちょっと私なりにさせていただきますけれども、保育所跡地の若者向け住宅に関しては、地域住民の皆さんの、やはり理解や同意が得られることが、私は絶対条件だと思っています。それはなぜかと、仮にその理解を得られないまま、もしつくったときに、そこに入る人たちが、自分たちが歓迎されていない、あるいはよそ者扱いされている。あるいは邪魔者扱いされているようなことがあったら、あるいはそういう感じを持ったら、説明会でもありましたね、町内会にも入って、一緒に活動していただきたいというような話がありましたよね。でも、そういうお互いに打ち解けるところがなかったら、そういう若い人たちはなおさらだと思うんですよ。町内会に入るところか、まちなかに定着するなんていうこともできない、そういうこともあり得ると。

ですから、この建物を建てるということは、やはり何が何でも地域の皆さんの理解をいただく、同意をいただく、これは私は、ぜひやっていただきたい。そうしないと、入った者が、とてもここにいて、自分の居場所がない。自分が地域から、やっぱり疎外感を受けるようなことになっては、せっかくつくったものの効果が生かされないことになりかねないということを申し上げておきたいと思います。

それからもう1点、これは町長から、雪対策については万全を期すというお話いただきましたけれども、今回のこの若者住宅についても、雪の処理、確かに説明としては、問題ないように進めるということでもありますけれども、どうもその具体性的なね、レイアウトやその駐車場の配置なんか分からないものですから、本当に大丈夫なのかなということは常に心に引っかかっているんですね。ですから、これは本当に、さっきも申しあげましたように、これからの50年の時代の中で、後で手直しはできませんから、しっかりした対策を取った上でやっていただく。

この2点が、私は十分納得できる答弁をいただくことができないときは、この建設については、私としては慎重な判断をせざるを得ないということもあり得るということを述べさせて、私の一般質問を終わります。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　ただいまのまとめのお話でありますけれども、じゃあちょっと私のほうからも意見を述べさせていただきたいなど。それは、いわゆる6月の全員協議会で、このことについてのお話を申しあげました。その前段はあるわけですよね、地区の皆さんに、あそこの施設をどういうふうに使ってほしいか、で、私のほうではこういうふうを考えていますけれども、どうでしょうかとお話を申しあげたけれども、その話が、その地区の住民の皆さん全体にいかなかった。そこはやっぱり私は反省をしないといけないところかもしれません。

ん。ですから、その経過があつて、で、その話はあまり進まなかったの、じゃあ、そういうことで、私のほうが考えていましたけれども、ちょっと別な方法でということで、今回の若者定住住宅になったわけでありませうね。

そして、9月の議会で、あそこの撤去の補正予算のときに、それは撤去の補正予算は、そこに、いわゆる若者定住住宅を建てるということのセットでといいますかね、それは取り壊しの事業費が過疎債に適用されるわけで、その過疎債の適用条件として、そこにそういうものを建てるからということでの、起債を使うことができるわけでありませう。

そこで、あそこに建てることについては、議会の議決を9月の議会で、私はいただいた。ただ、中身はね、どういうふうに建てるのか、あるいはどういう位置に、あるいは周辺の自治区の皆さんに迷惑のかからないような、不安を取り除くようにするにはどうしたらいいのか、今の雪の問題もありました。ここをしっかりと、やっぱりできあがったものをお話をするんじゃなくて、皆さんからお話を聞いた上で、そのお話を聞いた上で、じゃあこういう建物、建て方をしますよ、ああいう雪の排雪場所をしますよと、私はそれはそれで、そのほうができあがったものを示すよりも、そういうふうにして、皆さんの意見を反映した建て方のほうが、より私は住民の皆さんの理解が得られるのかなというふうに進めてきたわけでありませうけれども、なかなかその辺の、お互いの考え方の違いがあつてね、どちらが先か、議会が先か、あるいは町民が先かというようなことになるわけでありませうけれども、これは同時に進められれば一番いいわけでありませう。

いずれにしても、皆さんの、住民の皆さんの理解が得られなければ、私はそれは無理だと思ひますがけれども、これまでの流れの中で、確かに数人の方は反対されている方がおりますけれども、私は100パーセント、全員、100人が100人全員賛成というのは、なかなか私はそれは難しい。ですからやっぱり、それは反対をされている方の、どうその反対を理解していただける作業をしないといけなかつたということで、これまで何回かやってきたわけでありませうけれども、まだまだ、ちょっとその辺の不十分なところがありますから、これから建物の、あそこの建てる建物の内容については、周辺の住民の皆さんと、しっかりとコミュニケーションを取って、そして皆さんから賛成していただけるようにしてまいりたいなというふうに思ひます。

それから、雪は、さっきも申し上げたように、このことについて、私は第一番目に考えないといけなかつたということで、これまでのいろんな反省がありました、雪のことについては。ですから、その反省をもとに、しっかりとやっぱりこれからいろんな計画をする上で、しっかりとやっていきたいなというふうに思ひます。

そういうことで、本当にいろんな、これからいろんな対策をしないといけなかつたわけでありませうけれども、そのことに対しては、やっぱり議会の皆さん、そして町民の皆さんの理解を得ながら進めるということは、これは当たり前のことでありませう。ただその進め方の中で、やっぱりお互いに誤解を招かないようにといひますか、誤解をされないようなやり方というのは、これから十分検討してまいりたいなと思ひておりますので、今後もやっぱり議会の皆さんにも、その辺は十分ご理解をいただきたいなと、そんなことをお願いしたいと思ひます。

○議長　　3番、秦貞継君。

○秦貞継　皆さん、こんにちは。3番、秦貞継です。本日は、事前の通告に従い町側に質問したいと思います。質問は公共の遊休施設についてであります。

本町には多数の遊休施設が点在しています。私は昨日、町内にある使われていない遊休施設を見て回りました。用途に合わせて活用されている施設もありましたが、生かせる望みがあるのに使われていない施設もあったように見受けられました。また、老朽化により危険だなど感じる場所もありました。それぞれの建物には、そこに関わった人たちの思いが残っていると思っています。全ての遊休施設を壊すことや、全ての遊休施設を補強して活用することは難しいと思います。しかし、工夫で生かせるものがあるなら検討し、生かそうと努力していただいている方々がいるなら、その思いや努力は無視するわけにはいかないと思っています。費用対効果という面も大切ではありますが、町民の皆さんと一緒に遊休施設の有効な利活用を考え、地域の活性化を考えたいと思い、その遊休施設の利活用をどのように進めていくのか、町の考えを伺います。

1つ目として、管理している遊休施設の現状はどのようなものか。

2つ目として、今後、遊休となる施設はあるのか。

3つ目として、遊休施設の利活用計画はどうなっているのか。

以上であります。町側の明解な答弁をお願いいたします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　3番、秦貞継議員の公共の遊休施設についてのご質問のうち、遊休施設の現状及び今後の見通しについてお答えいたします。

まず、遊休施設の現状についてであります。現在、本町には、旧役場庁舎をはじめ、廃校となった小中学校や旧保育所など、計23の遊休施設があります。この遊休施設の管理につきましては、施設内の草刈りや雨漏りに対する修繕など適宜行っており、適正な維持管理に努めているところであります。また、今後において老朽化が進み、危険な状態になる恐れのある施設については、計画的に解体を進めてまいる考えであります。

次に、今後の遊休施設の見通しについてであります。現在のところ遊休施設となる見込みの施設はございませんのでご理解願います。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　3番、秦貞継議員のご質問のうち、遊休施設の利活用計画についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、本町には、小・中学校や保育所の統廃合によって使われなくなった施設が各地区に残っております。町といたしましては、当初の役割を終えた普通財産を町の資源として捉え、有効な利活用の方法について検討してきたところであり、また、老朽化が著しく利活用が困難な施設につきましては、計画的に解体撤去などの処分を検討することとしております。

町ではそうした考え方のもと、旧小・中学校施設につきましては、平成24年度に、廃校施設等利活用計画を、旧保育所施設につきましては、平成28年度に、保育所施設の利活用方針を定め、それぞれの施設ごとの方向性に沿って、取り組みを進めているところであります。

現在の利活用の状況であります。旧小・中学校施設につきましては、野沢小学校は新

役場庁舎に、群岡中学校は介護・福祉関係の施設や農林産物加工研修所等として、新郷中学校は、西会津国際芸術村に、奥川小学校は支所や公民館機能を備えた奥川みらい交流館として活用しているほか、それぞれに付属する体育館やグラウンドは地区の体育施設として活用しております。

旧保育所施設につきましては、野沢保育所は既存の建物を撤去した上で、跡地に若者向け住宅の整備を計画しており、新郷保育所は集団健診の会場や除雪作業員の詰め所などとして、奥川保育所は小学生を対象とした自然体験プログラムの活動拠点としてNPO法人に貸付を行っているほか、群岡保育所については来年度以降建物を解体する方向で進めております。

それ以外の尾野本小学校や黒沢小学校、群岡小学校及び芝草保育所など、いまだ活用されていない施設につきましては、町民の皆さんの意見をお聞きしながら、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えますので、ご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、順次再質問をしていきたいと思えます。順番がちょっと前後しますが、最初に遊休施設の利活用についてお聞きしたいと思えますが、先ほどの通告内容の朗読のときにも申し上げましたが、昨日、町内の遊休施設、あちこち回ってきたんですけども、コンクリートが剥がれたり、基礎の部分が斜めになってずれ落ちたり、あと、中に木が生えてしまって、随分朽ち果てているところもありまして、もうちょっとこう何とかできなかったのかなというのが正直な感想でありましたが、中でも、もう、例えばすごいお金がかかってしまったりとかする場所に関しては、これは仕方がないと思うし、もうその利活用自体が難しくなっている施設も確かにありました。そこに関しては、もうしょうがないと思うんですけども、その中でも、まだ何とか、ここは生かせるんじゃないのかなとか、あと、今、逆に、本当はだめ、廃校と同時にもう撤去しますよという方針が決まっても、何とかそれを残したいと頑張っている方々もいらっしゃって、今回はそういった、まだ利活用できるんじゃないかなと思うような施設についてお聞きしたいと思えます。

で、その一番最たるものなんですけれども、現在の尾野本小学校、あと尾野本保育所の土地、施設なんですけれども、あそこというのは、利活用計画というの、今現在どのようになっているのか、現在の状況、これまでの状況も踏まえて教えてください。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

旧の尾野本小学校、それから旧の尾野本保育所についてですが、まず小学校のほうにつきましては、残されている建物が校舎と講堂ございまして、そのほかにプールとグラウンドについても遊休施設ということになっております。これにつきまして、計画上では、当初24年度に立てたものでは、まだ保育所施設が、こども園ですが、それが建っていませんでしたので、その時点では1つの候補地として捉えておりましたが、こども園が建設されましたので、これについては、まだ方針は決まっておりません。

それから、尾野本保育所についてであります。これについては、利活用方針の中では、老朽化が著しいということで、寄宿舍、その隣に寄宿舍もありますが、これと合わせて取り壊しの方向ということで、この方針の中では考えてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これ私も調べて、歩いていろんな人のお話を聞いたんですが、早く壊して、校舎はしょうがないと、結構皆さんそうおっしゃるんですけど、講堂はもったいないよなど、尾野本小学校の講堂なんですけれども、そこに関しては、本当、講堂を早く壊したほうがいいという意見は、私がお話した中では一人もいませんでした。たまたま私の知り合いばかり聞いていたので、意見が偏ったのかもしれませんが、ただ、その当時、平成24年の8月に廃校施設等利活用計画というのを立てられて、その中で、尾野本小学校に関しては取り壊す方向でということだったんですけれども、実はその当時のPTAさんがアンケートを取っているんですよ。

で、その小学校、自分たちの尾野本小学校を今後どうしていったらいいかというアンケートを取って、その資料があるわけですが、校舎に関しては早期に解体撤去するという意見も35パーセントほどあって、町の責任で耐震改修を行い、利活用するとはありますけれども、なかなかちょっと、西会津の校舎の中で一番耐震補強が弱いというところもあって、不安を感じるところもあって、皆さんそこに関しては仕方がないなというところであったんですが、講堂に関しては、耐震診断を受け、最低限の改修をした上で利活用するという意見が78パーセントなんです。大多数、半分どころじゃない、ほとんどの方々が、できれば利活用してほしいというお話もありました。また校庭に関しても、誰もが利用できる公共の場とする公園、運動場などという要望が79パーセントという、非常に高い、要は残してほしいという意見であったようです。

あと元気山、校庭の端っこのほうに山がつくってあって、実はあれ、私も一緒につくるの手伝って、私の思い出もあるところなんですけれども、あそこも子どもの憩いの場として残してほしいという意見が84パーセントと、非常にその当時、尾野本小学校跡地、施設に対して地域の方々が熱い思い、残してほしいという思いがあったというのは、ここに非常に見受けられると思います。

また、先日いただいた資料の中で、利活用に関してどういう方向があるかという話もそうでしたけれども、その当時の議会だよりでは、平成24年の10月なんですよ。そこにはあまり地域の具体的な利活用方法、決定していきますが、いずれの施設も有効な利活用方法を見いだせないような話で、地域での活用というよりは、公共施設、あるいは企業、団体により利活用を想定した意見が多かったというんですけれども、何とかして生かしていきたいなというような意見も結構、多々出ているんですよ。やっぱりスタートも、私は確かに校舎が古いので、校舎と学校ですから、1つの建物として見たのかもしれませんが、校舎はこれ仕方がないと、これはもう多数の意見だと思うんですけれども、その付属屋である講堂に関しては、やっぱり残してほしいという意見がその当時からやっぱりあるんです。今でもあります。これちなみに、講堂って西会津に一つだけですよ。一つだけなんです。ほかは体育館なんです。

そういった意味でも、私はちょっとあの講堂を何とかうまく使えないかなというふう思うんですけども、その講堂の利活用に関してというのは、今まで、その平成24年の8月から、今まで6年経過していますが、その利活用に関してとかというのは検討されたことはございましたでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

他の施設については、活用できるものは活用していく、活用が困難なものについては、先ほど申し上げましたように、計画的に撤去していくという方針でやっております。この尾野本の講堂につきましては、老朽化がきているのは、これは確かであります、議員言われたとおり、残してほしいという意見も確かにございます。年に1、2度、音楽に関する団体の方がコンサートを開いたりというようなことはしておりますので、この木造の講堂のよさと、それに価値を見出して、残してほしいという方は確かにいらっしゃいます。

町といたしましては、具体的にこれを何かにこう、今のところ利用するというのは、まだ検討はしておりませんが、今後こうした意見も踏まえまして、どういった活用ができるのか、検討を続けてまいりたいというふうに思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私が考えるに、その遊休施設、要は使われなくなった施設というのも、そのまま置いておけば、普通の民家もそうなんですけど、人が入らないとどんどんどんどんだめになっていっちゃうんですよ。人が入れば、掃除をするなり、空気が動くなりして、使う人たちも使うわけですから、そこに愛着をもって扱うので、何とかしようと思うんですけれども、誰も目を向けなくなった、結局、建物や施設といのに関しては、もう本当に、どんどんどんどん錆びていってしまいうし、結局それが、老朽化が進めば進むほど、結局は生かすこともできなくなって、最後は解体するしかなくなると。で、解体に関しても、それは多額のお金がかかる。できれば私は、そういったものは、何というんですかね、私が個人的に考えるに、人ひとりの意見や考えなんていうのは、私はちっぽけだと思います。ただ、中に、私はこういうふうに使ってみたい、こんなふうにすれば、我々は生かすことができるという方々も、私は広くいると思うんです。

そこに関しては、できれば、遊休施設に関しても、もう解体撤去、それはもちろん危険なところに関しては仕方がないと思うんですけれども、そうでもなく、まだ生かせる、望みがある、可能性があるところに関しては、そういったほうも検討していくことが、要は後々お金がかからない、解体にお金をかけることがなく、町の財政負担にもならなくなるんじゃないのかなと、私は想定するんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 確かに使わない施設というのは、やっぱり老朽化が進んでくるというのは確かなことであると思います。町としても、具体的に提案いただければ、そのことについて、やっぱり検討してまいりたいと思いますし、それができるのか、できないのか、そういった町民の皆さんの意向を踏まえて検討していきたいということでもあります。

24年にも、この小学校が統合する際に、町民の皆さんの意見を聞く機会というのは設けたことございまして、各地区で座談会を開催して、いろいろ意見をお伺いしながら、この活用について、先ほど申し上げました計画を立てた経緯もございます。それから数年経っておりますので、また再度、そういった機会も設けながら、検討してまいりたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 町民の方々や住民の方々の意見を聞くというのは、やっぱり大変重要なことだと思います。それも意見として伺う、話はもちろんですけども、アイデアとしてもそうですけども、これに関しては、今度は町民だけでなく、広くいろんなアイデアがあると思います。そういったものも取り入れて、さっき言ったように、なるべく負担のないように、生かせるものは生かしていく方向を考えるほうが、私は大事なかなというふうに思います。

で、さっきの小学校の講堂の話に戻りますが、具体的な提案があればというお話でした。今、先ほど課長の答弁にもありましたが、今年の11月4日に、夜にこの講堂を使ってコンサートをやって、この方々は、確か毎年、6年になると思うんですけども、ずっとその尾野本小学校の講堂を残そう残そうと、で、その人たちが言うには、講堂として非常に音響がよく、その木造というのも非常に赴きがあっていいと。で、来たこのアーティストさんも、非常にいい環境だとおっしゃっていたそうです。この人たちは、本当にね、廃校という話ではあったんですけど、それを生かそう、生かそうとして一生懸命頑張ってきている、我々は本当に、ちょっと見習うべきところもあるかなと思う方々だと思うんですけども、具体的な提案というのは、今、確認しておきますが、ここの、今の木造旧建築ミュージックフェス検討委員会さん以外というのはないのでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 具体的にこの講堂を使われているのは、今、議員申された団体だけでございまして、そのほかに、特に定期的にとか、そういった使い方をしたいとか、する、そういう要望が出ているということはございません。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 なんですよ、年に1回、その方々が一生懸命頑張って使っているんですけども、それが私、尾野本の方々何人か、森野の自治区長さんにもお伺いしたんですけども、いや、使わせてもらえるんだったら、あれもあるわい、これもあるわいと、結構ありました、話は。全然ね、もういいなんていうような意見は、私が聞いた限りではなかったんですね。

で、先ほどの話でもありましたけども、使えるものは使って、生かせるものは生かしたほうがいいと思うんです。ただ、生かそうとしてもなかなか、その方針が進まない、たぶん理由や問題があると思うんです。そこに関しては、これもお話聞いたんですけども、もう廃校で、取り壊しになりますよという、その当時のね、決定した、要は廃校を決定したときの、その利活用計画の発表だと思うんですけども、もうこの学校は使わないと、壊しましよというふうに言われちゃって、で、もう使えないものなんだと、確かに年に1回使っている方がいるんですけども、もう地域の人たちも言うだけ言ったけども、PTAの人たちもそうです、言うだけ言ったけども、なかなか聞いてもらえないし、もう決定されたもんだから、これ仕方がないのかなという思いというのも、その利活用が進まない原因の一つかなと、私は個人的に考えますが、今言ったとおり、全く使わない場所ではないんです、あの尾野本小学校講堂。で、どうでしょう、私はどんどんどんあの講堂は使ってもらふべきだと思うんですけど、町の考えはいかがでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 確かに、当初の廃校と利活用計画の中では、校舎、講堂とも老朽化して

いて、取り壊す方向で検討をしていくというふうにはなっておりますが、現在、使っている方もいるということで、今後、この計画が見直しが必要なところは見直ししていこうというふうに考えておりますので、今後そういった意見も踏まえながら、検討してまいりたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 計画が、確かに計画ですかね、大事なのは分かるんですけども、私は反省するものは反省して、例えば、ああ、そちらのほうがいい、最初はそういう計画だったけども、やっぱりこうしたほうがもっとよくなるんじゃないかなという反省があるのであれば、それは後で軌道修正しも、私は何ら問題ないと思います。逆にそれで地域の方々の活性化につながったり、財政負担の軽減につながるようであれば、これは今後、別に考えても問題ないことだと思います。

ただ、問題は、今、課長の答弁でもありましたけども、地域の方々を巻き込むことが大事だと思うんです。だから、こういうふうになりましたから、こうするねと言うんじゃないくて、皆さんどうしてます、どうやったらいいと思います、こうですよ、ああですよと、確かにそれを引っ張っていく役場の皆さんの苦労は、確かに大変なのかもしれませけど、やっぱりそういうふうに町民の方々の目線の場所まで下りていって、そこの人たちと一緒に、それは壊すほうが簡単ですよ。でも、それを生かす方策を町民の皆さんと一緒に目線で考えてやっていくことが、非常に大事だと思います。ぜひ私はそうして、今後の計画の検討もそうですけども、進めるのであれば、ぜひそういう立場で、目線で進めていってほしいなと思います。

で、今言ったように、地域の方々の認識というのもありますけども、実際、私もそこを見てきたんですけども、尾野本小学校の講堂、見てきたんですが、まず、入口はたぶん小学校から入ると思うんですけど、使った方々の意見を聞いたんですが、水はないし、トイレはないし、控え所、せっかく遠くから来てくれたアーティストさんがいるにも関わらず控え所もなく、本当に自分たちの有り合わせの努力で、何とかこう、この方が、来てくれたアーティストに失礼がないように、一生懸命頑張っているんですけども、私はその、今後もし計画を考え直すのであれば、やっぱりどうせなら使ってもらって、生かしてもらったほうがいいと思うんです。

そのときに、ある程度の、やっぱりお金というのはかけないといけないと思います。それが、私、建て替えるほどお金かけたんじゃないと思いますし、その校舎のよさというのを残しつつ利活用できる最低限の投資を、順次、順次進めていくほうが私はいいと思うんですが、まず、そういうお考え、もし生かすのであれば、それ必要だと私は思うんですけども、町側はどのように考えますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 町といたしましては、有効な利活用方法があれば、議員言われたとおり、そこにお金もかけて整備していくという考え方は、これはあるかと思います。今までも町では、町民の皆さんの意見をいただきながら、それを踏まえて、例えば奥川の未来交流館ですとか、国際芸術村ですとか、活用しているケースもございますので、そういったケースも踏まえながら、今後も活用できるものは活用していきたいと。ただ、難しい面もあり

ますので、その辺は我々、そういうことも確認しながら、いろいろ法的な問題を確認しながら、意見、アイデアいただいた方々と話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。特にトイレ、水、あとそれ以外に、防火設備、これは何かあったときのためにも必要だと思います。ただ、その建物をよく知る人に聞いてきたんですけども、元々尾野本小学校には下水道もちゃんと通っていましたし、講堂の隣には消火栓もあるんですよ。水はもう来ているんです。下水もちゃんと配管は来ているんです。で、体育館にもトイレはあるんですけども、向きの問題だとか、そういうこともあるので、その辺は最低限、やっぱりお金をかけなくちゃいけないと思うんですけども、やっぱり今言った、最低限の設備もない状態で、利活用をしてくださいといっても、なかなかこれは進まないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、今おっしゃったとおり、やっぱり地域の方々の意見を生かすことも非常に大事ですが、使った方というのは一番よく分かるんですよ。あの方々は、私もお話聞きましたけど、なるほどと思うようなことをいっぱい言っていました。お金をかければいいというわけじゃないし、実際、使ってなかった分、それなりの改修は必要だと思いますけども、やっぱりそういった最前線で頑張っていらっしゃる方々の意見というのは、ぜひ大事にして、聞いていただきたいと思います。

で、そこからは、今度はどう生かすかだと思うんですけども、講堂は、まずもったいないというのが、私は聞いた意見では多かったんですけども、グラウンドに関してでもそうですけども、昼間、行ったんですよ。そしたらもう、私の胸ほどもあるような、秋の冬になる手前で、もう木がぼうぼう生え広がってしまっていて、この状況ではちょっとどうかなというふうなところもあったので、講堂を生かすのであれば、やっぱり、学校の校舎はしょうがないんですけども、総合的にあの敷地全体を見渡して、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その辺の校庭に関する利活用の認識というのはどのようなものか、まず伺いたいします。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 尾野本小学校の校庭であります。これも普通財産ということで、今のところ活用はされていない施設ということであります。草も生い茂っているということで、なかなかこう活用していないところにお金をかけるというのは難しいことではありますが、今後どういった適正管理ができるかは考えてまいりたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 一提案として、郡山にペップキッズというのがあるのはご存知ですか。たぶん知らないと思うんですけども、知らないですね。私もこれ、町民の方々に教えてもらったんですけども、このペップキッズというのは郡山にあるんですけど、子どもと保護者の交流の場として、郡山市が設置し管理して、広場等の運営は認定のNPO法人郡山ペップ子育てネットワークというところに委託している場所でございます。今の子どもたちに足りない3つの間を提供したいということでやっている場所なんですね。3つの間というのは、空間、仲間、時間、この3つが、今、足りないと、確かに子どもたち、今、習い事

が多くて、なかなか友達、昔、我々が遊んだように自転車で校庭に集まって、今日、何やるかという遊びというよりは、誰かの家に行って、タカタカタカタとやって、遊ぶ子が多くなってきた時代ですけども、そういう中で郡山は、確かどこかの工場の大きな払い下げの場所を買い取って、中を改修して、で、例えば子どもだけを預かるんじゃなく、大人だけじゃなく、子どもも大人も集まると、その中にはキッチンスペースもあって、子どもたちが子どもたち同士で遊んでいるときに、お母さんたちは、そこで勉強、料理の勉強会をやったりすると。同じことを、郡山と同じ規模はできないにしても、この発想というのは、私、すごくいいなと思ったんです。

で、西会津町、よくいわれますけれども、少子高齢化で年配の方々がすごく増えたというんですけども、年配の方々って、私は結構好きで、その方々の教えというんですかね、そういうのはぜひ後世に伝えていきたいなと個人的には思っているんですけども、そういう意味でも、今、先ほど来、話している講堂と校庭というんですかね、郡山と同じものはできないにしても、そういう方向性を持った考え方というのは、非常に大事だと思いますが、そういったものを検討してみようというお考えはございますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今の議員申されたポップキッズですか、把握してなくて申し訳ないですが、提案ありましたことについては、十分調査してみたいと思います。町でも来年度以降、新しい総合計画ということで、今、計画策定中ですが、先日、その素案の公表というのを行いまして、その素案の中では、子育てコミュニティづくりということで、そういった子育て世代が集える場所、そういったものも必要ではないかということで掲げている部分もありますので、そういったことも含めて、その場所もそうですし、ソフト面もそうですし、何ができるのか、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ検討してみてください。近くには小学校も保育園も、中学校もあります。

で、中学校にいたっては、今ゲートボールでね、子どもと、そのゲートボールをする年配の方々の交流なんかも行っていて、私は非常にいいなと思っていますので、ぜひそんなのも検討していただきたいなと思います。

あと、その利活用、平成 23 年の 8 月のときですけども、確かにあちこちで、ごめんなさい。5 地区でどういう、そういう遊休施設の利活用、今後行うかという検討会をして、町民の皆さんからちゃんと意見はいただいているんですね。その中で、栽培所としての利活用もできないかなんていう話が、確か出ていたと思います。これも町民の皆さんに教えてもらったんですけども、富士通さんなんかで、低カリウムレタス量産ラインへの LED 照明導入に成功なんてやっているんですけども、確かに学校だったんで、学校なりに子どもや保護者さんという考え方もあるんですけども、考え方の発想の転換だと思うんですけども、うちの西会津は確かに寒くてね、先ほどちょっとお話出ていましたけれども、雪いっぱい降るといっていますけれども、寒さを利用した栽培なんか、それこそそういう校舎なんかも、我々がちょっと無理かなと思うことでも、民間の方々なんか、こう私、使ってみたいという人もいるかもしれないですよ。そういった検討というのは、今ま

でというのは、検討というのはありましたでしょうか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 そういった企業に使っていただくという考え方もあるかと思います。具体的にどこかの事業所と、そういった検討したことがあるかといえば、具体的にはありませんが、町で群岡小学校のほうを文部科学省の、みんなの廃校プロジェクトということで、そういう廃校になった施設の利活用について、民間事業者等々とマッチングさせるような、そういった取り組みを文部科学省のほうでしております。それに、その群岡小学校の施設を登録していますので、これを通じて2、3、問い合わせはあったことはございます。活用まではいたっておりませんが、そういった取り組みもしてございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 素晴らしいと思います。そういった取り組みというのは、先ほど来、申し上げているとおり、我々だけでなく民間の斬新な発想や活力というのも、ぜひ生かして、今後でも検討していただきたいなと思います。

あと、利活用が進まない理由の一つと思うんですけども、その使うまでのプロセス、要は借りるのに、例えば借用書を書いて、鍵借りて、じゃあ何時、何時、返しましたよと。で、点検は誰がやりましたよぐらいの手続きは、これ最低限必要だと思うんですけども、現在の尾野本小学校に関しては、なかなか結構いろんな紙を出して、出さなくちゃいけないという話も聞いていまして、本当にそこを生かしていこうと思うのであれば、やっぱりそういった手続きに関しても、今後検討する必要があると思うんですが、要は、使う方々が使って、使いやすい維持管理というか、その辺も検討すべき、手続きに関しても検討すべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 今の施設の利用手続きのおただしでございますが、普通財産の管理は総務課で行ってございます。利活用は企画ということでございますが、手続きにつきましては、今現在、普通財産の使用申請書を出していただきまして、鍵をお貸しして、講堂の場合ですけども、お貸しして使っているような現状でございます。手続きの簡素化につきましては、できる、できないは、今、即答はできませんけども、簡素化できるものについては、十分、今後検討させていただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ検討してください。

あと、先ほど来、申し上げていますが、遊休施設の利活用に関しては、やっぱり町民だけではなく、広く、よく私も一般質問でも言うんですけども、西会津町にはホームページというものもありますし、ああいった場で、こういう遊休施設がありますよと、こういうところでしたよとか、中にはこういうものがありますよという写真を載せて、こうです、ああですと説明するだけでも全然違うと思うんです。そういった観点からもそうなんですけども、やっぱり皆さんに、うちの町にこういうものがありますという情報を発信してください。これは絶対必要だと思います。自分たちだけで考えるんじゃなく、皆さんの意見を広く集めて、で、有効な活用をしていただく。それは西会津町の人と、結局、物との交流にもつながると思いますし、西会津町の発展活力アップにもつながると思いますので、ぜひ

そうしていただきたいと思います。

で、今、ここまで利活用についてお聞きしてきたんですが、次は維持管理についてお伺いしたいと思います。先ほどちょっとお話しましたけども、尾野本小学校を見に行ったときに、先ほど言いましたけれども、随分、木が生い茂っていて、こう荒れているなという感触を受けたんですけども、維持管理というのは、だいたい頻度も含めて、どのようになっていますか、遊休施設ですね。公共の遊休施設に関して、維持管理はどのようになっているか教えてください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 遊休施設の維持管理についてのご質問にお答えをいたします。

まず、今の尾野本小学校の部分でございますけども、平成 30 年度につきましては、グラウンドの草刈りを 1 回、講堂の付近の生垣ですか、あちのほうの整備を 1 回、失礼しました 2 回やっております。あとそのほかの施設につきましても、平成 30 年度の予算計上額を申し上げますと、草刈りや除雪にかかる賃金、委託料合わせまして 31 万 8 千円ほど、そのほか、施設の修繕料、光熱水費、あと建物の保険ですか、合わせまして、年間で約 200 万の予算額を維持管理費に計上してございます。29 年度、昨年度は新郷小学校の渡り廊下の雨漏りの修繕がありましたので、決算では 300 万ほどの予算額で昨年度は実施しているということでございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど利活用に関しては、企画情報課のほうで、今後頑張って検討していくということだったんですけども、ただ、利活用をしましょう、皆さんでしましょうといっても、じゃあ尾野本小学校ってどんなところかなと見に言ったら、草ぼうぼうで地面は凸凹で、駐車場は車停められないとか、そういうような状況では、やっぱりなかなか難しい。

ただ、先ほど説明にもありましたけども、ほかにも遊休施設があって、草刈りもやってらっしゃるという話を聞きました。金額も結構な金額あがっているという説明も受けましたから、全箇所の維持管理を、要は毎年何回も何回もやってくださいなんていったって、これは全然使われていないところまでそんな投資するんですかというところも、私は疑問に感じるところもありますので、少なくとも使う、使っているところに関しては、これちゃんと維持管理もしなくちゃいけないと思うんです。それが、利活用の推進というんですかね、皆さんが使いたいなと思ってもらえる一歩につながると思うんです。

ですので、私は提案ですけれども、今言ったように、使えるところと使えないところというのを、まずきっちり分けをして、使えるところに関しては、それなりに、さらに使ってもらえる工夫として維持管理を充実させていくべきだと私はと思いますが、町の考えはいかがでしょう。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

遊休施設に対する町の基本的な考えでございますが、町民福祉の向上などに利活用できるものについては、極力利活用していくと、それが町の基本でございます。今、議員申されたとおり、きちんと管理をした上で、皆さんが使っていただけるということでございましたら、町としてもきっちりと維持管理に努めてまいる考えでございますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そこなんです。要は、今までなかなか使われてこなかったものを使ってもらおうとするには、私はある程度時間もかかるし、努力も続けなくちゃいけないと思います。さっき言ったとおり、もう本当にだめなところも確かに見ていてありました。でも、生かせるところがあるのであれば、これは私が考えるに、地域の、その地区住民の方々ももちろんですけども、使っている方々と一緒になってやっていくと。維持管理を町で全部やってもらって、使うときだけというのはなかなか私もどうかなと思います。

本当によくしようとするのであれば、やっぱり住民の方々の協力、理解も絶対必要だと思います。そこに関しては、最初のうちは、町がこういう方向で行くよという主導権を持ってやっていくべきだと私は思いますけれども、だんだんだんだんこれが、どんどんどんどん例えば使用頻度が増えてくるようであれば、これは今度、皆さんで考えましょうねと、そういうふうに利活用に関して、こう理解を深めて、広げていく方向を考えたほうが、私はいいと思うんです。

ですから、今、年1回のグラウンド、尾野本小学校のグラウンドの草刈りという話でしたけれども、ぜひ今後、次年度ね、今、年に1回というお話でしたから、利活用が。これが2回、3回と増えるようであれば、草刈りも1回では足りないと思いますので、その辺も、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 答えをいたします。

先ほど年1回の、尾野本小学校のグラウンドについては年1回の草刈りを実施しているとお答えいたしましたが、秦議員おっしゃるとおり、2回、3回とやって、多くの町民の方が尾野本小学校のグラウンドを使っていただければ、町としても遊休施設の活用方針どおりでございますので、ぜひ使っていただけるように管理をしていきたいと考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ検討してみてください。

あと、逆に、もう使われない、もうちょっとこれは無理だという建物に関しては、計画的にということだったですけども、具体的にどのようなプロセスで解体に進めるのかを教えてください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 建物、老朽化が進んだ建物の処分のご質問にお答えいたします。

まず、今、若者定住住宅整備で旧野沢保育所を取り壊しをいたします。で、新たに、その跡地に若者向け住宅を整備するということで、取り壊しの費用につきましては、起債が対象になります。そのほか、例えば跡地、ただ壊すだけというところで、跡地の計画がなければ、取り壊し費用は全て一般財源で負担しなければなりません。ですから、町の財政の部分を考えますと、取り壊し後に何らかの跡地を利用して、補助金ですとか、起債ですとか充当できれば、町の財政負担は減るということでございます。ただ、なかなか跡地利用が決まらない場合、かつ早急に取り壊しをしないと危険だという施設につきましては、一

般財源を投入しても、町としては取り壊しをしていくと。

何分、取り壊し費用もかなりの多額な財政負担になりますので、そこら辺は計画的に進めていくという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 危険だなと思うところがありました、先ほど来、お話していますが、随分、10年できないほど使っていないらしくて、コンクリートが剥がれて落ちてきていたり、別にバリケードもなく、いつでも出入りできる場所で、こんな危険なものがあるのかなというところもありましたので、そこに関しては、確かに町の財政という面や問題から考えて、やっぱり何でもかんでも、順次、順次というわけにいかないと思いますけども、危険なところに関しては、一回ちゃんと足を運んで、目で見ていただいて、検討すべきだと思います。

今後、質問でもしたんですけど、遊休施設、最後に聞きたいと思いますが、遊休施設となるものはないという話だったんですけども、今回見ていて思ったんですが、やっぱり何か、この施設が使わなくなるよといったときに、前もって、例えば時間さえあれば、検討会でも意見を伺う機会でも、もっと持てるんですよ。で、そのある程度の時間があれば、その中で検討して、じゃあ今まではもう壊すしかないと思っていた方向性でも、生かすことが、時間があればできたと思うんです。

ですので、今後ももしそういう施設があるのであれば、出てくる、今はないというお話でしたけども、今後、少子高齢化が進みますのでどうなるか分かりませんが、そこら辺、もし出るような見込みが出てきたときは、前もって早めに地区住民の人たちと話をしたり、検討を重ねる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 まず、今後遊休施設、今のところ出る見込みはないとお答えいたしましたが、まず、基本的に、今ある、町にある遊休施設でございますが、先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、役場庁舎移転に伴う旧役場庁舎、それから、小学校、中学校統合に伴う学校施設、それから保育所の統合に伴う保育所施設、それがほとんどでございます。

ですから、今後そういった遊休施設、学校も保育所も統合したということで、今後は、まず出てこないという見込みであるということでございますので、その分についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今後そういった遊休施設があった際は、24年度のときもそうでしたが、やはり事前に住民の皆さん、特に地元住民の皆さんには、よく意見を聞きながら、利活用の方向も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。出ないのが一番なんですよね。使い続けていただければ一番いいんですけども、もし出る場合はそうしていただきたいなと。

あと、最後に自分の考えを申し上げますが、この遊休施設というのも、今何かね、危険だとか、誰も人が立ち入らないといわれていますけれども、元々は皆さんの税金でつくっ

た、私は遺産、要は資源かなと思っています。ただやっぱり、その運営一つで、もう使い物にならなくなったり、生かすことができたりするものだと思います。

これに関しては、私もちょっと今回の一般質問でいろいろネットで調べたんですけど、全く私も見たことない西会津町外の方々が見ていたり、情報を発信しているなんていうところもありました。要は、この今、今回、尾野本小学校の講堂について絞ってお話しましたが、この利活用に関してもそうですけども、町内のみならず町外の方々も見ています。確かに、よくいわれる費用対効果というのももちろん大事だと思いますけども、私は西会津は西会津らしくて個人的にはいいと思っています。確かに税金は無駄遣いしちゃいけませんよ。ですけども、地区住民の方々が、いやこの町、例えば今の講堂の話でもそうでした、ほかにも新郷小学校や群岡小学校跡地なんかもいっぱいあります。ああいったところを、ばっつばっつばっつばっつ切って行って、もうこれなくす、なくす、なくすと、やっぱりそういうような進め方、確かにお金的にはいいのかもしれませんが、地区住民の思いや目に見えないものというのも、やっぱり私はあると思うんです。そういったものを無視して、無視するわけではないですけども、拾い上げる努力が足りないよね、やっぱり地域の方々も自分の町に愛着を持たなくなっちゃうと思うんですよ。で、それを見ている周りの人がどう見るかというのは、必然的に分かりますよね。

やっぱりそういう意味でも、地区住民の方々から愛される、やっぱり遊休施設の利活用というのを検討していただきたいと思いますし、それに関して西会津町の努力は、町外にもどんどんどんどん発信して、みんなが、ああいいな、西会津町はいいなと言ってもらえるような町をぜひ目指していただきたいと思います。そこを最後をお願いして、もし答弁等あれば、町の思いをお聞きしたいと思います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今、議員から意見いただきました。十分検討してまいりたいと思いますが、情報共有もそうですし、町もこういった施設がどういった形で今残されているかということについても、町民の皆さんと共有しながら、今後、利活用について、総合的にいろいろな問題もあることも踏まえていただいて、総合的に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど総務課長の話もありましたが、国庫制度、いろいろ補助金も対象になるのがいっぱいあるそうです。あと、その特色ある、これ文部科学省で発行しているんです。今日、時間がなくて言えなかったんですけども、特色ある廃校活用事例集なんていうのもありました。線引きをどのようにして、生かすにはどうするか、木造はどうするか、鉄筋はどうするか、ここまで細かく書いてあります。非常に国としても情報はいっぱい出ているので、そういったところを生かして、ぜひ皆さんの大切な財産を守っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(12時03分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

2 番、薄幸一君。

○薄幸一　皆さん、こんにちは。2 番、薄幸一でございます。通告いたしました 1 つのテーマの要旨、農業振興対策について伺います。

今年の冬は雪が多く、生活にも支障をきたしてきたと思います。また、夏は猛暑、台風、洪水、地震と、大きな自然災害に相次いで起こってきました。人間の力では到底太刀打ちのできない自然の猛威を感じた一年だったと思います。農作物の収穫も大きな影響があったと感じられます。今回は農業関係者との懇談会に出されました内容を質問させていただきます。

1 つ目、農家の後継者不足は喫緊の課題であると考えますが、町の対策を伺います。

2 つ目、現在、中山間地域等直接支払制度などの交付金により、水路等の維持管理などはできているところであります。交付金がなければ維持管理ができなくなると思うが、町の考えを伺います。

3 つ目、本町で就農したい方への対策について伺います。

4 つ目であります。基盤整備の水田でも耕作放棄地が増えており、今後、どのような対策が必要と考えるか伺います。

町の明解な答弁をお願いいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　2 番、薄議員の農業振興対策についてのご質問のうち、1 点目の農家の後継者対策と 3 点目の就農への対策についてお答えをいたします。

はじめに、農家の後継者対策についてであります。町では、これまでに農林業の仕事としての魅力向上を図るため、米・ミネラル野菜・菌床きのこの産地化に取り組む中で、園芸作物や菌床きのこの生産に係る耐雪型パイプハウスのリース事業を積極的に進め、初期投資の負担軽減と生産者の所得向上に努めてまいりました。また、各集落等において、担い手農家の認定農業者への誘導や、集落営農の組織化及び法人化、地域農業の設計図である人・農地プランの策定を支援し、後継者の育成と経営基盤の安定化にも取り組んでまいったところであります。さらに、園芸作物等については、販売ルートの確立と出荷に係る農家負担の軽減を図る補助事業も実施しているところであります。

次に、就農への対策についてであります。町では、県と連携を図りながら、新規就農希望者が抱える不安や問題等を相談できる体制を整え、就農に必要な手続き等についても、各相談者の実情に合わせた情報提供を行っているところであります。また、新規就農前の研修期間や就農後まもない期間については、生活の安定を図るために、45 歳未満で就農する方に対しては、国の農業次世代人材投資事業を活用し、研修期間には年間 150 万円を最長 2 年間、就農後は年間最大 150 万円を最長 5 年間交付しております。さらに、国の事業に該当しない 55 歳未満の方に対しては、町独自の新規就農者あんしんサポート事業により、住宅費の補助も含めて年間最大 120 万円を最長 3 年間交付し支援しております。その結果、平成 20 年度から 10 年間で 11 組 14 名の新規就農等につながったところであります。

私といたしましては、農業の後継者育成や新規就農者の確保については、農業者の意見を十分に反映させることが重要であると考えており、去る 11 月には若手認定農業者との意見交換会を実施したところであります。今後もこのような取り組みを積極的に進めながら、

課題の解決に向けて努めてまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 2番、薄幸一議員の農業振興対策についてのご質問のうち、2点目の交付金による水路等の維持管理と4点目の耕作放棄地対策についてお答えいたします。

はじめに、中山間地域等直接支払制度等による水路等の維持管理についてであります。議員おただしのとおり、現在、農地や農業用水路等の維持管理につきましては、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金を活用し、集落等の協定組織により行われているところであります。

このうち、中山間地域等直接支払制度につきましては、来年度が第4期対策の最終年度であり、平成32年度以降の第5期対策についても継続されることが決定しております。

多面的機能支払交付金につきましては、現在の第3期対策が平成33年度までとなり、その後の継続については具体的に示されておりませんが、農地の維持管理には重要な制度であることから、町といたしましては、国・県に対して制度の継続を要望してまいりたいと考えております。

いずれの制度につきましても、新たな対策へ切り替わる際には、各協定組織において住民や農業者の高齢化等により、協定数や協定農用地面積の減少が懸念されるところであります。町といたしましては、集落等における話し合いを進め、中山間地域等直接支払制度の広域化なども視野に入れながら、今後もこれらの制度を有効に活用し、農地及び農業施設の維持管理が継続できるように支援してまいりますので、ご理解願います。

次に、耕作放棄地対策についてであります。本町には基盤整備された水田が約880ヘクタールあり、これに対して水稻の全作付面積が約620ヘクタール、ソバやミネラル野菜、菌床シイタケ等の水田活用作物の作付が約62ヘクタールあります。作付のない約200ヘクタールの水田につきまして、その一部は各種交付金制度等を活用し、集落等において草刈りなどの維持管理がされておりますが、それ以外の部分については耕作放棄地となっているところであります。

この耕作放棄地について農地法の規定では、農業委員会が利用状況を調査し、再生可能な農地と再生困難な農地とに分類することとされており、本町においても毎年その作業を行っているところであります。なお、再生可能な農地については、農業委員会による利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付の誘導等を行い、再生困難な農地については、速やかに非農地の判断をすることとなります。また、再生可能な農地の一部については、町農業再生協議会の耕作放棄地再生利用交付金事業を活用し、町内の農業法人等がソバの作付等を行っているところであります。

町といたしましては、現在、集落等において管理されている農地については、今後も各種交付金制度等を活用するとともに、人・農地プランに位置付け、地域の担い手農家への集積・集約を支援することにより、新たな耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。また、すでに耕作放棄地となった農地についても、農業委員会等との連携や国・県の交付金等の活用により、その解消に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 再質問させていただきます。町からの答弁で、米やミネラル野菜、菌床きのこの産地化に取り組む中、パイプハウスリース、積極的に進めているということ、本当に頑張っていることは分かりますが、この前の農業の担い手というんですか、農業関係者との懇談会の中で、やはり後継者がいない、これから5年後、10年後どうしたらいいかわからないという人が、その会場、会場にいらっしゃいまして、本当に町で推し進めているこの事業も、素晴らしいことだと思いますが、心配している方が多いということも事実であります。やはり米をつくって、それだけでは生活できない、だから違う会社に行って、こっちで生活している方がいらっしゃるということでもあります。本当にそういう方の声も聞かなきゃならないなと思っております。パイプハウスを利用したり、本当に若い人であれば、こうできますけど、今、高齢化になっておりまして、米をつくるにしても、機械がなければ、あと体が動かなくなってしまうばやめるとか、この機械が壊れたらやめてしまうという話もありましたから、今後やはり、後継者がいないといえますか、これから米づくりに対して、これからパイプハウスじゃなくて米づくりのほうの、これからの後継者対策について伺いたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 これからの後継者対策であります。町の基幹産業は農業ですから、この農業をどう守っていくかということは、これは本当に、今、大きな課題になっているわけで、議会の懇談会の中ではどのようなご質問が出たかわかりませんが、実は、先ほども答弁いたしましたけれど、先月、いわゆる認定農業者の方たちと意見交換をしました。それは、これからの西会津町農業を、西会津の農業をどうやって守っていくか、育てていくかということで、我々やはり事務屋で考えてもしょうがない。実際にその農業を経営している人たちが、やっぱり皆さんそれぞれいろんな心配や課題を持っているわけです。そういうものが分からないと、次の対策をしっかりと、やっぱり立てられないというようなことでお話し合いをさせていただきました。いろんな課題が出ました。でも、それは一つひとつ、やっぱり今すぐ対策できるものと、あるいはちょっと時間がかかるものというところの中で、私は1回きりではそんな簡単に結論が出ると思っております。何回か回数を重ねながら、これからの西会津農業の方向性をしっかりと決めていきたいなというふうに思っています。

その中でもいろいろお話をしました。要は農業で生活がしっかりできる農業をやっぱりこれから考えないといけないなと。で、ある村の事例などもお話させてもらって、そこは後継者の問題なんかありませんよというような、そういう事例もあるわけですから、じゃあその事例が西会津町に該当、当てはまるわけではありませんけれども、やっぱり西会津町でしっかり生活できる農業を、これからの経営、農業経営を、やっぱりみんなで考えていきたいなと。そしてしっかりと対策を立てていきたいな。当面やらないといけないことも、これまでミネラル野菜、あるいは米にしても、今までの事業を継続していくのはもちろんでありますけれども、新たなことを、やっぱりしっかりと考えていかないといけないなと、そんなふうに思っています。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 町長の言われているのは、本当にそのとおりだと思います。そのとおりだと思いますが、なかなか農家の人の収入が少ないと、若い人が本当に戻って来づらいといいま

すか、生活ができないと跡継ぎも、跡を継ぐ人もいないという感じで、本当に西会津の人口減少がそれで進んでいるのかなと、それ人口減少の一因になっているのかなと思っております。

機械、水田をつくるとすれば、機械化が進んでおりますから、機械も高額でありますし、なかなか購入できない、本当にでかい、いっぱいつくっている水田の方、田んぼをつくっている方は機械も大きくなりますし、経費もかかります。また小さくつくっている田んぼの方も、機械がなくても、借りて米をつくっている方もいらっしゃいますし、本当に農家の収入がないとなかなか続けていくのは、なかなか難しいなと思っております。

人口減少に本当につながってしまうのかなと、以前ですと、やはり昔ですと、米で生計を立てていたり、あと山の桐や杉で生計を立てていて、そういう時代もありましたが、今は米がなかなか安いといえますか、高くないものですから、生活が難しいから、やはり外で勤める人が多くなってきたような気がいたします。それで、本当に人口減少につながっているのかなというふうに私は感じております。これからやはり、今ほど町長が言われた収入の取れる農業を検討していかなければならない。本当に長野県辺りに視察に行った際は、作物で何千万の収入を取っているから、後継者対策はいらない。そんなぐらいの中、ものをつくれれば本当に私は素晴らしいなと思っております。

今回のこの出されましたパイプハウスリースで、農作物といいますか、菌床きのこやミネラル野菜をつくっておりますが、やはりこれ以外のものもまたつくって、また、販売できればすごいことができるかなと思っております。逆にこのものをもっと拡大して、町の農家に携わっている人の収入を多く取れるようなものを何か考えていかなければならないのかなと思っております。その点、いかがでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　この農業後継者の問題は、何も手当しなければね、もう辞める人はどんどん出てきます。こういう問題、この問題については、もう長い間いろいろ課題があって、いろんなことをやってきたんですけど、なかなかそんな簡単に解決できない問題だと思います。私はやっぱり、これからの農業は、もう個人でものを考える時代ではないなと、今の農業機械の話も出しましたが、やっぱりそれなり、それなりというか、やっぱり年間収入を何千万というような目標を達成するためには、やっぱり集落営農とか、あるいは法人化、今現在、法人化になっている農家の皆さんもおいでになりますけれども、やっぱり個人で対応できない、これからはやっぱりそういう組織化の農業を目指さないといけないのかなと。そんなふうに思っております。

いろいろ課題はあるわけでありましてけれども、ただあまり悲観的になってね、いろんな課題がありますけど、やっぱりそれをどうやって知恵を出してこれからの西会津の農業をつくっていくかという、そっちにやっぱりもうちょっと力を、私は注ぐべきだなと、今までもそういうふうにしてやってきましたけれども、もう生半可な、中途半端なことでは私はできないなと、やっぱり、しっかり本当に農業で生計が立てられる、そういう農業に、やっぱりつくっていくかといけない。そういう意味で、薄議員さんもいろいろ検討されていること、あるいは勉強されていることがあると思いますので、ぜひ遠慮なくご提案いただければありがたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当、町長の言うことはごもっともであります、本当に西会津町は、ふるさと納税でも米を主力商品としております。やはり米を本当にレベルアップといいますか、本当にいい品物を皆さんに提供できるような、そういう町になってほしいなと思っております。そうしますと、やはり米をつくっている人の収入もアップすれば、やはり後継者も自ずといる、いるといいますか、後継者が自ずとできるのかなと思っております。

やはり米の品質の向上となると、やはり専門家のアドバイスも必要かなと思っております。米だけではなくて、ミネラル野菜でもそう、菌床きのこでもそうですけど、やはりそういう専門家の知恵も必要かなと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 確におっしゃることも、私も一つの方法だなと思います。これからの西会津町の農業をどういうふうにつくっていくかというときに、農業者だけでは私はだめだと思っているんです。そこには関係する機関、例えば、もちろん農協さんもそうですけども、あるいは農機具店ですね、あるいはその専門家の学者になるか、大学になるか、そういうところも含めて、ちょっとやっぱりもっと幅広い、そこにはほかからもやっぱり人材を入れてやらないと、内部だけでものの考え方というのは、どうしてもやっぱりそういう小さなものになってしまいますので、ちょっと幅広い人たちに西会津町の農業を、やっぱりみんなでちょっと考えて、それで方向性を出していくべきだな、そんなふうにも思っていますし、これからそうしたいなというふうに思っています。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうですね、幅広く農業に関する人、また本当に農業に詳しい人、地域おこし協力隊みたいな感じで専門性のある人を入れていただいて、また、西会津の農業発展のために尽くしていただける人を、本当に雇っていただけるというのか、採用していただければ、また何か違う方向性があるのかなと思っております。西会津にも営農指導員という方もいらっしゃるんですけど、そういう方を、やはりその方の指導によって、また一段でも二段でもおいしい米、おいしい野菜ができればかなと思っております。

2番目の、次の質問にいきます。中山間地域の支払制度であります、これは第4期対策がそろそろ終わり、第5期対策が継続されることが決定しておりますということは、私も本当にうれしいことだといいますか、私も村の水路とか、草刈りとか、そういうことを一緒にやっておりますから、やはりこの補助金といいますか、支払制度でお金をいただいて、村全体を盛り上げていくのも本当に必要かなと思っております。

ただ、お金をいただくだけでは、いつか皆さん、毎年毎年、歳を取っていきます。みんな本当に高齢者になってきておりますから、簡単な作業だと何とかできますが、山で水路を水、引っ張ったりすると、あちこち崩れたりする場所、あと危険な箇所というものが多々あります。そういうところは、やはり集落の人だけではちょっと難しいことがありますから、それに対して町はどのような対策があるか伺いたいと思います。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

集落等において農地の維持管理をするにあたって、ちょっと集落の方だけでは難しいよ

うな作業もあるのは、どうしたらいいかというようなご質問かと思えますけれども、中山間地域等直接支払制度にも、そういった面に対応する事業もありますが、現在主に取り組んでいただいておりますのは、いわゆる水土里事業、多面的の交付金事業でございます、それにあります重点事業といわれる項目の中で、一定程度のまとまった事業費がかかるような、あるいはちょっと修繕等に、維持管理に専門性があるようなものにつきましては、集落の自治区等の計画申請に基づきまして、その事業で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長　　2番、薄幸一君。

○薄幸一　　分かりましたけれども、ちょっと集落の人だけではできない、支援を、お金をいただいてもできない危険な箇所とか、皆さんの技術だけではできないという箇所は、町では現地を調査したり、そのあと業者を頼んで施行するとか、そういう考えはありますでしょうか。

○議長　　岩渕農林振興課長。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

今ほどのお答えに補足してお答えをさせていただきますが、水土里事業の中の、その重点事業のやり方につきましては、集落だけでその対応できない部分については、専門の業者を委託してやることも可能でございます。それにつきましては、町土地改良区が事務局になっておりまして、その中継ぎ、そういった業者の手配等も支援をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　2番、薄幸一君。

○薄幸一　　そうすると、お金も支払いも発生しますが、それは町で支払いますか、それとも村といたしますか、自治区で支払うようになりますか、そういう点はいかがですか。

○議長　　岩渕農林振興課長。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

また補足してご答弁させていただきますが、今ほどお答えいたしました重点事業につきましては、自治区が支払った経費に対して、その自治区へ水・土・里環境委員会のほうから交付金をお支払いするという仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長　　2番、薄幸一君。

○薄幸一　　金額は数百万かかっても、それは逆にできるのかなと、本当に大きい工事ですと、今の話だと村を通してという感じでしょうか。

○議長　　農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

ただいまお答えいたしました水・土・里事業の重点事業に関して申し上げさせていただきます、単年度の事業費は60万円となっております。ただ、取り組んでおられる自治区の中では、その複数年度をかけて実施するという自治区につきましては、例えば180万円かかれば3カ年で実施をしていただいて、それに要した経費について、交付金でお支払いをしているというような事例もございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そういたしますと、すぐに1年、2年、3年かけて支払う、今の例だと3年かけて支払うということになりますが、お金はこっちのほうに入ってこないで、業者のほうに3年分は支払うということなののでしょうか。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

業者と委託契約で事業を実施した場合、これにつきましては、直接その経費を交付金事務局のほうから業者のほうへお支払いするという流れになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 4番目の基盤整備についてであります。数十年前に狭い水田を、基盤整備という形で田んぼを広くした地区もあると思いますが、今では、本当に、うちのほうでいうと半分くらいしか田んぼを利用していないということが結構ありまして、今後、これからのようにしていけば、こう荒らさないでといいますか、ただ交付金をいただいて草刈ったというだけじゃなくて、今後、利用するものが何かないかということをちょっと質問させていただきたいなと思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

耕作放棄地を自治区のほうで、今後どのように集落のほうで管理していったらいいのか、活用していったらいいのかというご質問かと思いますが、それぞれ地域で、各地区で、その利用方法については、それぞれの条件に合った形で、さまざまな方法があるかと思います。一例を申し上げますと、新郷のある地区では、農業法人が耕作放棄地を、ソバを作付けをして、その再生を図っているというようなところもございますし、また、ある地区では菌床用のパイプハウスの施設を設置して、耕作放棄地の再生を図っているというようなところもございます。

それぞれの地区の条件に応じてやる方法というのは、様々違うと思いますので、それぞれの地区でその話し合いの中に参画をしながら、どういった方法がいいのかという部分を十分に意見交換をさせていただいて、その方法について探っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 その自治区で耕作放棄地を考えて、皆さんで検討していきたいと思いますが、なかなか高齢者が多くなってきましたし、また、場所が狭い、基盤整備した土地でも結構狭い場所がありますし、あまり日当たりがよくないとか、ちょっと不便だなというところも結構ありまして、なかなかやる方がいらっしやらないということが、今、現実でございます。本当に、ただ田んぼを荒らしておきたくはないのでありますが、なかなかできる人と、やる人といえますか、やる人がいないものですから、本当にもう少し何かアイデアを出して検討していきたいとは思っておりますが、なかなか高齢者だけでは解決できないなという感じがいたします。その点、誰かに貸すとか、そういう検討も必要かなと思いますが、いくぶん野沢の平地とは違って、ちょっと山の奥、山奥といえますか、ちょっと本

当に日陰になる場所が多いものですから、そういうところの利用というのはなかなか難しいかなと思いますが、そういう何かアイデアみたいなもありますでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今ほど議員からご指摘のありました、その山間部での高齢化の高い地域での農地の活用、なかなか難しいというご指摘がございました。町内においても、西会津以外についても共通な課題であると認識をしております。

しかしながら、町内においても、そういった条件があまりよろしくない地域でも、一生懸命地域の中で農地を守って、農業後継者、あるいはその中核農家へ農地の集約を行っているところもあるわけでございます。そういったところの情報なども共有させていただきながら、全ての地域において、まだその実情を町のほうで把握をしているわけではございませんけれども、ぜひそういった、諦めるのではなくて、これからどうしていったらいいんだというお話し合いには積極的に関わらせていただいて、その方向性について地域の皆さんと一緒に考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に積極的に推し進めていただけるという言葉をしていただきまして、本当にうれしく思っております。最後の質問になりますが、やはり人口減少が進むのは、やはり農業を担う人が少なくなってきたのかなと思っておりますし、やはり農業に携わる人に、もう少し、先ほど町長の話ではありませんが、もう少し寄り添って、一人ひとりに話を聞いて、これから何が必要なのか、そして未来にとって、これから農業は何が、どういう方向性で行ったらいいのかなということを、やはりみんなで考えを共有する必要があるのかなと思っております。ふるさと納税の返礼品としても西会津町は、本当に米が主力商品でございます。本当においしいお米を皆さんに提供できる、そういう町になってほしいなと思っております。

今後の対策といいますか、最後の質問になりますが、どのように推し進めていきたいか、お願いします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、米につきましても本町の重要な農作物振興の一つの作物でございます。米づくりに関しましては、現在、質問の中でご指摘がありましたとおり、米の価格も福島県のお米については、少し低いような状況にあるわけでございますけれども、本町のおいしい米、魅力を十分にPRをして、少しでも高い値段が付くような対策を引き続き進めてまいる考えでございます。

先般も、よりっせで米の、新米のPRを行いました、新潟県のお客さまがまいりまして、西会津の米、おいしいじゃないかということで買っていかれた事例もございます。まだまだPRが不足しているのかなというようなことも実感したところでございますので、せっかく稲作農家の方がいいお米をつくっていただいておりますので、町といたしましては、そのPRに十分に支援をして、そのお米の魅力を伝え、そして稲作経営が安定できる

ように、できる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 力強い答弁をいただきましたので、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。12月に入り、一般質問を通告しておりますので、通告どおりやっていきたいと思ひます。名乗り忘れまして9番、三留正義です。失礼しました。

通告してあるのが、大きなテーマで2つあるので、順次質問していきたいと思ひます。

1つ目、本町の財政についてということで、1番目として、平成29年度決算の状況と財政指数から、今後の財政運営における課題点について伺う。

2点目は、平成28年度分の地方公会計の財務諸表が公開されておりますが、この公会計による財政分析をどのように捉えているのかを伺ひます。

2つ目のテーマですが、若者向け住宅整備事業について。9月議会定例会後の住民説明会実施状況と、住民側の意見や要望はどのようなものであったのか伺ひます。

先の議員と重複する部分がありますが、極力重複を避けながら話を進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 9番、三留正義議員の本町の財政についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の平成29年度の決算と財政指数の状況であります。平成29年度決算につきましては、本年9月議会定例会でご認定をいただきましたとおり、一般会計・特別会計ともに黒字で決算したところであります。また、平成29年度決算における主な財政指数につきましては、財政健全化法に規定する実質公債費比率が11.9パーセント、将来負担比率が111.4パーセントと、ともに法に規定する早期健全化基準である25パーセント、350パーセントの範囲内でありました。

次に、今後の財政運営における課題点についてのおただしにお答えいたします。

まず、歳入についてであります。本町の歳入の約35パーセントを占める普通交付税の今年度の決定額は3年前と比較して1億5,384万6千円の減額となっております。地方交付税につきましては、所得税や法人税、消費税等の国税5税が財源となっており、景気の動向等により交付額が変動するため、今後の見通しは不透明な状況にあります。このことから、その動向を的確に把握するとともに、自主財源の確保についても努力していかねばならないと考えております。

また、実質公債費比率や経常収支比率等の財政指数につきましても、積算基礎となる普通交付税の減額、小学校やこども園整備など、近年実施した大規模事業の起債借入に伴い、上昇傾向にあるところであります。このことから、実質公債費比率等の財政指数の上昇を抑制するため、起債借入れの限度額の設定などについても検討していかねばならないと考えております。

次に2点目の地方公会計の財務諸表による財政分析についてお答えいたします。

地方公会計制度の導入につきましては、多様な会計情報を行政運営に活用していくため、

国が全国の地方公共団体に対し、平成 29 年度中の作成を要請したものであり、本町におきましては要請どおり平成 30 年 3 月に作成し、町ホームページで公表をしているところであり、財務諸表の分析につきましては、自治体と民間企業との違いや、人口や面積などの条件が違う他自治体との比較など難しい部分ではありますが、制度の導入目的に則し、多様な会計情報を予算編成や行政運営、事業の効率化などにできる限り活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 9 番、三留正義議員の若者向け住宅整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、9 月議会定例会後の住民説明会の実施状況であります。1 番、三留満議員のご質問にお答えしたとおり、10 月 1 日と 11 月 14 日の 2 回にわたり、主に野沢 4 町内、5 町内の皆さんを対象に事業の説明会を開催いたしました。さらに 10 月 15 日には、敷地に隣接する住民の皆さんとの意見交換会を開催し、事業へのご理解とご協力をお願いしてきたところであります。

これらの説明会等を通じ、住民の皆さんからは、住宅整備によるまちなか活性化を期待する意見や、町外からの移住を促進させるためにはこうした住宅整備が必要との意見がありました。また、住宅整備に伴い心配される点として、日当たりやプライバシー、治安、除雪、それらに関する意見が出され、さらに高齢者等の憩いの場や避難場所など、別用途での敷地の活用を考えるべきとの意見もありました。

説明会においては、住民の皆さんが心配される点や不安を感じる点について、町の考え方を一つひとつ丁寧に説明させていただき、概ねご理解いただけたものと考えております。今後も必要に応じて周辺住民の皆さんに説明をしながら、事業を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 非常にスリムな答弁で分かりやすかったなとは聞いていたんですけども、本会議、9 月の本会議でも質疑の中でやり取りがあったので、だいたい想定したとおりなのかなと思って聞いておりました。地方交付税の話になりますが、3 年間でおよそ 1 億 5,000 万下がってきたという、今お話の内容で、基準財政需要額といったときに、答弁の中にもありましたが、自主財源を求めてどんどんいなくなっちゃならないという見解だということだったんですが、今、ふるさと納税だとか、新しく求めていくものというのは、なかなか要素が難しい、険しいものがあるのかなと思いますので、新しいほうはちょっと置いておいて、普通交付税そのものが人口でも若干ずつはスライドして下がっていくのかなという、私の見方なんですけど、必ずしも 100 パーセント人口でゼロ、なくなってしまうなんていうことではなく、いくらかは算定の中で、人口で落ちてくるだろうと。

そういった中で、財政の規模として、先ほどの経常収支がありますけれども、経常収支そのもの、経常収支比率が 98.5 だか、うちの町、非常に高いですね、ほとんど 90 パーセントあるはずなんですけど、この部分というのは、分子が、割り算の分子が扶助費だとかの義務的経費ですか、通常かかるべき経費、賄っていかなくちゃいけない経費、そういったものを歳入で入ってきたお金で割ると 90 パーセントということは、直感的に収入を 100

とすると、そこから 90 を引くと 10 パーセントが、最低、政策的に裁量分がある部分なのかなという受け取りなんです、それでだいたいいいんでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 まず経常収支比率についてのご質問にお答えをいたします。

まず経常収支比率につきましては、一般財源ベースの経常的な歳入に対する歳出の割合でございます。財政構造の健全性を表す指標として使われてございます。ですから、比率が低ければ低いほど、その町独自の政策的であったり、臨時経費に財源を投入できるということでございます。

本町の場合でございますが、先ほど三留議員さん、扶助費等のということでお話ありましたが、当然その分子の部分には扶助費も入ってございます。ただ、この算定の場合、例えば本町の場合、ケーブルテレビ運営事業、町独自の施策として取り組みをしてございます。このケーブルテレビの運営費についても、この経常的な支出に入ってございます。ですので、必ずしも高いからといって町の独自の施策ができないということではない。使える額は減りますけども。

ちなみに、平成 28 年度の決算ベースでいきますと、県内の状況でございますが、県内全県の平均、経常収支比率、本町 29 年度決算で 83.7 パーセントでございました。県内の平均が 84.6 パーセント、ですから、県内よりは 28 年度の決算は本町は低かったと。ちなみに、28 年度の決算におきまして、90 パーセントを超える市町村が 11 団体ございました。本町、29 年度に 89.5 パーセントと上昇したわけでございますが、それは、原因につきましては、先ほど三留議員のほうでおっしゃられた分母となる普通交付税の減額、約 9,000 万、それから分子となる下水道ですとか、農業集落排水の特別会計の繰出基準が見直しになったということで、それで 8,200 万ほど増えた、さらに言えば、認定こども園、開園いたしまして、給食業務の委託料、それが新たに発生といいますか、それから、給食の食材費、これも新たに発生したと。そういった要因が重なりまして、前年度より 5.8 ポイント上昇したということでございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 経常収支そのものについては、だいたい概要は分かりました。

ただ、もう一つ比率の中で、私、気になっているのが、公債費負担比率、これも警戒ラインが 15 パーセントの危険、昔の想定でいえばそういった定めの中で、危険ラインが 20 パーセントということで、今年、平成 29 年の決算では 14.9 だったと思いますが、これもほぼ 15 パーセントで、危険ライン相当に入ってきているということは、やはり経常収支と連動というか、私の見方でいうと、やはり弾力性という部分では、やはり強く硬直化が進んでいるのかなという、私の見方なんです、町当局としてはどういうふうな見解をお持ちでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 公債費負担比率についてのご質問にお答えをいたします。

公債費負担比率につきましては、地方債の償還経費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合ということで、今ほど議員がおっしゃられたとおり、高ければ財政運営の硬直化につながるということでございます。先ほど申されたとおり、29 年度

決算においては14.9パーセントと、警戒ラインの15は下回ってございますけども、この比率につきましても、先ほどご答弁で申し上げましたとおり、近年の大規模事業の起債の借入がかなり多額であったということが大きな原因となっております。

そのことから、今後、起債の借入については、町としてやらなければならない事業は、当然やりますけども、起債の借入についてはある程度の抑制をしながら、指数の上昇を抑えていくというような取り組みも必要かなと考えてございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 経常収支の面からいっても、確かに裁量的な部分が少し圧迫されている。臨時的といいますか、裁量的といいますか、そういった部分も圧迫されているのが間違いなく事実だと。ただ、まだ当然、財政健全化、早期財政健全化比率上では、全然、全く問題ないと、それも理解しているつもりです。ただ、先ほど言った普通交付税がなかなか上がっていく、もしくは横ばいでずっといくんだというような、何か保証もない。そういった中では、やはり財政方では、今後やはり財政を組んでいく中、また来年度の財政の組み方についても、なかなか神経を使うところが出てくるのかなと考えているところですが。

先ほどの中で1点ちょっとお聞きしたかったですけど、経常収支比率で28年、全国の平均ではだいたいいかにほどでした。いいです。県の平均、さっきお話された。了解です。

じゃあそれはいいでしょうけれども、経常収支比率については、何かものの本では、私もちらっと見たら、昔、昔は75パーセント、そこから80に上げたり、今の現在の90まで昇ってきたんだということでしたが、先ほどの県の平均の話と、突出している市町村があるんだということで、90を超えている部分、92から出ているんだよというものもあるということでしたけれども、確かにこの部分は、何か全体的に高くなってくると指標を少しずつ上げていくみたいなのところがあるような気もするんですが、ただ、100パーセントという見方でいけば、やはり100に対して90、92、上がっていけば、引き算すれば7.5だとか、やはり自由裁量分、臨時的な運用ができる部分という見方をすれば、やはりすくんでくるのかなと。

今後、本当はふるさと納税あたりがね、一番期待されていたところだとは思いますが、来年度に向けて、先ほど言った自主財源の考え方ですね、それはどういった展開を想定というか、必要になるのか、来年度に向けて、ふるさと納税が多少伸びるだとか、自由裁量分の分はどういうふうに想定しているのか、もしその部分を分析していれば、お聞かせいただきたい。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 自主財源確保の取り組みのお答えする前に、経常収支比率のお話を先にしたと思います。

経常収支比率、過去は75が基準だったんじゃないかというお話でしたが、本町の平成初期の経常収支比率は70ちょいくらいでした。75も全然いっていないくらいで推移してきました。それから、そのときは交付税が右肩上がりで伸びていった時代でございます。それから、平成13、4年以降、交付税がかなり減額した時期でございますが、このとき、平成17年度は91.8パーセント、18年度が90.9、19年度が93.3と、これが過去最高でございました。その後、減少に転じて85パーセントまでいかないレベルできて、今年度、29

年度決算で5.8ポイント伸びたということでございます。

以上が経常収支比率でございまして、自主財源の確保についてでございますが、自主財源を確保するにはいろんな方法があると思います。先ほど議員が申されたふさと納税、それも大きな自主財源の確保の方法だと考えてございます。そのほかにも、例えば税ですとか、使用料ですとか、そういった税料の徴収率を上げる、それも自主財源の確保につながります。さらには、歳出の削減につきましても自主財源の確保にはつながるものであります。事務事業の見直し等でございますけれども、そういったものを総合的にやりながら、自主財源を少しでも確保するような取り組みを町としてしなければならないと考えてございます。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　　歳出面でも抑制すれば、確かに自主財源効果ということで、理解しました。

あと、やはりこう全体、今お話を伺った中で、やっぱり財政の硬直化はいくらか進んでいるという認識からいくと、やはりうちで、町で持っている財政調整基金、財政調整積立金、うちの町は財政調整基金ですかね、これの有用性というんですかね、緊張度がさらに高まったのかなという私の認識なんですけど、町側はどのように見解しますか。

○議長　　新田総務課長。

○総務課長　　財政調整基金のご質問にお答えをいたします。

財政調整基金といいますのは、家庭でいう貯金であります。本町の場合、平成29年度の決算で29年度末、9億3,711万4千円の基金残高、財政調整基金の残高がございました。普通、標準財政規模の10パーセント程度が保有額として妥当ではないかというような話もございますが、これにつきましては、根拠はございません。根拠がなく一般論としていわれている10パーセントでございます。ただ、今、ほかの基準として20パーセント程度が適当じゃないかとか、もっと30パーセントが適当じゃないかと、そういった部分もございます。本町の場合、今ほど29年度の残高申し上げましたが、標準財政規模の26.9パーセント、それが29年度末の標準財政規模に対する財政調整基金の残高でございます。

それで、県内59市町村でございますが、59市町村の平均の率が26.7パーセントでございます。ほぼ西会津は平均ということでございます。ただ、町村の平均を申し上げますと、47.0パーセント、町村の平均はかなり高いです。ただ、原発周辺の町村の財調の保有額、標準財政規模の一番多いところで約150パーセント、そのほかにも100パーセントを軒並み超えておりますので、その町村はちょっと違うのかなと、それをちなみに除外しますと、先ほど県の平均26.7と申し上げましたが、原発周辺を除くと県の平均は21.9です。町村の平均、原発周辺を除くと32.7ということでございまして、だいたい本町は標準財政規模からして、だいたい県内の平均くらいの財調の残高かなと思ってございます。

財調につきましては、いくら持っていればいいのかというのは、なかなか難しいところがございます。先ほど申し上げましたとおり、家計でいう貯金でございますので、例えば、どうしてもやらずにちゃいけないことができたときとか、そういったものにも充てますし、先ほど申し上げました交付税の減額が思った以上に多ければ、どうしてもやらずにちゃいけない事業はやらなくちゃいけませんので、そこに充てたりということで、財源調整をする上で財調は必要だと思っています。ですけれども、いくらが適当なのかというのは、なか

なか難しいところであると考えてございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 確かに見方というか、私と全く同じだと、10 パーセントというようなお話、前、私も 1 期目から聞いてきて、いろいろ、その根拠はどこなのというのを尋ねたんですけど、どこからも出てこないんですね。通説というんでしょうか、事務方さんたちの通説という、そういったことだったんだろうと思いますけれど、全く普通交付税だって年 4 回でしたっけか、分かれて入ってくる。4 回分かれて入ってくる、4、6、9、11 月でしたか、分かれて入ってくる。1 回にどさっとくればね、すぐに組み立てやすいんですけど、やはり分かれて入ってくるということも一つの要因、環境要因がそこにあって、豪雨だとか、今回みたいな日照りだとか、緊急に突然何かしなくちゃいけないといった場合に、やはり 10 パーセント一律というような考え方は、やはり危険なのかなと。状況、環境によってこれは弾力的に、本当に運用していかなくちゃいけないなと私も認識しております。

一応、基本の財政のほうのお話については理解できたので、2 番目の公会計のほうで、何点かちょっとお話を進めていきたいなと思います。一応、うちの町で公会計の資料、前にいただいた資料、ずっと見ていたんですけど、公共施設の老朽化というのが浮き彫りになってきているのかなと、何かそれが強く、資産老朽化比率ですか、そういったものをこう見ていっても、もう全体的に 50 パーは当然超えているというような中で、この固定資産のずっと、うちの町のホームページのインターネットで台帳出していますよね、固定資産の。ちょっと大きすぎてなかなか見るに容易じゃなかったんですけども、ざっと見ていくと、インフラの中で、やっぱり一番金額的に批准が高いのが、橋だったかと思うんですけども、そういった、こういった老朽化している施設というものが、この貸借対照表上では少し見えてくるのかなと私なりに思っていたんですが、財政方のほうでは、その分析の、今後のインフラ、あと建物、そういったものの見方としてね、私の前の質問でもあったように、老朽化なんていう話も当然ありますけれども、見方にはかなり、これは有効なものじゃないかなと私は見ているんですが、いかがでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 公会計制度についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、各自治体によりまして、面積も違い、いろんな条件が違いますので、なかなかその一概に比較は難しいと思います。A 町と B 町と本町、人口はだいたい 6,000 人で同じかもしれませんが、面積がもう 10 分の 1 だ、5 分の 1 だという話になれば、なかなか比較は難しいと思います。ただ、財務諸表、それぞれ出まして、本町の道路なんかは、当然、面積広い分、かなり資産としてあがっていると思います。先ほど議員が申された橋についても、かなりの橋数もございますし、かつ老朽化が進んでいるというのは事実でございます。

今、様々な公共施設含めて、老朽化対策ということで、例えばさゆり公園にある施設ですと、長寿命化計画を策定しまして、補助を受けられるんですけども、さゆり公園の例えばスコアボードの改修ですとか、いろんな改修については、国の社会資本整備総合交付金を受けながら、その補助裏は過疎債を使って、できるだけ一般財源を投入しないでも維

持していくというような取り組みをしています。

橋につきましても、長寿命化計画策定しまして、点検をしまして、かなり危険度の高い橋につきましても、計画的に補助ですとか、起債を使いながら、修繕を今後進めていくようなことで、なかなか計画的に、財源もございますので、起債もいくらでもということではございませんので、そういった部分を起債、補助金、使いながら計画的に、今後維持していくというようなことで、町として進めてございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 お話の途中であるんですが、1 点だけちょっと聞こうと思って、ずっと考えていたんですが、我々のもらった資料上で、財務書類の作成単位というページの中の一番下に、水道会計だとか、特別会計については、これは入れなかったという表記があるんですが、これについて、入れてもいいのか、入れなくても成立して OK なのか、入れてはいけないのか、その見解についてちょっと伺いたいんですが。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 答えをいたします。

本年 3 月に作成しました財務諸表でございますけども、3 種類ございまして、一般会計等財務書類、これは一般会計を対象としたものであります。それから、一般会計に特別会計を加えました全体財務書類、これが 2 つ目。で、最後に今言った一般会計特別会計のほか、第三セクターですとか、一部事務組合等を加えたもの、それが連結財務諸表、この 3 種類でございまして、全体財務諸表につきましては、一般会計に特別会計を加えたものということでございますが、今回、下水道施設整備事業特別会計、農業集落排水処理事業特別会計、個別排水処理事業特別会計、それから簡易水道等事業特別会計、この 4 会計は、特会の中に含んでございませぬ。というのは、平成 32 年度から、今申し上げた 4 つの会計につきまして、地方公営企業法の適用会計に移行するというので、今の水道事業会計と同じ法適用に移行するというので、今回はその 4 会計を入れなくてもいいということでございます。ただ、入れてつくっても、それはかまわないということです。ただ、今回は、西会津の場合は入れないで作成したということでございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 了解しました。当然、行政の貸借対照表で資産超過になっているとかね、私も何かおかしいなとこう見たんですけど、資産と現金があるみたいな感じの貸借対照表なのかなと。しかし、私もこれよく見ていたら、本当に経常収支だとか、直接こう税でどれくらいカバーしているか、純資産の表だとか、そういったものも、純資産変動率の計算書なんかは、全体の中でどのくらい自賄いの税金で払っているのか、払えるのかみたいな、そういったことまで読み取れるようなので、これ見てみると、やはりこれというのは、今後はやはり分析していく、他との分析ではなくて、自己の運用の中で、やはりこれは必要なんだなというふうに私は見てきました。

ただ、その固定資産の話で、やはり 147 億ですかね、建物で。で、インフラで 379 億、ちょっと膨大でなかなか理解しにくいほどの金額の固定資産というかね、を所有している。そういった中で、やはりこれ、今後、私ちらっと思ったんですが、やっぱり新規に土地を

取得して事業を起こそうというのは、やはりよくよく事業を選定して、絞り込んでいかないと、これはなかなか難しくなっていくのかなというような感じを持ったものですから、町側の見解としてはいかがでしょうか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

新規事業、施設整備をする際に、新たに土地を購入して施設を整備するという考えはどうなのかということでございますが、それはケースバイケースだと思います。今回、先ほどから話の出ています若者定住住宅整備につきましては、野沢保育所跡地、旧野沢保育所跡地ということで、用地の取得費はかかりません。ですから、整備費も用地分がかからなくて整備ができると。それが仮に民地を取得して整備をすれば、かなりの工事費の違い、整備費の違いが出ると。ただ、そういったことでございますけども、どうしても民地を取得しても、そこでないとという整備につきましては、やっぱりそれはそれで、町として対応しなくちゃいけないのかなというふうに考えてございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 本当に、どうしてもやらなくちゃいけない事業が発生すればね、それはケースバイケースだと、それは私も十分承知しております。ただ、早期に計画が立案できて、基金化できるよなんていう場合ね、そういった事前にある程度基金化の中でうまく運用していくということも考えられるのかなと。それには早い段階での計画を示してもらいたいという、今後ね。そういうこともお願いしておいて、この話については終わりたいと思います。ありがとうございます。

では、次に大きなテーマの2つ目に出しておいた若者向け住宅整備事業についてなんです。1番議員のお話の中で、ちょっと私、理解ができなかった部分が1点あったので、私は地元、町内なんです。町の近隣の方、そして少し離れた方、そして新郷、群岡の方ともちょっとお話もしましたが、この事業について、ややいやだ、またはいやだという方が圧倒的に私は感じます。ただ、私の会った方がたまたまね、そうだったのかもしれない。なので、数字的にどうという話は私もしませんが、ただ、やっぱりそれなりの声があることは実態として私はあるんだろうなと。

その中で、近隣の方はアンケートを取って、少し活動もなさった方もいらっしゃるようですが、その方とお会いして、確か町長お会いしているかと思うんですが、お話できる範囲で、その訴えとしてどのような訴えをなされたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 若者定住住宅の町民の皆さんの反応といいますか、今、三留議員がおっしゃっている、いやだという人と、ややいやだという人の、どういうところの数字なのか、ちょっと私は分かりませんが、それはやっぱり身近な問題として捉える町民の皆さんの考えと、やっぱりそれからちょっと離れたところで、直接は関わりなくても、やっぱり町全体から見ると、全く関係ないわけではありませんけども、いろいろそれは意見がおりますが、最初に反対された方、何人かおいでになりました。で、それよく町の考え方が伝わっていなかったという点もあって、私らに説明がないからということで、もう反対のた

めの反対で、その署名運動をされた。で、その署名を持っておいでになりました。で、そのときに、この部分は反対している人です、この部分は賛成されている人です。それから、どっちでもいいですよという人の署名がありました。でも、それは匿名の調査でありました。私は最初はちょっと、これ受け取るのはどうなのかなと、匿名ということになると、本当にその人の本心が入っているのか、で、中をこう見ましたら、何にか同じ筆跡の方がありました、何枚か。本当は、アンケートというのは、私はやっぱり反対か賛成かといったら、ちゃんと名前を出して、それを公表するわけでもなんでもないわけですから、そういう形の、そういう署名運動をしていただきたかったなというふうに思いますけれど。

それはそんなことですから、それは内容が分からなかった。どこにどういうふうに建って、私の家のどのくら離れるのかというような、そんなことも、細かいところまで分かりませんでしたから、たぶんそんなことがいろいろ、諸々あってね、中には福祉施設を建ててほしいとか、あるいは集会、集まれる集会の施設がほしいとか、いろんな話がありましたけど、私はやっぱり、これは町を、将来の町を考えたときには、どうしてもやっぱり、今、必要な施設だということでお話をしましたけれども、なかなかそこは、そんな簡単に譲られないというところがおありだったんでしょうけども、よく2回、3回の説明会の中で、皆さんの不安がね、一つ一つ説明して、現在の建っている建物とほぼ同じ場所に、で、建物の面積は少なくなりますけれども、あとはその部分は駐車場というような形で、やっぱり事前に細部を示さなかったから、なお分からなかったということもあるかもしれませんが、私、最初からその計画書をね、青写真をばっと出して、本当にそれでいいのかなと、やっぱり町民の皆さんの意見を聞いた上で、そしてそれを計画に反映するというやり方のほうが、私はいいいのかなということでそういう手法にしたわけですけども、その辺のお互いの誤解といいますか、考え方の違いでいろんなことがありましたけど、いずれにしても、皆さんの、やっぱり理解を得て、これは進めることになるわけでありですけども。まだ、中にそういうどうしてもだめだという人がおいでになれば、その方については、理解していただくような最大限のやっぱり努力をしないとイケないのかなと、そんなふうに思っています。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　その部分は、最初の1番議員の答弁の中の、同じような内容になってくるのかなと、最後の部分はね。ただ私、1点聞きたかったことが、今日、夕べも眠れなかったんですけど、かつての全員協議会の説明の中で、こういう一節を我々の説明の中で、質疑の中だったかな、工業会からの強い要望もあり、というフレーズが私記憶しているんですが、私の記憶に間違いがないか確認したいんですが、お願いします。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　全員協議会の中での話、説明の中で、確かに私はそんな話を、実際に工業会からの要請もあります。ただ、それだけじゃなくて、やっぱりこれからの町民の皆さんの、若い人たちが住める場所ということも当然ありましたけど、ただ、そのやり取りの中で、工業会が先に出てしまって、工業会のためにつくるのかというような、そういう理解をたぶんされたんだろうと思いますけども、それは工業会だけじゃなくて、いわゆる要請もありました。それは工業会というのは十何社入っているわけですよ。その中で、今、実際に

困っているのは、そういうところがあるわけですから、これはやはり工業会だって町の経済の大きな役割を担っていただいているわけですから、そういう人たちの、やっぱり意見も聞かないといけないというようなことで、ちょっと説明は、何かそれが先に出たような、皆さん、たぶん解釈をされたんだろうと思いますけども、そういうことではなく、工業会だけじゃなくて、町民全体の若者住宅ということでもあります。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　工業会からの強い要望という部分が、私ちょっと引っかかったんですが、先月、工業会で責任ある立場でご活躍されている方と、たまたまお食事をとったときに、私はよく内容分らないが、あんなところに建てるのは反対だというようなお話、相手側からいきなりこう出てきたんですが、だから、ちょっと工業会からの強い要望と、ちょっとマッチングしないのかなというような、私の受けたイメージだったんですが、工業会からの強い要望という、その要望のスタイルというのをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　ちょっと私の言葉の説明が、ちょっと不十分でしたけど、実は工業会の皆さんと色々なお話をしまして、で、私も個々の経営者の皆さんとお話をしました。それから、副町長も各企業の訪問をいたしました。その中で出てきました。だから、工業会としての要望ということでは、それはちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、工業会の中で、いろんな話の中で、こう皆さんの話を聞いたときに、そういう意見が多かった。で、副町長も会社訪問のときにそういう話が多かったということで、私、工業会という言葉を使いましたが、それは全体の工業会の意思として、で、町のほうに要望が出たということではなくて、私はちょっとそういう言葉の表現が適当、今お話だと適当でなかったかもしれませんが、だから会長さんはどんなことをおっしゃっているか私は分かりませんけど。

当時は、今こういう状況だと、で、社員を採用したくても採用できない。それはなぜだと、泊る場所がない。で、しかもある方は、子どもを西会津町に来てもらってやってもらいたい。でも泊る場所がなくて、今、若松に住んで、若松から通っている。そういう実態がありましたので、ああ、これは私は、工業会全体ではないけども、だいたい工業会の皆さんの同じような悩みかなと、そのほかに副町長からそういうお話を聞きましたから、そんな話を申し上げたけども、正式な工業会としての要望では、それはなかったもので、そこがそういう捉え方してということになれば、それは私の言葉足らずでありましたので、そこは訂正させていただきたいと思います。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　そうすると、全員協議会の中での説明のくだりについては、瑕疵というほどではないにせよ、ちょっと正確性に欠けていた部分もあったというふうな見解になろうかと思います。できるだけ精密に、やはり説明のときには表現していただきたいと、強くやはりお願いしたいと思います。

あと、この事業については、私だけでなく、皆さん事業についてはね、確かに同意して、これは必要だろうと。そういった中で、事業の骨子、基本部分、若者の住宅をつくるのは、

私、大賛成なんですけど、先ほどの質疑の中で、企画課長が議会制民主主義というところでお話を出されたので、住民の代表だろうと、私もそのところで、住民の代表なのでここで言わせていただきます。

事業は賛成したと言いました。であれば、変更、へき地保育所を含み、町には財産があるわけですね。同規模ではかの場所を選定することは短時間で可能なのか、ただ、その自治区さんとの調整というのは非常に時間がかかろうかと思えますけれども、やっぱり本来はその調整、昔の首長さんだと、政策懇談会みたいなのを先に開いて、自分の指針を住民の方にそこで説明してから、こうやりわり入っていくというのが通例だったかと思うんですが、この事業については、まず一番問題だったのが、雑地とか田畑を取得して、近隣からかなり離れたところに建てるわけじゃないんですね。最初からステージが住宅地に隣接させて建てる。これはやはり誰が考えても、同僚議員も言っていましたが、自分の普段の生活に直接影響がある、ないかもしれない。だからそういう不安が直結、蜜なものについては、やはり予防線じゃないんですけれども、十分な説明、そういったものが私は欠けている。

例えば、1番議員とのやり取りの中で、雪は大丈夫だという説明がありましたよね。この部分について、まず1つピックアップして1つ聞きたいんですが、雪は除雪すると、雪の塊って積算できますよね、だいたい。駐車場に車が止まって通路できますよね。そうすると今まで置いていた以上に雪は出ますよね。出ませんか。建屋の通路も除排雪しなくちゃなりませんよね。入口が多くなればなるほどその分は手当しなくちゃいけないし、車が出て行った後、またドーザーが来れば、その分も駐車場スペースも寄せなくちゃいけない。また道路側のほうから中にも引き込むんでしょうから、従来の道路で全く大丈夫だと、OK。

先ほど、いろいろプールから何から大丈夫だと言って、今まで2回大丈夫じゃないことがありまたね。ですから、その辺は精密に何立米で、通常の雪であればどのくらいだから、これで大丈夫だと、そこまで詰めて議会側に示してもらわないと、絶対にこれ大丈夫じゃなんて見えてこないと思います。まず、その雪の部分についてどうでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　この若者定住住宅の議論は、全員協議会から始まっていますよね。で、補正予算のときにいろんな話が出て、そこで建てることについてと、それから、それに伴う予算の議決は、議会で議決したわけですね。そうでしょう。議会の議決って重いですね、私もそれをみんなからそれ言われましたよね。議会の議決は重いですよ。私は建てることまで議決していただいたら、その建てる建物の建て方とか何かはね、これは周辺の皆さんの意見を聞かないといけないというふうに、私はそういうふうに思っているんです。だから、それを今、反対だというのは、ちょっと私は、それはおかしい。そう思いませんか。

それでね、除雪の話されていますけど、今建っている野沢保育所の建屋は、子どもの教室が、あれはずっとこう手前の道路までありますよね。あれ全部、あれと同じような建物じゃないんですよ。あそこに今建っている範囲内に建てたいと、それも必要な部分は壊しちゃって、壊した部分に駐車場をつくるということですから、それは図面が出ていないから、議員さんたちはそこまでちょっとお分かりにならないかもしれませんが。要は、今

の建物よりも外に出ることはしないような建て方をしましょう。で、駐車場も確かに何台か増えますよ。だってあそこの保育所にあったときに、先生方の車、何台かあったわけですよ。で、今までにあそこに除雪していて何か問題ありましたか。私はなかったと思いますよ。しかし園庭の部分は、全くそっちのほうには建物は建てないというか、そこは排雪場所だと。

さっき1番議員で、いわゆるあそこを道路と同じに平にするという話が出ました。平にしたら、今度、建てる面積が、あそこの面積、少なくなりますよね、のりが出れば。1メートル50だ、1メートル50土盛りすれば、のりが出るわけですから。そうしたら建てる面積が少なくなる。だから今のままの土地の中に建てる。で、ただ、道路の出入りはね、出入りはちょっと傾斜があるから、それは考えないといけないと思いますけど。

ですから、いろんなことを皆さんおっしゃいますけど、私は建て方、建て方をやっぱりこれは住民の皆さんの不安を解消するような建て方をしないとイケませんし、その図面については、近々議会の皆さんにもお示しをして、ご意見をいただくようにしたいと思いますけれども、ここをやっぱり、何か進め方が全部町が悪かったみたいな、そういう話をされると、私としては、それはちょっとそうじゃないのかなというふうに思いますので、そこら、これまでの経緯をしっかりと一回振り返っていただきたいなと、そんなふうに思います。

○議長 9番、三留正義君。最後になります。

○三留正義 全部を否定しているわけではありません。決して、先ほどから言っているように、ただスタートの町政懇談会を開いて、もう住宅街地に建てるということであれば、やはり1番議員におっしゃったようにね、ちょっと説明の部分で私も反省しなくちゃいけないと、確かおっしゃっていたかと思います。やはり、生活に密着したエリアで建物や物事を起こそうとするときは、それなりにきちんと、相手のあることですから、やはり自分の姿勢を町政懇談会で、ある程度の中身というのは、考えとしてこういう考えを持っている、そういうのはやっぱり明かすべきだっただろうと。今回は、やはりそのところのスタート、あと何か住民説明会の最後には図面、お渡しになったとかと私は聞いたんですけど、我々はその後になるようですけども、何か概要が分からないで我々もしゃべっている状態なので、後で町長、先ほどお配りしますみたいな話だったんですが、やはりある程度、一定時期、同時期に町の方たちと我々、1日くらい早くいただければ、なおそういった話のやり取りもスムーズにいくのかと思います。

繰り返しますが、最後の私の話の中で、先ほど町長のやってきた、今の私たちが議決した議案、全否定しているわけではないです。事業としては、私は全く同意している、必要なんだろうなと。ただ、やっぱりそのスタートが悪かったのと、やっぱり場所、そこからいろいろしがらみが出て、なかなか皆さん納得がいていない方が多いのかなと。だからそれを、本気になって、やっぱりこんがらがった糸をきちんと丁寧に解きほぐすためには、先ほど言った雪の部分だって、私、いやがらせに言っているわけじゃないです。やはりこんがらがっている糸を一つずつ解きほぐして、どこがいやでどこが納得できない、どこだったらある程度協力いただけるか、それをやはりきちんとコーディネートして、町当局側が住民とのコーディネートをきちんとやらないと、なかなか通れるものも、わざわざ角に

ぶつかっていく必要はないと思う。やはりそこら辺、鋭意努力していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 住民とのその話し合い、これ最も大事なことでありますけれど、私、何で住宅地の中に、住宅地のところに建ててだめなのか、それが私分からないんですよ。これからあの周辺、みんな、例えばの話ですよ、高齢化が進んで、そこに若い人たちが誰もいなくなったらどうなりますか、この町。で、ただそこに入る人たちは、やっぱりその自治区内のいろんな決まり事とか何かとかね、そういうところに、やっぱりしっかりちゃんと協力してもらわないといけないというのは、私はそれはやらないといけない。でも、住宅地のところにそういう建物を建てて、何か支障があるというのは、私はちょっとなかなか理解できないんだけど、私はやっぱり町の中の活性化のためには、やっぱりそれだって私は必要だなというふうに、そこが私、議員と、その見解の違うところだかもしれません。

ただ、理解をしてもらう作業は、これはしないといけません。それは私もちょっと、これまでの経緯で皆さんからいろんな話を聞く中では、少し反省をしないといけないところがあつたかもしれません、これからの部分では。ですから、建てる建物については、十分に皆さんの意見を聞いて、そして実施をしていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 今お話のご質問の中で、図面を渡したというくだりがございましたので、ちょっと誤解されないように、その点だけお答えをしておきたいと思います。

住民の方から出された意見の中で、日陰になってしまうんじゃないとか、あとどれくらい自分の家との距離が出るんだというような、そこら辺、心配されている声がありましたので、まだイメージとしてですけれども、今建っている建物よりも近づくことのないようにしますとか、あと、今の建物との高さがどれくらい2階建てだと高くなりますよとか、そういうようなことを分かりやすくご説明するために、配ったのではなくて、スライドでお見せをしてご説明をさせていただきました。あくまでもイメージで、素案ですよ。これから変わることがありますけれども、これよりも悪くならないように対応していきますということでご説明をしたものでございます。

議員の皆さま方にも、ある程度設計のほうで、こういう形で進めたいというのができたら、またお知らせを、住民の皆さんとあわせて、なるべくあわせてご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 暫時休議します。(14時46分)

○議長 再開します。(15時15分)

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 6番、猪俣常三です。さて町政課題は、人口減少や高齢化が進む中、多方面にわたって町全体的に経済の体力が弱くなっていると感じております。この難局を乗り越えていかなければなりません。本町において、まち・ひと・しごとの地方創生を着実に実行していくことが求められ、町政の運営や方向性、あわせてインフラ整備等も大きな関心

が寄せられるところであります。

今次の議会は2点ほど通告しておりますので、一般質問をいたします。

それでは、農業の振興についてであります。高齢になっても鍬頭として従事していかなければならない。このままですと農業を続けることはできない不安を抱えながら、この先は水田を引き受けてくれる人がいるのだろうか、いないのだろうか。いなければ耕作放棄地にするか悩みとなっていることから、伺います。

1点目は、農業後継者がいない中で、耕作放棄地が増加していることに対し、対策を伺います。

2点目は、ライスセンターの設置について考えを伺います。

次に、公共施設の管理及び利活用と整備についてであります。本町において少なくない公共の施設及び空き施設を有している中で、管理の面で苦勞されているように感じます。町民の安全安心な生活を維持するには、適切な管理をしていかなければならないことから、伺います。

1点目は、新郷中学校の管理について伺います。

2点目は、旧尾野本小学校校舎及び講堂、校庭の利活用等について伺います。

3点目は、西会津国際芸術村の出入り口が狭く、大型バス等の進入が困難であるため、整備する考えはないか伺います。

以上、私の質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 6番、猪俣議員の農林業の振興についてのご質問のうち、ライスセンターの設置についてお答えをいたします。

本年度からの国の大きな米政策改革に加え、農業従事者の高齢化と後継者不足により、稲作経営はますます厳しい状況におかれており、今後の水田農業を守る仕組みづくりが急務であります。このため、町では農業機械の共同利用、集落営農の組織化、法人化、担い手農家への農地の集積等により、稲作経営の規模拡大と低コスト化を目指した生産体系への移行を推進しているところであり、ライスセンターの整備につきましても、そのひとつの手法であると認識しております。

現在、本町では野沢、尾野本、新郷、奥川の4地区に1カ所ずつライスセンターが運営されている状況にあります。町といたしましては、稼働施設のない地区において、農業者が自ら施設の整備に取り組めるよう、職員が地区の話し合いの場へ参画するとともに、集落営農の組織化と法人化へ向けた勉強会や視察研修の実施などの取り組みを行っているところでもあります。

具体的な整備の内容につきましては、施設の規模はもとより、受益範囲の選定、運営主体の組織化、費用負担の面など検討すべき課題がまだまだ多いことから、地区との十分な話し合いを進めるとともに、県やJAなど関係機関と連携を図りながら、その支援を積極的に進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 6番、猪俣常三議員の農林業の振興についてのご質問のうち、耕作放棄

地対策についてお答えいたします。

2番、薄幸一議員にお答えしましたとおり、耕作放棄地につきましては、農業委員会の利用状況調査により分類され、再生可能な農地については、農地中間管理機構への貸付の誘導等を行い、再生困難な農地については速やかに非農地の判断をすることとなります。

町といたしましては、現在、集落等において管理されている農地につきましては、今後も各種交付金制度の活用等による支援を継続し、新たな耕作放棄地の発生防止に努めてまいるとともに、すでに耕作放棄地となった農地につきましても、農業委員会等との連携や国・県の交付金等の活用により、その解消に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 生涯学習課長、成田信幸君。

○生涯学習課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、旧新郷中学校の校庭の管理についてお答えをいたします。

ご質問の土地は、かつては新郷小・中学校の校庭でありましたが、新郷小学校が閉校となった平成24年度以降は、新郷運動場として、主に社会体育で利用しております。その維持管理は、体育協会新郷支部のご協力のもと、新郷地区の体育祭やグラウンドゴルフなどの行事に支障をきたさないよう、雑草を除去し機械で整地するなどを実施しています。今後も、利用する団体と共に、適正な維持管理に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 6番、猪俣常三議員の公共施設の管理及び利活用と整備についてのご質問のうち、旧尾野本小学校の利活用について、お答えいたします。

3番、秦貞継議員のご質問でも申し上げましたが、町では統廃合により使われなくなった旧小・中学校施設や旧保育所施設について、廃校施設等利活用計画、保育所施設の利活用方針をそれぞれ定め、施設ごとの方針に沿って、取り組みを進めているところであります。

おただしの旧尾野本小学校施設につきましては、まず、校舎は建物の老朽化が著しく、活用は困難であると考えております。

次に、講堂につきましては、築約80年が経過しているものの、年に1、2回任意団体主催の音楽イベントに利用されており、その関係者からは木造の講堂であることの希少性や音楽ホールとして音響に優れている点に価値を見出し、今後も保存し有効活用を図りたいという要望もあります。こうしたことも含め、講堂につきましては、その利活用の可能性について検討してまいりたいと考えます。

町といたしましては、今後、野沢・尾野本地区など町中心部のまちづくりの指針となる中心エリア整備構想の策定を目指しており、その中で旧尾野本保育所用地も含め、旧尾野本小学校のエリアをどのように活用していくかを総合的に検討してまいりたいと考えますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 6番、猪俣常三議員の公共施設の管理及び利活用と整備についてのご質問のうち、西会津国際芸術村についてお答えいたします。

西会津国際芸術村につきましては、廃校となった旧新郷中学校の木造校舎を活用し、芸

術を通じた国際交流の推進と交流人口の拡大による地域活性化を目的として、平成 16 年 9 月に開村いたしました。開村以来、芸術村公募展をはじめ、各種展示やイベント、ワークショップ、コンサートなどの多彩な催事を行い、交流人口の拡大に努めてきたところであり、また、平成 27 年度からは、用途変更や施設の改修を実施し、より利用しやすい施設へと整備してきたところであり、平成 28 年度は延べ 3,950 人、平成 29 年度は工事のため長期間休館となりましたが 2,437 人の来場者となり、その 3 分の 2 が町外からの来場者となっております。

ご質問の道路からの大型バスの進入についてであります、スムーズには入れない状況であると認識しております。芸術村への大型バスを利用した来訪は、昨年度が 1 件、本年度がこれまで 4 件であり、来場者のほとんどは個人や少人数での来訪となっております。進入口の現状は、南側はプールで北側は旧新郷小学校との境の法面となっており、いずれも容易に整備できるものではなく、また、プールに関しましては消防の水利となっており、関係機関との調整など課題もあることから、進入口の改修は厳しいものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、随時、再質問に入らせていただきます。今、町長のほうからライスセンターの設置についてご答弁をいただきました。その中で、今後どの地域ということはある程度限定されるような状況に感じられます。本町では野沢、尾野本、新郷、奥川の 4 地区に 1 箇所ということでございますので、たぶん上野尻や、あるいは下野尻、上野尻や、その地区辺りに 1 つは考えられるのかなと、こういうような私の考えでは受け止めたところであります。そのどの地域ということと、どのような規模、また機械設備も含めて、どのような組織で、また運営形態をどうするのか、若いスタッフの確保は大丈夫なのか、とりえあずお尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ライスセンターの場所等についてのおたしでございしますが、まだ確定しているわけではありませんが、今一番話が進んでいるのは群岡地区ということでもありますけれども、これからいろんな細部のお話し合いをしないと、場所の特定、それから規模、あるいはどういう運営主体にするのか、その辺はこれからの作業でありまして、そういうこまい、これからいろんな話をさせてもらって、最終的に判断をしていきたいなというふうに考えております。今のところそういう話し合いで、一番の地元からの要望といいますか、との話し合いが進んでいるのは群岡地区ということではありますが、まだ特定、限定したわけではありませんが、これからその作業をしっかり進めてまいりたいと思っています。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 農業の方で、現在、作業小屋を持って、作業所を持って、それから機械整備も整えて、で、大型機械、トラクターや田植え機や、収穫期のコンバインというようなことを持っておられる人たち、こういう人たちは、参加していただかないと、こういった大きなライスセンターを設置した際、実態調査も考えていかなければならないのではないかなというふうに考えるわけです。それと同時に、今後どうするのかということについても、意識調査もしていかなければならないだろうというふうにも考えます。そうした場合に、

その地区、上野尻、下野尻というふうになった際に、その面積で対応できるのかなと、それ以上に野沢まで手を伸ばすというふうに考えておられるのか、そこら辺のところをお尋ねします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ライスセンターのその規模についてというふうなお話でございましたけれども、ライスセンターのその規模につきましては、その地区の稲作経営を営む皆さま方とのお話し合いの中で、その地区が主体となって、農業者の方が主体となることができる規模の施設はどのくらいなのかというところを十分にお話し合いを進めながら、その中で、その方向性について決めて、意見の共有、町としてどのような支援ができるのかというふうなことの方向性を出してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 実態調査をするのかしないのか、お答えください。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

地区とのお話し合いを進める中で、当然、その受益地区の皆さま方の意見、あるいはその農業経営に関する数値的なものにつきましても、その話し合いを進める上で、町としては把握をしていかなければならないと考えておりますので、それについては十分な調査をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 まだ答えていないのは、ライスセンターを設置する前に意識調査まで考えているのかどうか、そこら辺もお答えください。

○議長 質問は明確に言ってください。

○猪俣常三 ライスセンターをつくる前の意識調査くらいまではということの意識調査という話、それに対してお願いします。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 ライスセンターをつくるにあたっての、その意向調査、意識調査というご質問でございますけれども、町が、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、町が主体となってライスセンターを設置するということではございませんで、地域の皆さま方、地域の農業者の方々の、その意向によってライスセンターを設置したいという、この動き、意向に対して、町はどのような支援をできるのかというところを十分地域の皆さんとお話し合いをしていくということでございますので、意向のある、その地域に対して、どのような支援ができるのかということで現在取り組みを進めてございますので、ライスセンターをつくるから、それについて住民の皆さんの意識はどうかといった、そういう調査を実施する考えはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 では、その際に、どの程度のその面積を、規模的な面積を考えておられるのか、面積までというふうではないんですけれども、群岡であればこのくらいの面積くらい

の確保はしてライスセンターを運営していきたいというような、そういう規模というのはどの程度を考えておられるのかお尋ねします。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

その受益地区のその面積、どのくらいを想定しているのかというお話でございますけれども、これにつきましても、地域の皆さま方でどのくらいの規模のものを希望されているのか、予定されているのか、どのくらいのものならば運営が可能なのかという部分を十分に地域の方々とお話し合いをしながら、地域の皆さま方が、農業者の方が主体的に運営できる規模というようなことで、今後、話し合いを詰めてまいる予定でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私の調べているところの中では、作付けをしている面積というのは、だいたい上野尻、下野尻合わせて、だいたい50町歩あるようです。それから、そのほか、共済制度の中で、3反未満の方もいらっしゃるんでしょうけども、そういった方も含まれているということを考えると、こういった田んぼがあると。ただ、水稻面積というのがあって、70町歩くらいあるんですけども、ここら辺の差、20町歩くらいあるということは、今後どのように考えていかなければならないのかということも、このライスセンター設置する際にも、大きな作業効率のことも考えなければならぬのかなと、こんなふうに考えています。そういったところも考えた取り組み方が必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員のご指摘は、その50町歩、上野尻、下野尻で50町歩あるんだと、そのほかにつくっているところは50町歩だけれども、実際には70町歩くらいの田んぼがあるだろうと、そのつくっていない20町歩はどうするんだと、面積増やしていくのかというようなご指摘かと思いますが、その辺については、まだ十分に地域との話し合いが進んでいるわけではございませんので、そこをどうしていくかというのは今後の話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、耕作放棄地になった水田等につきましては、別途その解消に向けて対策は取っておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の答弁の中でも、JAさんや、あるいは県とも、関係機関とも協議しながら、いい方向付けをしていきたいという答弁でありますので、十分な内容を精査して、考えていかれたらどうかとこんなふうに思います。

次、テーマを変えていきたいと思いますが、農業後継者がいないなかでの耕作放棄地について、同僚議員のご答弁の中で述べられておりますので、質問を控えさせていただきたいと思います。

次、公共施設の管理及び利活用と整備のほうに話題を移りたいと思います。その中で、一つ確認をしておきたいと思うんですが、旧新郷中学校の校庭の管理についてであります

けども、私が調べた中で、間違っていたらご指摘いただきたいと思います。新郷の、今、小学校のある建物については、総務課が担当されていると。それから、体育館については生涯学習課で対応していると。それから、西会津国際芸術村のほうでは、それを指定管理者がされている側で対応しているということでもありますね。それから、校庭については、今、述べていただいたとおり、生涯学習課で対応しながらということで、それでよろしいのでしょうか。

○議長 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長 土地の管理ということで、今ほど議員が申されましたとおりでございます。生涯学習課におきましては、体育館と昔の校庭、今、運動場でございますが、そちらを管理をしております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで一つ伺っていきたいと思うんですが、地元住民の方、あるいは関係者の方からの話では、学校が閉校前は、草木も刈られてきれいにされていたと、今はきれいとはいえないということでありまして、今では西会津芸術村として人が行きかう交流の場になっているということで、ちょっとご答弁の中にもありましたようであります。このままでよいのかということでもありますので、徹底した管理状況を伺いたいということが一つです。

関連して、その校庭からのり面というところがあるんですけども、そののり面というところに、杉の木や、あるいは桜の木など、大木になってきているという状況があります。そしてまた、強風、また台風などによって、近隣の民家や人に危害を与えることも考えられることから、安全安心な生活を維持したいということで、立木の倒木など、それによって、倒木ですよね。そういった賠償責任問題に発展しないように、取り除いていただきたいということが一つあるので、そういうことに対して、お考えをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、主に運動場の管理という観点からお答えをしたいと思います。

先ほど答弁で申し上げましたように、運動場としては上の面を使っているわけですが、あそこは、やはり学校であったころと同じような、なかなか管理はできませんが、地区の体育祭であったり、そういう行事の前には草を抜いたり、また少し整地をしたりしてやっている状況でございます。なお、校庭、防球のためのフェンスが張られてありまして、そこに防球のネットございます。その先、土地につきましては、のり面といいまして、そこから勾配がついたところ、そこまでがかつての学校の土地ということでもあります。

今ほど議員のほうから、そこに木がある、実際のところ自然に生えた木であったり、また松の木が、実はございます。かなり幹も太くなっておりまして、当然何十年も経っております。ただ、うちのほうで調査をしましたところ、まだ枯れ木とか、そういう木はございませんので、倒木というような危険性は、今のところないようでございます。ただ、かなり枝も広がっているという状況がございますので、もし支障があるようであれば、なお調査をして、それについては対処したいというふうに考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私、倒木という表現しましたけども、枝が長くなったり、そういう危険性もあるであろうということなので、あそこはきれいにしていいただいたら、国際芸術村もあの道路から見えるというお話も聞きます。そうしましたときに、環境の整備そのものもきれいにしてから、あそこはすごく見やすいであろうし、環境整備もなされていて、非常に訪れる方々から見ればいいのではないかという話があったということでありまして、どのように、今後、町で考えていくのかお尋ねするべきかなと、こんなふう感じたところがあります。

校庭についての、この管理については、答弁の中でよく分かりました。それに付随するところののり面に、あそこの下、石垣も積まれてて、非常に夏場は萱が長くなっていて、どなたがやっているのかなというようなこともあるようでしたから、そこら辺についても、杉の木やそれらも伐採していただくのが一番いいのではないかと。だから、杉、立木、それから桜の木、そこら辺のところの取り除く考えはないかというお尋ねであります。

○議長 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長 答えを申し上げます。

今ほど議員のお話では、あそこ桜の木、松の木、また雑木もございますが、その伐採をしてというお話でございます。学校に元々植えられた木でありまして、それぞれいろいろ皆さんの思い入れがあったり、いろいろ由緒があるものもございますので、景観という点では、伐採という提案も一つの方法ではございますが、それらを、やはりしっかり調査をした上でないと、やはりちょっと難しい面がありますので、ただ、先ほど申し上げましたように、とりえず今、危険性はございませんので、そういうものを調査しながら、なおあその木につきましては、すぐに近くに民家があるということと、かなり高い枝になっていますので、なかなか、ちょっとした普通の素人とか、ちょっとした人ではなかなか切れない状況の木になっておりますので、そこら辺も十分に調査、また検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 対応する際には記念樹みたいな木もあるんであらうと思いますので、そういったところは、そういった昔の子どもさんを預けていた保護者の会の方もいらっしゃるんでしょうし、また、自治区の長たる方にも伺うこともしなければならないことではないかと、こんなふうには思います。当然、そういうことはした上でのことでありましようから、十分そこら辺のところは対応していただければというふうに、私のほうから要望としてお願いしておきたいと、こんなふうに思います。

それから、次でございますが、テーマを旧尾野本小学校の校舎、講堂等のほうに移ってご質問させていただきますけども、まず、答弁の中で、同僚の3番議員の答えにもありましたように、内容につきましてはだいたい分かりましたが、私としては、ちょっとなかなか理解できないところがございますので、そういった点につきまして、一つ一つお尋ねをしてみたいと思います。

私は、旧尾野本小学校の講堂、校舎、校庭についての再質問をさせていただく中で、要は、この廃校の内容が示されたことがあったと記憶しておりますので、じゃあ、今度は利

活用の際に、この講堂等について利活用する際に、関係の法令等の手順をちゃんと踏まれているのか、そのところをお尋ねしていきます。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

年に1、2回、音楽イベントなどで活用している団体があるというふうに申し上げましたが、現在のところ講堂施設につきましては、普通財産という取り扱いでありまして、建築基準上は、学校施設ということで用途は変更していないということでありますので、特に届出はしておりません。そのままの状態を使っているということであります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは伺いますけれども、耐震診断の依頼について、今お尋ねしますけれども、私としては、危険な建物ではないのかというふうに感じているわけです。だから、耐震診断の依頼は、まずどこに依頼されているのかを、まず伺っておきます。お答えください。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

この講堂施設につきましては、耐震診断は行っていないということであります。耐震改修促進法というのがございまして、この中では、この体育館ということであれば、1,000平米以上の建物は耐震診断、または耐震改修するというような努力義務が発生しますけれども、この講堂、そこまでの面積ございませんので、その法律に従えば義務はないということで、耐震診断は、今のところ行っておりません。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあ耐震診断をする際にはどこに診査するんですか、教えてください。

○議長 業者とかなんかを聞きたいわけ。それとも設計業者とかを聞きたいわけですか。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 要するに危険な建物だというふうにこっちは思っているわけだから、それに対して、これは危険ではないということに対する裏付けたるものがあるんですかということを知っているんです。だから、それは町に判断力はあるかもしれない、じゃあどこまでその判断力を持って判断しているのかということなの。

じゃあ、耐震診断というやつをきっちりとやった上で、これはこの建物、大丈夫だということを示してくださいと言っているの。

その上で、この建物は利用しますよなったら分かります。今現在、廃校しようとしているのに対して、誰も入れない状態でいるのに対して、入っているわけだから。じゃあ利用しようとしているわけでしょう、早い話は。だったら、耐震診断をするんで、あることによって、ここは、この建物は大丈夫だよ。その後も私いろいろ質問していくけども、そういうことが分からないところで質問していろいろ聞いたって、話が分からないので、そこをきっちりと話してください。

○議長 質問は、人が今、使っているわけでしょう、1年に1回か2回。それで人が集まっているわけだ。だから、耐震診断をちゃんとやって、安全性を確認して使うようにしたらいいんじゃないんですかと質問したらどうですか。それでいいんでしょう。違うの。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　耐震診査をしたかどうかを、今、聞いているので。

○議長　していないと言っているの。

○猪俣常三　だったらその根拠たるものは、町全体に責任の範囲内で、じゃあ町役場で判断することができると、どこかに書いてあるんですかということ。何も議長、恥ずかしいことじゃないんですよ。私は真剣で言っているんですよ。

○議長　暫時休議します。(15時56分)

○議長　再開します。(15時58分)

矢部企画情報課長。

○企画情報課長　お答えいたします。

耐震診断につきまして、先ほど申し上げたように、していないわけでありまして、お貸しするにあたっては、状況を目で確認しまして、ただちに危険があるというような状態ではありませんので、普通財産を貸付の手続きに従ってお貸ししているということでございます。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　それでは改めて伺います。じゃあ町の判断でできるということになったときに、講堂の危険な建物の判断はできると、いいですか、講堂の危険な建物の判断ができる、理解してよろしいんですね。

○議長　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　講堂施設につきましては、耐震改修促進法上、その耐震診断、または改修の義務はございませんので、町でも、ただちに危険という判断はしておりませんので、していないということでございます。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　そこでお伺いします。じゃあ危険な判断をするところは、建設事務所に伺うことはできないんですか。依頼して、ここは大丈夫ですかとできないんですか。ここには建築基準法というのがあって、そこにはこの建物、この講堂は危険性があるかないかの判断はしてあげることはできますよということは聞いたことはないんですか。喜多方建設事務所に伺ってみたことはないんですか。

○議長　矢部企画情報課長。

○企画情報課長　お答えいたします。

この講堂について、用途変更して、何かの、例えば集会施設ですとか、体育施設ですとか、こういうものに用途変更するとすれば、それ、建築基準法に従った建築基準がございしますので、そういった改修に必要な、消防法もその建物の用途に従って適合させていかなければいけないということになりますが、現時点では、そういった用途変更をする予定がないので、今のところはそういった耐震診断、または改修、そういったことはしていないということでございます。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　ここが大事なんですよ、一番なのは。使わせておいて、事故があったら誰が責任を取るんです。大事なんですよ。安全性が確認されていない建物で、しかもですよ、休校している、誰でも入れることのできない校舎、または講堂に入って作業をしていると

いうことは、とても目を疑いたくなります。誰が許可をしているんですか、これは。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 この貸付の許可については、ただちに危険性は生じないということで、町が普通財産として貸付を行っている、年に1、2回のイベントについて許可しているということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ここからが大切なんですよ。これ貸しておいて、これ貸しますよ、集まりましたよ、そういった事前に報告する場所というのはあるはずですけど、どこに報告しておくことができますか。こういうイベントやりますよ、ああしまうよということが、前もって言わなきゃならないところもあるでしょう。あるいは警察だ、あるいは消防署だ、いろいろあると思いますよ、それ指導していますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

年に1、2回のイベントについて、どこかに届出というのは、今のところしておりませんので、その必要性については調べさせていただきたいというふうに思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 調べさせていただきたいということなんですね。人の命、軽いものじゃないんですよ。あそこに集めていただいて、イベントをやるということは、確かな建物じゃないんだからね、そういったときに責任問題は、どこが責任取るのよという質問をさせてもらっているんですよ。どこが責任取るんですかということに対してお答えください。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

ケースによるかなというふうに思いますが、町が賠償責任を負う必要がある、瑕疵があれば町の責任というものも問われるかと思いますが、今回の場合、そうした危険は及ばないだろうという判断で貸付しております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 とにかく消防法では、この講堂について防火対象物の用途区分があり、項別に分けられて1から16あるんです。その中に、重視されるのは1の項別というのがあります。例えば劇場だ、映画館だ、それから演芸場、あるいは観覧所、集会所というのがあって、その集会所にも500平米以下、上の関係で、いろいろと規制があるわけですよ。その中で、用途の適合性が通らなければならないわけですよ。これに対してどう思いますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今申された劇場ですとか、演劇場ですとか、そういった用途で使うというような、町はまだそういった用途変更しておりませんので、現状のまま使っているということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあそれでは聞きますよ、あそこに何人、一つのイベントをやるときに何人入っているかご存知ですか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 音楽イベントについて、どの程度の人が利用されていたか、来場されていたかというのは、正確な数字、申し訳ありませんが、持っていませんが、100 人の来場はなかったのかなというふうに思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお聞かせいただきたい、質問させていただくんですけど、不特定多数ということでしょう。その不特定多数が入った際に、消火器、用意されているんですか、あそこ。出口、2つ以上確保されていましたが。そして、停電になったとき、どうやって逃げるんですか。そういった設備、消防法にきっちりと合ったような設備はされていないにも関わらず、はい、よろしいですよ、はい、入ったはいいいけど、地震がきて事故が起きた、さあ貸した者は問われる。じゃあその際に、いろんな、火災が起きたときに消火器はなかった。そういうところまでちゃんと読んで、あそこをお貸しになったかどうか。私の考えは、いいは。その点まで伺いましょう。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

先ほど議員申されました、劇場であつたり、そういった区分によって決まっていることに関しては、常時そういう目的で使われる施設については、そういうふうにつくりなさいという趣旨だというふうに認識しています。ただ、おっしゃるとおり、普段違うものに使っているものをそういうふうに使ったときに、何か届出が必要なのかどうかという点については、ちょっと確認できておりません。申し訳ございませんが、通告の内容でそこまで読み取ることができなかったものですから、ちょっと確認をさせていただいて、別途その点については、届出が必要なのかどうかについては確認をさせていただいて、後ほどお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 後ほど調査をして報告をいただけるということで、私としては、じゃあそのように受け止めておきます。

そこの中にある、私では知りえることのできない状況の中で、情報が流れているということが分かったわけでありますが、トイレの設置が出てきたわけです。で、これは既に全国発信されております、配信されているというか。情報を得ました中で、実際、町長はたぶん困っておられるんじゃないかなとは思いますが、お察ししますけども。仮設トイレ、1基うんぬん、役場が協力するというようなお話なんですね。それで、これは設置するという内容に対しての内容は、間違いないのかどうか伺っておきます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私、別に何も困っていないんですけど、ただ、あそこの施設を利用するに、今のままで利用する、今のままの状態で利用するというのは、私は、そのためだけにあそこの施設をどうのこうのと、私は考えていない。で、いろんな方の話があります。で、あそこの施設を有効利用するには、年間通してね、年間通してこういうふうに、いわゆる利用したいから施設を整備してください。あるいはトイレとか、事務所だとかという話があります。

ですから、そういう計画がない中で、ただ、年に1、2回の程度のもものでは、なかなかそこに、あそこの施設を、かけ方にもよりますけど、相当な金額が、あそこのちゃんとした整備するには金がかかりますよね。ですから、やっぱりそれをやるには、それだけのやっぱり利用、今後の利活用が出てこない、私は、それはなかなか全面改装にはいかないよと。ただ、今、当分にあそこはトイレがないですよね。今の話を聞いていて、これいわゆる1,000平米以下だから、耐震の義務はないんですよ。でも、それはあくまでも講堂だということだから、これをやっぱりちゃんとした形の、いわゆるそういうふうに使えば、用途変更をしないとイケない。用途変更をするには、今度、いわゆる喜多方建設事務所の建築の指導を受けて、あるいは消防法だとかね、そういうものが今度は規制が出てきますよ。今のままではそこまで求められていないわけですよ。

だから、そういう中であそこを使うには、やっぱりそういう使いたいという人たちの、やっぱり計画と、それから、それに合わせて町の、町もあそこで使うということ、そういうふう整備をするということになれば、町もその施設の有効利用、一緒に考えないと、私はいけないと思っているんです。ですから、そこを何人かの方に、そういう、年間こんなふうに使いたいよということの、そういうある程度の計画を出してくださいというお話をしているんですよ。でも、なかなかやっぱり、なかなかそう簡単では、私はいろんな作業をしてらると思います。

さっきですか、自治区でも使いたいと、あるいは中には大学のそういう合唱団とか、楽器の演奏だとか、いろんなことを、そういう学校とのそういう計画だって、利用計画だって出てくるという話もちらっと聞いてはいますから。だから、そういう、今、考えられる利活用の方法を、ちょっと皆さん出してください。計画してみてください。それに合わせて町も、ただ皆さんにだけお任せするわけにはいかない、町も一緒に考えましょうか、そのときに必要なものはちゃんと整備しましょうという、そういうお話はしておりますので、ただ、あの建物を、ただ残すだけのことについては、私は、それはやっぱり十分検討しないとイケないと思っています。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　時間も少なくなつて、重要なところに入っていきたかったわけですけど。まずは、あの建物を残すための方法は、たったの倉庫しかありません。倉庫しかありません、人を入れたりうんぬんして活用するということは、今の段階では、まずは難しいであろうというふうには思います。だから倉庫です。で、トレイを設置するというところだから、どこに設置する考えなのか、町長、伺います。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　あそこを倉庫にするというのは、それは6番議員のお考えであつて、じゃあ倉庫にしてね、あそこであの建物で十分、じゃあその機能を果たせるかと、それもまたいろいろ、いろんなそれこそ耐震補強も何かやらないとイケないと思いますよね。トイレをどこにするかというのは、ただ私は、平成24年に、いわゆる公共施設の有効利用を図るために、各地区にご相談しましたよね。そのときに、それぞれその地区の要望があれば、その要望を尊重しますということであの計画は進んだと、私はそのとき、たまたま私はその会に出て、そういうふうに私は聞きました。だから、やっぱり地元からそういういろんな要望が

あるときに、その要望というのは、ある程度やっぱり町も一生懸命考えないといけないなというふうに私は思っているんですね。

で、あそこは、いろいろそんな価値がないよとか、歴史文化的な価値はないよとか、でも一方で、音楽のそういうコンサートとか何かでは、非常にいい施設だよという、そういう評価もあるわけですから、そういうのをやっぱり総合的にちょっと検討させていただいて、やっぱり壊すのは簡単、いかにその施設を有効に活用するかというところに、やっぱり重点を置いて、これから検討しないといけないのかなと、そんなふうに思っています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのとおりだと思います。ただ、トイレの設置はどこだということが明解にいただけなかったんですが、あの講堂を利用する場合は、とにかく電気、水道、トイレ、建築法並びに倉庫法に関するとなれば、防火構造、それから耐震構造、消火器、スプリンクラー、避難口2箇所以上、窓、停電などの際の対応、そういったことがどんどん考えられるわけでありまして。これだけの整備をするだけでも莫大な、億単位の金がかかるんだよということが見込まれているわけですね。町長、こういういことが、先ほど今、億単位の話がされたようですから、私も同感だと思います。

時間もございますので、私としては、それだけ今伺って、十分たる考え方と、それから総合計画をとにかく示していただけるかをお尋ねしておたいと思います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

インターネットのブログか何かの記事だというふうに思いますけれども、町長のほうでは、それを設置しますというようなことは、お約束はしていないということは、まずはっきりとご理解いただきたいと思います。その上で、もしも使いたいのであれば、年に1回、2回だけのために改修なんかできないですよ。で、もし用途を変更して、これからずっと音楽ホールとして使っていくんだというようなことになれば、議員おただしのとおり、いろんなことをやっていかなきゃいけないということは確かでございますが、まだ何も決まっていない状況でございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長 終わりです。

○猪俣常三 これで終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時20分)

平成30年第7回西会津町議会定例会会議録

平成30年12月11日（火）

開 会 10時00分
延 会 16時27分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正 義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第7回議会定例会議事日程（第5号）

平成30年12月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1. 伊藤 一男 | 2. 渡部 憲 | 3. 小柴 敬 |
| 4. 長谷川義雄 | 5. 多賀 剛 | 6. 青木 照夫 |
| 7. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。

平成30年第7回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、おはようございます。7番、伊藤一男であります。私は今次定例会におきまして、大きく3項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから質問をいたします。

それでは最初に、農林業の活性化についてであります。町では、菌床きのこの栽培規模拡大のために、菌床培養施設をはじめ、大規模産地化を目指し、各種事業に取り組んできたところであります。このようなことから、町として、今後、菌床きのこの大規模化を核に、菌床の原料となるオガ粉とあわせて、燃料用ペレットチップ等の木質バイオマス生産施設を整備し、豊富な森林資源の利活用や、大量に発生する廃菌床を堆肥化し、農地への還元などの有効活用と新たな雇用の創出や移住定住の促進を図り、町の活性化を目指すべきと考えるが、町の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

続きまして、2つ目は、ため池の維持管理について質問をいたします。今年は全国的な異常気象により、本町においても降水量が極めて少なく、農業用水の不足が生じ、農作物への影響があったところであります。中でも稲作への影響が大きく、一部の地域の水田では、ため池の貯水量が著しく低下し、水を引いてくることができず、米の減収につながったところであります。このようなことから、町として、今後、農地の保全や持続可能な農業経営のため、計画的にため池の補修等について、早急に検討すべきと考えますが、町の取り組みについてお伺いをいたします。

それでは、3つ目は、ふるさと応援金、ふるさと納税の進捗状況についてお伺いをいたします。本町における今年度のふるさと応援寄附金は3,000万円を目標に、インターネットポータルサイトへの登録や返礼品の見直しと開発に取り組むなど、自主財源確保や地域活性化を推進するために、鋭意努力をしていると思いますが、現在までの寄附額と今後の見通しについてお伺いをいたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 7番、伊藤一男議員の農林業の活性化についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、菌床きのこの大規模化についてありますが、現在、町では菌床栽培用のパイプハウスリース事業でハウス25棟を整備しており、本年度さらに個人向けと団地化分を合わせて8棟の整備を進めております。このうち、団地化分につきましては、借り受け先の農事組合法人において、ハウスの稼働に合わせて2名の正規雇用を予定しているほか、町内からのパートタイマーの雇用も予定しており、今後の生産拡大と新たな雇用の創出に期待しているところであります。

次に、木質バイオマス生産施設の整備についてであります。オガ粉及び木質燃料の製造施設につきましては、本町の森林資源を活用するためには重要な施設であると認識しております。しかしながら、町内の木質燃料の需要を見ますと、現在、役場新庁舎や学校施設、認定こども園等でバイオマスボイラー5基を運用しておりますが、燃料の製造を採算ベースに乗せるには、現状の2倍以上の需要が必要であります。また、オガ粉の生産につきましては、現在、菌床キノコの栽培において約12万個の菌床が生産されておりますが、この3倍以上の需要が必要であると見込んでおります。

一方、会津地域では13市町村が一体となって森林資源の活用が進められており、本年10月には民間の熱供給会社が設立されたところであり、今後は、本町以外の市町村においてもバイオマスボイラー等の整備が進む予定であります。

また、県内では本年度新たに大規模な菌床培養施設が稼働するなど、オガ粉についても需要の伸びが見込まれることから、町といたしましては、こうした広域的な木質燃料及びオガ粉の需要拡大に期待するとともに、その動向を十分に注視してまいりたいと考えております。

次に、廃菌床の堆肥化についてであります。現在、町内の農業生産法人が会津若松市の企業に菌床の成分分析を依頼しているほか、大学に廃菌床を提供し、福島市の農家で実証試験を実施しているとのことでもあります。現時点で明確な活用方法は出ていないということですが、菌床生産に伴って廃菌床も増加することから、町といたしましては、ご質問にあります堆肥化などの方法も含めて、農業生産への有効活用を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続きまして、ため池の維持管理についてのご質問にお答えいたします。今夏の例年にならぬ高温と少雨の異常気象により、本町においては水不足の影響から農作物への被害が発生いたしました。その要因の一つとして、ため池の老朽化や土砂の堆積等により農業用水の供給量が低下していることが確認されたところであります。今後もこのような異常気象が発生した際に、どのようにすれば十分な農業用水が確保できるかといった課題が残ったところであり、その解決に向けては、ため池を含め既存の農業施設の再点検が重要であると考えております。

現在、町が台帳に登録しているため池は57箇所であり、その大部分は管理者が土地改良区となっておりますが、実質的にはそれぞれの受益地区において、地区住民によって管理されているところであります。町といたしましては、ため池の管理につきましては、今年のような異常気象を除けば、日常の点検と年1回程度の泥抜き等により十分な貯水量が確保されるものと考えており、地区において必要な作業に要した経費につきましては、多面的機能支払交付金事業等によって支援をしているところであります。

しかし一方では、施設の老朽化等によって、土砂の浚せつや斜樋・底樋の改修などに多額の費用を要するため池も一部にあることから、その改修等につきましては、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業など補助事業の活用も視野に入れながら検討を進めているところであります。

今後は、県や土地改良区等と連携しながら、ため池を含めた農業施設の点検と長寿命化の計画づくりを進めるとともに、交付金や補助事業を活用した施設の改修にも積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、改修工事に際しましては、一定の受益者負担も伴うこ

とから、関係する地区住民と十分に話し合いをしながら進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、現在のふるさと応援寄附金の状況であります。ご承知のとおり、本年2月よりインターネットポータルサイトの開設準備を進め、6月から、ふるさとチョイスでの運用を開始し、現在にいたっているところであります。現在の寄附金額は、11月末現在で144件、203万3千円となっており、昨年度と比較をいたしますと99件、77万2千円の増となっているところであります。サイト開設当初、返礼品は34品目を掲載しておりましたが、季節ごとの返礼品の入れ替えや寄附される方々はどのような返礼品が魅力的であるのかなど、随時検討しながら、先週までは44品目でありましたが、今週よりさらに品目を増やし、現在は63品目をネット上に掲載し、返礼品の充実を図ってきております。また、9月より毎月1回、町、委託業者、振興公社、事業者をメンバーとした、ふるさと応援寄附金にかかる定例会を開催し、新たな返礼品開発や広告戦略等を協議・検討をしております。

現在、WEB広告を展開しているところであり、それにより閲覧者も少しずつ増え始めている状況でありまして、11月は寄附件数39件、寄附金額が86万3千円と寄附件数、金額ともに増加している状況であります。

今後の取り組みとして、今月17、18日の両日、東京都内の企業を訪問し町内産の米の試食会を開催し、あわせて、ふるさと応援寄附金のPRを行う予定であります。不特定多数の方からご寄附をいただくには、まず町の知名度を上げることが最優先課題であると認識しており、イベント等でのPRやサイトでのWEB広告などを積極的に掲載するとともに、返礼品についても季節商品など随時入れ替えを行い、魅力ある返礼品を開発し、寄附者の拡大に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、それぞれ答弁をいただきましたので、これから再質問をいたします。まず最初に農林業の活性化についての再質問であります。菌床きのこ栽培の大規模化についての再質問になりますが、今年の菌床きのこ栽培用のパイプハウス緊急用整備のハウス5棟を含めて8棟になるわけですが、これによって新たな雇用、そしてその内訳といいますか、新規就農者は見込めるのかどうか、また今後、生産規模が拡大されれば、雇用の創出というのが出てきますが、この辺についての確保については、できるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

本年度整備いたします菌床用のパイプハウスにつきまして、雇用の増はどのくらい見込めるのかという点についてであります。本年度の団地化分の整備分につきましては、農事組合法人で、その借り受けをしていただくことになってございます。これにつきまして、その法人では正規の雇用者、常雇でございしますが、常雇で2名、パートタイマーで3名、雇用を予定しているということで伺っております。

今後のその整備の拡大について、どの程度その雇用が見込めるかということでもあります。今後の整備の拡大につきましては、現在、その核となります農事組合法人のほうとも調整をしているところでございますので、どのくらいの整備拡大をして、どのくらいの雇用が見込めるかというところは、現在まだ話し合いをしているところでございますけれども、整備の拡大が進めば、それに応じて人手も必要となってきますので、雇用の拡大にはつながるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 雇用については、借り受け側の農業法人のほうで、今やっているということでもありますので、ただこれから、町として、やはり新規就農者というようなことで、やっぱり昨日も農業関係のお話の中で、地域おこし協力隊、そういうところの募集、そういったものも考えて、これから考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺についてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

地域おこし協力隊を活用して、今後の雇用、定住につなげていったらどうかというようなご質問かと思いますが、現在のところ、具体的にはその地域おこし協力隊の活用については、検討してございませんが、議員のご意見は十分に参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この後、整備することによって、きのこの、菌床きのこの生産量、そして販売額、この辺はどの程度見込めるのか、増えるのか、その辺についてお答えください。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

この8棟できのこの生産量でございますが、約40トンほどでございます。1棟当たり、だいたい菌床数で6,000菌床取れる、6,000菌床が入る計算でおります。で、1菌床当たり800グラムのシイタケが生産できるという計算でございますので、1菌床当たり0.8キロで6,000かける8棟で、だいたい3万8,400というような数字でございますので、概ね40トンに少しかけるかなというような生産量になるということでございます。1キロ当たり1,000円というような計算でみますと、3,000万から4,000万くらいは生産高の向上が見込めるというような試算をしております。

以上でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。今の生産量40トン、販売額にして3,000万から4,000万というようなことが増える見込みだということでありましたので。

それでは、この緊急整備事業としてね、5棟を整備されたわけですが、この5棟は通年栽培といいますか、通年栽培が可能なそういう施設であるということでもあります。冷暖房付きでということではありますが、加温の場合は、バイオマスボイラーでやるという

の、加工品というような形で、町がこう中心になってやるような考えはないか、そういうことでお尋ねしたいと思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

現在のきのこの生産者の皆さんにおかれましては、その生シイタケで出荷をして、生シイタケで、その商品価値がなかなか見込めないものについては、乾燥シイタケとして出荷をしています。加工品ということであれば、その乾燥シイタケが加工品になりますので、生シイタケと乾燥シイタケというような形で加工のほうでも取り組んでいるということでございますので、その辺の取り組みにつきましては、町のほうでも情報を共有しているところでございます。

また、この農事組合法人ではない、別の法人のシイタケの生産をやっておられるところにつきましては、シイタケを使った加工品、マリネでありますとか、そういったものの生産にも一部取り組んでおられるところもございます。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、これについては、町のほうでは対応しないというか、そういうことでよろしいですか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

町のほうでは、この新たにその生シイタケで出荷外の規格外品について、また加工品で付加価値を付けて売り出すというような考えについては、今のところ新たなものに取り組んでいくというような考えは持ってございませませんが、現在、生産者が取り組んでいる、その乾燥シイタケ、あるいはその一部の加工品について、その販売については十分にPRを含め、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この大規模産地化についての質問については分かりました。

次に、オガ粉の生産施設と木質バイオマス生産施設についてであります。先ほど話がありましたように、会津13の市町村で取り組んでいるというようなことでありましたが、今、西会津町は、先ほど、この答弁書の中にもありますが、役場庁舎であったり、学校施設であったり、認定こども園であったり、そういうところをですね、バイオマスのボイラーを利用して熱供給を行っている、そういうようなところで、あとは、今のきのこの産地化によるオガ粉をたくさん使用する。そういうことになっておりますので、やはり町として、単独でそういう森林資源の活用ということで、やっぱり考えてもいいのではないかと。それについては、やはり複合的にオガ粉の生産施設であったり、それから木質バイオマスのペレットであったり、あとは、これから廃菌床がたくさん出ますので、その堆肥化に向けてのいろんな事業であったりとかということで、そういう複合的にやれば、町単独でも、やはり可能ではないのかと。それについては費用対効果とかいろいろありますが、民設公営化、民設公営なんていう形で、町がつくって、ほかに委託をすると、そういうよ

うなやり方もあると思うんですが、その点についてはどのように考えておりますか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、木質バイオマス燃料の生産とオガ粉の生産と、その廃菌床の活用について、複合的に事業化を進めてはどうかというような議員のご提案でございますけれども、町で試算をいたしましたものを見ますと、まずその廃菌床の活用については、現在、その具体的な試算なり、事業化のシミュレーションを立てた計画はございませんので、先ほどの答弁にもございましたとおり、その有効活用はどのようにできるかというところから、まず検証してまいりたいと考えているところでございます。

木質バイオマス燃料とオガ粉の生産につきましては、これはその両方を合わせた事業を、両方合わせた生産施設でないと、なかなか採算性は合わない、単独、それぞれ単独、単独では、なかなか生産性が見込めないというところの試算はしたところでございます。ただ、オガ粉と木質燃料、両方を生産できる、その効率的な施設であっても、現在、木質燃料の需要、いわゆるバイオマスボイラーでございますけれども、これにつきましては、現在、議員にもお答えしましたとおり、町で5基のバイオマスボイラーの設置があるわけでございますけれども、その倍の設置を町内ですとすれば、まだ、それについては具体的な整備計画も町のほうで立っておりませんので、その辺の整備計画が、今後、具体的にしていけば、その需要も見込めていくのかなというふうに考えております。

オガ粉につきましても、現在、12万菌床の生産でございます。その3倍以上の生産をすとなれば、現在の菌床培養施設では最大で20万菌床の生産が能力の限界というふうに試算をしております。したがって、さらに菌床の生産施設についても拡大をしていかなければならないわけでございますけれども、その整備計画についても、まだ生産者との話し合い、町でのその事業化というようなところについては検討している段階ではございませんので、いろいろな今後の木質燃料、オガ粉の需要の動向を十分に見て、それが、その燃料やオガ粉の生産施設を整備するに足る需要が見込めるという段階になってから、この施設の整備について検討をしても遅くはないと考えておりますので、現在のところは、会津地域の取り組みなども注視をしながら、本町を中心として、その周辺も含めて、その需要の動向を見極めていくという段階でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町の考え方については、今、農林振興課長、述べられたとおりだと思いますが、オガ粉の生産施設といいますか、オガ粉については、まだ西会津だけの、そういう生産だけのものじゃなくて、会津一円とか、そういうことを視野に入れば、ちょっと可能ではないのかなというふうには思いますが、その辺についての考え方についてはどうでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

オガ粉だけでも、その需要を広く見渡せば、需要があるのではないかと、採算が取れるのではないかなというようなご質問かと思いますが、オガ粉を生産するにあたりまして

は、その広葉樹を伐採するわけでございますけれども、その中から選木をして、オガ粉に必要な樹種を選木をしてオガ粉を生産する必要がございます。したがって、なかなかその選木をして、オガ粉に適する木だけを切り出して、生産に充てるとというのは、効率的にどうかというシミュレーションをしております。

したがって、広葉樹であれば、広葉樹を効率的にまとめて伐採をして、オガ粉に適したものはオガ粉に、そうでないものについては木質燃料に、というような生産工程を経て、はじめて製造が成り立つというような試算をしておりますので、オガ粉だけの生産というのは、樹種が限定されますので、本町の森林資源を分析したときには、なかなかその決まった樹種だけを選木して、伐採をして原料にまわすというのは、現段階では難しいかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まず、今、生産施設については、今いろいろと答弁いただきましたので、次に、ため池の維持管理についての再質問に移りたいと思います。

町の今把握しているため池については分かりましたが、その中で危険ため池といわれるところは箇所ありますか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

危険ため池というご指摘がございましたけれども、県において、西会津町のため池の耐震性の調査をされた経緯がございます。その中で、耐震性で一定程度問題があると予想されるため池については、8箇所あるというふうに診断の結果が出てございます。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、今、ため池の危険箇所、8箇所ということでありましたが、ここには尾登自治区の大田ため池なんていうのは入っているのでしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

尾登地区の大田ため池、正式には谷地堤と申しますけれども、谷地堤につきましては、その耐震性に問題のあるため池の中には入ってございません。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この尾登地区のため池については、これいろいろ陳情やら、町やら、議会やら、こう出されまして、いろいろとこう自治区においても苦慮されていると、そういうようなところでありまして、町と県と、農林事務所になろうかと思いますが、それが8月に調査したと思うんですが、この結果についてはどのような結果になっておりますか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員が今ほどおっしゃられたとおり、8月に会津農林事務所と町と、地元の関係者として谷地堤の現地調査をさせていただきました。まだ、現地で確認できなかった部分もございましたので、雪解けの、ある程度水が満水になっているような時期で、もう一度、県と調

査をする予定でございます。

ただ、県のほうからの意見といたしましては、ため池の堤体を修理するにあたっては、仮の堤体をつくって、一時的にその部分の水を抜いたりというような工法も考えられるので、かなりの事業費を要するのではないかとというご指摘をいただいたところでございます。その辺につきましては、どのようにしていったらいいのか、再度の調査も含めて県に指導をいただきながら、地元との協議を進めて、その対策について、県、そして地元の住民の皆さんとお話し合いを続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 早めの、ひとつスピード感を持って対応をしていただきたいと思います。

次に、これも上野尻自治区の皆さんの使用している大沼ため池、これについて、危険ため池というようなことで、県と町が調査をしているわけですが、この結果については、どのような結果になったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

大沼のため池、正式には大沼堤でございますけれども、大沼堤につきましても、耐震性の調査を県で行っていただきました。しかしながら、大沼堤につきましても、耐震性に問題があるというふうな指摘はございませんでした。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、補修、補修といいますか、そういうことについては、やるというようなことで理解してよろしいですか。

○議長 岩淵農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

大沼堤につきましては、その耐震性に関しての改修、修繕ということではなくて、そもそも大沼堤には大量の土砂や流木が堆積して、貯水量の確保に懸念があるということで、その堆積した土砂や流木を撤去するにはどのようにしたらいいかと、貯水量を確保するにはどのようにしたらいいかという観点で地域から要望があがり、その対応について土地改良区含めて、検討してまいっているところでございます。その、いわゆる土砂の浚渫につきましては、調査設計業務を過去に行っておりますので、その結果に基づきまして、現在どのような工事ができるのか、県のほうからも昨年指導をいただきました。今後、どのような規模での改修ができるのかということを、地元の方々と協議が整えば、その工事の着手に向けて進んでまいることになるかなというふうに考えてございますので、以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 自治区とのこれからの話し合いというようなことでありますので、十分に協議をしていただいて、本当に早くやっていただきたいと思います。とにかく、今言ったように、課長が言ったように、やっぱり泥が堆積して、老朽化や、そういう泥の堆積によって、やっぱりその有効水量が、ほかのみんなため池もそうですが、本当に有効水量が少な

くなっていると、そういうようなことなので、やはりそういう今は、その自治区のため池なんていうことではなくて、町のため池というような考え方の中で考えていかないと、これから後継者のことを考えても、今度はやっぱりそういうインフラの整備、やっぱり生産施設、基盤の整備というのは、やはり行政が積極的にやっていかないと、これからの水田農業というのは成り立たなくなる、そういうことになりますので、やはりほかのため池についても、そういうところを十分考えていただいて、これから水田農業が続いていくような、そういうことを町が先頭になってやっていただきたいと思います。

次に、時間がちょっとありませんので、ふるさと応援寄附金について質問をしたいと思います。ふるさと納税については、今年度、町が目玉事業の一つとして、自主財源の確保を目指して広く町民に周知して取り組んできたふるさと寄附金制度の事業であります。11月25日現在では、これは町長の提案理由の中でしたので、173万4千円というようなことでありました。私としては、やはり甚だ残念で、この事業について疑問符が付くような事業であったのではないかなと、このような結果については、後ほど答弁いただきますが、まず最初に、事業経費として2,463万5千円、これ新年度で計上されていますが、このうち事業委託料893万計上されているわけですが、これヴィジョンクエストという会社に事業を委託しているわけでありますが、この中には商品開発や見直し、そういうお金も委託料の中に入っているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

委託業務の中には、議員おっしゃいましたように、商品開発、事業主との交渉等々の部分も入ってございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この商品開発という、見直しということですが、この成果品というのは、このパンフレットの中にあるやつですか。新しくパンフレット、ふるさと納税の作成しましたよね。その中にみんな入っているということですか。何を商品開発されたんでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

商品開発ということでございますけれども、現在、インターネットのそのサイトのほうに、先ほどご答弁申し上げましたように、63品目が掲載されてございます。お米でございまして19というような数でございまして、これもキログラム、重量ですとか、その例えば、食味値の高い部分をプレミアムというような形での部分、あと、ほかに例えばお酒、きのこ類、あとは野菜等々ございますけれども、まず、委託業者に、やはり町内の賛同される方を募っていただきながら、そして交渉していただき、西会津町のふるさと応援寄附金の返礼品としてご協力いただけないかというような交渉も、その業務の中には入ってございまして、で、現在においては、その組み合わせ等々ございまして、そのネットで63品目を掲載しているというような状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、現在までの寄附金額、町長の提案理由よりももっと上がってい

ますよね。これで全部でいくらになりますか。そして、ヴィジョンクエストという、その委託業者というのは、これは東京にあるんでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほど答弁の中で、11月末現在で203万3千円とお答えをさせていただいたところでございますが、その後におきまして、12月10日ほど経過したわけでございますけれども、その決済の済んでいる部分、数日前になりますけれども、において、約250万ぐらいまで、また、金額的には伸びているような状況でございます。

それと、業者につきましては、東京都に会社、本社のあります会社でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この63品目でしたか、この中で一番人気のある品目というのはどういうものなんでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

品目別に、先ほど申しました米、野菜、あと加工品、あときのこ類等々ございますが、やはり金額的にも件数的にも多いのは、お米でございます。ただ、野菜、トマト等々もございましたし、またキャベツなんかも掲載しておりますけれども、そういったものも、野菜なんかは2番目の人気ということでございます。

また、近頃と申しますか、やはり時節柄と申しますか、やっぱり特色的なもので、干支、民芸品、これなかなかほかの市町村にございませんので、こういったものが近頃、私がちょっと見た中で、目に付くような形で、こういったものも人气が徐々に出ているというような状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 米、あとは最近では民芸品といいますか、節だといいますか、来年の干支なんということで、民芸品が売れていると、そういうようなことでありますが、米について、いろいろこれ議会も町も一生懸命になってやっているんだと思いますが、やっぱりこの米の1万円で5キロというのは、こうネットで調べてみますと、やはりほかでは、もっと10キロ、15キロというのが結構多いわけですね。だからそういうことを、もうちょっと米の量を増やしていければ、もっと寄附額が増えるんじゃないかなというような気がするんですが、その辺のちょっと考え方といいますか、その辺についてお答えください。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

当町のお米につきましては、ブランドと申しますか、西会津げんき米ですとか、そのげんき米の中においても、食味値85以上のものをプレミアムというふうな形で付加価値を付けながらやっております。また、あと有機栽培米というようなことでやってございますけれども、お米につきましては、その事業者、JAさんですとか、また、あと町内の個人の方ですとか、協議をしながら掲載をしておるところでございますけれども、やはり国からの指導等も、もちろん議員ご承知のようにございまして、返礼品の割合については、3割を守ってくださいというようなこと等もございまして、それに基づいて、お米もその事業者

との交渉の中で、値段、それから逆算してと申しますか、そういった部分で設定をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ちょっと時間なくなりますので、それでは、ふるさと納税の、今回203万でしたか、その結果を受けて、事務方のトップであります副町長は、この結果をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 答えいたします。

ふるさと納税の、ふるさと応援寄附金の制度、そもそも制度の経過から少しお話をさせていただきますと、もともとは自分のふるさとを応援するために、東京に出て行った人たちから寄附金を募って、それを町とか、市町村の財源に充てていこうというところから始まったところでございますが、だんだんに様変わりしていきまして、縁もゆかりもない方というか、不特定多数の方が、その寄附を、どこの市町村にしてもいいですよという制度になっていきました。その結果何が起きたかといいますと、特定の魅力ある、ふるさと応援寄附金の中では3種の神器とかいっていますが、お米とか、牛肉とか、カニとか、そういうような特定の魅力ある商品、それから、その中でお得感というのをどうしても求めるような形になっていったというふうに思っております。

その中で、先行して、先ほどお話にもございましたが、安い、安いというか、低い寄附金額で多くのお米がもらえるよう、返礼品としてもらえるようなところに寄附が集中したということがあります。そうした中で、西会津町の取り組みというのは、今までそれほど多い寄附金をいただけていなかったのが現状でございますので、リピーターが付いていないという中で、一気に増やしていくというのは、なかなか難しいというのが、今、感じているところでございます。予算的にどれくらい見込めばいいのかという予測もかなり難しい状況にあると思っております。

そのような中で、今年度に入って、総務省が通達で3割以内、それから、町の、市町村の地域の産品に限るというような通達を出してきましたので、なかなかこう特効薬になりそうな施策というのが打ちづらい状況にあったのではないかなというふうに思っております。そういう中で、大変、今ご指摘のとおり厳しい状況ではございますけれども、年度末まで、なるべく予算額に近づけるように頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆さまにもご協力をお願いしたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この3,000万円の歳入見込み、これは新年度予算で組んだわけですが、私はその3,000万円というのは無理じゃないのかということで、これは質問いたしました。それはなぜかという、前年度500万で、今年度3,000万の歳入見込みなんてあるのかと、そのとき尋ねたときに、ふるさとチョイスに掲載されるから、そのくらいの実績ある会社なので大丈夫だと、これは民間でもやらないだろうというようなことを私は言いました。

で、この、こういう新年度の予算3,000万円の中で、現在200何万という数字ですよ、これ年度末にいったって、それこそ赤字じゃないですか。自主財源の確保じゃなくて、自主財源の損失でしょう。こういうやり方で、やはり私、予算の組み方でいいのかなと、そ

の辺について最後にお尋ねしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問であります。このふるさと納税、失敗ではないかというようにお話ですけれども、いや、確かに今時点では目標額の 10 パーセントもいっていません。それはやっぱり、最初の出だしが遅かったということも、いろんな意味がありますが、まだ、来年度の、来年の 3 月までの年度末までは、あと 3 カ月あります。この中で、できるだけ目標に近づけるように、これはやらないといけません。まだ、今の時点で失敗かどうかなんて、それは私は、その議論ではないと。これからまだ 3 カ月残っているわけですから、その 3 月の時点で 3,000 万を超えなかったら、その時点で判断をさせていただきます。

○議長 終わりです。

○伊藤一男 これで私の一般質問を終わります。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、こんにちは。いよいよ寒くなってきました。冬将軍の到来でございます。本当に冬は大変です。でも、我々も野沢の克雪委員会の委員として、町民の皆さんと一緒に、この冬を乗り越えてまいりたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、3 つほど質問の通告をしておりますので、ただ今より質問を開始いたします。

まず 1 つ目は、野沢保育所跡地の利活用について、これは前の議員さん、三留議員さんね、やられました。私もね、先の議員さんたちがやられておるものですから、そうあんまりくどくやらないで、簡単に済ませたいと思います。

まず、野沢保育所跡地の利活用については、周辺の住民の理解は得られておるのかと、1 つね。

2 つ目は、解体工事はいつから始まるのか。

3 つ目、町として住民アンケートを取る考えはございますか。こういうことです。

あと 2 つ目、ふるさと納税についてお伺いいたします。ただいま伊藤議員がやられました。私もね、別な観点からひとつやってみたいと思います。

現在の寄附金は予算額の何パーセントにあたっておるのか。

2 つ目、業者に依頼した結果、どのような効果が得られたのか。こういうことでございます、ふるさと納税についてはこれで。

3 つ目が、水道事業について、町の展望はということでございます。

1 つ目、水道事業の公設民営化についての、町としての考え方はどのような考えを持っておられるのか、これをお伺いいたします。

この 3 つでございます。明解なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 8 番、渡部憲議員の旧野沢保育所跡地の利活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、周辺住民の理解は得られているのかとのおたかしであります。1 番、三留満議員、9 番、三留正義議員のご質問でもお答えしましたとおり、10 月から 11 月にかけて説

明会を2回、意見交換会を1回開催し、事業へのご協力をお願いしてきたところであり、住民の皆さんから出された心配な点などのご意見に対しましては一つひとつ丁寧に説明させていただき、ご理解をいただけたものと考えております。

次に、野沢保育所の解体工事についてのおたかしであります。現在、解体工事の設計業務を行っており、完了次第、早期の工事の発注に向け事務を進めてまいりたいと考えますので、ご理解願います。

次に、町として住民アンケートを取る予定はあるのかとおたかしであります。アンケート等を取る予定はございませんので、ご理解をお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 8番、渡部憲議員のご質問のうち、ふるさと納税、本町のふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、現在の寄附金額は予算額の何パーセントになっているのかのご質問ですが、7番、伊藤一男議員にお答えいたしましたとおり、11月末現在で、144件、203万3千円となっており、昨年度より、寄附件数・寄附金額とも増加しているものの、今年度の予算額に対しては約6.8パーセントの収納状況となっております。

次に、業者に依頼した結果、どのような効果が得られたのかのご質問ですが、インターネット上に掲載したのが6月であり、半年を経過するところであり。委託業務の内容としては返礼品の開発・ポータルサイトの運用・WEB広告の作成・寄附者等の動向の解析等の業務であります。

その効果につきましては、ポータルサイトの開設により、町のサイトへの訪問者・滞在時間ともに増え始めていること、寄附額についても増えていることから、少しずつ効果が出始めてきており、今後も継続した事業展開が重要であると考えております。

また、先程、7番、伊藤一男議員にお答えしましたとおり、今後の取り組みとして、今月17、18日の両日、東京都内の企業を訪問し町内産の米の試食会を開催し、併せて、ふるさと応援寄附金のPRを行う予定であります。

不特定多数の方からご寄附をいただくには、まず町の知名度を上げることが最優先課題であると認識しており、イベント等でのPRやサイトでのWEB広告などを積極的に掲載するとともに、返礼品についても季節商品など随時入れ替えを行い、魅力ある返礼品を開発し、寄附者の拡大に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 8番、渡部憲議員のご質問のうち、水道事業の公設民営化についてお答えいたします。

水道事業の公設民営化につきましては、今臨時国会で審議、可決された水道法の改正内容では、自治体による水道事業の経営悪化や、施設の老朽化に対応するため、広域連携や、民間の技術、経営のノウハウを活用できる官民連携を推進することが狙いとされております。

町では、これまで一部の業務を民間委託により、経営の効率化を図ってまいりましたが、水道事業の公設民営化については、水道法が改正された直後であり、問題点の整理も必要なことから、現時点では検討にいたっておりません。今後、国や県の動向を注視しながら、

検討してまいりたいと考えております。

町としましては、今後とも生活に不可欠な水道事業を維持・継続させ、水道水の安定供給に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この旧野沢保育所の跡地の利活用について、質問、再質問でございますが、周辺住民の理解は得られておるのかと、これはね、私は、賛成、反対あります、確かにね。だから、賛成の方のご意見はおいておいて、反対の人はどうして反対するのか、それが大事だと思うんです。それ課長、聞いたことがありますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げましたが、周辺の住民の皆さんを対象に、事業の説明会を2回、それから隣接する住民の皆さんとの意見交換会を1回開催しております。その中でも、明確に反対と言われた方も確かにいらっしゃいました。その反対する理由についても伺っております。それについても、例えばプライバシーの保護の問題ですとか、治安の問題、それから周辺の除雪の問題、そのほかには、別用途での敷地の活用はどうかといった問題、いろいろ出されましたが、それについては町の考え方を説明させていただいて、ご理解いただけたものと考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これですね、つまり反対の人の声は、どっちかというと大きいんですよ。賛成の人って、あんまり声出さない。ですからね、本当に反対だという人の、何で反対するんだと、じゃああなた、どういうわけで反対するというね、考えをよく聞いて、そしてね、その人たちの理解を得られるようにすべきだと、私は思いますけど、もう一回。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 反対と言われる方への対応ですが、やはり皆さんいろいろ考え方お持ちであって、それに対して、やはり町も一つひとつ丁寧に考え方をご説明して、この事業についてのご協力をお願いしてきましたので、町長も申し上げていますが、100パーセント皆さんが賛成というわけにはいかないこともありますけど、できるだけそういった皆さんの不安な点、心配な点、それら解消するように、これからもご意見を聞きながら、努めてまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それで、賛成の方も結構いらっしゃるんですよ、この前、最後の町長来て説明なさったときにはね、私は賛成ですという方もいらっしゃるんですよ。だからね、私はこのアンケートというのも必要じゃないかと、ただ西会津町には住民投票条例ってありません。だからそれは無理かもしれませんが、やっぱり町内の中でもね、有志の方々、自分たちでやっていらっしゃるみたいです。アンケートね、取って、どうだと。町長言われどおり、無記名ですからね、誰が何だか分かりませんけど。

私はね、これ課長、やっぱり町長も昔はね、4町内にいたことあるんですよ。だからね、おそらく散歩の途中、保育所とかね、あの辺に来ていらっしゃると思うんですけど、やっぱり町長も町の中見て歩いて、あの辺見て歩いて、ああ、空き家が多くなったなと思っ

て感じていらっしゃるんだったら、もう少し活性化するために、こういうように必要じゃないかなと、そういう考えを行ったんじゃないかなと思います。

ただ私もね、町内、空き家多いんです。ですから、そのためにも必要かなと思うこともあります。課長、そういうところをどうですか、推していったら賛成してもらおうような感じに持っていったら。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、アンケートについての条例についてですが、アンケートということでは条例はございませんが、住民投票条例、これをその都度つくれば、住民投票については実施可能だということで、参考まで申し上げます。

それから、この住宅建築に関して、あそこの場所に建設するメリットということですが、説明会の中でもご説明させていただいていますが、やはり町有地ということで、コスト面で少ない金額で整備できる。それから、工期が短縮できる。それに加えて、やはり野沢まちなかということで、野沢のまちなかのそうした若い方が住むことによって活性化が期待できるということで、説明もさせていただきますので、そういったメリットは町としても期待しているところであります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま、私が住民投票条例は、西会津町にはないんだと、私、言いましたよね。本当になんですよ。だってこれは議会で決めることですから、課長さんたちで決めることではないんです。議会の承認を得て、はじめてできる条例でしょう。だから、そんなのないんです、西会津町には、まだ。だから、あるというならあるという根拠を出してもらわないと、ちゃんと条例あるはずなんだから、条例ないんでしょう。外野のほう何言ったから分からないけど。ちゃんとした根拠を持って言ってもらわないとだめですよ。条例あるんだったら、ちゃんと議会で承認して、条例なんだから。議会でちゃんと承認してつくったものじゃなければだめだということです。それはいいです。

そしてね、町民の不安材料って何だと思いますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、説明会の中で、我々お聞きしたのは、いろいろな点出されておりまして、やはり周辺住民の方々は、保育所施設からアパートになることによる、例えば日当たりですとか、プライバシーの保護の問題ですとか、そういった不安な点は出されていますし、それから、そういうアパートを建てて、本当に満室になるのか、財政的に後年度の負担はどうなのかということは、説明会の中でいろいろ意見を出されたところでは。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は不安材料というのは、やっぱりあそこのアパートができて入る人たちが、都会ではこういうことありますけど、都会であるということは、その借りる人の名義でない人が入ったりして、それで、その自治体と一緒に活動もしない、そしてごみのいろんなものはちゃんと守っていただけない、そういうことが私は不安だと思うんですよ、

町民の人たちね。そういうことでね、私はそういうことを払拭してやるべきだと思いますが、どうでしょう。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 今ほどの渡部議員のお話された件についても、やはり説明会、出されておきまして、町としては、入方については、今、町外から町の事業所にお勤めになっている方、これを主な対象者として、まずは考えております。町内に住みたくてもなかなか物件がなくて、町外から町の事業所に通われている方、こういった方々ですので、所在については明らかだという方々。それから、そういった方がお住まいになる際には、近隣にやはり迷惑行為がないようにですとか、自治区への加入についても、これは今ある町営の住宅もそうですが、基本的には自治区に加入していただくのが原則だろうと考えていますので、そういったことで説明はさせていただいています。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 やっぱりね、みんな、私も周辺住民の一人なんですよ。目と鼻の先にありまして、最初、25年ころか、24年ころですかね、始まったのは、保育所ね。だからみんな、そのころ一緒に保育所に通ったりね、そういうみんな思い思いがあるわけです、あの土地にはね。だから町としても、やはり町の土地だから、町のためにやって何が悪いんだというふうじゃなくてね、なるべく住民の皆さんの理解を得られるように頑張っしてほしいと。結構ね、女の人たちって声大きいんですよ。この人が町会議員出たほうがいいかなと思うような人が結構いっぱいいてね、ちゃんと発言しておりました。私としてはね、町内、町の活性化のためにはね、空き家もいっぱいあるから、必要かなという考えもあります。

あとね、これ住民アンケートというのはね、あの全部が、100パーセントのうち100パーセントがみな賛成だなんてあるわけないんです。世の中、民主主義の世の中ですから、私は70か80パーセントの人たちがね、ああ、賛成だとなればね、これは私はしょうがないかなと思います。そのためにも私はアンケートが必要じゃないかとそう思うんです。どうでしょう。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

先日、10月、11月にかけて行いました説明会の中で、周辺住民の皆さんの、概ねのご理解はいただけたかなと考えておりますので、事業については計画通り進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 次、ふるさと納税についてお伺いいたします。現在の寄附金は予想額の何パーセントになっておりますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

現在ということでございますので、先ほど伊藤一男議員にも申し上げましたが、直近の部分で、約250万というふうに申し上げましたので、予算額に対して約8.3パーセントぐらいの状況でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この２番目に、業者に依頼した結果、どのような効果が得られたのかと、どのような効果が得られましたか。

○議長 さっき答弁してるんだから、同じことじゃなく、ちょっと変えて一問一答してください。

８番、渡部憲君。

○渡部憲 どのような効果というわけじゃないですけどね、業者に依頼した、早く言えば１,０００万やってくれよといった場合に、本当に思ったような効果が、課長が思ったような効果が得られたんですかということです。町としてこのくらいあげてもらいたかった。だけど、実際はどのくらいまでしかあがられなかったんだということです。ちょっと説明してください。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

町で、今年度、平成３０年度、３,０００万という目標を持って取り組んでいるところでございます。この３,０００万につきましては、業者等と協議の中で、同規模、全国的に手掛けている中で同規模の自治体、またその特産品等々において、このくらいの金額は、今までのその業者のほうでも可能であろう、あるということをいただいております。

で、町としましても、この事業に、有料のポータルサイト掲載の事業へ取り組む姿勢としまして、過去に議会でもありましたが、目標を高く持ち、そしてその中においても、その努力といいますか、の部分も含めまして、３,０００万というふうな目標額を設定させてきたところではございますけども、ご答弁の中でも申し上げたように、なかなか西会津町の認知度、知名度という部分で、まだ全国的にそこまでの部分がない。

ただ、この効果につきましては、申し上げたように、そのサイトへの閲覧者の訪問数ですとか、滞留時間、見てくださっている時間も伸びてきているというような、今、解析状況がございます。これが徐々に、徐々に広がって、その額的にも徐々にではありますけれども、増えてきているような状況でございますので、その目標額を達成できるよう、今後も掲載返礼品の数も見直して、随時見直してございますので、そういった部分で魅力ある返礼品を作成しながら、取り組んでいきたいという考えでございます。

○議長 ８番、渡部憲君。

○渡部憲 この業者の委託料は、確認の意味でいくらお支払いしましたか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

委託料という部分でございますので、約９００万弱でございます。９００万円弱でございます。

○議長 ８番、渡部憲君。

○渡部憲 委託料９００万払って、あがった金が２３０万ですか。これ毎年払うんですか、９００万は。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今年度は、初めての取り組みということで、その初期投資的な部分、初期導入の経費等

も含まれておりますので、金額的には900万弱になったわけでございますけども、次年度以降、その取り組みにもよって変わってまいりますけども、ただ、委託料的には若干、このままいきますと落ちるような、同程度の内容ですと落ちるような内容でございます。

ただ、町としまして、いろいろな今後において手段を講じていきたいという部分がございますので、来年度の委託料については、まだ不明な部分もございますが、それは検討しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると大変ですね、毎年900万近くの金を委託料払いながら、今年あがった金は230万だと。なかなかこれ町民が納得できない金額だと思います、私はね。役場が営業能力あるわけじゃないから、すぐ効果を表すというのは無理だと思いますけどもね、ただ私はね。

○議長 言葉使い、さっきからありますから、気を付けて言葉を使ってください。

○渡部憲 分かりました。

ですからね、やはりこれ業者のペナルティを課すべきじゃないですか。仕事できなかったらだめですよ、これは。じゃあ仕事できなかったら900万払わないよ、だから400万くらいしか払わないよ。そういう考えもできるんじゃないんですか。どうですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

委託業務につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますけども、その業者には、こういった部分、運営も含めてお願いをしたいということでの契約をしてございますので、その金額、出来高によって上げる、下げるという部分はできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 本当にこれ、町民の税金使うわけですからね、よくちゃんと考えて、しっかりやってもらわないと、本当だめですよ、本当。毎年みんな税金、高い税金払っているんだから、900万ずつ払われたら、こっちもたまったもんじゃないということじゃ、言葉がちょっと過ぎるということで、はい。

それで、ふるさと納税の、私は米だけ欲しいんだということできますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員もサイトのほう、ご覧になっているかと思いますけども、お米でも、先ほどご答弁申し上げた19品目でございます。それは容量といいますか、5キロであったり、10キロであったりというふうにございまして、また、定期便もご家族のために2カ月に1回等の定期便もございますので、そういった中から選んでいただけます。

また複数の、例えばお米とお酒が欲しいというような部分も、単品での掲載ですので、組み合わせもできますし、お米だけでももちろん可能でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 普通ですね、全国平均見ますとね、だいたい1万円で20キロぐらいやっているんですよ。普通、全国こう見て歩きますと、やはり西会津は1万円で何キロですか、10

キロぐらいですか、10 キロまでいきませんか。ほかはやっぱり1 万円で20 キロ、3 万円で60 キロというところもあるんですよ。そして、やっぱり西会津町もその点、考えなきゃならないんじゃないですか。どうですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

このふるさと納税、先ほど伊藤議員にも副町長のほうからご答弁申し上げましたが、やはりこのお得感と申しますか、従前ですと、そのお得感を狙って、ちょっと言い方あれでしょうけれども、ネットショッピング的な部分という部分で、そのお得感を狙った、やはり寄附者の方が非常に多いという部分がございます。で、この制度の本来の趣旨であります、やはり自治体の応援という部分で、国のほうでも、その規制と申しますか、3 割という、寄附金額の3 割を守ってください。守らなければその自治体は対象から除外しますというような通達が今ございます。

で、町としても、その部分を第一にやっておりまして、現在は町の返礼品において3 割を超えているものはございませんが、限りなく3 割に近い設定をして取り組んでございます。申し上げましたように、今現在掲載しているもの、お米については、げんき米、げんき米プレミアムというような、ちょっとブランドの品を掲載してございます。またあと、有機栽培米というのもございますので。ただ、基本は、過去には20 キロで1 万ですとかという自治体もございましたが、今はその全国的な趣旨の普及によって、徐々にそういった自治体はなくなってきているという部分がございます。やはり3 割を守ってという部分がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 私が言いたいのは、自治体にふるさと納税の寄附金が残らなくてもいいんだと、その代わり農家の手助けに、つまり農協の買取価格よりも実際の消費価格で買い取ってあげたほうが、農家のためには助かる、そのためにやるんだと。そういうところもあるんですよ。そうすると、やっぱり、これ還元率50 パーセント、そして寄附金額の50 パーセントというところもあるんですよ、本当にね。だから、私はそういうことも考えられませんか、西会津町として、そういう、こういうふうにやっていくということはできませんか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まずはその返礼品の割合、50 パーセントと申されましたけれども、これも今、国のほうで、その法整備も、やはり取り組んでいるというふうにお聞きをしております。ですから、この部分について3 割を超えた自治体においては、先ほど申し上げたように、その対象から除外されるような方向に向かっているところでございますので、町としては、この制度、有効利用、もちろん図っていきたいわけでございますので、国の指導である3 割の部分は崩す方向にはございません。

それと、その農家の支援と申しますか、の部分でございますけれども、今年から掲載を始めさせていただいたわけでございますけれども、まず取り組み初年度ということで、現在は議員もおっしゃったように、JAさんと町内の農家、大規模農家の方に、今、取り組んでいただいておりますが、やはりその個別的な部分というのは、非常に他議員からもご指摘

もあったかと思いますが、品質管理等々の部分がございますので、なかなかまだ現段階では取り組める状況にはないということでございます。やはり、そのJAさんですか、ある程度の品質管理ができます、個人で大規模、大規模など申しますか、大口の農家さん等々になろうかと思いますが、今後において、ただ、その部分において、町内産のお米を使っていただいておりますので、その消費拡大の部分については、つながっているというふうに認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　ふるさと納税の米を送る場合に、定期的に1回で60キロ、ばっと送られたってしょうがないから、こまめに送ってもらうということできますかね。それ。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

これもサイトのほうご覧いただくと分かりますように、例えば、10キロを6回ですとか、5キロを6回ですとか、先ほど申し上げた定期便という部分でございますので、なおいっぺんにどんと送るというような部分はございません。本当にこまめに、2月に1回、毎月ですとか、そういった定期便もやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　お中元とかお歳暮にも利用できますかね、こういうこと、ふるさと納税を。

○議長　　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

おただしのお中元、お歳暮にというふうに利用も可能でございます。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　ふるさと納税はこのくらいにしまして、最後、水道事業についての町の展望はということでございますが、水道事業の公設民営化、コンセッション方式というんですか、これは町としては、一応今のところは考えていないと。しかし、これ将来はこういうふうになっていかなきゃならない、やっていかなきゃなくなるということになりませんか。国のほうもそういうふうに進めているようですね。西会津だけが、俺はやらないというわけにはいかないでしょう。

○議長　　石川建設水道課長。

○建設水道課長　　お答えしたいと思います。

将来、民営化の方向にやっていかなくちゃならないんじゃないかというようなご質問かと思えます。先ほど申し上げましたように、改正水道法の内容、成立したばかりということでございまして、様々な課題点の整理等もございまして、現時点で検討にはいたっていないと申し上げましたところでございます。それで、報道等によりますと、この改正法の審議にあたりましては、国のほうで、やはりサービス低下などにつながらないような形でということで、附帯決議の中でも、自治体が検討すべき指針を示すというようなことでなされてございます。

あと、いろんなインターネットですとか、新聞報道等々の情報でございますけれども、一般論といたしまして、やっぱり人口が伸びるな大規模であれば、そういう民営化というのも事業者のほうで採算が取れるのか、取れないのか、いわゆるマーケットリサーチみたい

なこともきちっとやった中での参入となると思いますので、逆に、この小規模なところであれば、採算が取れるのかと考えれば、事業者のほうもなかなかそういった参入は見込めないんじゃないかなというような情報もございます。そういったことでございます。

いずれにしても、国、県の動向を見ながら、適切に対応してまいりたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はね、これ公設民営化にした場合ですよ、料金が3倍くらい上がってしまうとか、水質が悪くなるとかね、そういうことも考えられるわけですよ。でも、西会津町がどんどん人口減少していった場合にね、本当に町だけで、単独でやっていけるかどうか、どうでしょう。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今回の改正水道法では、狙いの一つに、広域連携というような言葉も入っているかと思っています。ただ、これも今の、現時点での様々な情報から、あと国のこれまでの分析結果などを見ますと、地域性もございますし、なかなか広域連携というような部分も難しいのかなというふうに考えてございます。

本町におきましては、隣接とそういった連携というのも、距離的な問題、あとは施設的な問題、料金的な問題もいろいろこうあると思われましますので、単独という線が濃厚かといえますか、いくというような選択肢になろうかなというふうには思います。

9月の決算のところでも申し上げましたとおり、そういった決算状況で申し上げましたけれども、収支のバランスは最終的に取っているということをご報告申し上げました。それで、これまでの過去の決算状況、それからこの先の推移を見ましても、そういった人口減少があったとしても、その料金収入ですとか、様々な一般会計からの繰り入れなんかも含めまして、健全経営に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 今のところは、まあまあやっておるんだと、だから、単独でもできるんだと。しかしね、これ水道管だってもう何十年も経っているんでしょう。そうすると、そこら辺、漏水だの、漏れたの、おかしくなっているなんていうのは、町民の皆さんがいろいろ声があがっているわけですよ。そういうのも含めまして、やっぱり町単独じゃなくて、やっぱり公設という考え方も、今すぐではないですけどね。そういう考えをやっていかないとやっていけなくなるんじゃないのかなと、水道、下水、どうでしょう。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

これからも、町民の皆さんの生命にも関わるような水でございますし、生活には不可欠な事業でございます。これはどんな状況にあらうとも、やはり町が責任持って、やっぱり取り組んでいくという覚悟で進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 分かりました。じゃあしっかりやってね、単独で頑張ってやるんだと、そのようにお願いします。

ただ、もう一つ、黒沢の水の問題なんですよ。これちょっと関連がありますから。

○議長 関連は自分で考えないでください。

公設民営化についてということで、これ水道事業について、町の展望ということになっていますので、一応、黒沢の関係も水道ということで、それにきちっと関連付けた質問をしてください。そうじゃないと認めません。

○渡部憲 議長がね、関連付けた質問しろということでございますのでね、これ黒沢の水道事業始まって、まだ始まっていないんですけどね、始まったら何年くらいでできあがると思いますか。

○議長 それでは関連付いていない。質問するなら、今こうあるでしょう、それを黒沢までもっていくというやり方なら関連付けられますけども、単独では、そこら辺を関連付けてください。もう少し考えて質問してください。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 水道を黒沢に引いていくという考えはございませんか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

黒沢地区に関する水道の建設というようなお話でございます。今年になりまして、黒沢自治区のほうから、確かに陳情はございました。それで、現時点で様々な国の機関ともいろいろ相談しながら、よりよい方法というのを検討しているところでございます。まだ、そういった具体化というものは、まだしておりませんので、引く、引かないというか、単独になるのか、例えば管路を延長するののかということも含めまして、十分によりよい選択をしてまいれるように検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 暫時休議します。(11時56分)

○議長 再開します。(11時57分)

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 これで私の質問は終了させていただきます。

○議長 暫時休議します。(11時57分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。4 番、小柴敬です。今回、安全安心なまちづくりという大きなテーマのもと、質問をさせていただきます。では、質問に入ります。

安全安心なまちづくりについて、町民の安全安心な生活のため、様々な計画が実行されていますが、以下の点について町の考えをお伺いいたします。

1 つ目として、西会津中学校、西会津小学校、こゆりこども園、いわゆるスクールゾーンであります。この尾野本地区における通学路の交差点における道路標識整備に対する町の対応についてお伺いをいたします。

2 点目は、西会津小学校から森野 3 号線、これは西会津中学校の駐車場と隣接する道路であります。この交差点において交通事故が数件発生しております。早急に対策を講じる必要があると思いますが、町の考えをお伺いします。

3 点目、この 3 月、西会津町ハザードマップが作成され、各自治区、そして我々町民に

配布されました。マップには、町内各地の避難場所等が記載されておりますが、誰にでも分かるような避難場所の看板設置について、今後どのように対応していくのかお伺いをいたします。

4点目、町民バス定時定路線運行については、10月期に1日平均30人の利用があったと町長の提案理由の説明の中でありました。降雪期を迎え、停留所付近が降雪により道幅が狭くなる可能性が大きく考えられます。バスを待つ停留所の除排雪について、町はどのように対応をしていくのでしょうか、お伺いします。

5点目、現在、西会津町は喜多方警察署管轄に位置付けされております。喜多方市内に大きな事件や事故、発生した場合においては、西会津町に警察官が不在になることがあります。町民の安心安全な生活のために、夜間においても警察官の常駐が必要と考えられます。今後、町はどのように対応していくのか、お伺いします。

以上、私の質問です。よろしくお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、小柴議員の安全・安心なまちづくりについてのご質問のうち、私からは5つ目の警察官の常駐についてのご質問にお答えをいたします。

喜多方警察署西会津交番には、交番所長を含め4名の警察官が勤務しております。また、喜多方警察署奥川駐在所に1名常駐し、町の安全を守っていただいております。西会津交番では、町内のパトロールや、事件等で喜多方警察署管内の他地域へ動員される場合があります。西会津交番が不在になることがあります。交番が不在の場合の対処策として、喜多方警察署と直接連絡ができる直通電話が西会津交番入口に設置されており、また、110番通報によって県警本部より所管の警察署への連絡体制が確保されているとのことであります。

しかしながら、町といたしましては、町民の安全・安心のためには、交番には常に警察官がいることが望ましいと考えておりますので、今後も喜多方警察署にその対応を検討していただくようお願いしてまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 4番、小柴敬議員の安全・安心なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、尾野本地区学校周辺の通学路の交差点における道路標識整備等のご質問にお答えします。通学路等の交差点部には、横断歩道・停止線などの路面表示や、一時停止、交差点ありなどの道路標識があります。これらの交通安全施設や道路標識の表示は、警察関係で整備するものと道路管理者等で整備するものに区分されております。

ご質問の尾野本地区学校周辺の交差点部の道路標識等は、交通安全に対する効果を果たしていると考えておりますが、より確実な注意喚起を図るため、既存の道路標識がある箇所以外に必要な箇所がないか、関係機関や交通安全関係団体と協議しながら、交通安全の確保に努めてまいります。

次に、西会津小学校前の交差点における交通事故対策についてお答えいたします。西会津小学校前の交差点では自動車と自動車が接触する交通事故が数件発生しております。こ

れまで町では、事故防止対策として、交差点注意の看板の設置や、学校教育課による学校敷地内の停止線や止まれの注意看板を設置し、交通事故防止に努めてきたところであります。

また、喜多方警察署交通課にも交通安全対策を要望してきましたところ、今年度に入り西会津小学校前の町道森野3号線から森野西裏線の区間が時速30キロメートルの速度制限区間となったところであります。今後も、交通関係団体と協議しながら通学路における交通安全対策に努めてまいります。

次に、避難場所看板設置のご質問にお答えします。町では、ハザードマップの完成に合わせ、昨年度さゆり公園管理棟前に指定避難場所看板を設置したところであります。また、今年度は道の駅や野沢体育館などの施設に指定避難場所看板を設置するため、現在、関係機関と協議を進めているところであります。

指定避難場所看板の設置につきましては、大規模災害で重要な役割を果たすことから、今後も計画的に進め、町民の安全・安心に努めてまいりますので、ご理解いただきます。

次に、町民バス停留所の除排雪のご質問にお答えします。今年10月1日よりデマンドバス運行と定時定路線運行の併行運行を実施しております。定時定路線運行では、新たな時刻表表示が必要なことから、デマンドバス停留所の表示旗付近に、新たな停留所標識を設置したところであります。停留所標識は、自治区長の皆さんと協議をし、安全に配慮しながら、公道の道路敷地等に設置をしたところでありますが、降雪等により安全上支障のある場合などは状況を見ながら対処させていただきますので、ご理解願います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町長から答弁をいただきましたが、順番どおり再質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、中学校、小学校、そしてそれら3号線、4号線、あの付近、非常に道路が新しく複雑なものですから、入り組んでいるところもありますので、読み違えるというか、指示、間違えるところも多々あるかと思うしますので、その点は了解してください。

特に感じるのは、今回いろいろ通ってみたんですが、森野と下小島線、あそこに対して、各小学校、保育園、そこから出る道路、丁字路になるんですが、あその区間に1箇所も、止まれの標識がないわけであります。ですから、やはり通学、それから子どもさんをお迎え等に来たときに、森野下小島線に出るところに、やはりある程度、止まれという標識、公安の標識がなければ、確かに見通しはいいかもしれませんが、これから降雪になって、雪が積もった場合に、見通しが悪くなる。そんなときに、やはり止まれの標識が必要だと思うんですが、その点、設置されていないというのはどういうわけなんでしょうか、お伺いします。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員のおただしの部分につきましては、道路標識等には2種類あるというふうに、私お答えさせていただきましたが、停止等の、これは規制標識、通行規制標識になりますので、警察、公安委員会のほうの設置になりますので、その辺、ないという部分については、私も承知しておりますので、その部分については確認をさせていただきながら対処をさせて

いただきたいと考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 調査していただくというようなことでありますが、あわせて、森野、何ていうかな、役場裏から森野に出る、ちょうど森野の集会所ですね、森野の集会所の道路がありますけれども、あそこに対しての各、そのスクールゾーンから出る道路、止まれの標識が全くないというのはご存知でしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おただしの役場側から真っすぐに行って、萱本方面に抜けて、森野の集会所の通りですね、そこからおっしゃいました学校側へ入る通りの部分でございますけれども、私もその通り、拝見させていただいて、中ほどには、先ほど申しました30キロの通行の規制の標識、あとその学校前の丁字路、形状は十字路ですけども、一部あれは学校用地でございますので、道路上は丁字路になりますけれども、その部分に止まれの標識はございました。

ただ、議員おっしゃったように、森野下小島線側、また逆の、その集会所側には、止まれの標識はございませんので、この部分につきましても、規制標識でございますので、公安委員会の設置になるわけでございますので、その辺も確認をさせていただいて、対処させていただきたいと考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今、町民税務課長がおっしゃった十字路、私にとっては十字路と、ちょうどあそここのところに公安の標識の、横断歩道ありという標識が立ったのは確認をさせていただいております。そして、小学校側から出る箇所、あそこにPTAですか、小学校のPTAで設置したという、白地に赤で、止まれという標識はあるんですが、ちょっと見過ごしてしまうという関係もある。それで、雪が降れば、もうちょっと高くしてもいいんじゃないかと。

それからもう一つ、それに関して、西会津交番所に行って、ちょっとお話を聞いたら、若松地区において、ヨークベニマルから国道等へ出る出口のところには、公安と同じ、止まれの標識が、民地ですけども、設置されてあるということを聞きました。ただし、公安の場合は、黄色に黒文字ですけども、それとか赤ですね、赤。それが緑で表示されているというふうなことでありましたので、やはりそのような、公安に準じたような標識を早急に、やはり取り付けていただいて、安全安心というような部分を確保していただいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

学校前の、形状は十字路ですけども、道路法上は丁字路ということで、議員のおっしゃいますのは、民地、学校用地側の規制についてであろうかと思えます。この部分につきましては、民地でございますので、そういった道路交通法上の規制看板の対象エリアの外でございます。ですから、注意喚起の看板等につきましては、ご覧いただいたように、PTAの方が2箇所ほど設置をされている部分でございます。その安全対策につきましては、学校教育課のほうといろいろ協議をしながら、その対策について、今後も検討してまいり

たいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この質問を提出するときに、西会津交番所に行って少しお話をして、相談にのってもらったことがあります。それで、今現在、来年度の予算編成が、これから警察署内でも始まるということでありました。で、標識、看板等の公安に対する要望活動も、今これから要望というような形だろうと思います。それで、交番側の返答では、今申請して認可が下りても、早くても来年の7月設置というようなことをお伺いいたしました。

やはり、そういったところ、いち早く町側として、公安を通じて、道路標識、どちらが優先道路なのかというところを明確にして、今後、安全安心なスクールゾーンの確保を目指したらいいかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

このスクールゾーンと申しますか、小中学校の前の道路は、複数の線が入っておりまして、非常に分かりにくい部分がございます。ただ、道路交通法上、定められた、議員もおっしゃったような優先道路、幅員の太さですとか、そういった法令を順守していただきながら、必要な部分、例えば今年度から30キロメートルの規制も入ったわけでございますので、そういった安全対策につきましては、いろいろと警察のほうと協議をしながら対策を講じてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、次に移らせていただきます。この事故、数件発生しておりますけれども、まだ人身事故といったことには進んでいないようであります。ですから、やはり学校側に来られた業者さん等にも、しっかりと注意喚起をしていただくような学校教育課かと思いますが、そういった安全配慮、今後徹底していただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 小柴議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来、ご議論いただいているとおり、学校前の十字路には見えますが、丁字路になっている部分につきまして、11月に、確かにご指摘のとおり、交通事故が発生しました。学校教育課といたしまして、直ちに学校と連絡を取って、先ほどご指摘いただいた危険、止まれの看板を2箇所、設置しているところでございます。あわせまして、従来引いてあった停止線、学校から出るところに停止線1本あるんですけれども、それも引き直すというようなことで検討はしたんですけれども、降雪期間に入るということで、取り急ぎ看板を設置したものでございます。あわせまして、学校においていただいている出入りの業者さんにも、ご指導していただくよう学校にはお話をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 あわせて、その丁字路付近が、今現在、冬期間に入りまして照明がほとんどなくて、薄暗い状態に感じられるわけであります。ですから、もし予算があるのであれば、あそこに早急に、次年度でも結構ですが、街路灯、もしくはそれに匹敵するような照明設

備があれば、夜間、こう安心が、何ていいますか通行が可能じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 学校敷地の部分についてのご質問としまして、私のほうからお答えをさせていただきますが、これにつきましても、実はその看板の設置とあわせまして、放課後の子どもたちの下校時刻にあわせまして、先週、業者さんと一緒に、ちょっとその照明灯の具合を確認してきているところでございます。必要な予算が、見積りが出ましたらば、既存の予算内で対応できるか、来年度の予算に計上すべきか判断をして、適切に対処してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そのように前向きに、しっかりと対応をお願いいたします。

それでは、3点目の問題に移りさせていただきます。ハザードマップ、確かにさゆり公園入口に設置を、標識ですね、ここが避難所ですよとありますが、これを、確か33箇所、避難場所があったかと思います。これを順次やっていったときに、果たしてどのくらい、完成予定というか、今、見込んでいるんでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

看板の設置につきましては、議員もご覧になりました、さゆり公園の前には設置してございます。で、今後、設置につきましては、毎年予算を確保しながら対処してまいりますけれども、看板、あれも特殊なものでございます。反射材とか、いろいろございまして、その大きさにもよって、また金額、あとその設置場所、例えば基礎の部分とかで変わってはまいりますので、まだ、そのいついつまでに、完全にこう設置するという部分は、なかなかできない部分ではございますけれども、毎年予算を計上しながら、順次その設置をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そのところが、そのスピードさに欠けるというふうに言われるところなんではないでしょうか。せっかくハザードマップができた。で、避難場所はここだと、であれば、万が一、明日起るかもしれない大規模災害、であるならば、早急に33箇所の設置をして、いつ起きてもおかしくない大規模災害に対して、町として、いつでもこいと、それはちょっと語弊がありますけれども、いつそういった災害が起きても対応できるという体制を取るべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

設置につきましては、まさしくいっぺんでと申しますか、できればいいわけですが、さゆり公園のところに設置しました看板、あれで50万でございます。ですので、その、先ほど申し上げましたように、その設置、避難場所の設置する箇所、またそれも、例えば簡易的なシールのようなもので対処できれば、もっといっぱいできるわけでございますので、その状況を判断しながら、順次設置をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そんなに金額がかかるとは存じませんでした。しかしながら、やはりそれは設置するのは当たり前のことであります。で、今後、やはり商工観光課等もやっていますが、インバウンド対策、それも含めれば、若干その他の言葉、海外の言葉、そういったものも付け加えられればいいかと思いますが、そういった対応はできますでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

さゆり公園のところに設置をしました看板におきましても、日本語での表記と、あと英語になりますが、例えば、その避難場所というエバケーションエリアという部分と、例えば洪水に対応していますよ、土石流ですね、そういった部分も英語表記もしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 じゃあそのように、しっかりと対応をよろしく願いを申し上げます。

では4点目に質問を変えさせていただきます。この道路のバス停部分でありますけれども、先ほど降雪に合わせて各自治区の区長とお話をしているというようなことが、答弁書に載ってありましたが、各自治区で、例えば降雪のときに滑りやすくなったとか、あとは停留所のところの周辺に雪が積もったといったときに、どなたかが雪かきをするというような、そういった対応は、それぞれ取っていただくような形を、町側から指示してあるのでしょうか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

10月から定時定路線バス運行ということで開始をさせていただきました。3路線でございまして、まず、基本的にその停留所につきましては、今までのデマンドバス停留所と同じでございます。ただ、その停留所の表記という部分で、旗ではなくて、看板の部分を設置をさせていただきました。その設置につきましても、区長さん、設置する自治区の区長さんと協議をさせていただいて、ここに設置をさせていただきます。それで、なおかつその設置につきましても、基本道路敷に設置をさせていただいておりますが、なるべく道路、本線から遠い部分と申しますか、支障のない部分に設置をさせていただいたわけでございます。停留所の位置については、デマンドバスと何ら変わりはありません。

それで、その私申し上げましたのは、例えばその設置した看板が、今後、降雪等によりちょっと不自由なといいますか、な場合については、ご連絡いただくようにしております。その対処、例えば、少し1メートル、2メートル移動するですとか、そういう対処はさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 降雪時、なかなかそこで待っているという時間も大変だろうかと思います。特に年配の方、医者に行く方がよく使われると思いますので、その辺、今後の停留所の敷地の確保、雪処理とか、そういったところに対しては、しっかりと対応をお願いします。

それで、最後の警察官の常駐に関する問題でありますけれども、くしくも、この私が一般質問提出したその日において、諏訪の出口において、大型トレーラーが横転事故して、

残念ながら運転手さんは、つい最近亡くなったというような事案が発生しております。で、その後も、12月の2日の日、ちょっと芝草地内、あそこでも、雪は降ってなかったんですが、追突事故等が発生し、そこは西会津交番の部長が対応していたというのを目撃しております。

であります、いかにせん対応が1人では、49号線、国道なものですから、なかなか通行を確保する、片側交互通行になってしまうと、応援呼ぶにしても、やはり所管の警察であれば、どうしても事故の場合は喜多方警察署から来ていただくというようなことになっておるかと思いますが、その辺に対しての、町の事故に対して、やはりもう少し時間がかからないような対応の仕方がないものかと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

交通事故等の対応という部分については、西会津交番、4名でございまして、例えば日勤ですとか、そういうのもあって、なかなかその人員的な部分については、大変であろうということは認識しております。事故等が起きた場合、もちろん西会津町内で、警察の方いらっしゃいまして、町のほうにも、例えば救急出動等とかで情報が入りますので、その交通事故の状況等確認しに、私どもの課のほうからも出動させていただきながら、協力できる部分については、町の職員のほうでも、例えば交通整理ですとか、なかなかそこまでいかない部分でございますけれども、協力はさせていただいておるところでございます。

やはり、警察全体の部分にもなりますので、警察官の常駐と合わせまして、これは警察のほうに今後も要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 各所轄といいますか、縦割りが非常に厳しくて、警察に行ってお伺いしたところ、49号線の藤峠付近、あそこで管轄が変わるわけであります。坂下所轄のほうから違反等で追いかけてきたときに対しては、新潟のほうまで追いかけて行くというようなことではありますが、人身事故、人身事故に対しては、ほかの所轄の管轄まで来るそうです。ただし、物損事故、交通事故の車同士がぶつかったというようなところに関しては、本当にはっきりと、例えば分かれのところで事故があれば、喜多方から来るというような、本当に縦割りというか、時間がかかるというようなことでありますので、やはり町として49号線という国道でありますのでね、その辺の対応をやっぱり県のほうに要望を出すべきではないかというふうに思うんですが、それは町長、いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 警察署の組織改革があつて、今の体制になるときに、たぶんいろんなことが想定されて、当時はいろんな意見を申し上げたような記憶があるわけですけども、結果的に県内のそういう組織改革のために、今の体制になってしまったということがあるわけです。その後、いろんな事故、あるいは事例があつて、過去にも何とか改めてほしいというような要望もしてきたというふうに、私はちょっと記憶残っているわけではありますが、当時の状況と、やっぱり今は相当変わっております。高速道路も走っているし、それから49号もあるわけであります。そういう中で、何かあったときの、やっぱり対応を考えたときには、やっぱり、特に県境ですから、そういう意味で、やっぱりちゃんとした体制で整備をして、

常駐していただきたいなど、私もそのことについては常々感じてはいました。

でもこれ、なかなか、とにかく今の実態を申し上げて、そして警察署の対応をお願いするしかないわけでありますけども、とにかく粘り強く、今の西会津町の状況と将来に向けての、やっぱり町民の安全安心を確保するためには、最後はやっぱり警察署に頼るところが大きいわけでありますので、そういう意味で、今後、力強く対応をお願いしてまいりたいなど、そんなふうに思っています。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今年に入って、平成30年の9月末現在における、西会津管内において、物件事故を含めて事故が92件、これが9月末現在です。事故が増加傾向ということでありますので、やはり今、町長がおっしゃられたように、49号国道あります。そういった意味で、スピードのある対応、これをお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。長谷川義雄です。今回の12月定例議会にあたり、3つの項目で質問を通告しています。

まず1つ目として、町民の健康についてです。

まずたばこについては、喫煙についてお聞きします。たばこは嗜好品ですが、たばこの害も指摘されています。このことから、国では東京オリンピックが開催される2020年の4月1日より、改正健康増進法の全面施行を決定しています。これにより、学校、病院、行政機関は建物内禁煙、またこれについては、屋外の喫煙所の設置は可能となっています。ですが、それ以外の施設は喫煙室以外は禁煙となります。今まで喫煙室設置が進んでいなかった施設では、喫煙室を設置するのか、禁煙にするのかの判断が迫られます。

このようなことから、1つ目として、役場などの公共施設内禁煙が推進されております。公共施設は誰もが利用する場所であり、受動喫煙が生じないことが重要です。どのような取り組みをされていますか

2つ目として、新聞、テレビなどで風疹やインフルエンザの拡大が懸念されていますが、対応策を伺います。

認知症予防と認知症対策については、どのような取り組みをされていますか。

次に交流事業についてお伺いします。交流事業については、西会津ふるさとまつりにおいて、西会津町と大宜味村との間で、結、交流協定が11月4日に締結されました。大宜味村との交流は、本年で25年を迎えましたが、今後はどのような交流を考えているのか伺います。

また、3つ目の雪対策についてですが、これは昨年に続きの再質問です。本町には町が定めた排雪場所が整備されていません。特に家屋が密集している地域では、除排雪に苦慮しています。昨年の一般質問の答弁では、町民からの排雪場所がほしいとの声はあり、町は必要性は認識しているとありましたが、その後は排雪場所の設置についてはどのように考えておりますか。

以上が今回の質問です。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5番、長谷川議員のご質問のうち、交流事業についてのご質問にお答えをいたします。

他の自治体との交流協定につきましては、今年度、6月に埼玉県戸田市と教育交流提携を結び、9月には千葉縣市川市と相互交流協定を締結、11月4日にはおただしのとおり沖縄県大宜味村と、結、交流協定を締結したところであります。

大宜味村との交流につきましては、平成5年1月に、当時、世界一の長寿の村であった大宜味村の健康と長生きの秘訣を探るため、当時の町長らが同村を視察したことに始まり、同年4月に開催した百歳への挑戦・町民大会では、沖縄郷土食の提供のほか、老人交流会を初めて実施いたしました。その後、平成9年までの5年間は、町老人クラブ会員など町民の皆さんにも参加いただき、大宜味村への現地視察・交流を実施しております。

また、平成6年からは、毎年、小中学校児童生徒の相互交流を行っており、夏季は、本町の児童生徒が沖縄へ、冬季は、大宜味村の児童生徒が西会津町を訪れ、交流を通して相互の異なる文化や生活習慣を体験・学習し、見聞を広めるなど、多くの子どもたちが貴重な経験をし、現在にいたっております。さらに、平成11年7月には、本町の青年会等3団体が大宜味村を訪ね、交流を実施しております。このほか、例年、本町のふるさとまつりや1月に行われる、大宜味村産業まつりで、相互に現地での物産交流を行っているところであります。

今回締結した、結、交流協定であります。本年10月15日の西会津町・大宜味村両議会の共同声明を踏まえるとともに、これまでの長きにわたる交流をさらに発展させ、老人クラブ、食生活改善、スポーツなどの幅広い分野で交流を行うこととし、両町村の発展を願い締結したところであります。また、協定の名称に使用した、結、は、相互扶助を意味する言葉であり、両町村が今後とも、心と心が通った交流を継続できるようにとの願いを込めたものであります。

町といたしましては、これまでの交流で培った相互理解のもとに、お互いの交流によるメリット、それぞれが抱える政策課題の共有・解決といった視点も踏まえながら、具体的な内容を両町村で協議し、有意義な交流を進め、大宜味村との関係をさらに発展・進化させて、活気あるまちづくりに結び付けてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 5番、長谷川義雄議員の町民の健康についてのご質問のうち、受動喫煙の取り組みについてのご質問にお答えします。

望まない受動喫煙の防止を図るため、受動喫煙対策を一層強化する内容を柱とした健康増進法が改正され、本年7月に公布されたところであります。改正法では、国及び地方公共団体に受動喫煙防止の総合的かつ効果的な推進を図ること等が定められたほか、多数の人が利用する施設の区分に応じて、その施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理者が講ずべき措置等について定められたところであります。

対象となる施設の範囲及び喫煙禁止場所ですが、医療施設や学校、児童福祉施設、行政機関などは原則、敷地内禁煙となりますが、例外として受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することは可能となります。

商店や飲食店、事務所、体育館、社会福祉施設などは原則、屋内禁煙となりますが、例外として既存飲食店については客席面積や資本金等の条件により喫煙が可能となり、商店や事務所等は屋内に喫煙専用室を設置することで喫煙が可能となります。

また、改正法は施設の区分により 2020 年 4 月 1 日まで段階的に施行されることになっており、医療施設や学校、行政機関などにおける敷地内禁煙は、来年夏頃に施行される見込みであり、それ以外の商店や飲食店などにおける屋内禁煙は 2020 年 4 月 1 日に施行されることになっております。

本町の主な公共施設における受動喫煙防止の取り組みについてであります。こども園、小・中学校、西会津診療所などは敷地内禁煙、役場新庁舎、公民館、さゆり公園体育館、奥川支所、新郷連絡所などは屋内禁煙とし、屋外に喫煙スペースを設置しているところがあります。

今後も、公共施設における望まない受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法をはじめ関係法令を遵守し適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 5 番、長谷川義雄議員の町民の健康についてのご質問のうち、まず、風疹やインフルエンザへの対応についてのご質問にお答えします。

風疹やインフルエンザなどの感染症は、国と地方自治体が連携して、感染症の発生の予防とまん延の防止などについて対策を講じることとされております。

ご質問の風疹やインフルエンザの対応策はそれぞれに異なりますが、町といたしましては、国や県の情報をキャッチし、感染が広がる前に、広報やケーブルテレビなどを使い適時に注意喚起を行い、感染予防の基本である手洗い、うがいのほか、室温や湿度の管理、マスクの着用等の自己管理を促すとともに、感染症予防に有効な予防接種について積極的な接種を呼び掛けているところであります。

風疹につきましては、本年の本町での発生の報告は今のところありませんが、全国では 11 月 28 日現在で 2,313 人と平成 20 年に全数届出が開始されて以降、3 番目に多い患者数が報告されております。風疹は、妊娠中の女性が感染すると、赤ちゃんが先天性風疹症候群にかかり生まれてくることがあります。その予防のため現在では、小学校入学前に 2 回の定期予防接種を行うことにより抗体を獲得する機会を設けていますが、現在の予防接種制度以前の年齢の方の中には風疹に対して免疫のない方もおられることから、県では妊娠を希望する女性及びその配偶者に対して抗体検査や予防接種の費用助成を行っております。

町ではそれに加え、風疹が大流行した平成 25 年以降、妊婦の同居家族にも対象を拡大した助成のほか、妊娠届提出時に保健師から風疹に対する注意点について直接話をするなど、感染予防への対応策を講じております。

また、インフルエンザにつきましては、これまでも流行前の 11 月からの予防接種について、高齢者と 0 才から高校生までの乳幼児や児童生徒、妊婦を対象に接種料金の助成を行い、流行期の感染予防とまん延の防止、また、万が一感染した際の重症化の防止につなげるなどの対応策を講じておりますので、ご理解願います。

次に、認知症予防と対策の取り組みについてのご質問にお答えします。

誰もが、人生の最後を迎える時まで、自分らしくありたいと望む一方で、認知症の様々な症状が原因で、親しい人との関係が壊れてしまったり、家族が介護に疲れ切ってしまったりという現実があることも事実であり、認知症は深刻な社会問題の一つとなっております。

平成 28 年度における本町の認知症高齢者の人数は、512 人であり、介護保険認定者に占める割合は 88.6 パーセントと高くなっております。また、町の 65 歳以上の高齢者に占める割合は 17.4 パーセントとなっております。そのため、その対策は最重点に取り組む課題であると捉えており、様々な取り組みを行っております。

まず、認知症にならない取り組みとして、認知症を引き起こす原因といわれるアルツハイマー病や脳梗塞などの予防対策として、その原因となる高血圧や糖尿病予防などの生活習慣病予防対策に取り組むとともに、予防に有効とされるコミュニティの中での運動や知的活動を各地区で推進するため、サロン活動の開設や継続的な運営を町社会福祉協議会とともに支援しております。

次に、地域での見守り対策としては、認知症への理解を深めていただくために、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、高齢者の異変を早期に発見し、早期の対応に向けた組織づくりとして、町内企業や商店などの協力を得て、あんしん見守りネットワーク事業や認知症サポーターのいる安心店ステッカー交付事業に取り組んでおります。

次に、認知症高齢者本人を対象とした取り組みとしましては、認知症等が原因で帰宅困難となり、発見・保護された際に、早期に身元を特定して家族などに連絡ができるよう、QR コードを利用した、かえる N E T 事業を行っております。また、本年 4 月からは、早期発見・早期対応に向けた専門的な組織として、医師・保健師・社会福祉士の専門職で構成する認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症の人や家族に対する初期段階での支援を行っております。

認知症支援で大切なことは、認知症の人の意思の尊重であり、本人や家族の視点を重視した施策が不可欠であることから、今後も、在宅を基本とした地域包括ケアシステムを推進するとともに、認知症の人と家族に寄り添った支援を行ってまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 5 番、長谷川義雄議員のご質問のうち、雪対策について、お答えいたします。

昨年 12 月議会の長谷川議員の排雪場所に関する一般質問に対し、町では、適地の調査をすると答弁申し上げたところであります。その後、町では、排雪場所の調査、検討を行い、今冬から公設の排雪場所を役場新庁舎に附属する体育館の脇にある未舗装のスペースを指定したところであります。今冬の排雪場所は、試行的に運用し、利用状況を踏まえ、次期の雪対策に反映させたいと考えております。なお、排雪場所の周知につきましては、今後、広報やケーブルテレビ等で周知してまいります。

町としましては、今後とも冬期間における町民の皆さんの安全、安心を確保し、快適に生活できるよう雪対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは再質問をいたします。町民の健康については、大きなテーマですが、その中で、たばこの嗜好品ではありますが、害も指摘されています。それで、本町の喫煙率はどのようなものでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、再質問にお答えをします。

本町における喫煙率というご質問でございますが、まず、男性、女性合わせました全体の平均の喫煙率でございますが、30.4パーセントとなっております。ちなみに全国平均が30.2パーセント、県が34.4パーセントというふうになっております。ただし、男性、女性、年代ごとに県、または国の喫煙率より若干高くなっている年代ありまして、特に男性につきましては、40代、50代、60代、働き盛りの年代につきまして、国、県よりも高い喫煙率となっております。また女性につきましては、30代、40代、この年代において、国、県よりも高い喫煙率となっている状況であります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私の思っていたのもありまして、確かに若い人が多いように、今も報告受けました。それで、若い人は子育てもあるでしょうし、そういった若い人を対象にした禁煙のアドバイスのようなものは、現在行っているのでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 若い世代の皆さんへの禁煙の指導ということでございますが、現在、特に年代を区切った喫煙対策ということではなくて、広く町民の皆さんを対象にした健康づくり教室の中で、禁煙の取り組みを実施しているところでございますが、先般、町内の企業の皆さんと従業員の方と、そういった健康づくりについての意見交換会を、県の会津保健福祉事務所の方と交えまして実施しましたところ、やはり多くの企業の担当者の方は、従業員の健康課題の一つとして、喫煙を問題としていらっしゃる方が多くいらっしゃいましたので、今後、企業の皆さんの禁煙の取り組みについても、こういった形でできるかということについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 若い人の中では、こども園にお子さんを出している方もいて、その場所では屋外に喫煙スペースを設置しているとありましたが、それは設置されているんですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 こども園のことですので、私のほうからお答えさせていただきますが、こども園につきましては、敷地内全面禁煙ということで、喫煙場所を設置してはおりません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは分かりました。敷地内全面禁止ということですので、何か保護者の方が来て分かるようなポスターとか、何かあるのでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 こども園内にそういった表示ですとか、そういったものはしておりませんが、何か会議等があるたびに、ちょっと敷地内は全面禁煙ですよという説明申し上げて、

理解していただいております、保護者の皆さんはそういう認識でおられまして、運動会等でも敷地内での喫煙はしていないというような状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 分かりました。次に、役場も新しくなって、タバコを吸う来訪者もいると思います。そういったときにはどのようにされていますか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 役場の喫煙場所についてのご質問にお答えをいたします。

役場の喫煙場所、今、1箇所ございまして、1階の川側といいますか、ボイラーのあるすぐ脇なんですけども、そこに灰皿を置いてございまして、お客さまと職員、そこで吸うようにしてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 分かりました。それで、今年、先ほども申し上げましたが、今年の7月に改正健康増進法が成立しました。その中で、東京オリンピックの開催される20年の4月1日より全面施行となりますが、それに対して、町のプロセスなり、考えをお聞きしたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど健康増進課長の答弁の中でも申し上げましたが、行政機関などにおける敷地内禁煙は、来年夏ごろに施行される見込みということでございまして、もし来年夏ごろに施行されましたら、行政機関等については、敷地内が全面禁煙となります。ただ、先ほど答弁でも申し上げましたが、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所を設置した場合は、喫煙場所を設置することが可能であると、法律ではそのようになってございます。

今時点で本町の役場における喫煙場所、全面禁煙、その方針は、現在まだ決まっております。今後、その施行までの間に検討していく考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 タバコについては嗜好品でもありますけど、害も指摘されていますので、あわせて今後町民へのPRもすればよいのかなと考えています。

次に、風疹についてお聞きします。今回、風疹についてですが、全国的に広がっていて、本町ではまだないと。今回ですが、風疹予防接種の助成のお知らせというのが、町のホームページや広報にしあいつ版にあります、その対象者から問い合わせ等ありましたか。その広報、お知らせ後、問い合わせ等ありましたか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 再質問にお答えしますが、広報に掲載後は問い合わせがあったかということではございますが、今年の風疹につきましては、今、テレビ等でも大変発症が多いということで騒がれていることもありまして、掲載前から何件か問い合わせがありまして、掲載後も数件あった状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょっと素朴な疑問なんです、風疹の抗体検査と予防接種は、実費はど

のくらいかかるんでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

医療機関によって若干金額は異なるんですが、県の基準としましては、抗体検査で6,800円、それから予防接種の料で1万2,000円ということになっております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 国では11月の末ですか、急遽、抗体検査を無料にすると、接種も無料にしたいと、まだそういった内示とか、連絡はまだ入っていないんでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 国のほうで抗体検査、あるいは予防接種を無料化にするというお話がありますが、これにつきましては、今日のお昼のニュースで、根本厚生労働大臣がお話をしておりましたが、まだその段階で、文書的なものは入っておりませんが、そのニュースですと39歳から56歳の男性について、予防接種を無料化するというような内容での報道があったところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 無料でできるのは大変いいことなんですが、こういった場合に、広報やケーブルテレビで流していますが、特に本人にお知らせというのは、個別には行わないんでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 個別へのお知らせであります。この風疹につきましては、抗体があるかないか、あるいは予防接種をやったかやらないかにつきましては、全て町で把握しているものではございませんので、個別の通知というのはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、広報なりケーブルテレビでの全体への周知ということでやっていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 個別ではお知らせやらないということですので、今後とも周知に努力してください。

次、インフルエンザについてお聞きしますが、昨年はインフルエンザのワクチンが不足気味とありましたが、今年度の見通しはどのようなものでしょうか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 インフルエンザのワクチンの再質問にお答えをいたします。

議員おただしのように、昨年度につきましては、ワクチンの国全体での量といいますか、数が足りなかったということでありますが、今年度につきましては、国のほうで十分な必要量を確保したということで、情報は入っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、昨年ですが、特に高齢者については65歳以上の方の、町内に在住の方でしょうか、対象者は。それで、通知を出した人の何パーセントくらいが接種されましたか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長　高齢者の昨年度の接種率というご質問かと思いますが、現在、手元に接種率という数、ちょっと準備しておりませんが、接種された人数につきましては、2,189人、接種をされております。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　去年、通知を出した中で、2,189人の方が接種されたと。されない方もいたと思うんですが、接種されない方の要因はどのように考えていますか。

○議長　小瀧健康増進課長。

○健康増進課長　接種されなかった理由ということでございますが、全て接種されない方について調査をしたわけではございませんが、例えば施設に入所されている方でありまして、ご高齢によって医療機関まで行かれなかった方などが受診できなかったのかなというふうに考えております。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　町のほうでせっかくお知らせしたんですから、接種してもらうのを期待したいものです。

それで、次に認知症対策についてですが、認知症の方もかなり多い状態ですが、特に最近の認知症の傾向というのは、顕著な点はあるのでしょうか。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　認知症の症状ということでございますが、認知症の症状につきましては、その人によっていろいろありますが、主なものとしては、徘徊ですとか妄想、あるいは、そういったものが、物取られですとか、あとは本当に物忘れ、本当にいろいろな症状が、その人によって違ういろんな症状が出てくるところでございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　認知症の予防には早期発見が一番大切だともいわれていますが、家族の、特に申出がなければ、なかなか難しいと思いますが、そういったことについては、特に、家族がいる方はよほどいいんでしょうが、一人暮らしの方についてなどは、何か対応されているのでしょうか。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　認知症の方の発見といいますか、ということでございますが、まず、認知症の相談で一番多いのは、今は地域包括支援センターのほうへの相談が一番多くなっております。それは家族での見守りや介護が大変になってきての相談ということでありまして、認知症症状が出てきてからのことになります。

で、認知症状が出る前に、その発見できるかということ、それはなかなか難しいのかなということで考えております。ただ、近辺、周囲の方がお茶飲みに行って、同じこと何回も話すとか、そういった症状がみられるとかということでの相談があったりとか、あとは、診療所のほうに診察に行ったときに、先生がちょっと様子を変だなというようなことでの照会があったりとか、というようなことで、いろいろな場面で発見されるというか、見つかるようなことが多いのかなと。いろんな場面、場面であるのかなというふうに考えております。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 認知症の早期発見については、お医者さんが判断をするわけなんでしょうが、認知症の専門医というのを聞いたことあるんですが、この辺には、会津にはいるんでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 認知症の専門医ということでお答えします。

先ほど申しましたが、答弁の中で申しましたが、認知症初期支援チームということで、今回、今年の4月に立ち上げをしましたが、その中にお医者さんもおりまして、西会津診療所の岡崎先生については、そういった研修も受けていただいて、認知症初期支援チームの医師ということでお願いをしているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町内に専門医の方がおられると、大変安心しました。それで、認知症になって、病状が進行した場合、徘徊する場合があると思うんですが、徘徊した場合、先ほどの中でQRコードを利用した、かえるNETに、あまり町民に周知されていないように感じるんですが。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 先ほど答弁いたしました、かえるNET事業ということでありますが、これは先ほど言いましたように、QRコードが入ったものを身につけていただいて、服ですとか、杖ですとか、靴ですとか、そういったものに貼って、発見された場合、それをQRのバーコードリーダーで見いただくと、その人の連絡先とかが分かるようになるものなんですが、その周知がされていないのではないかとということですが、この事業を始めまして、そのQRコードを付けた方、今までまだ1名だけでございまして、ちょっとその辺での周知は、少し足りないのかなと思いますが、町内で徘徊で、今、困っているケースは、現在のところない状況でございまして、そういう方が出れば、当然、周辺の方への周知はしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確か1名だけだというふうに私も聞いたことがあります。そのほかに、最近ですとGPSを使って徘徊者を探すというシステムもあると聞いていますが、今後採用とか、検討の考えについて。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 GPSを利用した、その徘徊高齢者への対策ということでございますが、これは県内の複数市町村でも、実際、実施している市町村がございます。で、端末機を本人に貸し出すというか、常に身につけていただいて、それを携帯なり、インターネット等で分かるようにするというような仕組みでございまして、これにつきましては、先ほど言いましたように、県内でも少しか始まったばかりでありますので、これにつきましては、今後、町としても対応できるかどうかも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 徘徊にならないのが一番ですが、そういうシステムをあると伺っていますので、検討する時期に入っていると私は考えています。

次に、交流事業について伺います。交流事業については、11月4日の締結において展望を述べられておりますが、西会津町が、大宜味村では、健康長寿と子育て、弱者を支える結の村づくりと掲げられていますが、本町における結の考えについては、どのようにお考えですか。結を締結されたわけですが、本町の結についてのお考え。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

町長が答弁で申し上げましたとおり、結については、両町村の今までの交流を踏まえて、心と心を通った交流を、今後も継続して、あらゆる分野で今後も交流を続けようというような願いを込めまして、こういった名称にしたものでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 交流事業の中で、今後、大宜味村とは深く発展して関わっていくと思いますが、特に新年度予算に反映するような事業は考えておられますか。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えをいたします。

現在、大宜味村との交流については、先ほどの答弁のとおり、児童生徒の交流ですとか、両町村間で物産交流ということで行っております。これらは来年度についても継続して行っていきたいと思いますが、今後の新たな展開につきましては、今後、大宜味村と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 交流事業については、今後、一般の町民も直接交流できるような事業があればよいのかなと思っています。

次に、最後の雪対策についてです。雪対策については、課長の答弁のとおり役場の北側に用意されたと、大変うれしく思います。それで今年は試験的に運用するとなっておりますが、今年は雪捨て場、お知らせはするとありましたが、何か看板とか、簡単な看板とか設置する考えはあるのでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

看板につきましては、後ほどご覧いただければわかりますが、既に設置いたしました。ここが雪捨て場所ですよという看板を設置させていただきましたので、よろしくお願いします。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 分かりました。それで、排雪場所については、個人や業者でも構わないと思うんですが、その辺のところ、ちょっと分からないんですけど、個人であれば町民、自分の家とか、頼んでやってもらった自分の家のものですが、業者についてはどのような取り扱いでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今冬につきましては、基本的には一般家庭用というようなことで考えてございます。事業者というか、おっしゃったわけでございますけれども、それはまさに企業努力で今年は

考えていただきたいなというふうに思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今回、試行的なものであって、業者の方については、原則お断りするというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、一般家庭用の、家庭から排出された雪を対象としたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

排雪場所の周知につきましては、広くケーブルテレビ、広報等でお知らせしますが、特にそういった町で受け付けとかするわけではございませんので、それはその周知した中で、住民の皆さんが捨てていただければというふうに思っておりますので、特にそういった区別をするようなことというのは、今のところは考えておりません。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 申し訳ありません。もう一度申し上げます。一般家庭用を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 課長の説明をお聞きしましたが、一般家庭用ということについて、業者がやる場合と個人で自分が持ってくる場合があるんですけど、あくまでもその辺の線引きです。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 一般家庭用から出た雪ということであれば、運ぶ方は、それは業者さんをその家庭のほうでお願いするのであれば、それは一般家庭用ということで捨てていただいてよろしいかなと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 原則は分かりました。あとは雪国に暮らす人のマナーを尊重したいと思います。

それで、今年度より除排雪を行う登録業者というのを、関連してお聞きしますが、雪対策の中で、いまだに法人、個人、団体って、いくつくらいの事業者が登録されましたか。

○議長 その辺ちょっと、支援隊とは別ですね。もう少し詳しく説明してください。

○長谷川義雄 再度質問いたします。雪対策として、家庭で雪が片付けとか困った場合に、除排雪を行う登録業者を募集されていると思います。それで、その中には、要項を見ますと法人、個人、団体など、いくつかの事業者を登録するとありましたが、そういった方が雪捨て場にくることもあると思ってお聞きしたんです。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 今年より始まります除排雪費用助成事業をやっていただく、その登録事業者ということの質問だというふうに思いましたので、私のほうから答弁させていただきますが、現在のところ、ちょっと正確な数字、申し訳ありません。37、8の方が現在登

録しております。その中で、町民の皆さんに公表してもいいです、私がやっていますよというところで、公表してもいいという方は、現在のところ 17 個人、事業所でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 もう既に雪も降っておりますので、公表するというのはいつ頃、年内を考えていますか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えをいたします。

現在 17 事業所につきましては、個人、事業所につきましては、これから早急にインターネット、あるいはお知らせ版等で周知をしたいというふうに考えております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 最後の質問ですが、秋方に議会報告会の中で、集落から雪の排雪場所がいっぱいになっていて、町よりロータリーで片付けてもらったことがあるんですが、それでも困ったんですという要望がありました。今年の冬はどのような雪が降るか分かりませんが、それについてはどのように考えていますか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

除雪計画の中では、優先すべきは集落内、集落間、生活道路をまずは優先させていただきたいということで考えておりますし、そういった除雪計画の説明会の中でも、自治区長さん方にはよくご説明してまいりました。それで、今後の降雪の状況にもよると思うんですけれども、そういった優先する中で、区長さんを通して排雪場所がないというようなご相談があれば、その余力といたしますか、の中で柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 最後に、今年の冬も雪が降ってもいますので、町民が安心して過ごせるよう、町当局には努力を望むものです。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時37分)

○議長 再開します。(15時00分)

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10 番、多賀剛でございます。今定例会に 3 件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、新産業創出事業についてお尋ねをいたします。今事業は、調査委託を含め、昨年度から取り組んでいる事業であります。この新産業創出という言葉だけを見れば、新しい産業が創出され、新しい雇用機会が生まれ、若い人の雇用や町外からの多くの人の流れができ、人口減少対策の一つの大きなきっかけになり得る大変夢のある言葉であります。また大いに期待するところであります。

しかしながら、1 年が経過しようとしている中、いまだに何を目指し、どのような方向に向かっているのか全く見えません。現在の進捗状況はどうなっているのかお伺いするものであります。

人口減少に歯止めをかけるため、本町の有する地域資源や優位性を調査分析し、経済の活性化を図る産業の導入を目指すとしておりますが、あまりにも抽象的な表現で、大枠、概要さえもよくつかめません。具体的にはどのような産業を想定しているのか、この新産業創出事業によって、どれだけの産業を創出し、雇用が期待できるのか、目指す期待値、方向性をお伺いいたします。

現在は産業構造のみならず、目まぐるしい変化の時代となっております。ゆえに今までのような思考や価値観だけにとらわれることなく、今後の10年、20年、30年先を見据えた、しっかりとした対応が望まれるところであります。

ICT、AI、ロボット、IOT等の新しいツールの活用と、またこれらにはできない、人として、人間としての感性や創造性を生かした分野との融合も必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、2つ目の質問といたしまして、野球場スコアボードと温泉健康保養センター改修工事と今後の事業運営についてお尋ねをいたします。さゆり公園やロータスイン周辺施設は、交流人口拡大に向けた取り組みの一つの拠点であります。現在、野球場スコアボードと温泉健康保養センターにおいて、改修工事が行われております。工期はともに年内となっておりますが、工事の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

また、今工事による、それぞれの事業運営にどのような影響があったのかお伺いをいたします。特に温泉保養センターにあっては、本年1月から3月末にかけての浴槽改修工事のため休館をし、それに続き、今年度は外装の修繕工事と、1年を通して万全の体制で営業ができなかったように感じております。営業実績への影響をどのように捉えておりますか、お伺いいたします。

交流人口拡大に向けて、改修後の取り組み、姿勢についてお伺いするものであります。

1点目として、野球場スコアボードが完成し、来シーズンに向けてお披露目、こけら落としとしての記念試合など、何らかのイベント、試合誘致が必要ではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

2点目といたしまして、野球場やスコアボードに有料広告の募集をしてはどうかと考えますが、お伺いをいたします。

3点目として、町長の町政の主要事項説明の中でもお話がありましたが、今般、福島ホープスは福島県民球団から経営母体が全く新しい体制となり、福島レッドホープスとして再スタートを切ることとなりました。福島レッドホープスと本町との関わり、今後の連携体制はどうなるのかお伺いをいたします。

4点目としまして、いくつかの周辺自治体の温泉施設において、民間事業者への売却、譲渡を進めるという話がありますが、本町においては、どのようなお考えなのか、将来展望を含めてお伺いをするものであります。

3番目に、教育委員会にプログラミング教育についてお尋ねをいたします。

その前に、この度の地域学校共同本部の文部科学大臣表彰の受賞、誠にありがとうございます。今までの活動、取り組みが評価され、大臣表彰を受けられましたことは、大変喜ばしいことであり、大変名誉なことでもあります。今後とも地域に開かれた学校として、子どもたちの育成に努めていただきたいと思います。

それでは質問に戻ります。2020 年からプログラミング教育が小学校で必修となることに先駆けて、本町ではプログラミング教育に取り組んでおります。このプログラミング教育を導入することにより、教育現場はどのように変化していくのか。また、プログラミング教育がどのように子どもたちの学習環境に変化を与え、どのような効果があるのかをお伺いをいたします。

現代の変化の激しい時代を乗り切る力、生きる力を身につけるために、どのような影響を与えることになるのかをお伺いをいたします。また、プログラミング教育を推進するにあたって、想定される課題や問題点をどのようにお考えになりますか、お伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10 番、多賀議員の新産業創出事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、現在の社会情勢や町の人口減少・少子高齢化といった現状を踏まえ、町の資源や強みを最大限に活用し、今後どのような産業が町の活性化や持続的発展につながるのかを調査する事業であり、昨年12月より、東京のコンサルティング会社に委託して進めております。

現在の進捗状況についてであります。本調査を進める中で着目いたしましたのが、ベトナムとの交流を通じた新産業の創出であります。ベトナムとは、本年2月の雪国まつりに駐日ベトナム大使館の参事官が訪れたことから始まり、その後、関係者と経済交流・人的交流について意見を交わすなど関係を深めてきたところであります。本町の抱える様々な課題への解決に、この関係をうまく活用できないか、その可能性について調査を行ってまいりました。

これまで、人材確保事業や西会津産品の輸出、外国人観光客、インバウンド対策など、いくつかの方向性について検討を重ねており、本町での事業化が可能か、現在様々な角度から精査している段階であります。また、先の臨時国会でも出入国管理法の改正が大きな議論となっておりますように、国と国との関係においては様々な法律の問題もございますので、その動向についても注視していく必要があります。

そのようなことから、現時点でどのような産業を創出しどれだけの雇用が生まれるかについて、具体的にご説明できる段階ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

おただしにございました、ICT等の活用や人の感性を生かすという点に関しましても十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、野球場スコアボード・温泉健康保養センター改修工事と今後の事業運営についてのご質問のうち、温泉施設の民間事業者への売却に対する考えと将来展望についてお答えいたします。

ご承知のとおり、温泉健康保養センター・温泉施設につきましては、平成元年に国の自ら考え自ら行う地域づくり、一億円ふるさと創生事業の使途について、当時の町内の全世帯、事業所、小中学生、在京西会津会会員からアイデアを募集し、その中で一番多く寄せられた温泉開発のアイデアに基づいて整備したものであります。平成4年12月に町民の健康増進、福祉の向上のための施設としてオープン以来、町民の皆さんをはじめ、町内外の

多くの方々に親しまれ利用されております。

現在、施設の長寿命化のため昨年度から２カ年で大規模改修を行っているところであり、今後も町民の皆さんに親しまれ、愛される温泉施設として維持管理してまいりたいと考えております。

ご質問の温泉施設の民間事業者への売却につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町民の健康増進、福祉の向上のための施設として、また町民の想いが込められた施設として、今後も町が所有するべきものであり、民間事業者への売却については全く考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁させます。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 10 番、多賀剛議員のご質問のうち、プログラミング教育について、お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、2020 年度から小学校でのプログラミング教育が必修化されることに伴い、現在は移行期間となっている中で、町では今年度、様々な取り組みを始めました。

まずは、子どもたちにプログラミングに対して興味・関心を持ってもらおうと、産官学民との連携を図り、地元の企業と連携しプログラミング授業の教材として活用するための、人型ロボット・ペッパーを提供いただいたほか、東京のソフト会社と連携し、町教育委員会独自のプログラミング教室を開催してまいりました。さらに、ＩＣＴ活用による学力向上を目的としたタブレット型パソコンの貸与実証事業やＩＣＴ支援員による児童や教員への支援など、環境整備を進めてきたところでございます。

プログラミングはこれまで専門的なイメージが強いものでしたが、近年のＡＩ、人工知能の発展に伴い、学校で子どもたちに、プログラミング的思考を身に付けさせるための教育的な価値観や必要性が広まり、将来に生きていく子どもたちに、必要な学びへの認識が変わってまいりました。

今までの学校教育が主に知識を覚えたり、与えられた課題を解いたりすることに重点を置いてきました。しかし、変化の激しいグローバル社会を生き抜くために、自分で課題を見つけ、情報を活用し、コミュニケーションを図りながら、自らが課題解決していく能力、また、ＡＩには代替できない能力が必要とされています。

このため小学校では、各教科の特質に応じたプログラミングを体験しながら、論理的思考力や創造力を養う学習を進めるとともに、非認知能力を高めるための体験活動が重視されるようになりました。

本町におきましては、このプログラミングの授業についても、先月、小学校の全教員を対象としたプログラミングの研修を実施いたしました。来週には小学校５年生、１月には６年生を対象にプログラミングの授業を実施する予定であります。また、来年度の教育課程にプログラミングの授業を位置付け、年間を通して授業を行っていくよう準備を進めているところでございます。

一方で、プログラミング教育を推進するにあたっては、ハードやソフト面の環境整備が必要不可欠であります。特に教員の指導力や校内におけるＩＣＴ教育推進体制づくり、Ｉ

ＣＴ支援員の配置などが喫緊の課題であります。

文部科学省は 2022 年度を目標とした今後 5 年計画では、4 校に 1 人程度の ＩＣＴ支援員の配置を目標とするところでありますが、国でもその必要性を認めておりますが、まだまだ対応が進んでいないのが実情であります。

本町は既に今年度 10 月から、町単独で ＩＣＴ支援員を導入しています。今後も引き続き ＩＣＴ支援員の人材を確保し、配置していくために、現在、会津大学との連携による人材確保や地域おこし協力隊の募集などの対応を進めております。町といたしましては、ＩＣＴを活用したプログラミング教育を積極的に推進するとともに、本町の地域の教育力や産官学民との連携による新しい学びの教育を確立し、次期総合計画で掲げている「健やかな人をともに育むまちづくり」を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10 番、多賀剛議員の野球場スコアボード・温泉健康保養センター改修工事についてのご質問にお答えします。

はじめに、野球場スコアボードの工事の進捗状況と完成に伴うお披露目・こけら落としとしてイベント・記念試合等の誘致につきましては、工事は年内 12 月 25 までの工期としており、予定どおり進捗しております。

また、お披露目・こけら落としについては、4 月下旬から 6 月にかけて行なわれる ＢＣリーグの前期日程の期間中に、福島レッドホープスの公式戦が予定されておりますので、これに合わせ野球場スコアボードのお披露目・こけら落としとしたいと考えております。

次に、野球場・スコアボードの有料広告の募集についてお答えいたします。

他市町村においては所有する公共施設等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業を行っており、広告掲載で得られた料金を当該公共施設の維持管理の財源として充てている状況にあります。先般、福島レッドホープスより本町のさゆり公園野球場の外野ラバーフェンスに有料広告掲載に関する提案をいただいたところであり、これを受けまして、町では県内市町村の野球場などの状況を参考にしながら、現在検討を進めているところでありますのでご理解願います。

次に、福島レッドホープスと本町との関わり・今後の連携体制についてであります。経営母体の変更による本町への影響はほとんどなく、今後もさらなる交流人口の拡大につながるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、温泉施設の改修工事の進捗状況であります。工期は来年 1 月 25 日までとなっておりますが、工事は順調に進捗しており、年内に完了する見込みとなっております。

また、この改修工事に伴う営業実績への影響につきましては、温泉施設の外観を足場で囲みながら営業を続けていることから、4 月のリニューアルオープン以降、順調に伸びていた温泉利用者が、工事開始後は減少しているなどの影響があったため、その減収分等につきまして今次補正予算に計上したところでありますのでご理解願います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まずはじめに、新産業創出事業についてお尋ねしますが、我々、議会報告会、町民との懇談会等々に行きますと、

町の計画事業というのはいろいろあるけれども、いわゆる短期計画でやるもの、中期計画、長期計画でやるものというような中で、この新産業創出事業というのは、いわゆる短期、中期、長期とすれば、どの辺りに入るのでしょうか、まずその辺をお尋ねします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　この事業は、そういう短期、中期、長期という形、そういう分け方は、私は適切でないかと。これが西会津町にとって必要な事業だということになれば、それは短期から入って、中期、長期につなぐものでなければならないと、そんなふうに思っていますので、そういう分け方は考えておりません。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　私はそんな話を町民の皆さんからされたときに、いわゆる町の計画、あるいは事業というのは、基本構想があって、いわゆる基本計画、総合計画に基づいて実施計画、そういう流れの中でこうやっていくんだよというような話をします。それで、この新産業創出事業というのは、先ほどのご答弁でありましたように、いわゆる新年度を待たずに、年度途中で補正を組んで始められた、調査を始められたというようなことでありますから、私は喫緊の、町が考える喫緊の課題に対応するために、これは早急にやるべきことを提案して取り組んでこられたのかなという思いであります。進捗状況は、今ご答弁いただいたので分かりました。

そんな中で、毎回、以前も町長に私申し上げたことがあります、大変町長には失礼な言い方になるかもしれませんが、町長はどうしても、今まで長い行政経験の中で、副町長までされまして、いわゆる堅い仕事をなさってきた。事務屋さんとしては大変優秀な事務屋さんであるという思いであります。ただ町長となれば、優秀な事務屋さん、堅い仕事をするばかりではだめですよと、町長も以前、自ら申されましたように、町長はやっぱり町民に夢を与えなければならないというようなことも申しておりましたので、今の現時点で、先ほどのご答弁だけの内容ですと、いろんな町民の皆さんは心配、心配というかね、いろんなことを想像するわけですよ。だから、中間報告といわずとも、いわゆる一つ一つ、町長は石を積み上げていって、裏付けを取りながら、ある程度しっかりとしたものにならないと発表なさらないというようなお考えなのかもしれませんけれども、それだけでなく、やっぱり確定したもの、確定しないものを語れるのは、おそらく町長だけなんですよ。ほかの副町長はじめ、職員の皆さんは、いくら幹部職員であっても不確定なものは語れない。だから、町民の皆さんに夢を与える意味でも、ある程度、中間の段階で、こういうことを目指しているんだよということを、私、必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　町長は夢を語り、町民に夢を与えるといいですか、そういうこと、いろんな方から言われているわけありますけど、ただ、これも内容によって、それができるものとできないもの、あまりにもやっぱり不確定なものを、それをやっぱり町民の皆さんの前で、それを公表するということは、私はどうなのかなというふうに思って、やっぱりある程度実現性のあるものについては、やっぱり皆さんにお知らせするという、お話をすること、これは当然なのかもしれませんけれども。

今回の新産業については、本当にまだ、これのスタート地点というのは、いわゆる今、西会津町が少子高齢化で人口がどんどん進んでいく中で、それを止める新しい産業を起こせないか、あるいは西会津町の地域、いわゆるこの特徴や、あるいは自然環境を生かした、そういう事業が起こせないか、あるいは町民の雇用を起こせるような事業ができないか。そして、いわゆる過疎の市町村の何かモデルになるような事業を起こせないかということ、当初のスタートはそういうことで進めたわけであります。

そういう、非常にこれから、この人口減少という大きな課題の中で考えたときに、もう拙速に夢の部分だけでいいのかなというふうに、ちょっといろいろ考えておりました、で、これが実現しなかったときに、やっぱり何だと言われるのも、また私としては不本意なところがあるわけでありまして、皆さんからそういうふうにおっしゃっていただくのは大変ありがたいんですけども、ある程度実現が見込めるようなものについては、堂々と発表したいなというふうな、私のこれがスタイルだかもしれませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 おそらく町長のご性格上そうなんだと私も思っております。いわゆる思い付きで物事を発言したり、いわゆる朝令暮改のようなことが、おそらく薄町長はないと私は信じておりますから、そう申し上げているんであって、町民に夢を与えるばかりでなくて。昨日来、同僚議員の中で、いわゆる野沢保育所の跡地の住宅整備についていろいろ質疑を聞いておりますとね、やっぱりその不確定なものに対すると、やっぱり町民の皆さんは不安に感じるところまで、私は、もう以外と何でもポジティブにこう感じますが、いわゆるあらぬ方向に想像を広げる場合もあると。

先ほどご答弁の中でありましたけれども、今臨時国会で与党政府は、政府与党は、入管法の改正案、あまり審議もされずに、問題、課題、山積の中、通しました。あんな乱暴なやり方を見聞きしていると、いわゆる本町においても、不良、不良といったら語弊があるかもしれないけど、外国人が大挙して押し寄せて、いわゆる治安が悪くなるんじゃないかとか、そういう現に不安をする方がいるんです。そんなことは私はないよと、私が言うよりも、やっぱり町長自らそういうことは発していけば、なお町民の皆さんは安心されるのかなと。町長も町民もそんな不安を抱えるということは、お互いよくありませんから、そういう意味で私は申し上げたところでございます。

性格上と先ほど申しましたけれども、仕事の割り振りの中でね、副町長はじめ、ここにいらっしゃる幹部職員の優秀な事務方がいるわけですから、そういう事務方のしっかりした部分もさることながら、町長はやっぱりしっかりした将来のビジョンを示して、町民に安心を与える仕事にもしっかり取り組んでいただきたいと思います、それだけ再度お尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 大変ありがたいご忠言といいますか、いただきまして、これからいろんな事業を進める上で、できるだけ町民の皆さんにお話できるような、そんなふうにしたいなと思っておりますけれども、これは、さっきも申し上げたように、やっぱり私は、また前の繰り返しになってしまうかもしれませんが、やっぱり西会津町の将来を考えたときに、

本当にその事業が実現できるのかできないのか、で、まずそれと、そしてそのことが町民のためになるのかならないのか、そこを考えたときに、中途半端な、やっぱりことは言えないなと。まして今こういう財政が厳しい中であって、非常に多額の金を投入してね、こういう調査をしているわけですから、そういう中であって、やっぱり、ああ、何だだめだったんじゃないかというような、やっぱりそういうことは、私としてはしたくない。ただ、こういう方向で、今、調査をしています。あるいはこういう方向で将来のまちづくりをしていますという部分では、もうちょっと私も考えないといけないのかなと、そんなふうに思っております。

これから西会津町の新しいまちづくりのために、いろんなことをこれからやらないといけませんけども、そういう中で、ただいまのお話を十分意にとめて、これから少しでも皆さんが不安を抱かないような、そんなふうにしていきたいと思っていますので、ご理解といただきますか、これは私が、その方向でしっかりしなきゃいけないというふうに思っておりますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 新産業創出事業のことにしましては、私も大変期待しておりますし、夢のあるとかね、この町の本当に将来を左右されるような大きな転換期になるような事業なのかもしれないという思いでおりますので、しっかり、先ほど言ったように、拙速に取り組むばかりが、私もよしとはしません。しっかりとしたものにしていただければそれはいいと思います。

次に質問を変えます。町長のご答弁、次の中で、温泉施設の。

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行の発言がありましたので、これを許します。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 今、多賀議員の発言に、温泉施設ロータスイン、振興公社の話が出ました。これは議会として介入しないという原則じゃなかったんですか、これを議長は認めることは、議長の見解をお聞きします。

○議長 公社の報告等に関する経営内容、あるいは人事、そういったことに関しては認められておりません。しかし、いつ工事が終わるかとか、いつどういうふうになっているのかということは、これは認めます。町の事業委託分は認めます。

議事進行ですから、議事進行は議長に対する議事の進行が不備な場合に進行をかけるんです。

これは議事進行の分類ではありませんから、後でゆっくり話します。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 今、8 番議員ですか、言われたことは、今、議長が説明されたように、本来の議事進行に値する意味は持っていないということで、この議会を中断させたというようなことで、8 番議員の反省を求めます。

○議長 暫時休議します。(15 時 34 分)

○議長 再開します。(15 時 34 分)

今ほど 13 番、清野佐一議員からありましたように、前者、8 番議員の発言は、進行に対

する妨げの恐れもありますので、議運を開いて協議していただきたいと思います。

暫時休議します。(15時35分)

○議長 再開します。(16時01分)

ただいまの議事進行の件に関して、8番、渡部憲議員から発言を求めていますので、これを許します。

8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま私の発言が、ちょっと勘違いみたいなところがございます、皆さんにちょっとご迷惑をおかけしたこと、本当にこの場をお借りしまして陳謝いたします。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、続きに入りますが、温泉健康保養センターですね。先ほど町長のご答弁で、うちの温泉施設は売却、譲渡なんてはしないよというようなことでしたから、安心をいたしました。私は近隣自治体の温泉施設、よく行くわけですから、そこで、1箇所ではないんですね。複数の箇所で、もうこの施設は売却、譲渡の方向に進めているというような話を聞いたもんですから、私は大変不安に思いました。

ご答弁でありましたけれども、この温泉施設というのは、竹下内閣のふるさと創生1億円で、こぞってみんな温泉を掘ったわけですね。それで、本町に関しては27、8年、6、7年経ったというようなことで、同じ、やっぱり周りも温泉を掘った時期同じですから、同じ悩みを持って、今まできたと思うんです。要は、あまりあの施設だけでは収益は当然望めない。当然、26、7年も経てば修繕もかかってくるというような形で、そんな中で、やっぱりこれは民間事業者に売却譲渡を進めたいという理屈も分からないものではないんですが。

この、先ほどの答弁にもありましたけども、この温泉施設というのは、私も大変よく利用させていただきまして、本来の大きな目的というのは、多くの町民の皆さんに利用していただいて、リフレッシュ、ストレス解消、ひいては健康寿命延伸していただいて、国保税が安くなったり、介護の世話になることなく、介護保険料なんかも安くなるというような、大きな目的、町のやっぱり事業の一翼を担っていたものだと思いますので、これは本当に民間事業者に売却、譲渡なんていうことになったら大変だなという思いがありました。

その、よその自治体とうちの町は、根本的に何が違って、うちはそのような方向になった。安心したんですけれども、よその自治体とはどこが違ったんでしょうか、それをお尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ほかの町村の実態を調査したわけではありませんけれども、当時から、いわゆる合併が進みましたよね、合併が進んで、それぞれやっぱりその当時、合併前の町村ごとに、やっぱりそういう施設を持っていたわけですが、それが合併されてから、たぶん私はそれが、今時点では大変経営状況が、大変厳しい状況になっている。喜多方のお話もちょうと機会があって、そんな話を聞きましたら、実際のところ本当に経営が大変だというようなお話があるわけでありまして。ですから、詳しい事情は分かりませんが、私はやっぱり合併が一つの要因と、それから、人口減少が続いているというような、そういうことが一つの要因ではないのかなというふうに分析を、分析といいますか、私の感想ですけ

れども、そんなふうに思っています。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そういうところで、繰り返しになりますが、多くの町民に喜ばれる施設として、今後も運営されることを私は望みます。これはこれで安心したところであります。

次の質問に移ります。野球場の件であります。商工観光課長からご答弁いただきました。まず、4月から5月、6月にかけて、BCリーグ、福島レッドホープスの試合を誘致して、こけら落としとしたいというようなことでありましたが、私、交流人口拡大という意味で、いわゆる福島レッドホープス、大いに利用すべきだなという思いであります。来シーズンは、いわゆる吾妻球場がオリンピック、2020年のオリンピックに向けてもう改修工事、芝剥がし等が始まったというような報道がされました。あと茨城に新しいBCリーグのチームが増えます。そうすると、誘致いかによっては、うちの西会津、福島ホープス西会津球場での試合の数がね、もっとやり方うまくすれば多くなるんじゃないかなと。それで、例年は5月ごろやっていた連戦を、それとは別にね、いわゆる記念試合、こけら落としとして早めに動くことによって、いわゆる試合数が増えるような可能性もあると思うんですが、そんな考えはないでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 多賀議員のオリンピック関連で吾妻球場が、今、工事になるということで、BCリーグの試合を誘致してはと、もっとたくさん誘致してはという関連についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、BCリーグのほうでは、一応、前期日程中に西会津のほうでは、現在のところ、まだ2試合くらいを考えているということで、今、日程調整というものを行っているということでございます。その話の中で、やはり吾妻球場が使えないという部分があるものですから、その辺については、若干やはり日程を組む中で、あと高校野球の関係とかもあるので、その中では、若干また増える可能性もありますし、まだそれは何ともはっきり言えないというような形でお答えをいただいているということでございますので、現時点では、まだ確定しているという部分は、何とか2試合は実施するという方向でありますけども、今後の方向については、まだ未定というふうな話でお伺いしております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 前期日程ばかりではありませんから、後期日程に向けまして、試合誘致活動、これはどんどん進めていっていただきたいと思います。

それと、野球場の有料広告の件ですけど、ご答弁にあったように、外野のラバーフェンスに福島レッドホープスからの広告等の提案があったということですが、私、いわゆる今回できます、いわゆるスコアボード、あれは電光掲示板も表示されるというような話を伺っておりますので、その電光掲示板の利用、あるいは今まで使っていた旧スコアボード、バックスクリーンの部分は除きますけれども、ああいうところもね、広告媒体としては、結構有利なところじゃないかなという思いであります。

あと、いわゆる町内企業ばかりだと、いわゆる広告出すというのは、もちろん事業の告知、いわゆる商売のPRというのはメインでしょうけれども、中には、やっぱり一つの節税策で広告費を使っているというようなこともございます。町内業者だと、節税に使わ

れてはちょっと困りますけども、町外の業者なんかだとね、そういうところもうんと利用して、あれだけ広いスペースがありますから、昨日来、いわゆる自主財源確保の働きというかね、それも大変大切だというようなこともありますから、金額としては微々たることかもしれませんが、それは1回付ければ、結構長くつながるような気がしますから、そういう、いわゆるスコアボード、バックスクリーンを除いた部分のスコアボード、あるいは外野フェンス、ラバーフェンス、あるいはスコアボードの電光掲示板に関しては、そういう広告のあり方をもう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、有料広告の関係についてお答えしたいと思います。

まず、新たなLEDで整備しますスコアボードについて、まずお答えしたいと思います。まず、スコアボードの中に電光表示、可能でございますので、一応システム的には可能という形になっております。ただし、常時点灯はしていないものですから、考えられるとすれば、いわゆる公式戦等で利用したときのインニング交代のときの表示に、例えばですけれども、ファールボール協賛をいただいた企業名を出すとかという部分は可能かと思えます。ただし、スコアボードで年何万円という形でやって、それが常時表示されているわけではないので、それで広告効果があるかという部分では、十分に検討しなきゃいけないのかなという部分が、まず一つでございます。

続きまして、2点目の、いわゆる旧スコアボードに広告をとというような部分ではできないのかという部分で、一応こちらのほうも、一応、今、改修工事とあわせまして、ちょっとフック等は付けているというような状況を考えております。町のPRとかという部分は当初は考えていたんですが、もし可能であればそういう町外の企業とかに、利用方法とかという部分を営業するのも、一つの手なのかなということは考えているところでございます。

最後に、ラバーフェンスについては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、ホープスのほうから提案受けておりまして、今現在その他市町村の状況等を調査しておりまして、今後十分に検討しなきゃいけないという部分で考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 広告は、やらなければやらないで、それは済んでしまいますけれども、やったらやったなりに、私、効果があると思います。

それで、いわゆる昨年なんかはね、いわゆる西会津のケーブルテレビ、ケーブルネットで試合を生中継しているわけですよね。そうするとやっぱり、広告の露出なんかも当然増えますから、そういうところもぜひPRして、この広告の募集に努めていただきたいという思いでおります。MPBのプロ野球やる球場なんかは、すごい広告がいっぱい出ていますから、あれまでいかなくてもね、何らかの効果があると思いますので、その辺はぜひお願いしたいと思います。

次に、プログラミング教育の質問に変えさせていただきます。教育長からご答弁いただきまして、私も先日、プログラミング教育というかね、そのはしりを、かじりを体験させていただきました。今の小学生はこんなことまでするようになったのかなということで、大変びっくりしたというかね、我々のころにはパソコン、PC、タブレットなんて当然あ

りませんでしたから、こんなところに取り組まなきゃいけなくなった時代なんだなと痛感したわけでありますけども。

この、ともすればプログラミング教育というと、我々もやってみてね、いわゆるプログラミングをする技術力、それは当初はそれも必要なのかもしれないんですけど、いわゆる技術者を養成するんじゃないくて、ご答弁いただいたように、いわゆるプログラミング的思考を身につけさせるというようなことだと思いうんすよね。それがどうも、まだ多くの町民の方には理解されていないし、これからの作業になると思いますが、いわゆる技術者を養成するんじゃないくて、プログラミング的思考を身につけさせるというのは、私もまだよく分かりませんが、その辺をちょっと分かりやすく、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

○議長 時間を延長します。

教育長、江添信城君。

○教育長 プログラミング的思考ということで、これは文部科学省のほうでも話をしているところなんですけれども、変化の激しいグローバル社会を生きていくために、将来どんな職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力、これがプログラミング的思考ということではなっております。そしてプログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせなどをどのように改善していけばいいのか、より意図した活動に近づくにはどうしたらいいのか、論理的に考える力というふうに文科省は定めているわけですが、そういう意味では、簡単に言えば、子どもたちは物事を考えていく上に、論理的に物事を考えていくという、そういう思考力を身につけていく、その中には、人間らしさを求めていく創造性という、AIのロボット、人工知能ではできないという、そういう意味でのプログラミング的思考というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 そのとおりなんでしょうけども、まだ私自身もよく、その中身に関しては分かりません。要は、これからプログラミング教育をする上で、多くの地域の人、あるいは保護者、子どもたちもそうですけども、何でこんなことが必要なんだということの、まず知っていただくことが必要だと思いうんです。その際、大きく言えば、このプログラミング教育をすることによって、自分の人生にどうプラスになるのか、自分の生き方にどう役立つのかということを、やっぱり具体的にこう示していかないと、文科省から出された指針を読んでもね、なかなか分かりづらいと思いうんです。それを教育長、分かりやすく言っていたしましたが、私はまだその辺が十分理解、私だけかもしれないんですが、理解できません。

だからその辺を、十分、この事業を進めるには、新しいことですから、やっぱり多くの協力者、賛同者がいないと、これ事業はうまくいきませんから、その辺をもっと分かりやすく説明することが必要だと思いうんですが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長　　すみません、大変難しい言い方しましたが、簡単に言えば、プログラミング教育、大方パソコンを使わなきゃできないというイメージがあるんですけども、プログラミング的思考というのは、パソコンだけに限らず、各教科でも、例えば算数の勉強で、筆算をするときに、どの位からかけていけば答えが出るかとか、または、円の面積を求めるときに、半径かける半径かける3.14、これは公式になるわけですけども、その公式を導くときには、どのように考えたらいいいのかということ、もう既に我々勉強してきたことなんですけれども、これを今までは、どちらかというと、公式を覚えるような教え方だったんですけども、それを子どもたちなりに、どういうふうにしたら円の面積を求められるかを、自分たちで課題を見つけて挑戦していこうという、問題解決的な学習を切り替えるということで、その中に、子どもたちに物事を論理的に考えていくことができる。そういうようなことが大きく言うプログラミング的思考ということなんです。

大きな、効果的にパソコン上でのプログラミングをすることが重きに、そちらのほうも子どもたちが興味を持てできるという部分で、とっかかりの部分で、その部分が今、かなりクローズアップをされているんですけども、どの教科でも、例えば国語においても、場面を順序立てて場面をしていく。で、変化があると。また家庭科の、例えばご飯の炊き方、何分炊いて中火にしてうんぬんとかいう、今は全部炊飯器がやっているわけですけども、それも、どういう構造でこういうふうにご飯が炊けるのかなということ、プログラミング的な思考を子どもたちに、これから、先ほど申しましたように、AIの時代になってくるときに、物事をそういうふうに考えることができる、それが今度は、じゃあAIにはできないことって何なのかなということを考える視点ということも、プログラミングを学ぶ意味では必要になってくる。この物事を順序立てて考えていくけれども、そこに人間性とか、その創造性とかいうものというのは、AIにはできない部分。

ですからそういう意味では、プログラミング的思考プラス人間性の部分も入りながら、これからの時代を生きていくというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長　　10番、多賀剛君。

○多賀剛　　分かりましたと言っておきます。私も先日、戸田市の戸ヶ崎教育長のお話を、教育長も一緒にね、伺ってきました。どうしても、その、特に彼は、文科省の官僚として、うちゅうやり取りをして、国の諮問機関なんかに招へいされるような人ですから、もう当たり前のように難しい横文字、専門用語をどんどん語るわけです。我々聞いていて、我々というか、私は聞いていて、どれだけ理解できたかなと後から思うほどなんです。でも、彼にすれば当たり前なんです。おそらく江添教育長も、その部類だと思います。

だから、できればね、本当に小学生にも分かるような形で、地域の人、保護者、そういう自分の応援団をつくる意味でもね、そういう説明の仕方を、これからは努めていただきたいと思っております。

あともう一つは、今まで学校教育というね、いわゆる受動的なもの、教えられるというのが主だったんですけども、これからは、いわゆるアクティブラーニングで能動的に、自分が何をやらなきゃいけないとか、そういうのをやっぱりこう勉強していく、見つけて勉強していくような時代になってきたなということですから、それもやっぱり転換期なんで、その辺のやり方も、我々はもう子育て終わりましたけども、保護者なんかには、自

分たちが育った時代と違うことをやっているわけですから、それを、まずしっかり分かりやすく説明していただきたいと思いますが、繰り返しになりますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 確かに言われるとおりですね、保護者に理解してもらいながら進めていくことが大きな点になるかと思います。そういう意味では、まず教員に、この今回ですね、プログラミングの研修を行いました。また来週、小学校5年生に、来月6年生ということで、やはりどういうことをしているのかということを、ぜひ保護者の方にも見てもらいながら、場合によっては保護者も一緒になってやれるような、そんなふうにしなが、これから子どもたちが身につけていかなきゃいけないプログラミング的思考とはどういう思考なのかということを実感してもらいながら、特にプログラミングというのは体験ということなので、その体験をしてもらいながら、ああ、こういうことなんだというふうに分かってもらえるように、これからも進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 あともう一つ、これからこの事業を進めていく上で、想定される課題等々の話をさせていただきました。私も以前から申し上げておりますけれども、やっぱり先生方の多忙感というのが、今ものすごく問題になってきております。今までも忙しい中、いろんなことをやってこられたと思いますが、今度、今、教育長おっしゃったように、いろんな新しいことに取り組む、研修を受けなきゃいけない。そういうような中で、なおこの多忙感が増してくるのかなと思いますが、先日、中教審の指針の中では、月45時間程度の残業時間なんていうことを示されたようですが、なかなかこれは現状、厳しいのかなという思いがあります。

そのいわゆる先生方の多忙感を解消して、この事業を進める上で、どんなことに配慮されていかれようとしていますか、お尋ねいたします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 9月補正議会の際に、ICT支援員の導入について補正予算を組んでいただきました。実際に10月からICT支援員が入りまして、大変こう効果を上げております。それは一つには、先生方の働き方改革にも大きくつながっている。ICTを活用した教材づくりですとか、または差し込み印刷をするとか、そういうものを支援員に補助してもらって、簡単にできたという先生方のお声があったりとかですね。授業支援とか、またICTを使う際の事前準備をしてもらって、できたというような話もありますので、ですからやはり、ICT支援員については、来年度以降も、特にその点は会津大学と連携しながら、これから検討していくということもありますので、現在入っていただいている支援員とは別の形で、地元の産官学民の連携という部分で、会津大学との連携をしながら、支援員の配置も考えていきながら、その支援員の働きが先生方の働き方改革にもつながっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そういう形で、今、支援員の配置によって先生方の負担が少なくなったというようなことであれば、大変それはよろしいことでありましょう。でもおそらく、そのいわ

ゆる国、中教審で示された残業時間等々に、おそらくはまらないと思うんですよね。だから、中では、多忙期は、それはしょうがない。当然、中学校なんかでは、部活動なんか土日、休日の部活動なんか含めれば、相当な量の残業時間になっているというようなことがあります。

そうすると、多忙期は、やっぱりそれに一生懸命取り組まなきゃいけません、いわゆる夏休みだとか、いわゆる長期の休みのときなんかは、先生方を、やっぱり午前中で仕事を終わるとか、年間を通した中での労働時間、労働環境づくりというのも、これからは必要なのではないかというようなこともありますけども、その辺はいかがでしょう。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 先ほど議員が最初にお話いただきました地域学校共同活動で、西会津町が文部科学大臣賞を受けたということで、私、大変地域の教育力が高いということで、そういう意味では、長期、夏休みの休業中ですとか、そういう部分に、ぜひ地域の力を借りていく。また放課後の学習についても、地域の皆さんの協力を得る。そんなふうに地域の教育力を活用しながら、それが先生方の働き方改革への助けになるのかなと、そのように考えております。

そして、先ほど申したように、地域の、出て行って地域から教わっていくという部分では、よくいわれている非認知能力も大変高くなってきますので、そういう地域の力を使いながら、教育改革をし、先生の働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

○議長 10 番、多賀剛君。

多賀剛 ぜひそんな方向でやっていただきたい。一つは、うちの町の子どもたちがね、その未来の素晴らしい人間に育てるとするのは我々の仕事でもあります。

それともう一つは、やっぱり西会津の学校、小中学校には、ぜひ行ってみたいと、多くの先生方から言われるような教育環境であり、教育現場であることを私は期待しております。それがやっぱり西会津の、いわゆる町全体のイメージアップ、レベルアップにもつながることと思いますので、これからもご努力いただきたいと思います。

時間となりましたので、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時27分)

平成30年第7回西会津町議会定例会会議録

平成30年12月12日（水）

開 会 10時00分

散 会 14時52分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正 義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦		
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第7回議会定例会議事日程（第6号）

平成30年12月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 西会津町税条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 平成30年度西会津町一般会計補正予算（第4次）

散 会

（政策提言調査特別委員会）

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

1. 青木 照夫 2. 清野 佐一

○議長 おはようございます。

平成 30 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。11 番、青木照夫でございます。今次は 2 項目の質問があります。1 つ目は、町の将来像と人口ビジョンについて。2 つ目は、健康寿命増進の推進についてであります。

現在、基本構想の素案の中で、町の将来像を総合計画の概要版に示され、その実現に向け、町長が先頭に立って、町民との懇談会を開かれております。町長のあいさつの中に、我が町は人口減少問題にあります。何とかしなくてはなりませんと話をされております。かつて町の将来像のキャッチフレーズに、百歳に挑戦、健康がいちばんなどがあげておりましたが、今、薄町長は、町内外の人に何を訴え、どのようなことを具体的にアピールされるのか、就任されて 1 年と 4 カ月、いまだ明確さが町民に伝わりません。例えば、100 年、みんなで楽しく生きるとか、一緒に生きるとかのフレーズがほしいものです。本町は過疎地と言われて久しく、人口減少対策が喫緊の課題であります。そこで、町の将来像と人口ビジョンについて伺います。

平成 27 年の国勢調査の人口は 6,582 人であり、総合計画の素案では、平成 37 年目標人口、つまり 10 年後、5,300 人とし、平成 27 年と比べ、1,300 人の人口減少の予測であります。出生人口、死亡人口、移住人口の予測などは、どのように捉えておられるのかをお尋ねいたします。

次に、現在、群岡地区では、空き家専門員の関わりで、お試し住宅という体験型住宅を実施されております。その内容をご承知のとおり、住宅に短期間滞在をして、西会津のよさを探して求め、体験ができる住宅であります。その成果が表れています。そのような住宅を、今後、各地区でも計画が進められたなら、交流人口の拡大や移住定住につながる可能性もあります。今次は野沢の中心地に設置することでお伺いいたします。

次に、健康寿命延伸の推進についてお尋ねいたします。現在、日本人の寿命が 100 歳時代ともいわれております。一方、要介護者は福祉施設など、利用者が年々増加傾向にあるため、自分の体は自分で守る健康管理が必要であります。健康寿命延伸は介護費や医療費の抑制につながることから伺います。

現在、西会津町でデイサービスやショートステイ、ちょっと失礼します。

大変失礼しました。今申し上げたことは割愛させていただきます。

健康を維持するため、食事をはじめとする健診、医療、運動など、定期的に町は取り組んでいるようですが、町が健康増進延命に力を入れているのはどのようなことかをお尋ねいたします。

先だって、町民の基礎体力の計測とラジオ体操が、野沢体育館で実施されました。健康

寿命を延伸するためには、気軽で、どこでも体を動かせるラジオ体操を導入し、町民の皆さんが全員でラジオ体操を推進してはどうでしょうか。つまり、町民皆ラジオ体操の奨励であります。いかがでしょうか。

以上が私の一般質問であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 11 番、青木議員の健康寿命延伸の推進についてのご質問のうち、健康寿命延伸の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本町はこれまで、健康長寿のまちづくりを目指し、百歳への挑戦や、健康がいちばんをスローガンに掲げ、平均寿命や健康寿命延伸に向けた各種施策を展開し、平均寿命の延伸や脳血管疾患による死亡率の減少、平均血圧の低下など、多くの成果をあげてきたところであります。

現在の健康寿命延伸の取り組みは、平成 27 年度に策定いたしました西会津町健康増進計画に基づき、食事・運動・健診を柱として取り組んでおり、さらに、介護事業計画に基づく介護予防事業等とも連携し実施しているところであります。

健康寿命を延ばすことは、本人の明るく充実した生活を送る期間を長くすることに加え、平均寿命との差が小さくなることにより、生活の質の確保や介護による家族等の負担軽減、医療費や介護給付費など社会保障費の抑制にもつながることから、健康寿命延伸に向けた新たな視点も取り入れ、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、健康寿命を延伸するためには、町がこれまで取り組んできた各種健康づくり事業を継続して実施するとともに、自分の健康は自分で守るという健康意識の高揚も大切であることから、本年 10 月から新たな保健事業として、自ら血圧を測定し記録する、家庭血圧測定による血圧管理を推進しているところであり、その普及のため、自動電子血圧計購入費補助事業を創設し、健康の自己管理意識の高揚に取り組んでいるところであります。

今般、町民や関係者の健康づくりに対する意識のさらなる高揚を図るため、長野県を全国トップの長寿県に導いた、作家で諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生に、本町の健康づくりアドバイザーとしてご協力いただけることになりました。

今後は、鎌田先生などから講演や健康づくり事業についてのアドバイスを受けるとともに、平成 31 年度に策定する第 2 期西会津町健康増進計画にも指導や助言をいただき、健康寿命の延伸に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 11 番、青木照夫議員の健康寿命延伸の推進についてのご質問のうち、ラジオ体操の推進についてのご質問にお答えをいたします。

ラジオ体操は、毎日続けることで加齢や生活の偏りなどが原因となる体のきしみを取り、人間本来が持っている機能をもとの状態に戻し、維持する効果があるといわれております。また、長期間続けた人は、体内年齢や筋肉量、血管年齢も実年齢より若くなり、骨密度も同年齢者と比較すると非常に高いこと等の調査結果が出ているところであります。

町では、このようなラジオ体操による効果を多くの町民の皆さんに理解していただくため、去る 11 月 10 日に福島県ラジオ体操連盟の作田美代会長を講師にお招きし、ラジオ体

操講習会を開催したところであります。講習会には、町民や町内企業の方など 100 名を超える皆さんに参加していただき、ラジオ体操の正しい動作や効果を知っていただく貴重な機会となりました。

また、ラジオ体操は健康づくりだけにとどまらず、様々なグループで実施することで地域の絆づくりにも効果が期待できることから、今後は各自治区やサロン活動のほか、企業等にも普及を図り、ラジオ体操を活用した運動の習慣化とコミュニティづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 11 番、青木照夫議員の町の将来像と人口ビジョンについてのご質問のうち、人口予測のご質問にお答えいたします。

本町では現在、平成 31 年度を初年度とする次期総合計画の策定作業を進めており、この度、素案がまとまったことから、意見公募及び町民懇談会を実施し、広く町民の皆さんの意見をお聞きしたところであります。その次期総合計画の基本構想のなかで、本計画の最終年である平成 37 年の人口を 5,175 人と推計しているところであります。推計方法につきましては、本町の平成 27 年国勢調査人口を基準人口とし、ここに将来の出生率、生残率、純移動率、出生性比の仮定値を用いて、5 年ごと、5 歳階級ごとに推計しております。

目標人口の設定にあたっては、出生率については、厚生労働省の人口動態、保健所・市町村別統計、これは平成 20 年から 24 年版であります、における町の合計特殊出生率 1.66 を、計画期間中に人口置換水準である 2.07 まで引き上げることを目指し、これを仮定値としております。

また、生残率、純移動率、出生性比の仮定値については、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来人口、これは平成 30 年推計のものでありますが、この将来人口の福島県の数値を用いることを基本としながらも、純移動率は、本町の特徴として、男女とも 15 歳から 19 歳及び 20 歳から 24 歳の年齢階層で転出により著しく減少していること、また、25 歳から 29 歳の年齢階層で比較的多くの U ターンによる転入がみられることから、町独自の補正を行っております。

おただしの出生数、死亡数、転入数の予測についてであります、まず出生数については、先の推計方法により、平成 27 年国勢調査以降、平成 37 年までの 10 年間で 309 人を見込んでおり、年平均では 31 人の出生数となります。死亡数は、同じく 10 年間で 1,458 人と推計しております。転入につきましては、転入者と転出者を合わせた社会移動の割合である純移動率を用いているため、転入数としては算出しておりませんが、目標人口の設定にあたっては、毎年、町外から若い世代 6 人、シルバー世代 4 人、合計 10 人の移住者の増加を目指しており、10 年間で転入・転出の社会増減を 150 人程度の減少に抑制することとし、これにより、総合計画最終年である平成 37 年の目標人口を 5,300 人としておりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11 番、青木照夫議員の町の将来像と人口ビジョンについてのご質問のうち、お試し住宅についてお答えいたします。

町は、平成 27 年 10 月より西会津国際芸術村に、定住移住総合支援センターを設置し、

芸術村の来場者へ本町での暮らしについての魅力を伝えているほか、現在は専門担当スタッフ2名を配置し移住相談を行っております。その結果、12月1日現在までの相談件数は134件で、このうち19組29人の方が町に移住しました。

これは、移住相談及びお試し移住住宅0tameを活用した地域マッチングの充実、空き家バンク、定住住宅整備費補助金の活用による住宅対策、移住者向けの、空き店舗及び空家利活用事業補助金、創業支援セミナーによる起業支援施策などの取り組みを積極的に情報発信し、総合的に施策を展開してきた結果であると考えております。

また、お試し移住住宅につきましては、年々増加している移住希望者に対して、一定期間、町内に体験的に滞在していただき、きめ細やかな相談対応や移住へのサポートを行うため、遊休施設となっていた旧群岡診療所医師住宅を改修し、平成29年7月よりお試し移住住宅0tameとして運営を開始したところであります。

事業内容につきましては、1週間から1カ月までの滞在期間中、専門担当スタッフにより、滞在開始時のオリエンテーションのほか、草刈りや雪囲い、除雪体験などのワークショップ、町内各地の仕事や住宅物件への案内や紹介などの移住相談を行っております。また、地域の方々との交流を深めるため人足や祭礼といった地域行事への案内も行っており、町内全域を対象に総合的なプログラムとして移住希望者に提供しているところであります。これまでの利用者は7組12人で、そのうち2組4人の移住につながったところであります。

ご質問の野沢中心地への空き家を活用した同事業の実施につきましては、お試し移住住宅0tameのこれまでの利用状況や、専門担当スタッフの人数を踏まえますと、現段階では他地域への同様な施設の設置は考えておりませんが、今後の利用状況等の動向によっては、新たなお試し移住住宅が必要かどうか検討してまいりたいと考えております。

今後も、お試し移住住宅をはじめとした、各種施策を総合的に推進し、移住希望者に、西会津暮らしの魅力を訴えながら、西会津町が選ばれる地域となるよう取り組みを進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。順序は私の質問要旨の順序でさせていただきます。まず、人口減少問題ということですが、先ほど読み原稿でありましたが、いつも共通課題であります人口減少、町長は強く述べられております。今後、拡大的なお話をすると、人口減少、現在の日本人口1億2,700万、32年後、2050年には1億人を切るといわれております。その規模は東北6県、北関東、合わせた人口が減るという予測であります。

今、私の申し上げたいことは、ただいま企画課長が述べられた人数であります。10年後、平成27年、6,582人から、平成37年、10年後、5,300人と予測されて、1,300人と予測されておりますが、今、細かく出生人口309人、死亡人口1,458人、また移住人口、これは年間10人ということですので、10年で100人。これで1,300人ということですが、私はその中で申し上げたいことは、1,300人の統計数であろうかと思いますが、1,300人じゃなくて、1,100人、西会津町は取り組めるかというような思いで質問に立たせていただいております。

これは出生人口は、これはほとんど変化はないのかなと思います。その中で、一番気になるところは移住人口であります。この中で町は10人、年間10人、それで内訳は若者が

6人、町外者が4人ということを書かれておりますが、このところを、もし、もう少し力を入れていただけたならば、私は1,300人じゃなくて、1,000人という数字になるのではないかなと思います。

それは、今、商工観光課長からも言われましたが、お試し住宅、その中で、私がここで申し上げたのは、その中で申し上げたのは、お試し住宅、これは全国で実施されております。また会津管内でも若松、喜多方、三島、柳津、ほとんどお試し住宅を利用されているようです。それも空き家ということでもあります。それで、私はそれを野沢の町でやれないかということでもあります、私の申し上げているのは、同じ、名前はお試しですが、これはUターン者を、もちろんお試しとUターン、Iターン者ということを使っておりますが、Uターン者を想定しての内容であります。

そこで、これからそういう群岡、今、お試しでやっております。実績もあげております。4年間の間では2組の、また4名の方が住まわれております。その方は、全国からネットで募集されておられたと思いますが、今後の今申し上げた中で、野沢は検討していくということではありますが、もし野沢にそういうことで1,300人、1,000人という目標を掲げてやるならば、人口減少は1,000人にとどめられるのではないかなと思いますが、その点、商工観光課長、どうですか。お試し、どちらでも、野沢の町につくれると。

○議長 1つに絞って。

○青木照夫 ということで、伺います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 お試し住宅の関係のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたが、移住者につきましては、平成27年10月からの移住の実績でございます、年度別に見ますと、27年度は10月1日からでございますが、4組6名。28年度につきましては、同じく4組6名。29年度につきましては、6組8名。30年度は、先ほど申し上げましたが、12月1日まで現在で、5組9名ということで、先ほど企画情報課長のほうから、移住者は最大10名というような形の部分になっておりますが、現在のところ、それに近い数字では推移しているという部分では認識しております。

また、ご質問にありましたUターン者を対象にしたという部分でのお答え申し上げますと、この27年からの移住者につきましては、Uターン者につきましては、2組しかいないということで、この2組で6名の方がUターン者という部分でございます、私どものほうの特徴としては、Iターンか、Jターンというような形で、そういう部分が大変多いという形で考えております。

先ほども申し上げましたが、現在、群岡地区でお試し移住住宅はやっておりますが、あそここの地区のためのものではなくて、町全体として、今まで現在、捉えているということでございますので、今後、その利用状況が、先ほどもご答弁申し上げましたが、いっぱいになるというような形であれば、今後、野沢町内という部分、各地区のほうにも考えられるものかなという部分で考えております。

ただし、移住相談というのは、なかなか大変手間のかかるという部分でございます。現在の2名のスタッフで、今これだけの実績をあげているということではありますが、それはやはり長い期間かけてマッチングをしているという部分がありますので、その点も踏まえ

ながら、今後十分にそういう形で、その人口ビジョンに基づく 10 名に近づけるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 10 名目標ということに対して、私は 10 名以上の期待があるんじゃないかなということでもあります。野沢といいましたが、本当は、本来、野沢ばかりでなくて、奥川でも、それから新郷でも、尾野本でも、各空いている学校とかそういうところあります。そういうところを U ターン、こちらから首都圏に勤められた方で、やはりそういう受け入れがあれば来てもいいという方がいらっしゃるわけです。それは今年、私、在京西会津の中で調べさせていただいたことを申し上げますと、私は野沢地区の約 20 人近くの方に、それぞれ名刺をお渡しして、将来、皆さん受け入れとか、お試しという言葉は使いませんが、そういうところが皆さんが立ち寄るところがあれば、いらっしゃいますか、泊れるところがありたら、いらっしゃいますか、お尋ねしました。中には、もう。

○議長 暫時休議します。(10 時 32 分)

○議長 再開します。(10 時 42 分)

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 私の言いたいことは、1,300 人を 1,000 人までにとどめるということは、お試し住宅で、それは防げるということを申し上げたいんですね。それで先ほど途中でお話ししましたが、野沢の町内で、そういう受け入れ施設があれば来ますよという方々です。それで、そういう方々はシニア、定年になった方々です。そういう方のお話を聞くと、田舎に行っても、もう両親がいません。それから、姪っ子、甥っ子、なかなか帰れないと。でも、そういう受け入れがあれば、私たちは行きたいという声があったものですから、お試しというイコール住宅にはならないかもしれませんが、野沢小学校、中学校、保育所、全てなくなりました。寄るところがありません。ですので、私はあえてお試し住宅というか、そういう施設があれば、必ずや野沢は運動場もあり、温泉もあり、いろんな施設もあり、ひいて言えば、終の棲家になるという予測があります。であれば、私は終の棲家にしてもいいですという方の返事をいただいた方もおりますので、野沢を中心ということを申し上げたのであります。

今の課長の答弁の中では、返事がいただけませんでした。私はそういうことをもし実施できれば、1,000 人、いやその以下にも止められる可能性があるということをお申し上げます。その点、もう一度伺いたいと思います。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 いわゆる首都圏等の U ターン者向けの、その住宅があれば交流人口が増えるのではないかとのご質問に、まずお答えさせていただきたいと思います。

U ターン者という部分で、その方々の、私ども在京西会津会、行っておりましたが、その方々の話を特にお聞きはしませんでした。U ターン者が一時帰郷するという部分に対しての住宅では、一応私ども考えておりません。あくまでも I ターン者とか、J ターン者という部分を対象として、今まで、先ほど申し上げた数字につきましては、定住移住総合支援センターを介した形での数字という部分になっております。

したがって、お試し住宅という部分については、全く知らない土地に来た方々が、

西会津町をよく知っていただくという形で整備したものだという部分で捉えておりますので、そのUターン者が一時帰郷する部分においては、民間の宿泊施設なり、あとはロータスイン等をご利用していただいて、もし帰郷という形であれば、そういう形が一番ベストなのかなという部分は考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 一概に私の言ったことに対しては、そうでありますか、やりますとは当然言えないと思います。それを一応、提起として申し上げておきます。

その中で、数字のことで企画情報課長にお尋ねします。その 10 人という中で、6 名が若い人、あとは 4 人ということですが、どのような対策で、こう進められていくのか、中身を教えてください。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

現在、進めております次期総合計画の策定の中では、先ほど申しましたように、目標人口、平成 37 年 5,300 人として、そのためには移住者、若い世代 6 名、シニア世代 4 名の移住を実現すると、基準の推計よりも上乘せしていくと、毎年 10 人を。そういった目標を掲げております。その中で、シニア世代 4 名の移住を確保するというような目標については、この総合計画については、人口減少対策、それから町民の安全安心な暮らしを守るというような対策を、この中にあらゆる分野で取り組みを盛り込んでおります。

そうしたことを総合的に底上げしながら、何ということではありませんが、そういった魅力ある地域づくりを進めながら、移住者を確保していくということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そこを申し上げたのは、6 名、若い者、これは分かります。4 人、シニアということで、それが先ほど言ったお試しのことにつながれば、私は 4 人ではなくて、10 人、20 人となることを私は重ねて、これ申し上げておきます。必ずやそれが実現できれば、私は国勢調査の調査ばかりではなくて、町としてここに載せてある 3,800 人じゃなくて、としてではなくて、4,000 人のまちづくりをやるというような、例えばね、町をやっていくというような調査の予測ばかりではなくて、西会津町は、この町でこれだけの人数で頑張るというようなはっきりしたもので捉えれば、やるのがもっと違うものになるのではないかと思います。その点についての覚悟と、もう一度伺ってみたいと思います。

○議長 矢部企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

目標人口をもう少し、人口減少抑制幅をもっと小さくしたらということですが、この目標人口の設定においては、先ほど商工観光課長から、移住者の最近の状況ということで説明ありましたが、過去 4 年間ですと、平均年間 7.25 人ですか、10 人に満たないということで、これを毎年 10 名の移住者を確保するというのは、ある程度現実的であるし、ある程度のハードルを設けているというふうに認識しておりまして、これを着実に取り組みを実施することによって達成していくと、これを確保していくと。その先には、先ほど議員申

されました 2040 年の人口、これについては、目標 3,800 人としておりますが、これを確実に達成することによって、議員申された 4,000 人にも近づいていくのかなというふうに考えますので、取り組みを進めていきたいということでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の人口ビジョンということについては、それで終わらせていただきます。

次の質問であります。健康寿命延伸についてであります。これは私の質問では、ラジオ体操を町民の皆さんで元気よくやれませんかということであります。私の言いたかったことは、町民の皆さんが一堂に会してというか、全員で楽しく、いつでもどこでも気軽にやれるような方法がないのかなということで、ここにコミュニティサロンのこととか、お答えをいただいておりますが、例えば定期的じゃなくて、毎日のような、そういうラジオ体操というものをお考えはありませんか。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 ラジオ体操の習慣化といいますか、毎日やれるような環境をつくれないうようなご質問かと思いますが、ラジオ体操につきましては、議員申されましたとおり、毎日続けることによりまして、健康の効果というのが、非常に健康になるということが、実際にやられている方の調査結果から明らかになっております。

町では現在も、子どもから高齢者までのラジオ体操の推進ということで、例えばこども園におきまして、年長の児童を対象にした運動教室の際にラジオ体操をやったりとか、あと健康運動推進員の研修会、機能訓練の利用者、そういった場面を捉えまして、現在も取り組んでおります。

さらに、毎朝NHKの朝のラジオ体操ということで、定期的に行っておりますので、今後につきましては、例えば全町向けの取り組みとしましては、年に数回講師を招いてのラジオ体操の講習会を開催することによって、そういった機運を盛り上げるとともに、現在、町で取り組んでおります様々な健康づくり教室、こういったところでも広くラジオ体操を普及するような取り組みを続けまして、習慣化につなげていきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 私が申し上げたのは、毎日やれないかということです。今述べられたのは定期的にいろんな指導者を呼んで、大会とか何かやるというお話だと思います。また、町の中でいろんな健康指導員というか、体操指導員とか、中身はよく把握できませんが、そういう方々に声をかけられて、今後どのような、そういう全町民というか、健康に対してのそういう指導をされるのか伺います。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 毎日継続的にラジオ体操を続けるための取り組みということのご質問ですが、まず、ラジオ体操を定期的にこうやっていただくには、そういった普及のための環境づくりがまずは大切なのかなというふうに考えております。そのため、これまで、今年度もラジオ体操講習会を開催しまして、まずはラジオ体操の効果というようなものを広く町民の皆さまに知っていただくということが、まず大切なのかなというふうに思っております。

その中で、毎日やっていただくには、そういった組織なりをどういうふうにつくっていくかということもあわせまして、来年度に向けては、例えばそういった地区で定期的にやりたいというようなご要望があれば、町としてそこに支援をしていきたいというふうに考えておりますが、まずそういった環境づくりについて力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 環境づくりは段階的には大切だと思います。今、町では、血圧計を求める方には補助を出して、血圧を測っていただくということであります。私個人で大変恐縮なんですけど、ラジオ体操やってから血圧が下がりました。これは本当にびっくりした内容であります。その前に 3、4 年ウォーキング、毎日欠かさず歩いております。血圧も 16、7 年前は 200、210 まで上がったことがあります。それ以来、ずっと血圧は毎日欠かさず飲んでおります。それで、血圧の薬を使っております。その中で、ウォーキングをすればある程度血圧も落ち着くのかなと思ったら、やはり 3 年歩いても薬を飲んでも、上が 140、150、下が 95 か 100 近いという結果でございました。

ところが、ラジオ体操、7 月から今も続けておりますが、毎日やらせていただいております。それ以降、上が 117、130、それから下が 78、80 という血圧の結果が出ております。私はこれは、健康に、結果なったのは、ラジオ体操ではないかなと。この間の野沢体育館での中での先生のお話と、いろんなお話を聞かせていただいて分かったことあります。ですので、私は健康で元気で過ごすには、やはりいつでもどこでも気軽に、それもお金がかからない。ひいて言えば、これは国保税も軽減される。そういうメリットが私の場合はあります。

ですので、これから健康寿命延伸をするためには、また、先ほどの人口減少をとどめるためにも、私はぜひこれは来年ということもありましようが、私はぜひ町でこれをしていこうという気持ちを伝えていただきたいと思います。その点、町長に伺いたいと思います。いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ラジオ体操の導入といいますか、先日、講習会やっていただきました。で、あの NHK のラジオ体操が始まって 80 年だそうです。80 年続いているということは、それだけ効果があるということだと思いますよね。私も毎日ではないですけど、ときどきやらせてもらいますけど、私はラジオ体操というのは、理にかなった体操だなというふうには、個人的にはそう思っています。

そういう意味で、このラジオ体操が健康につながるということであれば、それはどういうやり方をこれから考えないといけないか分かりませんけれども、検討しないといけませんけれども、ラジオ体操の効果、しっかり十分検討させていただいて、そしてそれを西会津町の健康づくり、いわゆる元気で長生きできる、そのことにつながるということであれば、それは今後どういう形でやるかは、今後、検討させていただきたいなと、そんなふうに思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今、町長の答弁いただきました。ぜひ前向きな検討で、健康寿命延伸につい

て取り組んでいただきたい。そういう思いであります。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13 番、清野佐一でございます。私は今定例会に 3 項目について通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、新年度の予算編成について質問をいたします。現在、町では、西会津町総合計画の公表案について町民懇談会を行ってきたとありますが、この計画に携わってこられた 30 名の町民の皆さん、そして 25 名の職員の皆さんのご労苦には、心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。平成 31 年度からは、新たに特徴ある町政の執行がなされるものと期待をしております。

そこで、公約を実現するための新規事業と重点事業をお伺いするものであります。

また、人口減少や学校などの公共施設等の減少による地方交付税への影響や、今後の見通しをお伺いをいたします。

次に福祉政策についてであります。野沢駅のバリアフリー化についてお伺いをいたします。これは以前から、町民からの強い要望であり、列車を利用するのに跨線橋の階段を上り下りしなくてよいようにとのことであります。今までも歴代の首長さんが J R に幾度となく足を運び、お願いをしてきたところでございます。しかし、いまだに見通しは立たず、現在にいたっております。町民の悲願でもあるバリアフリー化に向けた要望活動の現状と見通しをお伺いをいたします。

次に、診療所について質問をいたします。町の診療所は、町民の怪我や病気を治すことはもちろんのこと、町民の健康づくりにおいても大きな役割を果たしております。そのため、日々多くの町民の方々が利用しています。また、そのようなところだからこそ、安全性や利便性に配慮すべきと考えます。この診療所の入り口を見たときに、自動ドアの外のところには左右にベンチが置いてあり、バスやタクシーを待つ場所となっております。玄関先の屋根こそありますが、状況は外と同じであります。まして今後は寒くなる一方で、雨や雪をしのいで待てる状態ではありません。そこで、この場所に雨よけ、雪よけになる、フード代わりになるものを取り付けていただければと思いますが、考えをお伺いをいたします。

次に、農林業について質問をいたします。

今年の夏はかつて経験したことのない猛暑にみまわれ、少雨、渇水により、水稻をはじめとする農作物に大きな被害を受けたところであります。これらの深刻な現状に対し、町では早速農業経営維持安定を図るため、融資資金への利子補給事業を実施するとのことでありますが、このことは高く評価をしたいと思えます。そしてまた、これが農家の生産意欲保持につながるものと考えるものであります。現在、町内においては、人口減少や高齢化により、人足など集落の活動や機能を維持していくのにも困難になってきているという問題が発生しております。

そこで町では、今年度の当初予算で草刈り作業の省力化を図るため、トラクターに装着する草刈り機の購入費が計上されておりますが、現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、町では広葉樹林再生事業に取り組んでおりますが、これは放射性物質の影響が比較的少ない地域で、きのこ原木林の再生と将来における原木の安定供給を確実にするため、広葉樹林の更新を目的としております。現在取り組んでおるこの事業の実績と今後の計画をお伺いをいたします。

次に、ライスセンターの質問であります。同僚議員の質問から進捗状況も分かりましたので、答弁はいりません。ただ、私が申し上げたかったのは、これからのライスセンターをつくるには、3カ所あるライスセンターの運営状況を参考にして、現状だけではなく、将来につながる組織づくりのもと、運営をしていただきたいということでもあります。後日、時期をみて、改めて質問をさせていただきたいと思っております。

以上申し上げまして、私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いするものであります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 13番、清野議員の新年度の予算編成についてのご質問のうち、新規事業と重点事業について、お答えをいたします。

議員おただしのとおり、現在町では平成31年度を初年度とする新たな総合計画の策定作業を進めており、計画案を公表しての意見公募や町民懇談会を終了し、現在、最終的な調整の段階に入っております。当然、町長の公約についても、この計画案に盛り込んでおり、総合計画に基づくまちづくりを進めることによって、公約の実現を図る考えであります。

この計画案の基本構想においては、町の将来像を「笑顔つながり 夢ふくらむまち へずーっと、西会津～」としており、町民が健康で安全安心に暮らし、家族や地域の支え合いのなかで、将来を担う子どもたちがのびのびと成長する町、また、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、その実現に向けて挑戦し、地域の資源を生かしながら、新たな価値をみんなで創造する活気ある町を目指すこととしております。

そのもとで、まちづくり方向性として、子育てや教育では「健やかな人をとともに育むまちづくり」、産業振興や移住定住では「温故創新・地産地笑のまちづくり」、健康づくり・福祉では「いきいき健康こころつながるまちづくり」、生活環境づくりでは「誰もがこころよく暮らせるまちづくり」を掲げ、各種施策に取り組んでいくとしております。

具体的には、基本計画において各種取り組みを定めておりますが、計画期間中に特に重点をおいて取り組んでいく10の施策を「プロジェクトX」として掲げております。子育てコミュニティづくり、産官学民連携教育、西会津産農林産物ブランド化、有害鳥獣対策、継業・創業・起業支援、若者向け住宅整備、生活習慣病予防対策、小規模多機能型居宅介護施設の整備、除雪弱者対策、中心エリア整備構想の10項目であり、今後これらの重点項目を含め、基本計画に掲げられた施策を具体的に3年間の実施計画に盛り込み、平成31年度以降の予算に反映させていく考えであります。

なお、平成31年度の予算編成につきましては、例年のとおり3月議会定例会への提案に向け作業を進めている段階であり、事業の確定はしていませんが、今後の計画案に掲げられた施策の中では、ライスセンター設置の検討や小規模多機能型居宅介護施設の整備、新たな健康づくり事業などに重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

これから新しい総合計画に基づく取り組みを積極的に進め、町民が安全安心に暮らし、若者が定住することによって人口減少を食い止め、夢や希望を持つことができる、活気ある西会津の実現に向け取り組んでまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 13 番、清野佐一議員の新年度予算編成についてのご質問のうち、人口減少及び公共施設の減による地方交付税への影響や今後の見通しについてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、普通交付税につきましては、地方公共団体が合理的かつ妥当な行政水準を確保するために必要な経費として算定される基準財政需要額と税収等の一定割合により算定される基準財政収入額の差額が交付されます。

基準財政需要額は、算定項目ごとに、単位費用・測定単位・補正係数を乗じて算定いたしますが、おただしにありました人口につきましては、社会福祉費や衛生費、地域振興費など様々な項目の測定単位となっており、単位費用や補正係数が上がらない限り、人口減少により基準財政需要額は減少することから、普通交付税は減額となります。

次に、公共施設の減少による普通交付税への影響についてであります。普通交付税の算定において公共施設数が関係する項目は、現在、小・中学校数のみであり、その他の施設は算定には入っておりません。このことから、小中学校が統合された直後は影響がありましたが、現在については影響ありません。

次に、地方交付税の今後の見通しについてであります。今年度の普通交付税の決定額は 24 億 7,942 万 8 千円でありまして、3 年前の平成 27 年度の決定額と比較して 1 億 5,384 万 6 千円の減額となっており、ここ数年は減少傾向にあります。

一方、来年度の普通交付税の見込みであります。国の平成 31 年度地方財政計画の概算要求において、地方交付税は前年度比 0.5 パーセントの減となっております。しかし、本町の場合は交付税に算入される公債費が増額となることから、来年度の普通交付税は今のところ若干増額となる見込みであります。また、地方交付税につきましては、所得税や法人税、酒税、消費税、地方法人税の一定割合が財源となっており、景気の動向等により交付額が変動するため、今後の見通しは不透明な状況にあります。

このことから、今後、その動向を十分に注視しながら、健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 13 番、清野佐一議員の福祉政策についてのご質問のうち、野沢駅跨線橋のバリアフリー化に向けた要望活動についてのご質問にお答えいたします。

野沢駅跨線橋のバリアフリー化については、高齢者や障がい者にとって跨線橋の利用は不便、困難であることから、改札口から直接ホームへ横断ができるよう、ＪＲ東日本新潟支社に対し、福島県鉄道活性化協議会を通じ毎年要望書を提出しております。さらに平成 27 年からは町単独での要望活動も実施しているところであります。

その結果、平成 27 年 10 月 26 日にはＪＲ東日本新潟支社より改善 3 案が提示されました。いずれも町の全額負担により実施するものでありますが、その中で一番現実的な、会津方面旧本屋側、会津若松方面でございすけれども、からの通路を整備する案について

工事費の精査をしているところでありますが、高額な負担金となることから、今年6月29日に町長と、私、町民税務課長がJR東日本新潟支社に出向き、より安価な整備案の提示を要望してまいりました。現在、新潟支社内で工事費の精査や経費負担等々について協議をいただいております。

今後も引き続き協議を継続しながら、野沢駅のバリアフリー化の実現に向け努力してまいりますので、ご理解願います。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 13番、清野佐一議員の福祉政策についてのご質問のうち、西会津診療所入口に雨よけや雪よけなどの設置についてのご質問にお答えをいたします。

西会津診療所の出入り口につきましては、玄関の自動ドアから屋外にかけて4メートルほどの下屋が出ている構造となっており、また、救急車による患者搬送や車いすの利用者がスムーズに出入りできるように、段差のないスロープ構造としており、手すりも設置しております。また、早朝の受付時や町民バス、タクシーの待合場所としても利用されていることから、ベンチも設置しているところであります。

しかし、下屋には囲いがないため、季節や天候により利用者に負担をおかけすることから、診察を終え町民バスにより帰宅される方につきましては、バス時刻まで診療所内の待合室で待機していただきまして、バスが停留所に到着してから、職員が声がけして乗車していただくようご案内しておりますが、利用者の中には下屋部分で待機されている方もいる状況であります。

西会津診療所は昭和63年度に整備し31年が経過しており、施設全体の見直しが必要な時期になっていることから、当面は風除室等の簡易的な雨よけ等の設置について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、草刈機械購入費についてお答えいたします。

はじめに、集落内の生活道路等の除草作業は、各自治区の皆さんが共同作業で実施していただいておりますが、人口減少や高齢化などにより、作業を行うことが年々困難になってきております。このため、町では、トラクター装着型の草刈機械を購入し、自治区等に貸し出すことにより、除草作業の負担軽減と省力化を図りたいと考えております。

現在、草刈機械購入の進捗状況につきましては、機種を選定を終え、購入手続き中であります。町といたしましては、購入した草刈機械を来春から試行的に貸し出しを行い、その利用状況を踏まえ、運用方法などを検討したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 13番、清野佐一議員の農林業についてのご質問のうち、広葉樹林再生事業についてお答えします。

広葉樹林再生事業は、東京電力福島第1原子力発電所の事故で飛散した放射性物質により汚染された広葉樹林を皆伐して、きのこの原木林を再生するために実施するものであり、本町では、平成26年度からこの事業に取り組んでおります。

事業の実績についてであります。平成 26 年度は黒沢地区で 5.57 ヘクタール、平成 27 年度は黒沢地区で 4.64 ヘクタール、平成 28 年度は黒沢地区及び縄沢地区で 7.62 ヘクタール、平成 29 年度は縄沢地区で 15.3 ヘクタール、今年度は黒沢地区、縄沢地区、萱本地区で 14.4 ヘクタールを実施し、合計で 47.53 ヘクタールを実施したところであります。

事業の実施個所の選定につきましては、放射線濃度の事前調査を行い、原木の基準値が 50 ベクレルを超える森林を伐採地としております。原発事故当時の風向き等の影響により、下谷地区と睦合地区、ならびに周辺の森林で基準値を超えるホットスポットが検出されたため、本町では、これらの地区において重点的に実施しているところであります。なお、事業の実施にあたっては、伐採地が一箇所にとまることで森林の持つ保水力が低下し、災害や水不足等の原因とならないよう十分に配慮しているところであります。

今後につきましては、本年度事業を実施した山林に隣接する箇所において、事業を継続する計画でありますので、ご理解願います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 町長から新規事業も含め、重点施策、10 の施策というようにお話をいただきました。こういう中で、毎年大切な政策として取り組んでいただいているのが、特に有害鳥獣対策もその 1 つかなというふうに思います。これらについても毎年、いろいろな被害も拡大し、それなりにまた対応はされていると思いますが、これから取り組むにあたって、特に今、イノシシ等の被害が大変深刻な状態になっております。これらについて、また新たな防止策といいますか、そのようなことも、どのように今考えておられるのか、新しい年度に反映をされるのかというようなことで、まずお聞きしたいと思います。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

有害鳥獣対策についての今後の事業、どのように考えているのかというご質問でございますけれども、先般も 11 月に猟友会で有害鳥獣駆除に携わっておられる皆さま方と意見交換を実施したところではあります。その中で出されましたのは、今、議員のご質問にありましたとおり、そのイノシシ対策については重点的にやっていかなければならないというような意見が多かったところでございます。

現在、そのクマとサルと、そのイノシシの対策について実施しておるわけでございますけれども、クマとサルの対策については、現在の対策を継続しながら、その拡充をしていくというようなことでございますけれども、イノシシ対策につきましては、さらに重点的な対策をしていくということで、来年度に向けましては、捕獲用の罠でありますとか、あるいはその地域でどのような協力をいただけるかと、地域と一体となった対策がどのように取れるのかといった部分を中心に、具体的な事業を現在詰めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 今、お話、ご答弁をいただきました。これがこれからの、またさらに強力な防止対策に取り組むということであれば、当然予算にも反映されるのかなというふうに思いますので、それらを注視しながらいきたいと思います。

それから、これも 10 の政策全部はお聞きすることできませんけれども、また小規模多機

能型居宅介護施設の整備でございますが、これはかつて町長が、一般的に分かりやすく町民の方に説明してきたのは、たぶん健康保険、年金ですね、年金で入れるような施設というようなことの取り組みなのかなというふうには思いますが、これらについての今後の、例えば、当時は老人保健施設に20床のベッド数というような話もあったわけですが、それはつくらないで、その代わりとなるものということになるとは思いますが、これらの、そこで入所といいますか、利用できる方々の人数等にはどのくらいの規模でやられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　小規模多機能型介護施設ですよね。これにつきましては、これからの介護を考えたときに、私はやっぱり1箇所でその施設をというのは、私はやっぱりこれからの時代は、ちょっとそぐわないなというような、合わないなということで、何とか、いわゆる正式な名称は小規模多機能型居宅介護施設と、こういうんだそうですけど、この施設をつくるには、まずやっぱり第7期の介護保険事業計画、これ3カ年、平成30年から32年までの3カ年の計画の中に、やっぱり盛り込まないと、この事業はできないわけでありましたが、この計画の中に、今年盛り込んでいただきました。

実際にそれを事業化にするためには、いろんな方法を考えないといけないのかなということで、今、非常に課題になっているのが、いわゆる介護人材の確保の問題があるわけがあります。そういうことをいろいろ考えた中で、実際にじゃあどういう建て方ができるのかなということで、今現在、介護福祉課の中で検討していただいて、この3年間の中では必ずそれは実施をしていきたいなというふうに思っております。

で、実際に、じゃあ低料金でということになるわけですから、その低料金でできるようなやり方、これをやっぱり考えないといけないなというふうに思っています。それにはやっぱりボランティアも入れないといけませんし、あるいは専門家も当然入れないといけませんけれども、やっぱりそこはどういう人材で、どういうやり方で低料金で抑えられるかということで、今、担当課において、その作業を今しておりますので、この3カ年の計画の中で整備をしていきたいなと。

規模についても、今現在、待機者も相当数おりますけれども、果たして何人の規模がいいのか、それも地区ごとにとするか、地区にとということになると、そんなに大きなものはできないですし、その辺の規模も含めて、事業費も含めて、あるいは人材確保も含めて、で、低料金のことも含めて、今その事前の作業といいますか、準備をしておりますので、もう少し時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　本当に、これは町民の皆さん、本当にそういう施設を利用したいという方にとっては、やはり一日も早く立ち上げて、また、入所できるような、利用できるような対応をしていただきたいと思いますが、今、町長の話の中にもありましたように、やはりその介護人材が何よりの、いち早く取り組まなければならないことかなというふうには思いますが、現状で、今どのくらいの、今、いろんな施設を含めまして、皆さんそれぞれ頑張っておられるとは思いますが、もう何人くらいあれば、現状は十分といいますか、そのちゃんと希望するメニューといいますか、いろんなことができるのかなという、でき

る人数といえますか、それらはおよそどのくらいを想定していますか、分かりませんか。分からなければいいです、そのときは。

現在、十二分に。現在は足りていますかということなのですが、簡単に言うと。あまり回りくどくて申し訳ありません。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護人材の不足の人数というご質問でございますが、現在、町には多くの施設ございまして、基本的には、施設については、その基準の人数は確保できているというふうに考えております。ただ、ニーズから考えますと、これから小規模多機能型居宅介護事業所ですとか、あとはデイサービスセンターなんかの開設日数を増やしたりとかということが必要になってくるのかなと。あと、訪問看護の辺りについても、もう少し回数を増やしたりとか、いく、そういうことも必要になってくるということを考えますと、やはり人材的には、まだ不足しているというふうに考えております。

で、その不足人数がどのくらいかと言われますと、そのニーズによっても変わってきますので、何人というような数値的には、ちょっと、今、答えることができませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 今回のこの同僚議員の、いろいろ一般質問を総合しますと、本当にいろいろ人口減に対する移住定住の問題とか、いろいろありますけど、やはり西会津町が、やはり一番こう魅力的な町にするためにはということを、みな、こうそれを求めての質問だろうと思っています。それで、このいろいろなこれからの施策についてもそうですが、これをやり遂げるといえますか、それを実行していただくことが、いろいろ町内外から見て、いい町になるのかなというふうに思っていますので、一日も早い実行、また成果を期待していきたいと思っています。

それでは質問を変えます。先ほど総務課長の話で、地方交付税が増えてくると、さっきの話で、来年度ですか。今のところ増額になる見込みだということですが、今まで町税なんか見ますと、農家の米の値段がちょっと上がっただけでも、町税に顕著に反映をされてきたことがあります。今年の場合は、特にこういう干ばつといえますか、渇水等の被害があって、農家の収入というのは大きく落ち込んでいるわけですが、それらを考えたときに、今後の見通しというか、それを踏まえた中での見通しというのは、今後の、新年度の財政について、どのような考えをお持ちですか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、先ほど答弁申し上げました普通交付税、来年度は若干、今のところ増額となる見込みとご答弁いたしました。その内容でございますが、まず国の地方税財政計画の概算要求ベースでございますが、それは 0.5 パーセントの減額でございます。本町の場合、過疎債、辺地債等の有利な起債を借りてまして、交付税に算入される公債費、それが増えるということで、トータルすると若干、1,000 万程度は、今のところ増える見込みということでございます。ただ一つ言えるのは、先ほどご答弁申し上げました、3 年間で 1 億 5,000 万の減少だと、その減少率は緩やかになったということでございます。

それから、今後、交付税につきましては、ご答弁、先ほどいたしましたとおり、なかなか景気等の動向で、今後の見通しはなかなか把握は困難ということでございます。

それからもう一つ、農家の所得等による町税の変動でございますが、それは当然影響はございます。農家の所得が減れば、その分、住民税は減収になるということでございます。ただ、普通交付税につきましては、町民税の収入額によっても、基準財政需要額といまして、先ほど私、説明した、そちらの基準財政収入額の部分で、実質の、例えば住民税、1,000万減収となったとしますと、交付税でその4分の3は措置されますので、1,000万の町民税が減額になった場合は、実質町の減額になる分は4分の1の250万でございます。そういったことですので、そんなに大きく減収にならない限り、町に入ってくるお金とすれば、4分の1の影響程度で済むということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 あまり心配しなくてもいいよというような状況かと思いますが、次、質問を変えます。

駅のバリアフリー化についてでございますが、先ほどのご答弁ですと、町長も要望活動されたというようなことであります。やはり今までなかなかみんな高齢者や障がい者だけでなく、あそこを利用する、やはり高校生というか、若い方でも、やはりあれば大変なことだと思っています。そこに加えて冬期間になれば、また凍ったりなんかでね、滑りやすくなったり、聞くところによりますと、ちょっと怪我もれさるようなことがあるんだというようなことも聞いております。ですから、やはり早めの取り組みといえますか、していただきたいと思います。先ほどいろいろな提示というか提案があったというようなことで、これは町が、町単独で取り組むというような、ちゃんとした姿勢を示せば可能なことなんですかね。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

財源の負担という部分でございますけれども、JRの基本的なスタンスといたしましては、昭和期から、安全対策ということで、跨線橋等を設けて、その対策をしてまいりました。で、時代的に、逆に今が少子高齢化というような部分で、逆にバリアフリーのほうへというような道に向かっているわけでございますけれども、JRのスタンスとしては、安全対策は、一応、基本的にJRは進めて終了していますということで、JRとしても、バリアフリー化に向けて乗降客の多い駅等について、順次エレベーターですとか、そういった部分で対処しているわけでございますけれども、やはり少ないような駅については、やはり後回しといえますか、後のほうになってくるということでございまして、再度申し上げますけれども、基本的には安全対策は済んでいるので、今、改修という部分でございますけれども、そういった場合においては、自治体の100パーセント全額負担でお願いしますというようなことでございました。

で、議員もご承知のとおり、今まで交渉してきた中でいろんな案を出されましたけれども、その中で一番現実的で、かつ事業費的にもというようなこの案で、今、進んでいるわけではございますけれども、それにつけても、やはりまだ高額でございますので、そういった部分を町長とご一緒に、再度JRにその辺の精査の部分をお願いしている部分でございま

すので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今、担当課長が説明したとおりなんですけれども、要は、やるかやらないかというよりも、やると思えばお金出せばできるんですよ。で、あまりにも高額なもんですから、やっぱりそこは町の財政を考えたときに、もっとやっぱり安価でできる方法をお願いをしてまいりました。で、それはお互いに、いろんな方法をお互いに考えましょうということであるわけなんですけれども、で、じゃあ何千万出せば、町が何千万出せばやりますよということに、最終的に私はなると思いますけれども。

じゃあ、町としてどれだけの負担が可能かと、ここをやっぱり、できるだけ少ない負担で、そのバリアフリー化をお願いしたいという気持ちがあるもんですから、これもいつまでも、そんなに時間かけていられませんので、できるだけ早く、早い機会に結論を出したいなと思いますが、要は、町がどれだけ金が出せるか、ここだけがＪＲの、私は判断だと思っています。できるだけ、もう一回、粘り強く交渉しながら、早い機会にはそこをバリアフリー化できるように、なんせ高額なお金が必要になってきますので、そこをこれから議会の皆さんに、そういうことで進もうという判断をしたときには、お話をさせていただきたい、ご理解、ご支援をいただきたいなと思いますけど、今、その途中でございまして、何とか安価でできる方向を、これからもＪＲと交渉してまいりたいと、そんなふうに思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、やはり安くできることを、これから模索するんだというようなことでありますが、やはりこの野沢駅という、その公共交通機関といいますか、その位置付けですね。だから、今、人数が少ないとか、人口が減っているというだけではなく、あの磐越西線が通っている限り、また西会津町がここに存在する限り、あそこは使われる場所だと思うんです。ですから、今だけのソロバンでなく、それは財政的な裏にはそれがあるんですけども、そういうだけではなくて、やはり少しずつ考え方としては、やる方向で進むのであれば、積み立てをしながらでもやってみようとか、何か方法というかね、は出てくるのかなというふうに思うわけですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 実施に向けての方法でありますけど、これも、どういうやり方があるかということで、いろいろ内部でも検討しました。で、全てお金を出して、いわゆるＪＲで整備をしてもらうという方法もあるかもしれませんが、じゃあ、その別な方法はないのかということで、あそこに、例えば保安要員といいますかね、昔はみんな、あそこを渡っていたわけですから、で、その、いわゆる列車が来る時間帯に、人をあそこに配置をして、そしてその安全確認をして、で、渡ってもらうという、その人の人件費は、じゃあ町で出すというような方法だってあるわけですよ。

そんなことをいろいろ話をしているわけですけど、やっぱりＪＲはＪＲの立場として、やっぱりなんだかんだ言っても、安全第一という、そういう視点に立っていますので、その人も、普通の人ではなかなかやっぱり大変でしょうから、ＪＲの、いわゆるＯＢの方とか、何かそういう方に頼む方法だってあるんじゃないんですかというようなことでもいる

わけですけど、ここがやっぱり立場の違うところで、なかなかその折り合いがつかないところでもあります。

いずれにしても、最終的にJRからどういう返答が来るか分かりませんが、私はやっぱり最終的には、お金でできることだったらやるしかないのかなというふうに思っておりますし、そのお金の捻出の仕方については、これから、今おっしゃったように、金額が分からないと、毎年どれだけの積み立てをしたらいいのかというようなこともあるので、もう少し粘り強く交渉をさせてもらいたいなというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 前向きの方で進んでいるという確認はできたのかなというふうに思っております。

それで、次、診療所についてであります。これについては、やはりこの寒い節になると、特にあそこの場所での、バスを待つ、タクシーを待つというのが、本当に大変な状態であります。そういうことから、私、これもまた町民の方からの声もありまして、今回、取り上げさせていただきました。その後、早速担当課のほうで診療所の前のベンチを片側に寄せて、片方のバリアフリーのスロープのところについているパイプですか、手すりも使えるようになってきたというようなことであります。

今、見た中で私が感じましたのは、やはり玄関先のスロープ、今のパイプ、手すりというか、あるところに、中央近くに、もう一つあればいいのかなというふうに感じたんです。というのは、車椅子なり、例えば救急車のストレッチャーですか、ああいうのの障害にならない幅が確保できれば、手すりはもう一つあったほうがいいのかなというような感じは受けました。これはいろいろ現地を見ていただいて、そういういろんな方々の話も聞いていただいてやってもらえばというふうに思いますが、とりあえず、その風除室ですか、風よけできるような囲いをしていただくというような話になりました。それはそれで本当に、一日も早く、もしやってもらえるのであれば、この冬、これからですから、大変いいことだなというふうに思います。

ただあとは、現在、さゆりの園、老人保健施設の玄関口には、カーポートというような感じの、大きなその屋根のついた、車ごと入れて、そこで車椅子なり何か、乗り降りができるというようなのができています。で、いろいろ聞いてみますと、だいたい5メートル四方近く、5.何メートルかな、くらいの大きさで、金額的には150万以下であったというようなことと、建設する日数も1週間まではかからないと、4、5日でできたということでもあります。ただ、こっち診療所につくるにしては、やはり薬局との場所なり、あの辺が狭かったり、除雪等のいろんな課題もあるかもしれませんが、今、冬はともかく、今後に向けて、やはりそういうのも考えていただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 診療所の正面玄関の前に、カーポートのような、車寄せというような、そういった設置はできないかというご質問かと思いますが、確かに今年度から、さゆりの園の入り口にカーポートを設置されて、利用者の方が乗り降りする際に、そこで乗り降りすることによって、雨に濡れずに入れるというようなことができているようでございますが、先ほど議員申されましたとおり、診療所の入り口につきましては、調剤薬局と、あと

正面にありますロータリー、そこの建物と構造物が近接というか、近くにありますが、そういった構造物を建築しますと、冬期間の除雪に支障が出てくるのかなということが1点と。

あとあそこ車両が通行しておりまして、特に町民バスとか大型の車両も通行していることから、そういった構造物を建築しますと、通行、車両通行部分が狭くなりまして、歩行者との安全な歩行というか、そういったところも課題になってくるのかなということと。さらに救急車両が入ってくるということで、そういった救急車両にも対応した構造物とするには、それらの施設的な、配置的な課題もありますので、新たな構造物の設置については、ちょっとすぐには難しいのかなというふうに考えております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 やはりそれらのカーポートがないために、家族の方が送ってきたときに、ちょっと入口から離れたところで乗り降りをしていると、これも俗にいう天気の良い日はいいんですが、いろいろな天候の悪いときに、そういうのも目に付いているというような声もありましたので、これは長い目で見ていただいて、いずれやろうと思えば方法はあると思うんです。今のだけじゃなくて、低ければ高くすればいいわけですから、ものがね、例えばぶつかるとか何かの場合は、そういうこともあると思いますので、やり方も考えながら、今後ひとつ、課題ということでお考えをいただければと思います。

次、質問を変えます。先ほど草刈り機械の導入についてご答弁をいただきました。これも以前から申し上げて、当初、私が鳥獣被害対策ですか、有害鳥獣のね、その一環としていろいろ草等が繁茂すると、それを隠れ蓑にした、いろいろ鳥獣、イノシシ等の獣の被害があるというようなことで、そのすみ分けをするために緩衝地帯を設ければ被害が減ったというような、そういう事例をもとに申し上げたことがあります。

そんなことから、今はいろいろ地域においての高齢化等による、いろんな集落の機能に対して、いろいろ支障が出てきているというようなことで、労力の省力化というような面から導入をしてもらうわけですが、これもやっぱり早めにやっていただいて、そして当初、私はお願いしてきたのは、各地域、大きな西会津、大きな地区に、5つに分かれているわけですが、それぞれの地区に1台ずつを配置していただきたいというようなことを申し上げてきました。そういうことをすることによって、中山間地域の、そういういろいろ、その取り組みにも一助になるというふうに思っています。

先般の懇談会においても、やはりだんだん草刈り等々、いろいろ管理する人たちが少なくなっている。もう中山間地やめざるを得ないというような声もあります。ですから、やはりそういうものを機械を導入して、少しでも軽減をすることによって、せっかく西会津町に8,000万という中間山間の直接支払でいただいているわけですから、それらをやはり町の、またそれぞれの財源というか、地域の皆さんのいろいろな農業関係、いろんなことに使えるお金になると思うんです。ですから、それらも含めて考えていただきたいと。

○議長 まとめてください。

○清野佐一 来年度に向けては、試験的にやるんだということで、1年、こう遅れるような状態になっているんです。ということは、よければ、またすぐ2台目を購入するというくらいの気持ちでお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長 時間ですので簡潔にお願いします。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

基本的には答弁で申し上げましたように、集落内の生活道路を整備するための省力化、負担軽減ということでお答えいたしました。今、議員おっしゃったように、農林業の範囲のということもお話に出てまいりました。まずは来年、今年購入いたしましたらば、来年の春以降、速やかに貸し出せる体制を取り、そしてその利用状況、それから利用者の皆さんの声をお聞きしながら、その先のほうは十分検討していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(12時05分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、人事院勧告及び県人事委員会勧告による職員の給与改定に準じ、知事等の県の特別職及び県議会議員の期末手当が引き上げとなることから、本町におきましても同様に、町長等の特別職の期末手当を0.05月引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、その他の給与を規定しており、12月に支給する期末手当の支給率について、100分の162.5を100分の167.5に改め、0.05月分引き上げるものであります。

次に、改正条例案第2条につきましても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。条例改正案新旧対照表の2ページをご覧ください。

第4条は、その他の給与を規定しており、期末手当の支給率について、現行の6月支給100分の152.5、12月支給100分の167.5を6月、12月ともに100分の160に改正し平準化を図るものであります。

次に、附則であります。第1項及び第2項はこの条例の施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成30年12月1日に遡及して適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものであります。

第3項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　この議案第1号から2号、3号に共通するところでございますけれども、この給与等の引き上げに関しましては、人事院勧告並びに県の人事委員会の勧告にならって、これまでもやってきたというようなことで理解しました。

その中で、今般は、いわゆる期末手当の支給の割合を、6月と12月、ともに同じ割合で平準化をしていきたいというようなことであります。これは私の感覚だと、6月よりも年末の12月のほうが、年末年始を控えていろいろ物入りが必要だというようなことで、少し余計になっていたのかなというような、割合ですね。そういう思いがありますが、この平準化される、国、県にならって平準化されるということでありまして、同じ率に。この要因はどういうところが考えられますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

今ほど議員が申されましたとおり、今回の改訂につきましては、国及び県の改訂、平準化に合わせて町も平準化すると、そういったことでございます。その背景についてでございますが、背景については、国、県とも平準化するしか情報がございまして、なぜ平準化を図るというような、上からの理由といたしますか、そういったものはきてございません。ですので、平準化の理由については、町は国、県に合わせてやったということでございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　常々、いろんな、この給与改定ばかりではなくて、国、県からの通達、あるいはそれに準ずる形でいろんなことを地方自治体はやっているわけですが、私はその、やっぱり何でそうなったかくらいはね、聞いておくとか、背景を調べておくことも必要だと、言われっぱなしで、言われたからこうやったんだということで納得するしかないんでしょけれども、今後はそういうことを聞いてほしいなという思いがありますが、いかがでしょうか。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　議員がおっしゃるとおり、理由については調査しておくべきだったのかなと。ただ、町も事務的な手間としましては、6月、12月の支給に際してのいろんな作業がございまして。計算したり何だりと、その作業については、平準化のほうがやりやすいと、それだけは言えると思います。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　町として、やっぱり国の人事院勧告に従わなきゃならないとはなっていますけど、これは西会津町は現行で行くんだというわけにはまいりませんか。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今回、条例改正として、議案１号から３号まで、町の特別職、２号につきましては町の議員、それから３号につきましては町職員の給与改定ということでお出しをしています。先ほどの議案説明の中でも申し上げましたが、本町の場合、国の人事院勧告、さらには県の人事委員会の勧告、それを過去からずっと尊重して給与改定を行ってきた経緯がございます。そういった経緯からして、今回は国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告、それに従って条例改正を上程させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 ８番、渡部憲君。

○渡部憲 私はね、今回はいろんな農家の人たちもね、やっぱり減収になったわけです、いろんな面でね。10俵取れるところ８俵しか取れないとかね。そういうことを考えますと、やはり現行で行ったほうが町民の皆さんの理解は得られるんじゃないか、私はそう思ったまでです。答弁いりません。

○議長 ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第１号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第２号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第２号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、先の議案第１号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でもご説明申し上げたとおり、人事院勧告等による職員の給与改定に準じ、知事等の県の特別職及び県議会議員の期末手当が引き上げとなることから、本町におきましても同様に町議会議員の期末手当を０.０５月分引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の３ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の、議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。

第7条第2項は、期末手当の額を規定しており、12月に支給する期末手当の支給率について、100分の162.5を100分の167.5に改め、0.05月分引き上げるものであります。

次に、改正条例案第2条につきましても、議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。条例改正案新旧対照表の4ページをご覧ください。

第7条第2項は、期末手当の額を規定しており、期末手当の支給率について、現行の6月支給100分の152.5、12月支給100分の167.5を6月、12月ともに100分の160に改正し平準化を図るものであります。

次に、附則であります。第1項及び第2項はこの条例の施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成30年12月1日に遡及して適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものであります。

第3項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

9番、三留正義君。

○三留正義　9番、三留正義です。原案に反対ということで、討論させていただきます。

ちょっと今回の反対の内容については、ちょっといつもと、本当の反対の反対ではなかったのが質疑しなかったんですが、どういう意味合いだったのかということ、今定例会で一般質問の中でもありましたように、ふるさと納税の質問がなされて、皆さん内容についても、町側としても大苦戦しているということでご理解いただけているものと思います。

そんな中で、3月の予算では、私は反対したんですけど、全体の意思ということで可決しておりますけれども、やはり議会側として、町が必死で今取り組んでいる、その中で、苦しみの中でいい答えになかなかならない。そんな中で、やはり我々も、議会側としても、広報なり、支援なり、そういった力もちょっと不足しているのかなど。やはりここは町に寄り添って、財政的な面でも議会側として報酬の一部を見直していきましょうというこの議案についてはね、金額的には、その膨大な金額にはならないんでしょうけれども、やはり議会側の姿勢として、やはり皆さんここは、町側の懸命な努力に寄り添っていく、そういった意味で、本議案については反対したいと思うので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫　ただいまの反対の意見も分からないわけでもありませんが、賛成の立場から申し上げます。

この度、人事院勧告並びに人事委員の勧告により、県会議員においても改訂されたことになりました。これはまで本議会議員においても、これらの勧告に準じて改訂されてきたところでもあります。今、全国の地方議会では、報酬及び手当の低さと改選後の保証がないことから、議員のなりて不足が大きな社会問題となっております。二元代表制の一翼を担う議員を維持するためにも、賛成するものであります。

また、町の財政状況を鑑み、次期改選期より議員定数を 2 名削減し、約 480 万円の財政負担軽減を図るため、議会議員定数条例の一部を改正する条例を議会案として提出されます。

よって、議案第 2 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、賛成であります。皆さまのご賛同、お願いいたします。

○議長　ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　これで討論を終結いたします。

これから議案第 2 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長　起立多数です。

したがって、議案第 2 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、可決することに決定されました。

日程第 4、議案第 3 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第 3 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、職員の給与改定等に係る条例の一部改正であります。

ご承知のように、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることができないこととなっております。そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第 24 条に、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない。と規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであり、今回の改定にあたりましては国・県の勧告等に準じて行うもので

あります。

今回の改正内容についてであります。本年 8 月 10 日、国の人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の俸給について、平均 0.2 パーセントの引上げと、勤勉手当 0.05 月分の引上げ、さらには、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的な見直しについての勧告を政府に対し行ったところであります。

これを受け、県人事委員会は 10 月 2 日、人事院勧告に準じて若年層を中心に職員の俸給を平均 0.1 パーセント引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引上げ、人事院勧告の内容を踏まえた給与制度の総合的な見直し等の勧告を県及び県議会に対し行ったところであります。

本町におきましても、これらの勧告の意義を尊重し、職員の俸給について、平均 0.12 パーセント引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引上げるための改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表の 5 ページをご覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第 21 条は、職員の勤勉手当にかかる規定であります。第 2 項第 1 号は再任用職員以外の支給率について 100 分の 90 を 100 分の 95 に改め、0.05 月分引上げるものであります。

第 2 号は、再任用職員の支給率について 100 分の 42.5 を 100 分の 45 に改め、0.025 月分引上げるものであります。なお、今次の支給率の改正にあたりましては、平成 30 年度の引上げ率を 12 月支給分で一括して調整を行なうものであります。

次に、附則第 15 項の改正は、行政職 6 級で 55 歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を 100 分の 0.81 を 100 分の 0.855 に、100 分の 90 を 100 分の 95 に、それぞれ引上げるものであります。

次に、別表第 1 は行政職の給料表、別表第 2 は医療職の給料表でありまして、それぞれ改正するものであります。

次に、本改正条例案第 2 条につきましても、職員の給与に関する条例の一部改正であります。条例改正案新旧対照表の 16 ページをご覧ください。

まず、第 20 条第 2 項は、職員の期末手当の支給率について 6 月 100 分の 122.5、12 月 100 分の 132.5 を 6 月、12 月ともに 100 分の 127.5 に改め平準化を図るものであります。

第 20 条第 3 項は、再任用職員の期末手当の支給率について 6 月 100 分の 65、12 月 100 分の 75 を 6 月、12 月ともに 100 分の 70 に改めるものであります。

次に、第 21 条第 2 項第 1 号は、再任用職員以外の勤勉手当の支給率 100 分の 95 を 100 分の 92.5 に引き下げるものであります。この改正は、平成 31 年度以降の支給率を 6 月、12 月とも同じ率とするための改正であります。

第 2 号は、再任用職員の勤勉手当の支給率であります。第 1 号と同様に 6 月と 12 月の支給率を同じにするため、100 分の 45 を 100 分の 43.75 に引き下げるものであります。

附則第 15 項の改正につきましても、行政職 6 級で 55 歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を 6 月、12 月とも同じ率とするため、それぞれ引下げるものであります。

次に、本改正条例案の附則であります。第 1 項及び第 2 項は施行期日でありまして、

第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用するものであります。ただし、第21条第2項第1号及び附則第15項の規定は、平成30年12月1日から適用するものであります。また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものであります。

第3項は、給与の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　それでは、毎年のことなんで同じような質問になるかもしれませんが、このいわゆる改定後の給与水準は、いわゆるラスパイレス指数はだいたいどのくらいになるのか、まずそれ一つお尋ねしたいと思います。

それと、最近のその人事院勧告並びの県の人事委員会の勧告で、いわゆる昇給に関しては、若年層を中心に昇給をさせていくという勧告らしいんですが、その若年層、どの辺だと聞けば、だいたい概ね40歳以下というお話であります。そうすると、皆さん自らのことなので、なかなか言いづらいと思いますが、ここにいらっしゃる幹部職員の皆さん、50代中盤、後半の皆さんというのは、いわゆる小泉内閣の三位一体改革等々の、大変厳しい時代を乗り越えられてきております。そんな中で、その厳しい時代においては、給与の引き下げ等々も経験されてきたはずです。そうすると、いわゆる真っ先に給与を引き下げられた、額の割合も真っ先に引き下げられてきたと思うんですが、だだその後の人事院勧告、あるいは人事委員会の勧告においては、給与引き上げ等になると、みんな若年層を中心というような話が、ずっと私、最近の勧告は多いのかなというところで見ております。

そうした中で、そうすると下げられた水準から、昇給どころか、ベースまでなかなか戻るような機会というのは、今までなかったのではないかなと。だから、先般お尋ねすれば、逆転するような現象も起きつつあるというような話を聞きますが、その辺は人事委員会の勧告、あるいは人事院勧告等では、全然配慮なされないんでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

ラスパイレス指数につきましては、最新版の指数、今、調べているところでございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

ただ、今回の給与改定によって、ラスパイレス指数が上がるのか、下がるのかといった部分では、各市町村、全部同じ率で上がりますので、これによっての、西会津が上がる、下がるという影響はないと思います。

それから、今回の人事院勧告、ここ数年ずっと若年層に配慮した引き上げということで

ございまして、概ね本町の、本町といえますか、今回の人事院勧告、県の人事委員会の勧告では、40 歳未満の職員がいくらか上がると、若ければ若いほど上がる率が高いと、で、それ以上の、40 歳以上の職員については、ベースアップ 0 ということでございます。

それから、高齢者層の関係でございますが、過去に給与の相互見直しというような、全国的に公務員の給与の相互見直しがございまして、そのときに、かなりベースが下がってございます。ですから、もう 10 年か 20 年前に勤めていた方の給与よりは、今、低い状態になります。先ほど申されましたとおり、55 歳になれば、もう昇給はなしということで、それまでに上がらないと、もうずっと定年まで同じ額でいくということです。

このように、若年層に配慮した給与改定が続きますと、そのもう詰まっていくというか、上は上がらない、下は少しずつ上がるということで、ですから、年齢がある程度離れていても、給与自体が変わらなくなるような、このまま続けばそういった状態になることは考えられます。

それから、最初のラスパイレス指数でございますが、本年 4 月、本町のラスパイレス指数は 97.9 でございます。このラスパイレス指数につきましては、各自治体の年齢構成等によっても変わりますので、一概に本町の給与水準が高い低いというのは、なかなかこの指数から読み取ることができないというようなことはございますが、一応、本町の場合 97.9 が本年 4 月のラスパイレス指数でございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ラスパイレス指数は分かりました。先ほどの、いわゆる総務課長あたりは当事者でありましょうけども、いわゆる人事院勧告だったり、人事委員会では、そのいわゆる、今言ったね、その差がだんだんなくなっているということに対して、何のその対処もなさらないで今後もいくのかということなんです。下げられた方は、ずっとそのままで、いわゆる若年層を中心に、これからおそらくそういう勧告が多くなると思いますけれども、それはちょっと私も納得いかないの、今までは人事委員会、あるいは人事院勧告にみんな従って、こうやってきたということでありますけれども、果たしてそれだけでいいのかなという、漠然と疑問に思ったものですから、その点をもう一度お尋ねします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

人事院勧告、県の人事委員会の勧告をする際に参考とするのが、民間の企業等を参考にしています。若年層を中心に上げてというような、今回の勧告でございますけれども、民間がそういうふうになっているのかなと、そこら辺も背景にあるとは思いますが。なかなか難しい部分はございますけども、あと景気がよくなって、民間がどんどんベースアップがなれば、当然、今まで上がらなかった高齢層というか、若年層より上の層も、いくらかの引き上げはあるのかなというふうに考えてございます。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私も 10 番議員の同じような話になるかと思いますが、決まって給与改定にあたりましては、民間との給与の格差の解消というようなことも文言が出てくるのでありますが、この格差ということ、毎回出てきていますが、この格差の根拠となる部分、もの、それを示していただかないと、その解消に努めたんだというのが、ちょっと皆さんで分か

らないんじゃないかなというふうに思っているんです。その辺のことをひとつお願いします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今回、福島県の人事委員会が出された勧告の、が出した勧告の元となります根拠を申し上げます。本年4月分として支給された職員、公務員ですけれども、の給与と民間の給与、その民間も企業規模50人以上かつ事業所規模、事業所の規模が50人以上の県内の840の民間事業所のうち、無作為に抽出しまして、185の事業所について調査をして、その平均と公務員の格差を出したと。で、その格差分が今回の勧告になったということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、平成30年度の地方税制改正に伴う、地方税法の一部改正がありましたことにより、町税条例の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、国の進める働き方改革により所得税法等が改正され、町民税でも配偶者控除及び配偶者特別控除における控除額が改正されることに伴う、文言等の改正など規定の整備でございます。

町民税の配偶者控除は、現行、控除対象配偶者については33万円、老人控除対象配偶者については38万円でありましたが、改正後は、納税義務者の所得が900万円以下は現行どおり、33万円、38万円でございますけれども、所得900万円以上の方は段階的に縮小され、1,000万円以上の方の控除の適用はございません。

配偶者特別控除についても同様で、所得により段階的に適用されますが、配偶者の所得

額の幅を広くいたしまして、現行 76 万円未満で適用されていたものが、123 万円未満まで適用されることとなりました。

それでは、議案書に基づき、改正内容について説明を申し上げますが、あわせて条例改正案の新旧対照表もご覧いただきたいと思います。

第 24 条第 2 項は、個人の町民税の非課税の範囲を規定したものであり、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものであります。

第 36 条の 2 は、町民税の申告の規定で、文言の改正でございます。

附則第 17 条の 2 は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を規定したものであり、租税特別措置法の改正によるものです。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第 1 条は、施行期日についての規定でございます、この条例は平成 31 年 1 月 1 日から施行するものであります。

附則第 2 条は、町民税に関する経過措置についての規定であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　今般の税制改正の中で、今説明あったように、いわゆる配偶者控除が本人の所得制限をこうなくして、150 万から 103 万円になるというような中身らしいんですが、国ではこの配偶者控除の範囲をこの労働時間というかね、縛りを無くしてもっと働いてほしい、働けるようにしたいというような意向であるようなんですが、これによって、住民税等々は本町にとって増収となるのか、影響額等はどのように捉えているのかお尋ねをいたします。

○議長　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　10 番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

今ほどご説明申し上げましたように、配偶者控除、配偶者特別控除が改正されるわけでございます。で一方においては 1,000 万以上の高額所得者の配偶者、配偶者特別控除ともに適用がなくなります。

かつ、一方において配偶者特別控除、議員おっしゃいましたように、その配偶者、今まで奥さんですとか働いていた方の控除の額が引き上げられる、それは、おっしゃったように働き方改革でより働きやすい環境といいますか、そういうことでございます。

これによる、町への影響ということでございますけれども、一方においてはその控除がなくなり、これは高額所得者でございますけれども、これについては数名町内にもいらっしゃいますけれども、それについては税収が控除がなくなるので上がる。一方において、その配偶者特別控除の方でございますけれども、これは幅が引き上げられてその部分は控除になりますので、そちらの部分については税額が下がるという部分でございます、今のところちょっとうちのほうで想定しておりますのは、このプラスマイナスもございまして、さほど影響は出ないのではないか、ただ、控除額の方が配偶者特別控除上がり

ますので、そちらの方で多少やはり税収的にはちょっと大きくはないと思われますけども、多少落ちるのではないかというふうに考えてはございます。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 これ税条例の一部を改正することによって、150 万から 103 万に引き下げられたということですが、これ 30 年度の確定申告にはこれ適用されますか。

○議長 五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

この施行につきましては、来年度、1 月 1 日から施行でございますので、30 年度の申告、当町においても 2 月から始まりますけれども、この申告に適用されます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 5 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 5 号、平成 30 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、道路事業の追加要望が採択されたことに伴う社会資本整備総合交付金の追加計上や、今年度開催予定の健康講演会に係る地域包括ケアシステム深化・推進事業補助金などを計上いたしました。

一方、歳出におきましては、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じた職員の給与等の改定に伴う人件費の追加や、燃料費の値上げ等に伴う温泉施設及びさゆり公園管理業務委託料の追加、サービス給付費の増加に伴う介護保険特別会計繰出金の追加などを計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 30 年度西会津町の一般会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,085 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 4,471 万 5 千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款、国庫支出金、2項4目、土木費国庫補助金は150万6千円の増であります。これは、道路事業の追加要望が採択になったことによる社会資本整備総合交付金の追加であります。

14款、県支出金、2項3目、衛生費県補助金125万4千円の増は、健康講演会開催に係る地域包括ケアシステム深化・推進事業補助金115万7千円の新規計上などであります。

9ページをご覧ください。

16款、寄附金、1項3目、商工費寄附金34万6千円の新規計上は、安座のオトメユリ群生地 of 階段修復費用として埼玉女子短期大学エアライン専門ゼミから寄せられたものであります。

10ページをご覧ください。

17款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金2,105万9千円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れするものであります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、6億3,302万7千円であります。

19款、諸収入、5項4目、雑入334万1千円の増は、確定による後期高齢者医療・療養給付費負担金過年度分であります。

20款、町債につきましては、それぞれ事業の決定等に伴い、額の調整を行うものであります。

11ページをご覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項1目、一般管理費907万6千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などによるものであります。

12ページをご覧ください。

9目、交通安全対策費42万円の増は、対象者が増えたことに伴う、運転免許自主返納者報奨品の追加計上であります。10目、ふるさと振興費938万8千円の増は、ジャグジー新設に伴う重油及び水道使用量の増加、さらには、重油の値上げなどによる温泉施設管理委託料693万4千円の増、13ページにいきまして、補助対象者が増えたことに伴う定住住宅整備費補助金130万円の増などによるものであります。2項1目、税務総務費331万8千円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整によるものであります。

14ページをご覧ください。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費759万1千円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整、15ページにいきまして、対象世帯が増えたことに伴う、雪処理支援隊の増員に係る臨時職員賃金165万3千円の追加、国民健康保険特別会計・事業勘定への人件費等繰出金414万7千円の減額などであります。3目、老人福祉費1,004万1千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整、確定に伴う後期高齢者医療費

療養給付費負担金 516 万 7 千円の追加、16 ページにいきまして、サービス給付費の増加等による介護保険特別会計繰出金 535 万 3 千円の追加などがあります。4 目、障がい者福祉費 279 万円の増は、確定による障がい者自立支援給付費国庫負担金の返還金 172 万 9 千円の追加などがあります。2 項 2 目、児童措置費 1,798 万 5 千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整、17 ページにいきまして、福祉会保育士の異動に伴う認定こども園と放課後児童クラブの運営委託料の組み替えなどがあります。

18 ページをご覧ください。

4 款、衛生費、1 項 4 目、健康推進費 123 万 7 千円の増は、健康講演会開催に係る講師謝礼 50 万円などの経費の新規計上であります。5 目、母子保健費 80 万円の増は、不妊治療に係るこのとりサポート事業補助金の追加計上であります。2 項 1 目、清掃総務費 445 万 8 千円の増、19 ページにいきまして、6 款、農林水産業費、1 項 2 目、農業総務費 975 万 5 千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整であります。

20 ページをご覧ください。

3 目、農業振興費 102 万 6 千円の増は、今年の干ばつ被害に係る農業災害資金利子補給事業補助金 9 万 4 千円の新規計上、対象農地が増えたことによる中山間地域等直接支払事業交付金 60 万 7 千円の追加計上などがあります。

21 ページをご覧ください。

2 項 1 目、林業総務費 811 万 8 千円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整などがあります。

22 ページをご覧ください。

7 款、商工費、1 項 1 目、商工総務費 227 万 8 千円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整であります。3 目、観光費 59 万 8 千円の増は、埼玉女子短期大学エアライン専門ゼミから寄せられた寄附金を財源とした、安座のオトメユリ群生地 の 階 段 修 復 に 係 る 施 設 整 備 材 料 34 万 6 千 円 の 追 加 計 上 な ど で あ り ま す 。

23 ページをご覧ください。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費 405 万 2 千円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整、冬期間の道路維持管理委託料 46 万円の追加、24 ページにいきまして確定による除雪機械購入費 108 万 9 千円の減額などがあります。3 目、道路新設改良費 933 万円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整、確定見込みによる工事請負費 601 万 1 千円の減額などがあります。4 目、橋りょう維持費 238 万 6 千円の減は、確定見込みによる修繕工事請負費 157 万 2 千円の減額などがあります。

25 ページをご覧ください。

3 項 3 目、公園費 507 万 3 千円の増は、屋内温水プールのボイラー更新に伴う重油使用量の増加及び値上げ、施設修繕の増加などによるさゆり公園管理業務委託料の追加であります。

26 ページをご覧ください。

9 款、消防費、1 項 3 目、消防施設費 123 万 9 千円の増は、消火栓や小型動力ポンプ等の修繕料 83 万 6 千円の追加などがあります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 517 万 5 千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う

職員人件費の調整などであります。

27 ページをご覧ください。

3 目、学校給食費 146 万 8 千円の増は、燃料費、光熱水費、施設修繕料の追加であります。2 項 2 目、小学校教育振興費 87 万 6 千円の減は、特別支援教育支援員 1 名が、県費の臨時講師になったことに伴う社会保険料及び臨時職員賃金の減などであります。

28 ページをご覧ください。

3 項 1 目、中学校管理費 199 万円の増は、燃料費、光熱水費、施設修繕料の追加であります。

5 ページにお戻り願います。

第 2 表債務負担行為補正、追加であります。

債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。今回設定する事業は 2 事業でありまして、まず、農業災害資金利子補給事業補助金につきましては、期間が平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間、限度額は 178 万 2 千円であります。

次に、防災・安全交付金事業、町道野沢中央線新町橋橋りょう補修工事につきましては、期間が平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間、限度額は 4,450 万円であります。

次に、第 3 表地方債補正、変更であります。辺地対策事業費、過疎対策事業費は、いずれも対象事業費の確定等に伴う限度額の変更であります。

記載の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満　何点か伺いたいと思います。

まず 12 ページの、ふるさと振興費の委託料の、この温泉施設の管理業務委託料なんです。もう少し詳細を教えてくださいと思います。

それから、25 ページのさゆり公園の管理委託料についてもですが、同様です。

それで、今回、燃料費が高騰したということで計上されていますが、町全体としては、どの程度こう影響があったのか、そして、今後、若干下がり気味にはなっていますけれども、それはどのような対応を考えておられますか、伺いたいと思います。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　1 番、三留議員のご質問のうち、まず、温泉施設の部分の委託料の増額計上並びに、さゆり公園の委託料の増額計上についてお答えいたしたいと思います。

まず、ロータスインのほうにつきましては、温泉施設のほうでございますが、まず一般質問でもご答弁申し上げましたが、大規模改修をやったということでございまして、まず、壁と屋根の部分でございます。その中で、リニューアルオープン後、伸びていた温泉の利用者数、利用料の部分でございますが、その部分が 4 月から 8 月までにつきまして、だいたい 12.78 パーセントの伸びでございました。それが、9 月、いわゆる工事を開始してから、いわゆる飛散防止幕等をやりまして、営業しているかどうか分からないということ

で、そちらが 2.64 パーセント減してしまったという部分で、その観点から、まず温泉施設の利用の分について、そのおそらく 12.78 パーセントの増でいたものが、減額だという部分で、まずその部分の減収部分をやっております。

続きまして、温泉の部分の中で、いわゆるその落ち込んだという部分は起因するという部分でございますので、温泉休憩室等の部分の減収分もそこに含まれているということになっております。

また、物件費といたしまして、先ほども申し上げましたが、ジャグジーを増設いたしましたので、その関係で水道料、並びに重油料の使用料が増加になったということでございまして、まず水道料並びに重油の使用料を計上しておりますが、また、単価につきましても、当初、昨年 12 月に見積した段階から比べますと、10 円ほど単価が上がっているということから、その部分を含めた形で計上しております。

また、この度、当初予定しておりませんでした、コピー機とか、そういう部分のリース料の部分、コピー機のリース料等の部分も含まれておりまして、そのコピー機のリース料の、いわゆる町民福祉の部分ということで、それは 50 パーセントずつの割合で追加計上したりとかですね、あとは、水質検査手数料の回数の増加ということで、その分を含めまして、今回の金額ということで 693 万 4 千円という形の計上になったということでございます。

続きまして、さゆり公園でございますが、まず、さゆり公園につきましては、まず、当初予定しておりました修繕箇所が、その予算計上後に、修繕が、新たなものが追加したということで、大きなものとしたしましては、管理棟の裏にあります浄化槽のブロアーが壊れてしまったという部分。また、屋内プールの渡り廊下のガラス交換等ということで、ひび割れていた部分が発覚したということで、そちらのほうで追加しているという部分でございます。

また、物件費等につきましては、先ほども申し上げましたが、14 の使用料の部分、いわゆるボイラーを交換したことによりまして、重油の使用量が若干増えてしまったという部分でございます。

また単価につきましては、12 月当初から見積もった分の中では、こちらと納入業者が違うものですが、7 円ほど上がったということから、その部分で追加したということになります。

また、この度、除雪機械、自走式の除雪機械を、今まで除雪に使っていたんですが、そちらが壊れてしまったということから、今回、ホイールローダーと申しますか、普通の小型特殊系のホイールローダーの部分の、とりあえずレンタル料ということで、その部分を追加しているという部分でございます。

また、さゆり公園につきましては、減額要因もございまして、ろ過機を新たに更新したことによりまして、いわゆるプールの逆洗回数が減ったという部分で、その水道料の部分の減額したということになりまして、それを合わせまして 507 万 3 千円のトータル増という形で追加をさせていただくということが主なものでございます。

以上でございます。

○議長 新田総務課長。

○総務課長　燃料費高騰による、その町全体の影響額というご質問でございますが、全体の影響額は、申し訳ございませんが把握はしてございません。ただ、今次補正で燃料費の追加ということで、今ほどの温泉健康保養センター、それから、さゆり公園は出ましたが、それ以外にも、学校給食費での燃料費の追加、それから中学校費での燃料費の追加は、今次補正に計上してございます。当然、公用車等のガソリン代等も当然値上がってございまして、そちらにつきましては、当初予算、既存予算でまだ飲み込める分ということで、今次補正には計上してございませんけども、状況によっては3月補正もあるのかなと、そういった状況でございます。

○議長　1番、三留満君。

○三留満　今、ロータスインも改修工事、ほぼこれで完了するのかなと思いますし、また、さゆり公園の長寿命化も進んでいるわけですが、結構追加の金額も大きいということですが、今後、新たなこういう追加の修理といいますか、そういうことは、やはり実際に現場を見ておられて、今後もかなり出るというような予測はされておりますか、ちょっとその点をお伺いします。

○議長　伊藤商工観光課長。

○商工観光課長　今後はこういうような修繕等に絡みまして、委託料の追加があるかという部分でございますが、まず、温泉施設のほうの部分につきましては、やはり平成4年にオープンしたということから、やはり経年劣化という部分はございまして、その都度予算化、当初予算に立てまして、その大きく変わる部分については、その都度修繕してきたという部分でございます。ただし予定した修繕以外に、急遽、万が一、先ほどもありましたが、ブローアが壊れてしまったとか、いわゆるそういうような浄化槽に必要な設備とかの部分については、今後、逆にあり得るかもしれませんというのは申し上げておきたいと思います。

また、さゆり公園につきましても、やはり当初予定した修繕から比べて、今回も先ほど申し上げましたが、浄化槽のブローアの、急遽、交換があったりとか、そういう部分で、多々、少しは出てくるかと思いますが、これでほぼ出てきたかなと思いますが、その部分につきましては、やはり町の施設だという部分がありますので、その利用者に影響がないような形では、逐次対応していきたいと考えておりまして、可能性として、逆に修繕関係についてはあり得るという部分な形は予想しております。

○議長　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、私は、歳出の2款のふるさと振興費の温泉施設の委託料。それとあと、8款、やっぱり公園費の委託料について、ちょっと質問したいんですが、この委託料の中身を見ますと、やはりこれ温泉施設765万9千円。そして公園費で507万5千円という数字があがっているんですが、これを合計すると1,200万余の委託料の増加になっているわけですね。そしてその財源の内訳を見ますと、これ町からの一般財源からの繰り入れになっているわけですね。そしてその、今、先ほど総務課長より、財政調整基金の残高6億3,332万というようなことで、これ9月の時点よりもかなり減ったと、1億近く減っているなというような、今、そういうような、9月の時点ではおそらく9億3,700万くらいだったと思うんですが、そうすると、やはりこれ、かなり一般、町の予算への影

響がこれから出てくるんじゃないのかなというふうに予想されるわけですね。そうしたときに、やはり温泉施設なんかにおいては、今後やはり本当の営業努力によって、やっぱり収益を上げていかないと、これからいろいろとまた修繕とか出てきますので、これ本当に、町として財政的に負担にならないようにやっていかなければならないと思うんですね。

そこで、その今回の温泉委託料、これ新年度予算と今の委託料、合計してどのくらいの額になりますでしょうか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 先ほど伊藤議員のほうから財政調整基金の話がございましたので、そちらについてお答えをいたします。

まず平成29年度末の残高が9億3,700万、先ほど9月補正ではなくて、29年度末が9億3,700万程度でした。で、今回、12月補正現在で6億3,300万ということで、約3億ほど、当初から減ってございます。これにつきましては、今後、3月議会後になるか、議会中かあれですけども、特別交付税が確定されます。特別地方交付税につきましては、当初で2億、当初予算計上してまして、通年約4億入ってございますので、2億は戻るといってございまして、30年度末、今後大きな補正がない限り、だいたい前年度近くの残高はキープできるのかなというふうに考えてございます。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員のご質問にお答えいたします。

委託料の合計ということでございますので、当初予算とプラスしてということでお答え申し上げます。まず、温泉施設につきまして申し上げます。合計いたしまして3,964万9千円と。続きまして、さゆり公園につきましては、5,258万5千円になります。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私、1点、同じ共通していると思うんで、1点だけお伺いします。27ページ、28ページの教育総務費、小学校費、中学校費で、先ほど1番議員の質問で、燃料費に関しては燃料の高騰ということでよく分かったんですが、その下の光熱水費も、軒並み結構上がっているように見えまして、ほかのページ見ても、何か光熱水費そんなにないのに、ここだけ随分金額が大きいなと思ったものですから、この増額補正となった要因に関して教えてください。例えば、今年、夏、暑かったんで、勝手な想像で、エアコンいっぱいつけたのかなと思ったんですけども、もしそうであれば、月別に、例えばこの月に非常に多かったとか、その増額となった要因を、まずお聞かせください。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 光熱水費のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、確かに私どものほうでも、今回、電気料が、光熱水費、電気料になるんですけども、それで、調べてみました。その中で、確かにそのエアコンの部分があるのかなというようなことで、7月から9月のみで比較いたしますと、確かに昨年度よりは5パーセントほど増えているというような状況になっておりますが、一方で、4月から6月までの半年間で見ますと、そんなに増えていない。

じゃあ何で値上げになったのかなとか、料金が増えたのかなということで、詳しくこう調べてみますと、電気料金の中で、燃料調整単価というものがございまして、為替の変動によりまして重油、天然ガスで電気をつくる際にかかる調整単価があるそうなんですけれども、それを電力会社では燃料調整単価としまして、逆にその為替レートで有利な為替が出たときには、電気料金からマイナスで減らしているそうなんです。そういう仕組みがあるそうなんですけれども、それがこの3カ年、平成28年、29年、30年を比較しますと、その値引きの幅が狭くなっているというような実態が出てまいりました。

学校教育課のほうで、この当初予算、作成しますときに、積算しますときに、28年度の実績によりまして、昨年の29年度の12月の時点で当初予算を計上したわけですが、その28年と29年、さらに今年30年で、そういった燃料調整単価の減額というか、バックで戻ってくる分が減ったというのが、大きな、その電気料金の変動になったということでございまして、その分を見込みまして、この今回の補正ということで、主に電気がかかっている部分の中学校と、それから先ほど申し上げました給食センターの部分を補正させていただいたということでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 その燃料調整単価という要因が大きいということなんですけど、具体的にその燃料調整単価がどのくらい上がったかというのは、把握されていますか。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 先ほど申し上げましたとおり、平成28年の9月時点、29年の9月時点、30年の9月時点ということで、キロワットアワー当たりの単価で、28年9月が2.79円バックしていただいた。戻していただいた。それが、29年9月には、1円24銭、1.24円に減った。で、さらに30年9月では、0.4円ということで、戻される。電気料金として減額される分が減っているというような単価の推移になっております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そのパーセントは分かるんですけれども、そのパーセントでいくら減ったか、今の説明でちょっと分からないもんですから、額で教えてもらえないですかね。

○議長 玉木学校教育課長。

○学校教育課長 今ほど申し上げましたように、調べたのは9月の電気料金だったわけなんですけれども、28年9月が11万3千円ほど減額されたというような調整額になるわけですが、それが29年9月には4万6千円の減額、30年9月には1万6千円の減額、これしか、逆に言いますと、この分電気料が上がったということになるわけなんですけど、電気料金の値上げという形では出てこなくて、あくまでも値引き分が少なくなったというような実態になっているところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 24ページなんですけど、一番上、除雪機購入費で100万円ほど安く購入できたというのは、これ1点、これどんな機械を、機械の金額によりますけど、医療費は非常に安く、医療機関ですね、購入できるというようなことはよくお聞きするんですが、100万円も値引きして、ちゃんとまともな機械というか、どこのメーカーかよく分からないんですが、その辺、しっかりしたやつだと思うんですが、その幅が非常に大きいので、ちょっと不安

に思っております。

それから、その下の3目の15、工事請負費、道路改良工事ですけれども、600万の、この完了してこれだけ安くあがったということなんでしょうか。その辺お聞きします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず最初に、除雪機械購入費の関係でございますが、これは手押しの小型のものを2台購入いたしました。10馬力と20馬力、2台の入札で行った結果、100万円ほどが残ったというような状況でございます。

あとその下の道路新設改良費の工事費の関係でございます。今年、国の交付金事業を活用しまして、様々な新設改良を行ったところでございます。本年度予定している事業につきましては、全て完了したというようなことで、最終的に事業費を精査した結果、その確定額によって600万円ほどの減額というような状況でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 除雪機2台購入したということですが、一般的に、上代というのは、普通の購入金額がある程度機械によって設定されていると思うんですが、どのくらいの金額の除雪機をどのくらいで入札して購入したということでしょうか、その辺、詳細分かれば教えてください。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 機械そのものについては、今、資料、取りに行っていますので、後ほど報告させていただきたいと思いますが、当初予定しておりました設定の額で言いますと、10馬力のほうは、おおむね100万円。20馬力のほうは250万円ということで、町内で、これまでも、小型機械については全部で13台ほど所有しておりますが、これを年次計画で更新している中で、町内のそういった対象となる、該当する業者さんを相手に入札をした結果でございますので、そういった品物に関しては問題はないというふうに認識しております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょっと確認なんですけど、22ページの施設整備材料、これは安座のおとめゆりの階段工事、これについては、いつごろ始まって、いつごろ完成の予定でしょうか。

あと、次のページの25ページ、さゆり公園管理業務委託料、その中でボイラー交換もありましたが、それは何年くらい使われたんでしょうか。

あともう1点が、29ページの教育費の社会体育施設開放管理賃金、当初予算では36万ほどあがっていたと思うんですけど、4万6千円増えた要因をお聞きします。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 5番、長谷川義雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、おとめゆりの原材料でございますが、一応、今年度につきましては、擬木を購入いたします。いわゆる1本組と2本組を合計で、その34万6千円分、こちらのほうは、地元安座地区とお話しまして、擬木で購入するということで、まず買いまして、工事につきましては、今冬が明けて雪解け後に実施したいというような話でございますので、そういう形で対処していきたいと考えております。

続きまして、ボイラー、何年使ったのかということでございますが、こちらのほう、温水プールが開設されたの平成5年でございます。平成5年で、一応メンテナンスをしながら使ってまいりまして、だいたいやはり25年くらいは使ってきたんですが、一応メンテナンスが限界だということで、長寿命化計画を入れまして、今回、交換して、ちょっと燃料を食うようになったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 入札の状況についてご報告申し上げたいと思います。

予算的には350万ほど、それで結果、2台セットでやっておりましたので、250万ほどで、落札率で言いますと、71.4パーセントで2台セットで買うことができたという状況でございます。

○議長 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長 私からは、保健体育費の社会体育施設開放管理賃金の増額についてお答えを申し上げます。

これは、いわゆる体育館の一般開放の部分でありまして、体育館の鍵の開け閉めは、この賃金によって運営をしているところでございます。今回の増額の主な原因は、野沢体育館、いわゆる役場脇の体育館でありますけれども、この間、工事を行っておりまして、しばらくお貸ししていなかったんですが、9月から解放いたしましたところ使用する団体が増えまして、結果的に使用する日数が増えた関係上、今回増額というようになったわけでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 もう1点、先ほどの安座のおめゆりの階段についてなんですが、おとめゆりの咲く時期までには完成するのでしょうか。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 おとめゆりの階段の整備の関係でございますが、一応、安座地区の部分でお話申し上げますと、その開花時期の前に、ある程度実施したいということで、年に2回ほど修繕関係を行っているそうなんですが、春と秋という形でやっておるんですが、春の中でやっていきたいというような話でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 13ページ、1項、総務管理費の中の地方創生のみんなで創る未来基金の積立金の中で、この4千円程度のやつが出ていますが、内容が分かれば教えてください。

それから、17ページの1項、保健衛生費、予防費ですね、これの風疹等の予防接種対策助成事業というのが19万8千円ほどございます。これが何歳から何歳までの方が、実際のくらいいて、今、何人くらいの補助対象になされているのかを教えてください。

それから、18ページなのですが、母子保健費というのがございまして、こうのとりのサポート事業補助金、大事な方だと思いますので、この方の人数というのがちょっと分かれば教えてください。

○議長 もう少しはっきり言ってください。

○猪俣常三 18ページの母子保健費のところでありまして、こうのとりのサポートの事業補助金のところで、人数等が分かれば教えてください。

それから、21 ページの。見落としたな。

そのところだけちょっと教えてください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 まずはじめに、13 ページの地方創生費のみんなで創る未来基金の積立金 4 千円でございますが、歳入の 9 ページをご覧くださいと思います。

15 款、財産収入、1 項 2 目の利子及び配当金の中で、みんなで創る未来基金の利子 4 千円の計上でございますが、この利子を基金に積み立てるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 私のほうからは、風疹の予防接種とこうのとりサポート事業の内容についてお答え申し上げたいと思います。

まず、風疹の予防接種事業の 19 万 8 千円の増でございますが、今回の対象者につきましては、子ども等ではなくて、一般質問の中でもありましたが、現在、東京なり全国的に、今、風疹が流行しているという部分がありまして、妊婦の家族の方、あるいは妊娠を希望する方、そういった方が、現在、風疹の予防接種、希望されておりますので、今、流行しているという部分があって、希望の方が増えているということで、今回、検査で 11 人分、予防接種で 10 人分の増額をしたところでございます。

それから、こうのとりサポート事業でございますが、これにつきましては、今年度、現在まで 4 名の方が利用されておまして、今後、内容等を聞きにきて、おいでになっている方も多くおられることから、今回、件数的には 10 回分の増額をさせていただいたというところでございます。

○議長 2 番、薄幸一君。

○薄幸一 提案理由の説明、町長の説明の中の 4 ページの中に載っている、緊急的な支援対策として低金利を図る利子補給事業というのが、こっちで言うと 5 ページの追加の、この金額でいいのかな、農業災害資金利子補給事業補助金、30 年度から 35 年度まで 6 年間で 178 万 2 千円ということでしょうか。

あと、20 ページの下から 4 行目ぐらいに、農業災害資金利子補給事業補助金、今回 9 万 4 千円となっておりますけど、これはどのように見ればいいんでしょうか。6 年間で 178 万 2 千円という意味でしょうか。

○議長 岩渕農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、農業災害資金に対しての、その利子補給事業でございますが、今次ご提出させていただいた予算書の中では、まずその 5 ページに 5 年間の、30 年度から 35 年度までの 6 年間の利子補給補助金につきましては債務負担行為を計上させていただいております。

それと、事項別明細書の 6 款の、ページ数ですと 20 ページになりますが、19 節の補助金のほうに 9 万 4 千円計上させていただいておりますが、この 9 万 4 千円につきましては、本年度借入があった際に、本年度負担する、利子補給する利子の額に相当する補助金額と、本年度分ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛　それでは何点かお尋ねいたします。

まず 12 ページの 9 目の交通安全対策費の中で、運転免許の自主返納者の奨励品、これ 42 万増額になっておりますが、これは自主返納される方が増えたというようなことで、これいいことなのか、悪いことなのか判断できませんが、これだけ高齢者が自分で免許を返納して、交通安全には寄与されたのかなという思いではありますが、いわゆる返納をされた方に 3 万円程度の商品券、あるいはタクシー、バス券等々の支給をしているんですが、この実際、割合等々はどのくらいになっているのか、効果のほどが分かればお示してください。

それと、あと歳入にも歳出にもあるんですが、18 ページの、いわゆる長野中央病院の鎌田先生による講演会等々、企画しているということですが、その講演の内容というのは、健康に関することなんでしょうけれども、どういうところの専門の先生で、どういう内容の講演をされようとしているのか、詳細が分かればそれもお示してください。

その下の母子健康費の中の、今ほどの 6 番議員の話でもありますけれども、こうのとりサポート事業補助金、これは人数、今後の予定というかね、今後 10 回程度予定しているというような説明で分かりましたが、これも大変、少子化の本町にとっては大切な事業だと思いますので、これの効果もお示してください。要は、このこうのとりサポート事業によって、懐妊され、出産にいたるようなケースがどれだけあったのか、今後の予定も含めて、分かればお示してください。

それと、先ほど来、何人かの議員からも出ておりますが、さゆり公園の管理業務委託料、25 ページの部分で、今ほど来の説明、商工観光課長の説明だと、ボイラー、25 年程度使用して、それ更新されたと、こっちでは、よくそれだけ使ったなというような話もしていましたが、その中で、ボイラーを更新したらば、重油代がかかるようになったというような説明がありましたが、普通の認識だと、新しいボイラーを入れれば、低燃費型のボイラーになるのかなと、私はイメージがありますが、ボイラー更新して重油が余計使われるようになってしまったというのはどういうことなのか、それもお示してください。

あと、これも先ほど来、小学校、中学校等の電気料の話、3 番もしていましたが、役場庁舎の電気料に関しては、東北電力等々の兼ね合いで、なかなか動かせないというようなことでありますが、今、いろんな新電力、安い電力会社が公共施設に算入されているという中で、いわゆる小学校、中学校辺りは、東北電力の縛りから外れて、そういうところの、いわゆる見積り検討なんかはできないのか、おそらく単価 1 円違えば相当な金額になると思うんです。いろんな公共施設で、今、新電力への切り替えが行われておりますが、今後そういう新電力等々への見積り合わせ等々の参入なんかは考えていないのかをお尋ねいたします。

そんなところでございます。

○議長　五十嵐町民税務課長。

○町民税務課長　10 番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

運転免許証の自主返納でございますけれども、10 月末現在で、既に 20 名の方がいらっしゃいました。今後において、やはりまた出ていらっしゃる見込みということで計上させていただきます。

交付状況でございますけれども、議員おただしの、商品券が約 70 パーセント、バス券、

タクシー券それぞれ 15 パーセントというような状況でございます。

○議長 小瀧健康増進課長。

○健康増進課長 多賀議員のご質問のうち、鎌田先生の講演会の内容のご質問にお答えいたします。

本日 11 番の青木議員の一般質問の中でも、町長のほうからご答弁ありましたように、今後、諏訪中央病院の名誉院長の鎌田實先生から、健康づくりについてのアドバイスをいただくようなことで、現在、進めております。その中で、講演の内容につきましては、今後、詳細に詰めることになっておりまして、現時点では、まだ具体的なことは決めておりませんが、ご承知のとおり鎌田先生につきましては、長野県を全国トップの長寿県にするような取り組みをされた先生でございますので、そういった健康寿命の延伸の内容でありますとか、あと健康づくりに対する意識の高揚をさらに高められるような、そういった講演の内容になるのかなというふうに、現在考えております。

以上でございます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 私のほうからは、このとりサポート事業の効果という部分でのご質問にお答えしたいと思います。

この事業、平成 26 年から実施しておりまして、今まで延べで 21 人、37 回の利用がございました。その中で、出産された方が 6 名、それから現在妊娠中の方が 1 名というようなことで、大変効果があったのかなと、こちらのほうでは捉えているところでございます。

○議長 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長 ボイラーを交換して、普通ですと省燃料型というような部分でのご質問でございますが、交換したボイラーにつきましては、一応、特にカロリー数は特にそれほど変わっておりませんが、容量がちょっと大きくなったということで、その関係で使用量も増えているということでお聞きしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 電気料金の件につきましてお答えをいたします。

今次補正で学校教育課のほうから、中学校ですとか、給食センターの電気代、かなり補正の要求が出てきましたので、ちょっと民間業者に、ちょっと見積りを依頼しました。小中学校、給食センター、あとこども園、それから診療所、上下水道施設、今言った施設を合計しますと、今よりも数百万安くなるような見積りが提出されております、2 社から取ったわけですが、今後、電気料金については、町としても検討してまいる考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

あともう 1 点、役場庁舎につきましては、たぶん 2 年か 3 年前に東北電力と 5 年間の契約ということで、電気料金、安くなりますから、5 年縛りの契約をすると安くなるということで、当時、3 年くらい前に結んでございますので、その期間があるうちは変更はできない、庁舎についてはできないということでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 今の電気料金の件に関しましては、私も聞いてびっくりしたんですが、役場庁舎を除いて数百万円安くなるということであれば、私も実は、その新しい電気会社という

のは、いろいろ不安があったんですが、調べてみるといろんな公共施設等々でももう使って、特段問題がないというようなことで、実際、私も使っております。役場庁舎の契約上でできないのはしょうがありませんが、その他の施設に関しては、ぜひ年間数百万も違えば相当な金額になりますから、ぜひそんなところを進めていただきたいという思いであります。

あとのことは分かりました。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成30年度西会津町一般会計補正予算（第4次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成30年度西会津町一般会計補正予算（第4次）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（14時52分）

平成30年第7回西会津町議会定例会会議録

平成30年12月13日（木）

開 会 10時00分

閉 会 13時27分

出席議員

1 番	三 留	満	6 番	猪 俣	常 三	11 番	青 木	照 夫
2 番	薄	幸 一	7 番	伊 藤	一 男	12 番	荒 海	清 隆
3 番	秦	貞 継	8 番	渡 部	憲	13 番	清 野	佐 一
4 番	小 柴	敬	9 番	三 留	正 義	14 番	武 藤	道 廣
5 番	長谷川	義 雄	10 番	多 賀	剛			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	成 田 信 幸
福祉介護課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第7回議会定例会議事日程（第7号）

平成30年12月13日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第6号 | 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第2 | 議案第7号 | 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第3 | 議案第8号 | 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第4 | 議案第9号 | 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第5 | 議案第10号 | 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第6 | 議案第11号 | 平成30年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第7 | 議案第12号 | 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第8 | 議案第13号 | 平成30年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次） |
| 日程第9 | 議案第14号 | 公社造林契約の一部変更について |
| 日程第10 | 議案第15号 | 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第16号 | 農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 議会案第1号 | 西会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議会案第2号 | 西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例 |

日程第14 議会案第3号 西会津町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第15 陳情第7号 黒沢集落 水道建設に関する要望書

日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第18 政策提言調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

第7回議会定例会議事日程（第7号の追加1）

平成30年12月13日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第17号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長 おはようございます。

平成 30 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 おはようございます。諸報告を申し上げます。本日の定例会に関係議案がございまして、農業委員会会長に出席をいただいております。

なお、本定例会に地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、農業委員会事務局長を出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

次に、6 番、猪俣常三君の一般質問で、町から後日調査の上、答弁することとなっていた件について、このほど調査が終了し、答弁したい旨の申出がありますので、これを許します。

副町長、工藤倫也君。

○副町長 猪俣議員の一般質問における再質問のうち、確認したのちに答弁することとさせていただきます旧尾野本小学校講堂を音楽イベント等に利用するために貸し出す際の手続きについて、お答えいたします。

講堂の音楽イベントによる使用は、平成 26 年度から継続的に行われておりまして、これまで町では消防署への届出等を行っておりませんでしたが、改めて消防署の見解を確認しましたところ、年 1 回程度の使用であっても、催し物開催の届出が必要であるとの認識が示されました。

このため町といたしましては、今後このようなイベントでの使用に貸す際には、消防署への届出を行い、必要な消防器具の設置等、消防署や建設事務所の指導を仰ぎながら、安全に利用されるよう対処してまいりますので、ご理解願います。

○議長 日程第 1、議案第 6 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 おはようございます。議案第 6 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次)の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、下水道浄化センターのストックマネジメントの補助事業費の確定に伴う減額と人件費の調整などであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 248 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,540 万 2 千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。5ページをご覧いただきたいと思っています。

まず歳入です。

2款、国庫支出金、1項1目、下水道事業費国庫補助金は75万円の減額です。

次に3款、県支出金、1項1目、下水道事業費県補助金は6万7千円の増額です。

8款、町債、1項1目、下水道事業債は、180万円の減額です。

いずれも事業費の確定に伴う補正です。

6ページをお開きいただきたいと思います。次に歳出です。

1款、総務費、1項1目、一般管理費は11万4千円の増額です。人件費の調整によるものです。

2款、施設整備費、1項1目、下水道施設費は、161万3千円の減額です。人件費の調整と野沢及び大久保浄化センター処理施設改築更新の実施設計委託料などの確定によるものです。

4款、予備費、1項1目、予備費は、98万4千円の減額です。事業費精査に伴う減額です。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表地方債補正は、変更です。補正前の限度額1,310万円を180万円減額し、補正後の限度額を1,130万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　6ページの歳出なんですけども、一番下の委託料13番、その実施設計委託料並びに管渠等点検調査委託料、これは工事については、発注については入札なんですか、随意なんですか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

本年度につきましては、設計をまず行い、そして次年度以降に入札というような形で発注してまいる考えでございます。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　入札によって行うという計画でございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　当初予算だと実施設計は1,000万であがっていて、今回、230万減ったからお聞きするわけです。そして、管渠等点検委託料については、当初は400万であがっていて、45万3千円が増額になっているから、どうなんだろうとお聞きしているわけです。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

本年度予定しておりました大久保野沢浄化センターの施設の改築に関する実施設計の委託。それから、管渠等の点検の調査業務でございますけれども、本年度予定した事業が確定したことに伴いまして、その事業精査の結果、不用額の調整をしたということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 じゃあ確定したということですね。それで、それは契約の結果ですから、それはいいです。

それで、暗渠等点検調査委託料45万3千円、増えた要因はどのようなものですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今回点検しましたのは、芝草地内と、いわゆる桜木前といいますか、2カ所でございます。それで当初予定した量と、現場に入った結果、その現場、精査の結果ということで申し上げたいと思いますけれども、それで若干事業料が45万3千円ほど増額になったということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 実施設計委託料も当初400万見込んでいて、45万3千円が増えたということを知ったんですけど、当初の見込みが、実施設計、その辺がちょっと分からないんですが。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

この管渠等点検調査の中では、マンホールポンプのオーバーホールも可能だということでございます、この中でその分をやらさせていただいたというような内容でございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第7号、平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第

2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 議案第7号、平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)の調整について、ご説明申し上げます。

今次の補正予算は、人件費の調整と汚泥処理手数料の増額によるものです。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成30年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明いたします。4ページをご覧いただきたいと思います。

歳入は、ありません。

次に、歳出です。

1款、総務費、1項1目、一般管理費は、263万6千円の増額です。人件費の調整と汚泥処理手数料の増額によるものです。

4款、予備費、1項1目、予備費は、263万6千円の減額です。人件費及び事業費精査による減額です。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今回、補正が出ていますけど、増減はないと。それで、汚泥手数料、役務費の汚泥手数料なんですけど、増えたのは分かりますが、いわゆるボリューム、それは立法で計算しているのか、それとも重さでの金額なのか、そのボリュームを知りたいんですが。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

量でございますが、6施設ございまして、そのうち全体では446.4トンという数量でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 当初の見込みより増えたということでしょうか。というのは、今、説明で6施設、人口は減っているんですけど、汚泥は増えているというふうに解釈しているんですけど、要因は。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

農業廃水の処理施設につきましては6施設、それから汚泥の流入から放流まで数段階の処理過程で行っております。それで、今年の7月から9月、夏場でありますけれども、6施設のうち、森野、宝川、野尻の3施設において、汚泥濃度が一時的に高くなりました。

それで、処理過程を安定させるために、通常よりも多く汚泥を引き抜きが必要となったところであります。

それで、この原因を調査したところ、施設を管理している、委託している業者でございますけれども、事情を聞きました。その年の天候などによって、条件で変わるという前置きはありましたけれども、1つには、今年の夏の例年にない高温、異常気象によりまして、微生物が異常に増殖したということが一因として考えられるという回答を得ました。

あわせて、その最後のほうの放流水の水質調査を、これも専門業者に定期的をお願いしております。その業者さんの報告においても、BODの数値ということで、BODと申しますのは、放流水の有機物による汚れを示す指標の1つとされておりますけれども、この数値が、やはり4月から8月ころ、まだらではありますけれども、夏にかけまして一時的にはありますが、高い数値を示したという報告を受けておりました。

それを考えますと、やはり管理する業者さんの話、この後、水質調査の業者さんの話というのが一致しているのかなというふうに推測しておまして、結論から言いますと、その異常気象による微生物の増殖ということが大きな要因かと思われます。

それで、来年3月までの抜き取り、汚泥の抜き取りの量を精査した結果、今回の補正予算をお願いしたということでございます。なお、そのBODの数値につきましては、現在は改善されております。

以上です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今年の異常気象による微生物の発生状況によって変化されたと。それで、先ほども申し上げましたが、6施設なんですけど、ここ3年とか5年の経過の推移を見て、人口によってもほとんど人口減がなっていると思うんですけど、それによっても、ほとんど影響は変わらないということなんですか、汚泥の量は、減少傾向なんですか、その辺をお聞きます。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えをいたします。

過去3年、今年まけて4年分、一応データ取ってまいりましたけれども、今年はまだ終わっておりませんのであれですが、夏場ちょっと増えたという、先ほど申し上げましたが、平成29年度が全体で700トン、700立方メートル。

6施設、29年度で706トンでございます。それから28年度は612トン、平成27年度が684トンというようなことでございまして、年によって若干の上下はありますけれども、ほぼ同じような数字で推移してございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第

2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第8号、平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第8号、平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、人件費の調整などによるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成30年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,108万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にてご説明いたします。5ページをご覧いただきたいと思います。歳入です。

3款、県支出金、1項1目、個別排水処理事業費県補助金は、8万円の増額です。

7款、町債、1項1目、下水道事業債は、10万円の減額です。県補助金内示に伴う地方債の減額です。

6ページをご覧いただきたいと思います。

歳出です。

1款、総務費、1項1目、一般管理費は、18万8千円の増額です。人件費の調整によるものです。

2款、施設整備費、1項1目、個別排水処理施設費は、県補助金の内示による、財源の調整です。

4款、予備費、1項1目、予備費は、20万8千円の減額です。人件費の調整と施設整備費の財源調整による減額であります。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表地方債補正は、変更です。補正前の限度額1,220万円を10万円減額し、補正後の限度額を1,210万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　6 ページの施設整備費なんですが、県の支出金が 8 万円増えて、地方債が 10 万円減って、それから一般財源が 2 万円充てたと、その中身を詳しくお願いしたいんですけど。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

今回の事業費の調整につきましては、集会所施設、21 人槽の集会所施設の分が今回の補正の対象でございまして、その事業費の調整ということでございます。

○議長　5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　当初、確か個別排水の浄化槽について、11 だと思っているんですけど、それには集会所も入っている、それは別なんでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

本年度、平成 30 年度におきましては、この施設を含めて 10 基目という整備でございます。

○議長　5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　3 月の当初予算のときには、11 基と説明を受けているんですが、11 のはずだったんですが。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

9 月の段階で補正予算をさせていただきました。それで、今回、県の補助が 8 万円、確定したということで調整をさせていただきました。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

当初の段階で 11 基という説明だったということでございますけれども、この今回の集会所施設を含めて、本年度は 10 基ということでございます。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第9号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第9号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正予算の概要であります。平成29年度決算により繰越金が確定したことや、制度改正に伴うシステム改修費用の財源調整などがあります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成30年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億372万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。歳入であります。

2款、繰入金、1項1目、事務費繰入金44万8千円の減額は、制度改正に伴うシステム改修費用が、国庫補助金の対象となったことによる一般会計からの繰入金の減額であります。

3款、繰越金、1項1目、繰越金34万5千円の増額は、平成29年度決算確定による増額であります。

5款、国庫支出金、1項1目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金44万8千円の増額は、制度改正に伴うシステム改修費の補助金であります。

5ページをご覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費は国庫補助金と一般会計繰入金の財源調整であります。

4款、諸支出金、2項1目、一般会計繰出金34万5千円の増額は、平成29年度決算の繰越金について、全額を一般会計に繰出しするものであります。なお、後期高齢者医療特別会計の事務費につきましては、全額一般会計から繰入れしておりますので、繰越金につきましては毎年度一般会計に繰り戻しをしております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第10号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第10号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正予算の概要であります。事業勘定では人件費の調整と、平成29年度の国庫負担金等の精算による返還金の確定による調整、診療施設勘定では、年間を見通した診療収入と人件費等の調整であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成30年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ662万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億1,387万4千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,885万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億3,196万5千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金414万7千円の減額は、職員の人事異動等に伴う一般会計からの人件費繰入金の減額であります。2項1目、国民健康保険運営基金繰入1,076万7千円の増額は、平成29年度の療養給付費国庫負担金等の精算額が確定し、返還となることから必要額を国保運営基金から繰り入れするものであります。なお、今次補正予算調整後における国保運営基金の残高見込みにつきましては1,416万6,684円となる見込みであります。

6ページをご覧ください。事業勘定の歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 414 万 7 千円の減額であります。職員の人事異動等による、給料、職員手当等、共済費、総合事務組合負担金などの減額であります。

6 款、諸支出金、1 項 3 目、償還金 1,076 万 7 千円の増額は、平成 29 年度の国民健康保険療養給付費国庫負担金等の精算が確定したことにより、返還金 1,161 万 9 千円の追加と、同じく平成 29 年度の社会保険診療報酬支払基金の精算が確定し、現計予算額 400 万円と見込んでいたところ、314 万 8 千円となったことから、85 万 2 千円を減額するものであります。

14 ページをご覧ください。施設勘定の歳入であります。

1 款、診療収入、1 項 1 目、国民健康保険診療報酬収入から 6 目、その他の診療報酬収入までの合計 1,551 万 5 千円の減額と、2 項 1 目、諸検査等収入 333 万 8 千円の減額は、当初予算では常勤医師 3 名体制による診療収入を見込んでおりましたが、現在まで新規医師の確保ができなかったことから、これまでの収入状況及び今後の見込みにより減額としたものであります。

15 ページをご覧ください。施設勘定の歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 1,835 万 3 千円の減額は、職員の人事異動による人件費の調整と、歳入で申し上げましたとおり、当初予算では常勤医師 3 名分を計上しておりましたが、現在まで新規医師確保ができなかったことから医師 1 名の人件費のうち、4 月から 12 月までの 9 カ月分の給料等を減額したものであります。

2 款、医業費、1 項 3 目、医薬品衛生材料費 50 万円の減額は、医薬品等購入費が減額となる見込みであることから調整するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本案につきましては、去る 11 月 27 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　15 ページの負担金なんです。負担金、総合事務組合負担金 110 万ほど減っていますが、普通、負担金というのは、一般的に考えると一定の金額と思われるんですけど、減った要因について。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　総合事務組合の負担金についてのご質問にお答えいたします。

この負担金につきましては、職員の退職手当の負担でございまして、給料によって額が変動するということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　総務課長の説明ですと、退職金の関係だと言われたんですが、もうちょっと詳しくお聞きしたい。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　再度お答えいたします。

職員、医師も含めての退職の負担金でございまして、一番大きな要因は、医師分の 4 月

から12月まで9カ月分、その分見込んでいた分がなくなつたと。あとそのほか、職員、診療施設勘定ですから、診療所に勤める職員の人事異動にも関係するということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私、診療施設勘定の中で、今般、医師3名分を見込んでいたけれども、残念ながら12月、今にいたるまで1名確保ができなかったというようなことで、人件費の調整、あるいは診療収入の調整をされたということであります。医師確保に向けては、日々いろんなご努力をされていると思いますが、今現状の見通しというか、今、全くあてがないと言ったら失礼ですけども、今、医師確保の現状はどうなっていますでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 医師の確保のことについてでございますけれども、これまで精力的に関係機関等への働きかけをしてまいりました。今年中には、ちょっと難しいというようなことでありますが、今現在、交渉している先生がおります。で、この先生には、できるだけ早くということで、いろいろお願いをしているわけでありましてけれども、その交渉の途中でございますので、明確なご答弁はできませんけれども、来年の4月、できれば1月ということで、1月はちょっと無理なので、新年度から常勤医師として来ていただけるように、今これから、さらに誠意を持って交渉を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その話がうまく進むことを私も祈っておりますけれども、以前、今年度は、いわゆる町の出身者とか、町の関係者等々もドクター、調査しながら、こうあたっていきたいというような話ありましたけれども、そっちのほうなんかはどうなっていますでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 町の出身、また町と関わりのある方の、いわゆるところまで、やっぱりこれからも、ちょっと範囲を広げてということでやってまいりましたけれども、やっぱりそれぞれ開業されているとか、いろいろその方のいろんな事情があつて、なかなかやっぱり地元といたしますか、西会津町には現段階ではなかなかおいでいただけるような、そういう状況にはありませんでした。いろんな交渉といたしますか、働きかけをやってまいりましたけれども、結果的には、そこまですらなかったということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 11 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部英樹君。

○福祉介護課長 議案第 11 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、ショートステイ利用者や施設入所者が当初見込みより増加したことにより、保険給付費の介護サービス費が増加したことと、平成 29 年度の繰越金の確定、30 年度、職員の人件費の調整などによるものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 30 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,353 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 8,808 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

6 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款、保険料、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料 124 万 6 千円の減額は、所得等の確定により被保険者から徴収する保険料が確定したことによるものです。

3 款、国庫支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金 630 万円の増額。2 項、国庫補助金の 1 目、調整交付金 385 万 5 千円の増額は、いずれも介護給付費の増による国庫支出金の負担分の増でございます。4 目、介護保険事業費補助金 27 万 1 千円の増額は、システム改修に係る国庫補助金の基準額の増によるものであります。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金 958 万 5 千円の増額及び 7 ページの 5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金 523 万 7 千円の増額並びに 7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金 443 万 7 千円の増額は、介護給付費の増額によるそれぞれの負担分の増額であります。

8 ページをご覧ください。

2 項、基金繰入金、1 目、介護給付費準備基金繰入金 1,048 万 7 千円の増額は、介護給付費が増加したために、給付費に不足が生ずるため繰り入れするものであります。なお、第 7 期の介護保険事業計画では、3 年間の期間内で、3,000 万円の基金を繰り入れする計画となっております。

8 款、繰越金、1 項 1 目、繰入金 2,327 万 6 千円の増額は、平成 29 年度の決算による、繰越金の確定額であります。

次に、9ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 39 万 6 千円の増額は、職員給与等の調整によるものであります。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費 900 万円の増額、3 目、施設介護サービス給付費 1,600 万円の増額、6 目、居宅介護サービス 600 万円の増額は、要介護 1 から要介護 5 の認定を受けている方への介護サービスの給付費でございますが、ショートステイの利用、それから、施設入所者が増えたことによるものであります。なおこれは、近隣の市町村に特別養護老人ホーム等が開設したことが原因と考えられます。

10 ページをご覧ください。

2 項 1 目、介護予防サービス給付費 150 万円の増額は、要支援 1、2 に認定された方のデイケア利用や有料老人ホームへの入所が増加しているものであります。4 項 1 目、高額介護サービス費 100 万円の増額、及び 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費 200 万円の増額は、住民税非課税の利用者が施設サービス等を利用する際の居住費や食費を軽減したり、1 カ月の利用料が高額になったときに支援するものであります。先ほど説明申し上げました施設入所者等の増加によるものでございます。

11 ページをご覧ください。

3 款、基金積立金、1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金 1,311 万 2 千円の増額は、平成 29 年度の決算による繰越金のうち、過年度分の国・県への返還金を除いた分を積み立てするものであります。なお、この積み立て後、介護給付費準備基金につきましては、残高につきましては 5,066 万 3 千円となる見込みでございます。

4 款、地域支援事業費、3 項 4 目、任意事業費 59 万 6 千円の増額は、認知症対応型共同生活介護事業所の利用者家賃助成費の対象者が増えたことによるものであります。

12 ページをご覧ください。

6 款、諸支出金、1 項 2 目、償還金 1,373 万 6 千円の増額は、国・県支出金の平成 29 年度の精算による返還分の計上であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 12 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 12 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、歳入においては、小綱木簡易水道施設の配水池・水位計更新に伴う地方債の増額、歳出では、人件費の調整によるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 170 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,446 万 2 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明いたします。5 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入です。

5 款、町債、1 項 1 目、簡易水道事業債は、170 万円の増額です。これは、本年 9 月補正予算で計上いたしました小綱木簡易水道施設の水位計更新費用に充当するものであります。

次に、歳出です。

1 款、水道費、1 項 1 目、一般管理費は、16 万 7 千円の増額です。人件費の調整によるものです。2 目、簡易水道施設整備費は、財源の調整であります。

3 款、予備費、1 項 1 目、予備費は、人件費の調整や、事業費の財源として、地方債を充当することによりまして 153 万 3 千円の増額であります。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表地方債補正は、変更であります。

補正前の限度額 2,070 万円を 170 万円増額し、補正後の限度額を 2,240 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 13 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 13 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、事業費精査による地方債借入金の減額や、人件費の調整によるものです。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第 1 条、平成 30 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 30 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

歳入はございません。

歳出は、第 1 款、水道事業費用の 1 項、営業費用の既決予定額を 119 万 7 千円増額、1 億 3,658 万 6 千円とし、2 項、営業外費用の既決予定額を 100 万円減額し、3,040 万円とし、3 項、予備費の既決予定額を 19 万 7 千円減額し、30 万 3 千円とするものであります。

第 3 条、予算第 4 条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,870 万 9 千円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 362 万円、過年度分損益勘定留保資金 5,508 万 9 千円、建設改良積立金 500 万円、減債積立金 500 万円で補填するものとする。を、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 8,026 万 4 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 362 万円、過年度分損益勘定留保資金 5,664 万 4 千円、建設改良積立金 1,000 万円、減債積立金 1,000 万円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入は、第 1 款、資本的収入、第 1 項、企業債の既決予定額を 1,700 万円減額し、3,000 万円とする。第 2 項、補助金の既決予定額を 805 万 5 千円減額し、4,164 万 6 千円とする。

支出は、第 1 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費の既決予定額を 1,350 万円減額し、5,890 万円とするものです。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。補正前の限度額4,700万円を1,700万円減額し、補正後の限度額を3,000万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

第5条、予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費の既決予定額を19万7千円増額し、1,179万円とするものであります。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページをご覧くださいと思います。

収益的収入及び支出の支出は、第1款、水道事業費の第1項、営業費用のうち、1目、原水及び浄水費と2目、営業外費用の消費税及び地方消費税を組み替えるとともに、人件費として4目、総務費を19万7千円増額し、3項、予備費で同額を減額するものであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出の収入であります。

第1款、資本的収入、1項1目、企業債借入金の既決予定額を1,700万円減額し、3,000万円とします。2項1目、他会計負担金は、既決予定額を805万5千円減額し、4,164万6千円とします。

次に支出は、第1款、資本的支出、1項2目、配水管布設費の工事請負費を、事業費精査により1,350万円減額するものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成30年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成30年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第14号、公社造林契約の一部変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第14号、公社造林契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年3月末をもって解散した本町財産区から町に引き継がれた公社造林契約の一部を変更するものであります。

内容につきましては、本日お配りいたしました議案第 14 号資料でご説明いたしますので、ご覧願います。

まず、1 の概要であります。公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社は、林業経営費の増大や木材価格の低迷により、長期借入金の増加など経営が極めて厳しい状況にあることから、財務の健全化を図るため、緑の森づくり新生プランに基づき、公社造林契約に係る期間の延長と分収割合の見直しを行ってきたところであります。なお、公社の分収割合の見直しにつきましては、記載のとおりであります。

一方、本町におきましては、本町財産区が平成 29 年度末をもって廃止されたことから、平成 30 年 4 月 1 日付けで町にその財産及び権利義務が継承されたところであります。なお、本町財産区から町への名義変更に係る公社との変更契約は締結済みであります。改めて公社より本町に対して分収割合の変更の要請があったところであります。

町といたしましては、公社と契約を締結している県内の市町村全てが、分収割合を 100 分の 10 としていることや本町が出資団体であることを考慮し、その変更について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、当初契約から現在までの契約内容につきましては、記載のとおりであります。契約地につきましては、野沢字萱苅場山甲 2298、樹種は杉で面積は 18 万 2,109 平方メートルであります。また、現在の契約期間は、昭和 56 年 9 月 23 日から平成 75 年 9 月 22 日までの 82 年間で、分収割合は町が 100 分の 20、公社が 100 分の 80 であります。

次に、2 の変更内容であります。分収割合について現行の町 100 分の 20、公社 100 分の 80 を町 100 分の 10、公社 100 分の 90 に変更するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、公社造林契約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、公社造林契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議にしますが、地方自治法第 117 条の規定によって、教育長、江添信城君の退場を求めます。

暫時休議します。（11時20分）

○議長 再開します。(11時23分)

日程第10、議案第15号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第15号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年12月25日で任期満了となります教育委員会教育長につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります江添信城さんを適格者として認め、引き続き教育委員会教育長として任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。任期につきましては、3年であります。

なにとぞ、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第15号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(11時26分)

○議長 再開します。(11時27分)

ただいま、教育委員会教育長として任命同意されました教育長、江添信城君から、あいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

教育長、江添信城君。

○教育長 このたび、教育長の再任の同意をいただきました。ありがとうございます。議長にお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

4月の着任より9カ月が過ぎました。私は、まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは教育からとの思いから、教育委員会として鋭意教育改革に取り組んでまいりました。就任時にもお話をさせていただきましたが、明治の松下村塾といわれた研幾堂が渡部思斎先生によって創設され、この研幾堂から時代を動かす多くの人材が輩出され、町は大きく発展いたしました。まさに教育は未来への人づくりにあります。

私は、西会津の先人たちが築いてこられた歴史や伝統、文化、そして西会津の豊かな自然を誇りに思い、しっかりと後世に継承し、未来へのまちづくりを教育から始めていくこ

とが新しい時代を切り開く鍵になるものと思っています。そのために、西会津町の地域力である不易を最大限に取り入れ、産官学民の知のリソース、流行と融合させながら、新しい学びを通して、未来を生き抜く力を育んでいく教育改革を推進していきたいと思います。

このたび、西会津町の地域の教育力を活用した取り組みが高く評価され、地域学校共同活動として文部科学大臣表彰という名誉ある賞を受賞できたことは、大変素晴らしいことと思います。

私は、この地域の教育力を学校教育に生かしながら、子どもたちが地域を知り、地域と関わり、地域に貢献する、地域に開かれた学校を目指し、コミュニティスクールとして、きらっと光る西会津の教育を推進してまいりたいと思います。今後も子どもたちや保護者、地域の声を聞きながら、校長先生や教職員の方々と情報を共有し、共通認識を持って教育改革に取り組んでまいります。

結びに、子どもたちは西会津のかけがえのない未来の宝であります。議会の皆さまのご理解とご支援をいただきながら、西会津町の未来を託す子どもたちを、皆さんとともに育んでいく決意ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます、再任のあいさつといたします。

○議長 日程第 11、議案第 16 号、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 16 号、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年 8 月末に農業委員会委員一名が辞任したことに伴い、その後任者を公募により募集したところであります。

野沢地区の 3 自治区長から連名で推薦があり、選考委員会による選考を行った結果、野沢原町七町内在住の岩原稔さんを適格者として認め、選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

岩原さんについて、ご紹介申し上げますと、昭和 23 年 12 月、野沢の生まれで、町役場の農林課長などを務められ、平成 20 年 3 月に退職後、現在は、民生児童委員、保護司、にしあい福祉会監事、西会津ケーブルネット監事などとして活躍されているとともに、地域活動へも積極的に参加し、地域の信頼も厚い方であります。

任期は、前任者の残任期間となる平成 32 年 7 月 19 日までであります。

以上、経歴等につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、岩原稔さんを農業委員会委員に選任したいので、なにとぞ、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 16 号、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決し

ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加日程配付のため、暫時休議します。(11時34分)

○議長 再開します。(11時37分)

追加議案として、町長から議案第 17 号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 17 号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 17 号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 17 号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 17 号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、今ほど町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、地方自治法の改正により、監査制度が拡充強化されたことに伴い、福島県市町村総合事務組合の監査委員の選任の方法等について規約の一部を変更するものであります。また、会計管理者及び事務局の条項についても併せて整理するものであります。

それでは、変更条文についてご説明を申し上げます。議案書とあわせて新旧対照表をご覧願います。

まず、第 9 条の 2 は、会計管理者の規定であります。これまで、第 11 条第 2 項で規定されていた会計管理者を地方自治法の規定に合わせるため、新たに 1 条を追加し、単独で規定するものであります。

次に、第 10 条は、事務局の設置及び職員の規定でありまして、先ほどの会計管理者の規

定は単独条項としたため削除し、第3項として、職員の定数は、条例で定めることを新たに規定するものであります。

第11条は、監査委員の規定でありまして、第1項は、監査委員の人数を3人から2人に改めるものであります。

第2項は、監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有するもの及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任することを規定するものであります。

第3項は、監査委員の任期を識見を有する者にあつては4年、組合議員にあつては、組合議員の任期によることを規定するものであります。

また、第4項は、識見を有する者のうちから選任される監査員は、非常勤とすることを規定するものであります。

次に、附則であります。この規約は、知事の許可のあった日以降、新たに監査委員の任期が開始する日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　今、新旧対照表を見ていたんですけども、2点お伺いいたします。

9条の2に、組合に会計管理者を、今度、新たに置くということになっておりますが、これ人数等の規約はあるのかどうか、ここにちょっと、文にはなかったのもので、どのような人数になるのかお聞きしたいと思います。

あと、9の第10条、組合に監査委員3人を置くと、これが11条となって、組合に監査委員を2人ということで、1人減っていますが、この地方自治法の改正により、監査委員制度が充実強化されたからだということではありますが、どのような、具体的に強化になったのかをお示してください。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

まず、会計管理者でございますが、会計管理者につきましては、新たに置くものではなくて、もともと1名おりました。それを、今まで旧の規約ですと、事務局の設置及び職員、第11条の第2項に会計管理者の規定がございました。これを単独で、9条の2に単独で位置付けたということです。

それから2点目の、監査委員についてでございますが、まず、今まで3人だった監査委員を2名にしたということでございますが、今まで3名の監査委員につきましては、総合事務組合の構成団体から議員を出して、その方のみの3名でございましたが、今回、2名にした上で、識見を有する方、外部の方を1名入れて監査制度の充実強化を図ったと、そういう改正でございます。

○議長　1番、三留満君。

○三留満　ちょっと急に出てきたものですから、ちょっと分からないところがありますので、何点かお伺いします。

まず、この事務組合には、現行、職員の方は何人くらいおられるのか。それから、この

総合事務組合と町との関係といいますかね、町はどの程度の事務的な連携といいますか、そういうものがあるのか、ちょっとその点をお伺いします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

ちょっと総合事務組合の職員数、ちょっと今、手持ちに資料ございませんので、後ほどお答えをします。

この総合事務組合の業務について、まずご説明をいたします。まず、常勤職員、町の特別職、それから職員に対する退職手当の支給事務、これがまず1つです。それから、消防団員の公務災害補償及び退職報奨金の支給事務、それもやっております。それから、あと議会議員、その他非常勤特別職の公務災害の補償事務。こういった業務を扱っております。もちろん県内の市町村及び例えば身近ですと、喜多方広域市町村圏組合もここに加入しております。広域の職員も、消防署とか、そういった職員もここに該当するというところでございます。

あと、人数は、すみません今、調べてございますので、後でお答えをしたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 そうすると、この運営費といいますか、その活動費といいますか、これは市町村からの財源ということですか。ちょっとそこら辺の内容をお願いします。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

加盟している市町村及び広域等の一部事務組合の負担で運営をしているということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、福島県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時49分)

○議長 再開します。(13時00分)

先ほど、議案第17号、福島県市町村総合事務組合規約の変更についての議題のもと、1番、三留満君からの質問に対しての答弁したいとの申出がありますので、これを許します。

新田総務課長。

○総務課長 先ほどの市町村総合事務組合の職員数というご質問でございますが、常勤の職員は5名でございます。そのほか、事務局長と事務局次長、それぞれ非常勤というこ

とで7名体制ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 日程第12、議会案第1号、西会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案の説明を求めます。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、議会案第1号についてご説明を申し上げます。

提出者は、清野佐一。そして賛成者は、荒海清隆議員、多賀剛議員、渡部憲議員、伊藤一男議員、長谷川義雄議員であります。

朗読をもって説明に代えさせていただきますが、一緒に条例規則改正案新旧対照表もご覧をいただきたいと思います。それではご説明を申し上げます。

西会津町議会議員の定数条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

次のページをご覧くださいと思います。

西会津町議会議員の定数条例の一部を改正する条例。

西会津町議会議員定数条例、平成14年条例第34号の一部を次のように改正する。

本則中、14人を12人に改める。

附則、この条例は平成31年1月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提出の理由。現下の人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化や財政状況を鑑み、議会自らが議員定数を削減し、議会の本来的権能を失うことなく効率的で機能的な議会運営を図るものであります。

以上、説明を終わらせていただきますが、議員各位の満場のご賛同をお願いするものであります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第1号、西会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議会案第2号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案の説明を求めます。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは、議会案第 2 号についてご説明を申し上げます。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。なお、条例規則改正案新旧対照表も一緒にご覧をいただきたいと思います。

西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び西会津町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出をいたします。

次のページをご覧くださいと思います。

西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例。

西会津町議会委員会条例、昭和 41 年条例第 1 号の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び 2 号中、7 人を 6 人に改め、同条に次の 1 号を加える。3 号といたしまして、広報広聴常任委員会、11 人。議会の広報広聴に関する事務。

第 10 条第 2 項中、議長を議会に改め、同項に次のただし書きを加える。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

附則といたしまして、この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

提出の理由。議員定数減に伴う委員定数の変更及び、西会津町議会基本条例に基づく広報広聴活動の充実強化並びに議会活動の活性化によるもの。

以上、説明を終わらせていただきますが、議員各位の満場のご賛同をお願いするものであります。

○議長　暫時休議します。(13 時 10 分)

○議長　再開します。(13 時 10 分)

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第 2 号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第 2 号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議会案第 3 号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案の説明を求めます。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは、議会案第3号についてご説明を申し上げます。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。なお、条例規則改正案新旧対照表も一緒にご覧をいただきたいと思います。

西会津町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

次のページをご覧いただきたいと思います。

西会津町議会会議規則の一部を改正する規則。

西会津町議会会議規則、昭和63年議会規則第1号の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。2項といたしまして、議員が出産のために出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第8条第1項中、午後4時30分を午後5時に改める。

第13条第1項及び第16条第1項中、2人を1人に改める。

第112条中、3日を7日に改める。

附則といたしまして、この規則は、平成31年7月1日から施行する。

提出の理由といたしまして、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、平成30年法律第28号が施行され、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

併せて、議員定数減に伴い、地方自治法第112条の規定に準じて改正し、議会の活性化を図るものであります。

加えて、議会の秩序保持のため改正するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、議員各位、満場の賛同をお願いするものであります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第3号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第3号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第15、陳情第7号、黒沢集落　水道建設に関する要望書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、荒清隆君。

○荒清隆君　それでは、経済常任委員会から報告を申し上げます。

陳情報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告をいたします。

記。

受理番号、陳情第 7 号。

付託年月日、平成 30 年 12 月 7 日。

件名、黒沢集落　水道建設に関する要望書であります。

審査の結果であります、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で経済常任委員会の報告を終了いたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第 7 号、黒沢集落　水道建設に関する要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第 7 号、黒沢集落　水道建設に関する要望書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第 7 号、黒沢集落　水道建設に関する要望書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 17、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、政策提言調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

政策提言調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 12 月町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正並びに平成 30 年度補正予算など、町政が当面する重要な案件について、ご審議をいただいたところでありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

一般質問並びに議案の審議をとおして、皆さまからいただきましたご意見等に、十分意をもって町政に反映してまいり所存でありますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今年もあと残り少なくなりました。寒さも一段と増してまいりました。議員各位におかれましては、ますますご自愛のうえ、町勢伸展のためにご尽力、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。よい年をお迎えください。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る 12 月 7 日以来、本日まで 7 日間にわたり、条例の一部改正をはじめ、平成 30 年度の補正予算、人事案件など、町から提出された 17 議案及び次期改選期から議員定数を 2 人減とする議員定数条例の一部改正など、議会案 3 議案についてご審議を賜りましたが、全て原案のとおり議決成立をみました。多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられま

した意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

現在、議会では、第3の機能として求められている政策提言及び政策立案機能を向上させ、町民の皆さまと一体となり、安心して住みよいまちづくりを進めるため、政策提言調査特別委員会において、調査検討を行っているところであります。

議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら、町勢伸展のため、今後も継続して議会活動に取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、よいお年を迎えられますようご祈念いたしますとともに、今後とも、町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これをもって平成30年第7回西会津町議会定例会を閉会します。（13時27分）